

諸外国における政治分野への女性の参画に関する
調査研究報告書

平成 31 年 3 月
有限責任監査法人トーマツ
(内閣府男女共同参画局 委託事業)

イギリス・フランスの政党から見る有効な政党の取組

女性議員を増やすという「政治意志」を持つ

- ✓ 党首が強いリーダーシップを発揮し、党首によるパリテ宣言などの強いメッセージを発信することで、女性が手を挙げやすくする

<取組例>

- 党首（マクロン仏大統領）による女性擁立の強い意志を示すビデオメッセージを公開（2017年）⇒公募応募者の女性比率が増加〔フランス共和国前進〕
- 「女性指定選挙区」（現職議員が引退をしている選挙区などの、当選の可能性が高い選挙区の候補者選出のための最終候補者リストを女性に限定する仕組み）の導入〔イギリス労働党〕
→女性議員の増加が女性票の獲得を通じ政党の党勢を拡大
→対する保守党も有権者からの支持拡大のため党執行部主導の取組強化

候補者選定過程の透明化

- ✓ 敷居が高いと思われがちな政治の世界に足を踏み入れやすくし、女性を含めた多様な人材が議会に参入しやすくする

<取組例>

- 国会議員になるためのステップをHPで紹介（応募・相談⇒申請書の提出⇒適性審査⇒実務テストや面接）〔イギリス保守党〕

諸外国の取組や動向を踏まえた日本への示唆

議員の働き方改革

- ✓ 育児などの家庭生活と政治活動が両立できるような議会へ

<具体策>（列国議会同盟（IPU）「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」より）

- 審議開始時刻を早める／遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程調整
- 育児休暇の取得、代理投票の利用 ・ 託児所やファミリールームの設置 など

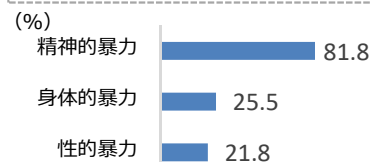
政治分野のハラスメント・暴力の撤廃

- ✓ 女性の政治参画を阻む大きな壁となるハラスメント・暴力に対する対応が必要

<列国議会同盟（IPU）が提言する具体策>

- 苦情処理手続きの確立（機密性のある相談窓口の設置）
- セクシュアル・ハラスメントへの議会行動規範の確立
- セクシュアル・ハラスメント防止を目的とする研修 など

世界の女性議員が受けた暴力の実態



（出典）IPU(2016) レポート
回答者：39か国55人の女性議員

議員養成トレーニングの実施

- ✓ 政治家になるための資質やスキルを提示し、候補者選定に密接にかかわるプログラムの提供により、女性の政治への参画を促す

<ポイント>

- ①体系的なプログラムと選抜基準の明示、②参加費用の低額設定と開催時間の子育てと両立できるような配慮、③参加者のネットワークや連帯感の醸成

<取組例>

- 参加費無料の5か月間のトレーニング（ネットワーク構築を促すため合宿も導入）など、長期間のトレーニングの実施〔イギリス労働党〕
- スピーチやメディア対応などテーマ別のコース（2か月で1コース）の提供と求める能力の明確化〔イギリス保守党〕

党内組織に女性議員の声を反映しやすく

- ✓ 政党幹部や候補者選定者の男女のバランスを意識して任命することで、女性の声を反映することとともに女性擁立の姿勢を示す
- ✓ 女性が安心して活動できるようにするため、女性議員同士の連帯と変革を促す活動基盤をつくる

自己点検、モニタリング（監視機関、IPUによる監査）

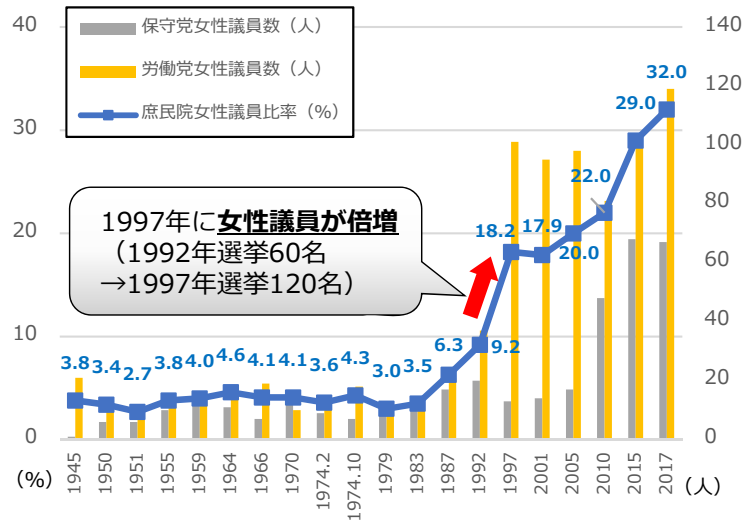
- ✓ ジェンダーの視点に立った議会の自己点検
イギリスは、女性参政権100周年に際し、先進国として初めてIPUによる監査を実施（2018）
- ✓ モニタリング体制の確保
フランスでは、首相付きの公的諮問機関である“女男平等高等評議会”が監視、提言を実施
イギリスでは、議会の“女性と平等委員会”が調査や有識者・政党等へのヒアリングを実施
- ✓ エビデンスを収集した調査報告を定期刊行
フランスでは“女男平等高等評議会”、イギリスでは“女性と平等委員会”が定期レポートを発行（研究者への委嘱によるレポートの発行） など

候補者男女均等に向けた政党助成金の在り方

- ✓ 候補者男女均等に向けた取組状況に応じた政党助成金の配分の検討
女性議員を増やすことを目的として公的な政治資金の配分をしている国は30か国
<ジェンダーに基づく公的な政治資金（政党助成金）制度の3つの類型>
①事前に設定した女性比率を超えた場合に受け取れる仕組み、②女性比率に応じた配分額を増減、③助成金の一部をジェンダー平等や女性候補者の支援金として支給

政治への女性参画拡大の経緯

庶民院（下院）の女性議員増加の経緯



- 1993年 労働党：女性指定選挙区の導入
(女性有権者からの支持が保守党に大きな後れを取っていることが調査により判明し、女性票獲得のための戦略として女性議員増加の取組が必要とされたことを背景)
→性差別禁止法を根拠に女性指定選挙区の使用に差止め (1996)
- 1997年 庶民院（下院）選挙において、女性議員を大きく増加させた労働党が勝利
- 2002年 性差別禁止（選挙候補者）法の改正により、政治代表に関するポジティブ・アクションが可能に
→労働党：女性指定選挙区の使用を再開し、女性議員が引き続き増加
→保守党：キャッチアップのため、女性問題への質の向上による女性有権者の支持拡大、女性議員増加を課題として、取組を推進

<イギリスの政治体制>

- ✓ 二院制（上院である貴族院（非公選）と下院にあたる庶民院の二院制）
- ✓ 庶民院議員は単純小選挙区制度により選出され、任期は5年
- ✓ 保守党と労働党による二大政党制

政党による取組

女性指定選挙区 [労働党]

現職議員が引退を予定している、あるいは当選者と次点落選候補の得票差が6%以内である「当選の可能性が高い」選挙区において、議員の候補者を選出する最終候補者リストを女性に限定するもの（当該リストをもとに選挙区内の党員による投票で候補者を決定）

候補者・女性政治家のトレーニング

- 党内女性組織により候補者として選出されることを希望する女性党員に対して2か月コースのトレーニングを実施。履歴書の書き方から、パブリック・スピーキングやメディアの対応等の多岐にわたる訓練を実施 [保守党]
- 女性党員から選出された者に対して無料で、合宿を含めた5か月間のトレーニングを実施 [労働党]

公募、候補者選定過程の透明化

- 国会議員になるためのステップをHPで紹介 [保守党]
(応募・相談⇒申請書の提出 (3通の推薦書が必要)
⇒適性審査等⇒実務テストや面接)

<保守党の候補者選出過程において課せられる課題>
能力評価インタビュー、パブリックスピーキング、未決の案件に関する実習、グループ実習、小論文

議会による調査の活用や監査受入れ

- 研究者を庶民院に配置し、より代表制が高く包摂的な議会とするための提言などをまとめた報告書を作成 (『良き議会』(The Good Parliament) (2016) など (庶民院議長によるイニシアチブで実現)
- 議会による列国議会同盟 (IPU) の監査受入れ (2018)
→ ハラスメントと認識されるべき議会文化、審議スケジュールの予測可能性や長時間労働の問題等について指摘

議会制度の整備

- 各種調査や議会における女性議員連盟による提案等を受け、議会制度の整備を推進
- 審議時間の変更 (月曜PM10時、火曜・水曜PM7時、木曜PM5時、金曜PM2時半まで)
 - 議会内に保育所を設置
 - 議会内での言葉遣いの見直し (例：チェアーマン→チェア など)
 - 事実上の育休を取得する議員の増加 (2019年1月に育休の際の代理投票を試験導入)

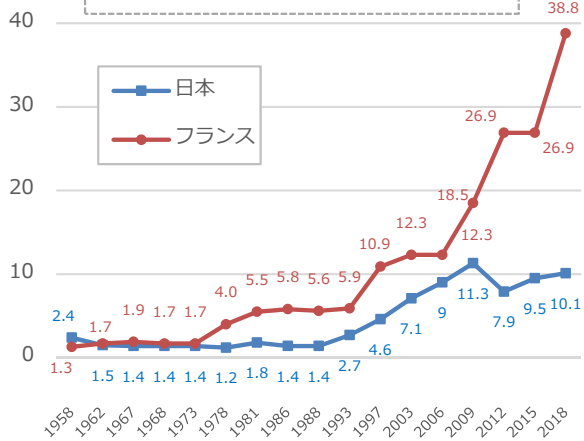
議員、政府機関、議会、公益団体、研究者が協働する政策ネットワーク

～ #AskHerToStand Day : #彼女に立候補を呼びかけよう (女性候補者の他薦キャンペーン) ～

市民/公益団体の調査研究やイベントなど活動を通じて、女性の政治代表の拡大に関心を持つ主体が協働するネットワークを構築。政党にとっては候補者リクルートの機会に
→問題意識やさまざまなアクターが持つ知見や知識、スキルが共有され、女性の政治代表の拡大を目指す試みが拡大

パリテ法の制定の経緯と仕組み

日仏の下院女性議員率の推移 (%)



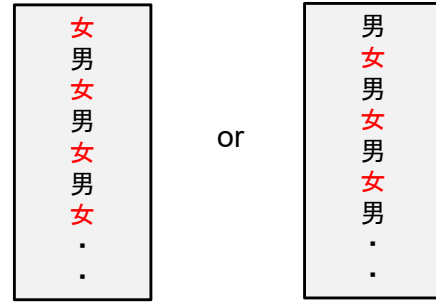
- 1982年 下院で可決された「25%クオータ法案」に対して憲法院が違憲との判示
- 1990年代 クオータ制とは異なる理念の「パリテ」の広がり
- 1999年 憲法改正「法律は選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」との条文追加
- 2000年 いわゆる「パリテ法」の成立
 - 選挙候補者名簿を男女交互とする仕組み
 - 政党助成金の減額の仕組み
 - 選挙候補者名簿の登載順の仕組みの導入
- ⇒以降、適用範囲の拡大や助成金の減額率の増加を段階的に進める
- 2013年 県議会選挙でのペア立候補制度を導入

※ フランスでは地方議会選挙において、地方議会の議長が当該地方自治体の首長も兼任する。選挙に勝利した政党のトップが議長及び首長になる仕組みである。

パリテとは・・・
権力を、政治から経済に至るまで分かちあうこと。元々、同等・同量の意味のフランス語で、政治その他の意思決定の場への男女平等参加を示す。

法律に基づく仕組み（法律によるクオータ制）

各政党の選挙候補者名簿の登載順を男女交互とする [拘束名簿式比例代表一回投票制] (上院議員の比例代表制適用部分、欧州議会議員ほか)



各政党の選挙候補者の男女差が2%以上の場合、政党助成金を減額 [小選挙区二回投票制] (下院選挙)

例) 候補者が男性70%、女性30%の場合の政党助成金の減額率の計算

$$(70 - 30) \times \begin{matrix} 50\% (2000年\sim) \\ 75\% (2008年\sim) \\ 150\% (2014年\sim) \end{matrix} \Rightarrow \begin{matrix} 20\%減 \\ 30\%減 \\ 60\%減 \end{matrix}$$

減額率を段階的に増加

<公募：候補者選定過程の透明化>

- 立候補理由等について500文字で要点をまとめてウェブフォームで応募 (2017年下院選挙)
- 120秒スピーチビデオをウェブ上で登録 (2019年欧州議会議員選挙)

議員として活動するにあたり、短く明瞭なメッセージで自身の政策のアピールができるかを審査

男女ペア立候補制度 [ペア多数代表二回投票制] (県議会)

- ✓ 男女がペアで立候補し、当該ペアへ投票する
- ✓ 男女がペアで当選し、当選後それぞれが別々に議員としての活動を担う
- ✓ 補欠は候補者と同性を指名

<県議会議員選挙ポスターの実例>



(約14% (2011) であった女性県議会議員比率は2013年のペア立候補制度の導入後に約50% (2015) に (結果のパリテ)

政党による取組 (共和国前進の例)

<党首からのビデオメッセージ>



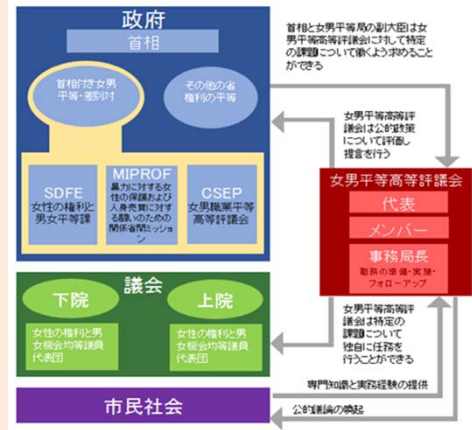
Youtube 共和国前進チャンネル (2017年国民議会議員選挙)

勝ち得る選挙区に女性を割り当てる意思があること等を強調するマクロン大統領 (加えて現職の女性議員のメッセージも公開)

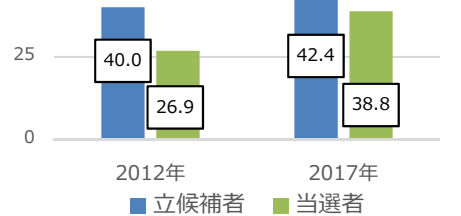
パリテのモニタリング機関

女男平等高等評議会 (HCE) [2013年に年パリテ監視委員会から再編]

- <機能>
- ・ 首相付きの公的諮問機関
 - ・ メンバーは首相が任命(任期3年)し、ボランティアで活動 (メディア専門のスタッフも1名)
 - ・ HCEが提出する法律の評価や改善のための意見書の約40%が法案化
 - ・ 政府の応答責任が規定され、HCEが公的な議論を引き起こしうるタイミング (関連法案の審議等) を見計らって評価書や報告書を提出



国民議会議員選挙の立候補者と当選者に占める女性の割合 (%)



公募に応募する女性が増えるとともに、実際に勝ち得る選挙区に女性を割り当てることにより女性議員が増加

「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」

～2012年、列国議会同盟（IPU）が採択～

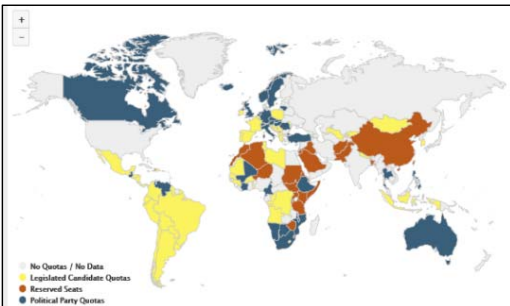
<主な行動分野>

- 女性議員数の引上げと参加の平等の実現（行動分野1）
- ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善（行動分野4）
- 議会スタッフにおけるジェンダーへの配慮とジェンダー平等の促進（行動分野7）

<主な具体策>

- 議会の要職への登用に際して、アファーマティブ・アクションを講じる、男女が交替で要職に就任
- 議会の儀礼、服装規定、人の呼び方や慣習・規則等についてジェンダーに基づく分析
- 審議開始時刻を早める／遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程を調整など
- 託児所やファミリールームの設置、設備のジェンダーの観点による評価
- 育児休暇の取得、代理投票・ペアリング制度の利用
- 男性議員向けのジェンダーに配慮した研修プログラム、セミナー等の提供

政治分野におけるクォータ制の導入状況と公的政治資金の配分



■ 政治分野におけるクォータ制とは

政治分野での男女間格差を是正する方策で、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度
導入状況（IDEAのジェンダークォータデータベース）

<導入状況>

- 憲法・法律による候補者クォータ制⇒53か国
- 憲法・法律による議席割当クォータ制⇒24か国
- 政党による自発的クォータ制⇒55か国

■ 女性議員を増やすための公的な政治資金の配分

30か国で女性議員を増やすことを目的する公的な政治資金（政党助成金）の配分の仕組みを導入

<3つの手法>

- ①事前に設定した女性比率を超えた場合に受け取れる仕組み
- ②女性比率に応じた配分額を増減
- ③助成金の一部をジェンダー平等や女性候補者の支援金として支給

独立性の高い監視機関の必要性

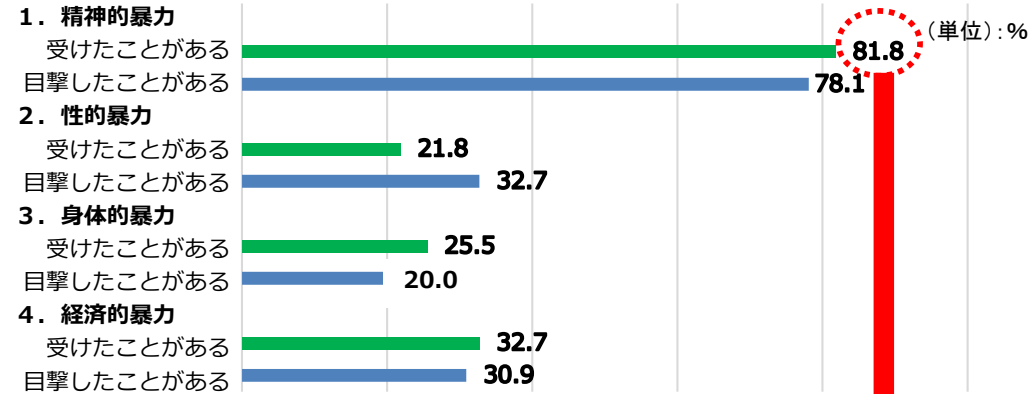
～メキシコの例～

選挙の監視を担う国立選挙管理協会が、定期的に党の財務状況も取扱う任務も担っており、金銭的なペナルティにとどまらず、政党運営にも影響を及ぼす権限を有する

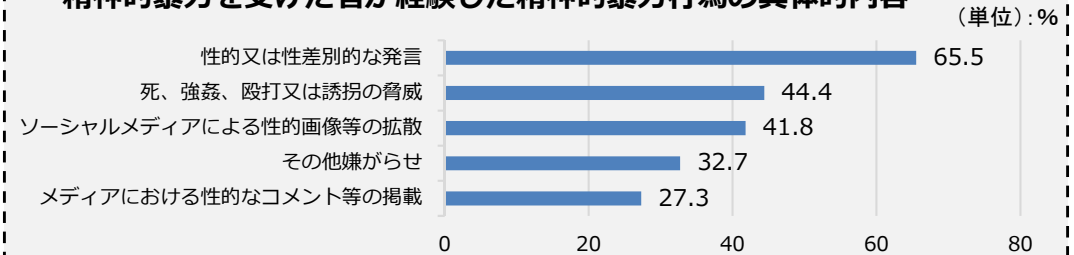
国	クォータの内容	公的な政治資金の供与の詳細	改革年
フランス	どちらかのジェンダーが候補者の51%を超えない	各ジェンダーの候補者の差が2%を越えると、下院議員選挙で獲得された得票に対する配分が減額（減額率は法律の改正ごとに50%→75%→150%に高められ、罰則が強化）	2014 2011 1998
大韓民国	比例代表選挙の名簿で女性候補者が50%	女性候補者公認指名交付金は、獲得した国会議員率及び得票率に基づいて政党に分配 女性候補者の支援のための用途制限を設ける	2010
ブルキナファソ	候補者の30%は女性	違反に対しては、政党交付金の50%削減。30%の割当に到達又は超過する場合、追加の政党交付金を支給	2009

女性に対するハラスメント・暴力の実態

～列国議会同盟（IPU）による実態調査（39か国の55人の女性議員へのヒアリング調査）～



精神的暴力を受けた者が経験した精神的暴力行為の具体的内容



提言されている主な制度的解決策等

- ・ セクシュアル・ハラスメントポリシー、議会行動規範の形成
- ・ 政治から独立したセクシュアル・ハラスメントに関する苦情処理手続の確立（以下事例紹介）
- ・ 警察等と協力して、議会のセキュリティ環境を強化
- ・ 国会における内部メカニズムの強化

セクシュアル・ハラスメントに関する議会行動規範 ～2つの取組事例紹介～

事例①：コスタリカ

セクシュアル・ハラスメントの案件を担当する委員会は、議会の人事担当部長、医療専門家、弁護士及びその代理人で構成。同委員会は手続の開始時において、調停者に、この分野の専門家からの支援を受けられるよう依頼。国会議員はこの手続と並行し、裁判所に苦情を申し立てる。

事例②：カナダ

調停に対する苦情や要望（手続は機密）は、下院の人事担当部長が担当。人事担当部長は、セクシュアル・ハラスメントが発生したかどうかを判断するために外部の調査者に委託。すべての下院議員は、職場環境においてセクシュアル・ハラスメントをなくすこと、行動規範を尊重することに関する書面に署名。議員と議会のスタッフ等のために研修会を開催。

目 次

主な略語一覧	i
I. はじめに	1
1. 本調査研究事業の背景・目的等	1
1.1 背景	1
2.2 目的	1
2. 調査研究会の設置	2
3. 海外調査の方法	2
3.1 目的	2
3.2 方法	3
3.3 対象	3
4. 実施主体	5
5. 報告書の構成	5
II. 日本の現状	7
1. 議会の特徴と女性議員比率	7
1.1 国会議員	7
1.2 都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員	9
2. 政党等による政治分野への女性の参画に関する取組の状況	12
2.1 各政党本部による取組	12
2.2 地方組織による取組	16
3. まとめ	18
参考文献等	19
III. 諸外国の状況	20
1. イギリスの事例	20
1.1 イギリスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因（武田 宏子）	20
1.1.1 はじめに—ヨーロッパにおける「後発国」としてイギリス	20
1.1.2 政党	23
1.1.3 議会制度の整備	40
1.1.4 政府平等省	42
1.1.5 市民／公益団体と政治運動	44
参考文献	45
1.2 現地調査から見えてくるイギリスの現状と日本への示唆（武田 宏子）	50
1.2.1 現地調査の過程	50
1.2.2 政党	51
1.2.3 政府機関	60
1.2.4 議会の機関	63
1.2.5 市民／公益団体	64

1.2.6	研究者による貢献	66
1.2.7	日本への示唆	67
	参考文献	69
2.	フランスの事例	72
2.1	フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因：クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで（村上 彩佳）	72
2.1.1	はじめに——「ヨーロッパにおける女性議員率ワースト2」の衝撃	72
2.1.2	クオータ制導入の頓挫からパリテへ	79
2.1.3	2000年のパリテ法からの発展	84
2.1.4	パリテ選挙の実例	88
2.1.5	パリテを推進する諮問機関の役割：パリテのための機関からジェンダー主流化のための機関への変化	94
2.1.6	市民／市民団体のインプット：女男平等高等評議会のプラットフォームの活用	98
2.1.7	小括	99
	参考文献	100
2.2	現地調査から見えてくるフランスの現状と日本への示唆（村上 彩佳）	102
2.2.1	現地調査の過程	102
2.2.2	政党	102
2.2.3	政府機関：首相付き女男平等局	116
2.2.4	ジェンダーセンシティブな議会に向けて	120
2.2.5	日本への示唆	125
	参考文献	127
	付録：訪問機関一覧表	129
3.	イギリスとフランスの経験から引き出せること（三浦 まり）	132
3.1	イギリスとフランスの制度上の相違	132
3.2	政党の役割	134
3.3	議会の役割	137
3.4	政府の役割	137
3.5	市民団体の役割	138
4.	国際動向	142
4.1	列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union, IPU／スイス）	142
4.2	民主主義・選挙支援国際研究所（International Institute for Democracy and Electoral Assistance, IDEA／スウェーデン）	158
	参考文献等	167
IV.	総括	170
	～日本において政治分野における男女共同参画を推し進めるための示唆～（三浦 まり）	170

示唆1：党首が強いリーダーシップを発揮する	170
示唆2：政党内の候補者選定過程を透明化する	171
示唆3：政党が議員養成トレーニングを実施する	173
示唆4：党内組織の男女比率を均等にし、女性議員の声を反映しやすくする	174
示唆5：議員の働き方改革を進める	175
示唆6：政治分野のハラスメント・暴力の撤廃に向けた具体的措置を講じる	177
示唆7：IPU 監査を実施する	179
示唆8：「政治分野における男女共同参画推進法」の施行状況を監視する機関を設置する	179
示唆9：エビデンスを収集した調査報告を定期刊行する	180
示唆10：政党助成金を候補者男女均等の実現に向けて改正する	181
図表目次	185
参考資料	187
1. 海外ヒアリング結果概要	187
2. 地域別・諸外国の国会議員に占める女性の割合とクォータ制の取組	196

主な略語一覧

III. 諸外国の状況

1. イギリスの事例

- ・ 選挙区労働党 (Constituency Labour Party, CLP)

概要

イギリス労働党の庶民院選挙の候補者選出方法は、労働党規則集によって定められている。候補者選出は基本的に選挙区労働党レベルで行われる。労働党の党员であれば候補者選出に名乗り出ることができ、その中から最終候補者リストを作成するのは選挙区労働党の選考委員会が行う。最終候補者リストに残った候補者たちは、選挙区で行われる集会や討論会を通じてキャンペーンを行い、選挙区の党员たちに直接アピールする機会を持つ。

- ・ 女性指定選挙区 (all women short lists, AWS)

概要

イギリス労働党において導入された候補者選定に関するクォータ制は、候補者選出の権限が各選挙区労働党にあったことから進まなかったため、候補者選定に関するクォータ制よりもより効力の強い制度として、現職議員が引退を予定している、あるいは当選者と次点落選候補の得票差が6%以内である「当選の可能性が高い選挙区」(winnable seat)において、庶民院選挙の候補者を選出するための最終候補者リストを女性に限定するもの。

2. フランスの事例

- ・ 女男平等高等評議会 (Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes, HCE)

概要

1995年に創設されパリテ法の制定及びパリテの定着に貢献した「パリテ監視委員会」(L'observatoire de la parité)が、フランス大統領であるフランソワ・オランドと、ジャン＝マルク・エローによる2013年1月3日のデクレによって再編成。パリテを含めて5つの部門がある。5つの部門は、ステレオタイプと社会的役割、ヨーロッパ及び国際的取組、パリテ、健康・性及び生殖の権利、ジェンダーに関連する暴力である。各委員会は1か月に一度、全体でも年に2度、会合を開いている。

4. 国際的な動向

- ・ 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union, IPU)

概要

IPUは、1889年に設立された世界の議会による国際機関であり、本部はジュネーブに置かれている。各国・地域の議員の対話の中心として、世界の平和と協力及び議会制民主主義

の確立のために活動している。2005 年より、毎年各国の議会における女性の参画の進展等についてまとめた“Women in Parliament”を作成、公表するなど、各国の議会における女性の参画に関する情報を収集・提供している。

- ・ 民主主義・選挙支援国際研究所 (International Institute for Democracy and Electoral Assistance, IDEA)

概要

持続可能な民主主義を世界中に普及することを任務とし、1996年に設立された19の政府機関及び5つの国際NGOを中心に構成されている研究機関である。各国の知見の共有や、民主化に向けた改革の援助、そして政治や政策へ影響を与えることで、持続可能な民主化を支援している。IDEA、IPU、ストックホルム大学が共同で行うクォータに関する各国の情報を集めたプロジェクトとして、「クォータ・プロジェクト」を実施し、主導的位置を占めている。

I. はじめに

1. 本調査研究事業の背景・目的等

1.1 背景

男女共同参画基本法（平成 11 年法律第 78 号）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第 2 条）と定義している。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、1999（平成 11）年の同法制定に始まり、2003（平成 15）年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、施策の推進を進めてきたところである。

また、第 4 次男女共同参画基本計画（2015（平成 27）年 12 月 25 日閣議決定）において、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない」、「特に政治分野における女性の参画拡大は重要である」とされており、政府はこれまでも、同計画等に基づき種々の取組を行ってきた。

そのような中、超党派議員連盟「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」が 2015（平成 27）年 2 月に発足し、政治分野における男女共同参画の推進について議論が行われ、議員立法により、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）が 2018（平成 30）年 5 月 16 日に衆議院において全会一致で成立し、同月 23 日に公布・施行された。同法では、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、「男女の候補者の数ができる限り均等となること」（同法第 2 条）を目指すことなどを基本原則として掲げ、政党その他の政治団体に対して、「所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める」こととされるとともに、国及び地方公共団体が行う施策として、実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境整備並びに人材の育成等が掲げられている。

2.2 目的

このような背景を踏まえると、政党による自主的な取組を支援するため海外における政治分野の男女共同参画の推進に関する取組等について調査し、その情報の提供等を行うことが有用であると考えられる。本事業では、日本国内における文献調査を行うだけでは十分に得ることができない情報として、法律や規制以外の議会や政党が独自に取り組む事項等も含めて、海外現地調査を実施し、収集する。

諸外国における政治分野における男女共同参画の状況や政党・議会の取組、環境整備の状況

等について、日本における具体的な取組に資する詳細な情報を、文献調査のみならず各国の政党や国の男女共同参画担当機関へのヒアリング等の調査を通じて収集、整理する。

さらに、当該調査結果を踏まえ、具体的措置の日本への導入について、幅広い検討を行ったうえで、現在政府が取り組んでいる男女共同参画推進にかかる諸課題を踏まえ、直接的な取組に限らず、取組を促進するために必要な分野を視野に入れ、実効性のある取組提案につながる成果を提言することを目的とする。諸外国における女性の活躍推進に向けた取組の経緯及びその政策的効果や現状等について、詳細を把握・分析し、我が国の取組への示唆を得ることで、政治分野における男女共同参画を推進する。

2. 調査研究会の設置

本調査研究を効果的に遂行するため、政治分野への女性の参画に関する有識者4名を委員とする調査研究会を設置した。調査研究会においては、調査方針、調査項目、分析方法及び調査結果報告書の内容等に関して検討を行った。

調査研究会委員名簿（敬称略、五十音順）

[委員]	
庄司 香	学習院大学法学部政治学科教授
武田 宏子	名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授
堤 英敬	香川大学法学部教授
三浦 まり（座長）	上智大学法学部教授
[調査協力者]	
村上 彩佳	日本学術振興会特別研究員PD（上智大学大学院法学研究科）

3. 海外調査の方法

3.1 目的

日本政府が取り組んでいる男女共同参画推進にかかる諸課題を踏まえ、直接的な取組に限らず、取組を促進するために必要な分野を視野に入れ、実効性のある取組提案を考察する上で、既存の文献調査のみでは把握できない、現地で政治分野への女性の参画に関する取組に実際に携わっているイギリス及びフランスの政党、議会及び国の男女共同参画担当機関等並びにスウェーデン及びスイスに所在する国際機関・研究機関から直接意見を聴取することにより、今後の日本における具体的な取組に資する詳細な情報及び助言等を得る。

3.2 方法

調査研究会委員及び調査協力者、内閣府並びに有限責任監査法人トーマツが、対面（1時間程度）でヒアリング調査を実施した。

3.3 対象

海外のジェンダー平等に関する先進事例として、以下の調査対象に対して、ヒアリング調査を実施した。調査対象機関は以下のとおりである（詳細については、巻末の参考資料「1. 海外ヒアリング結果概要」を参照）。

①議員・政党系

国：イギリス

先方：労働党（Labour Party）

国：イギリス

先方：ハックニー南選挙区労働党（Hackney South & Shoreditch CLP）

国：イギリス

先方：保守党選挙対策本部（Conservative Campaign Headquarters）

国：イギリス

先方：貴族院議員 アン・ジェンキン氏（Ann Jenkins MP¹, House of Lords）

国：イギリス

先方：ウィメン 2（ツー） ウィン（Women2Win）

国：イギリス

先方：庶民院議員 ヘレン・グッドマン氏（Helen Goodman MP, House of Commons）

国：イギリス

先方：庶民院議員 ヴィッキー・フォード氏（Vicky Ford MP, House of Commons）

国：イギリス

先方：チーフ・ウィップ・オフィス（Chief Whip Office）

庶民院議員 ガイ・オPPERマン氏（Guy Opperman MP, House of Commons）

¹議員（MP）の分類方法に関して、原則「議員・政党系」に位置付けているが、議会の要職を兼任している議員（MP）の場合は、「議員・議会事務局系」として分類している。

国 : フランス

先方 : 共和国前進所属下院議員、女性の権利及び男女の機会の平等に関する下院調査団代表
マリー＝ピエール・リクサン氏 (Mme Marie-Pierre Rixain, députée, présidente de la
Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes de
l'Assemblée nationale)

②議会事務局系

国 : イギリス

先方 : 庶民院女性と平等特別委員会 (Women and Equality Select Committee)

③行政府系 (国及び地方等)

国 : イギリス

先方 : 政府平等省 (Government Equalities Office)

国 : フランス

先方 : 全国地方公務員センター (Centre national de la fonction publique territoriale)

国 : フランス

先方 : ヨーロッパ及び外務省 (Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères)

国 : フランス

先方 : 首相付女男平等局 (Secrétariat d'Etat chargé de l'Égalité entre les femmes et les hommes)

国 : フランス

先方 : モンモランシー市長 ヴァルドワーズ県議会副議長 (児童、家族、男女平等担当)、女
男平等高等評議会パリティ部門メンバー ミシエール・ベルティ氏 (Mme Michèle Berthy,
Maire de Montmorency et vice-présidente du Conseil départemental du Val d'Oise, déléguée à
l'Enfance, la Famille et à l'Égalité femmes-hommes)

④政府の諮問機関係

国 : フランス

先方 : 女男平等高等評議会 (Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes)

⑤国際機関係

国 : スウェーデン

先方 : 民主主義・選挙支援国際研究所 (International Institute for Democracy and Electoral
Assistance)

国 : スイス

先方 : 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union)

国 : フランス

先方 : 経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development Headquarters, OECD)

⑥研究機関係

国 : イギリス

先方 : ロンドン大学バークベック校教授 サラ・チャイルズ氏 (Professor Ms. Sarah Childs, Birkbeck, University of London)

国 : スウェーデン

先方 : ストックホルム大学教授 レニータ・フライデンヴァール氏 (Professor Ms. Lenita Freidenvall, Stockholm University)

国 : フランス

先方 : フランス国立科学研究センター (CNRS) 研究ディレクター、パリ政治学院附属現代フランス政治研究所教授、女男平等高等評議会パリテ部門代表 レジャーヌ・セナック氏 (Mme Réjane Sénac, directrice de recherche au CEVIPOV (CNRS) au Centre de recherches politiques de Sciences Po Paris)

4. 実施主体

本事業は、内閣府の委託事業として、有限責任監査法人トーマツが受託して実施した。

5. 報告書の構成

本報告書は、4章構成である。

第Ⅱ章では、日本の国及び地方の議会の特徴と女性議員比率（国会議員、都道府県議会議員及び市区町村議会議員）の現状について記載した。

第Ⅲ章では、「1. イギリスの事例」、「2. フランスの事例」、「3. イギリスとフランスの経験から引き出せること」、「4. 国際動向」の項目に分類したうえで、海外調査の成果を踏まえて、1. 2. 4. の各項目において、議会制度及び選挙制度の概要、政治分野への女性の参画状況、政党の取組事例、議会の取組事例、政府の取組事例、その他機関の取組事例並びに日本への示唆に関して取りまとめた。

第Ⅳ章では、第Ⅱ章に記載した日本の現状及び第Ⅲ章に記載した海外の事例等を踏まえて、

我が国において政治分野における男女共同参画を推進するための示唆をまとめた。

なお、第Ⅲ章の「1. イギリスの事例」は武田教授、「2. フランスの事例」は村上研究員、「3. イギリスとフランスの経験から引き出せること」及び第Ⅳ章は三浦教授が執筆したものであるが、委員等執筆部分は委員等個人としての見解を述べたものであり、内閣府の見解を示すものではない。

Ⅱ. 日本の現状

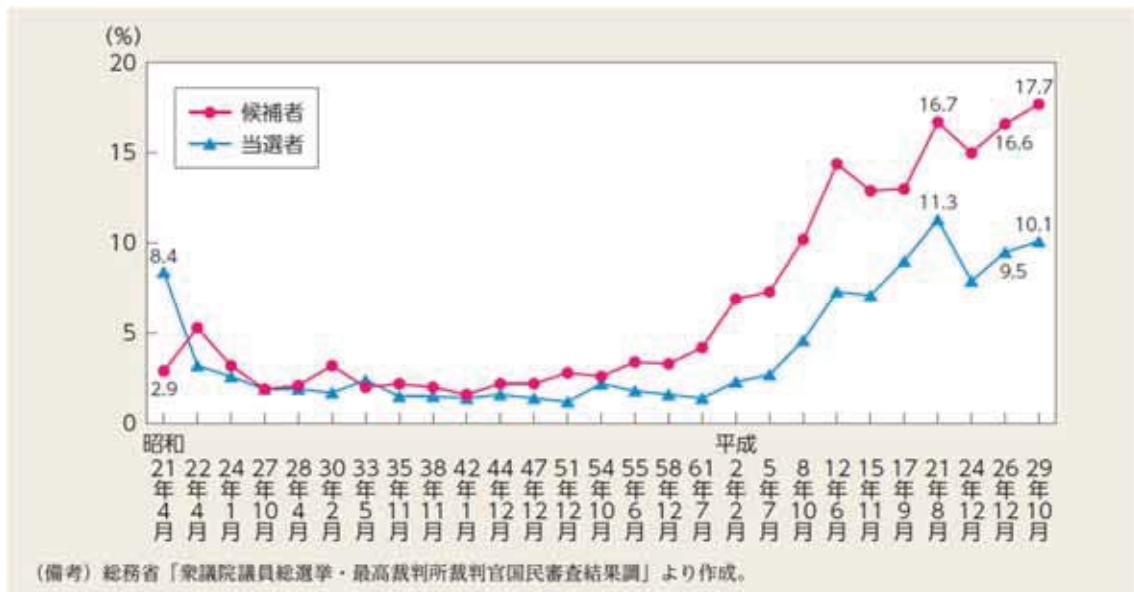
1. 議会の特徴と女性議員比率

1.1 国会議員¹

1.1.1 衆議院

衆議院においては、2017（平成 29）年 10 月に執行された衆議院議員総選挙後、衆議院議員に占める女性の割合は 10.1%（47 人）となっている。次に、衆議院の女性議員の推移について見ると、衆議院議員総選挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移し、1996（平成 8）年（第 41 回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降上昇傾向にある。そして、衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、1986（昭和 61）年以降上昇傾向にあり、2017（平成 29）年 10 月に執行された総選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高となり、当選者に占める女性の割合は、2009（平成 21）年 8 月に執行された総選挙に次いで過去 2 番目に高い割合となった（図表Ⅱ-1-1-1）。

図表Ⅱ-1-1-1 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(出典) 内閣府男女共同参画局「Ⅰ－1－1 図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、96 頁
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf

¹内閣府男女共同参画局「第 1 節 国の政策・方針決定過程への女性の参画 第 1 節 国の政策・方針決定過程への女性の参画」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、95-96 頁
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf
(最終閲覧日：2019（平成 31）年 2 月 13 日)。

1.1.2 参議院

参議院における国会議員に占める女性の割合について見ると、参議院においては、1947（昭和 22）年 4 月（第 1 回選挙後）の 4.0%（10 人）からおおむね上昇傾向にあり、2016（平成 28）年 7 月執行の参議院議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は 5%ポイント増加し、2018（平成 30）年 2 月現在で 20.7%（50 人）となっている。次に、参議院の女性議員の推移について見ると、参議院においては、1947（昭和 22）年 4 月（第 1 回選挙後）の 4.0%（10 人）から概ね上昇傾向にあり、2016（平成 28）年 7 月に執行された参議院議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は 5%増加し、2018（平成 30）年 2 月時点で 20.7%（50 人）となっている。そして、参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合を見ると、昭和 50 年代後半以降上昇傾向にあり、2016（平成 28）年 7 月に執行された通常選挙では、候補者に占める女性の割合は 2001（平成 13）年 7 月に執行された通常選挙に次いで過去 2 番目に高く、当選者に占める女性の割合は過去最高となった（図表 II-1-1-2）。

図表 II-1-1-2 参議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

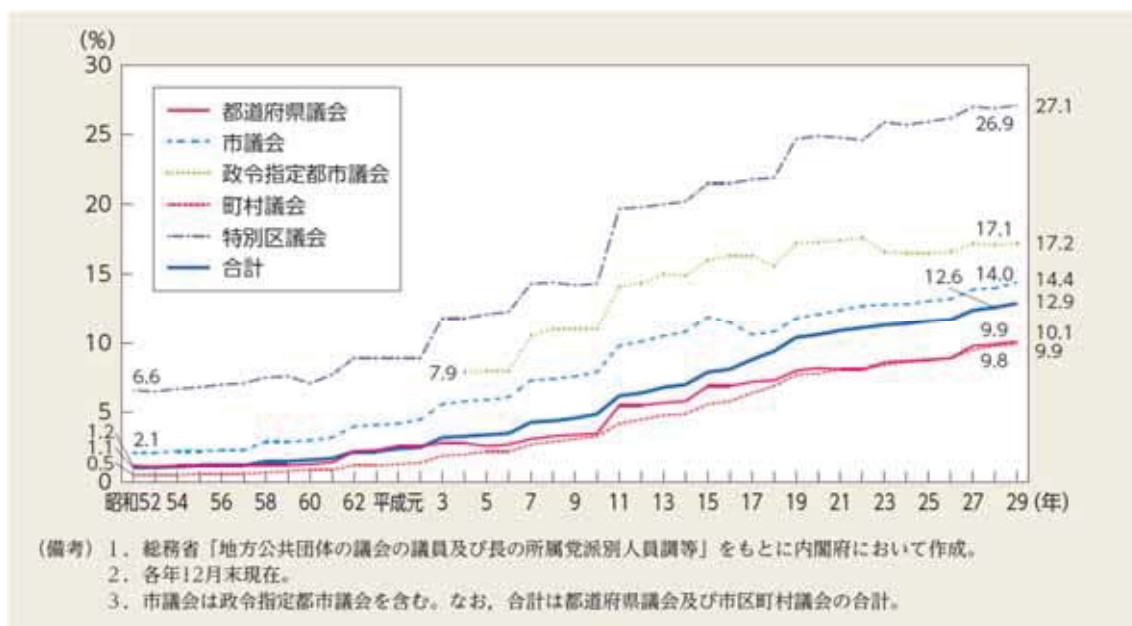


(出典) 内閣府男女共同参画局「I-1-2 図 参議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、96 頁
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf

1.2 都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員

都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員に占める女性の割合²を見ると、2017（平成29）年12月末現在において、都道府県議会（10.1%）、市議会（政令指定都市を含む。以下この章において同じ。）（14.4%）、政令指定都市の市議会（17.2%）、町村議会（9.9%）、特別区議会（27.1%）となっている（図表Ⅱ-1-2-1）。都市部で高く郡部で低い傾向にあることがうかがえる。全ての都道府県議会に女性議員がいるものの、30%以上の町村議会ではいまだに女性議員が一人もいない状況となっている。

図表Ⅱ-1-2-1 地方議会における女性議員の割合の推移



(出典) 内閣府男女共同参画局「Ⅰ－Ⅰ－6 図 地方議会における女性議員の割合の推移」『男女共同参画白書 平成30年版』2018（平成30）年、99頁

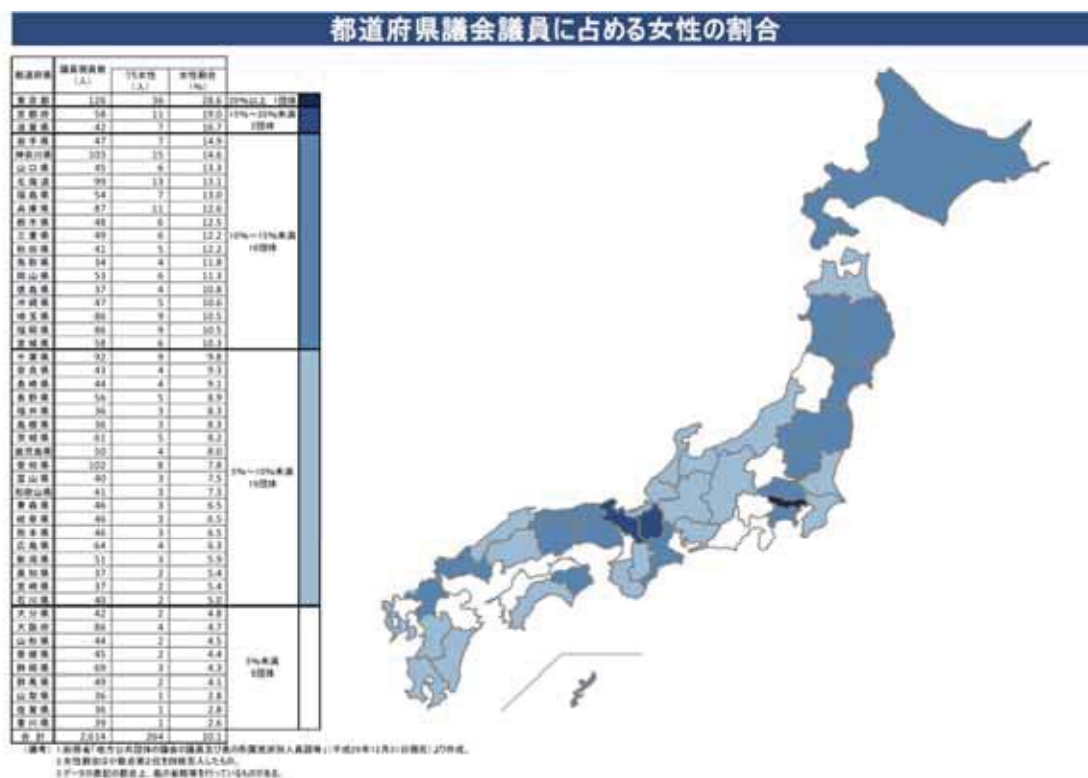
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf

さらに詳細に見ると、都道府県議会に占める女性の割合については、全体に対して女性議員が占める割合が20%以上であるのが1団体（東京都）であり、15%以上20%未満であるのが2団体（京都府、滋賀県）であり、10%以上15%未満であるのが16団体であり、5%以上10%未満であるのが19団体であり、5%未満であるのが9団体であった（図表Ⅱ-1-2-2）。

²内閣府男女共同参画局「第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画 第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画」『男女共同参画白書 平成30年版』2018（平成30）年、98頁

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf
（最終閲覧日：2019（平成31）年2月13日）。

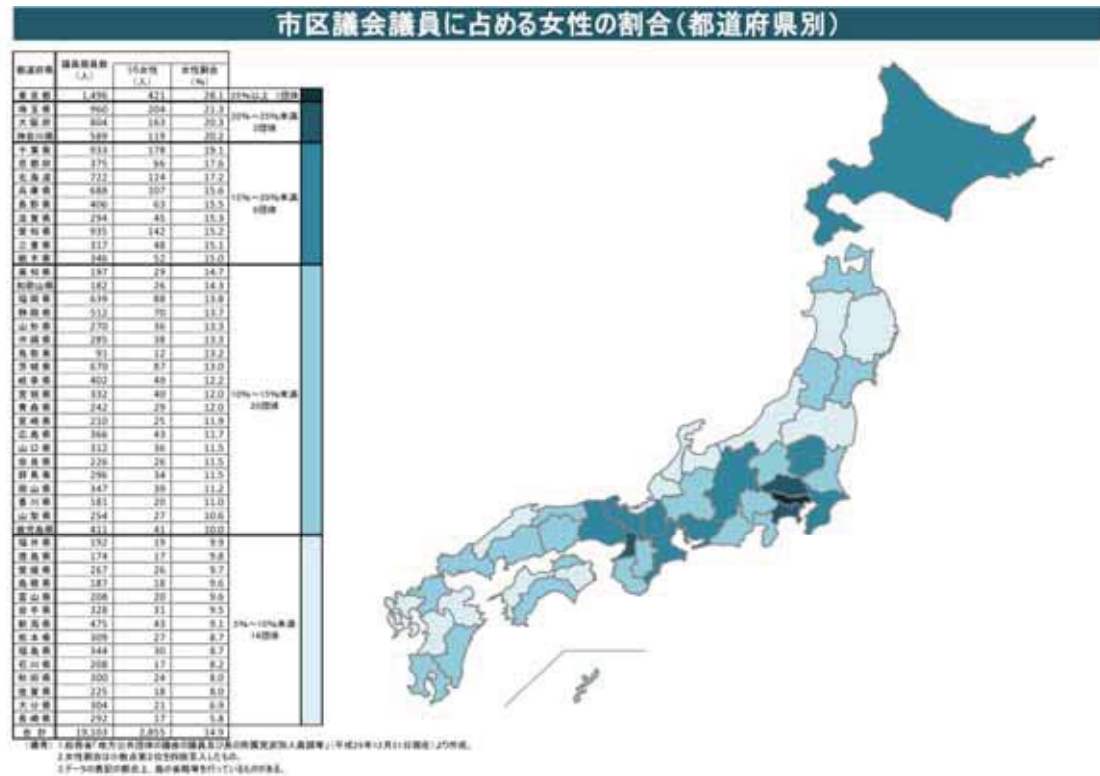
図表 II-1-2-2 都道府県議会議員に占める女性の割合



(出典) 内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」(平成30年12月作成)、3頁
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

また、市区議会に占める女性の割合については、全体に対して女性議員が占める割合が25%以上であるのが1団体(東京都)であり、20%以上25%未満であるのが3団体(埼玉県、大阪府、神奈川県)であり、15%以上20%未満であるのが9団体であり、10%以上15%未満であるのが20団体であり、5%以上10%未満であるのが14団体であった(図表II-1-2-3)。

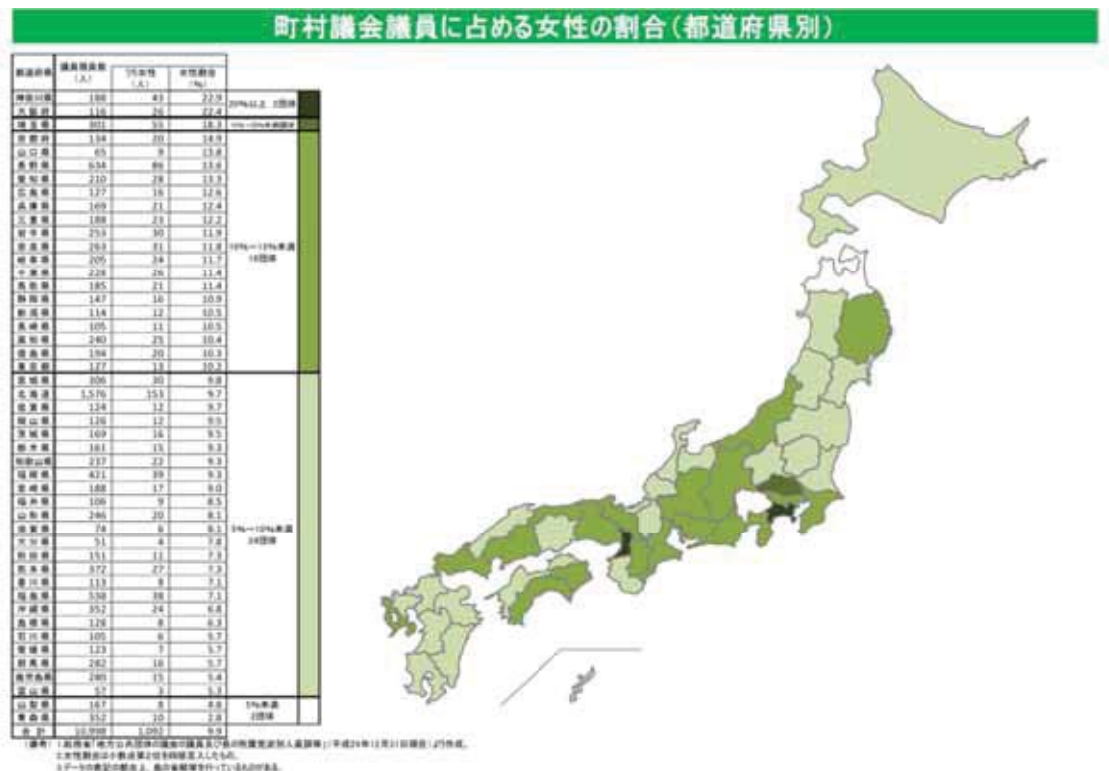
図表Ⅱ-1-2-3 市区議会議員に占める女性の割合（都道府県別）



（出典）内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」（平成30年12月作成）、4頁
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

そして、町村議会に占める女性の割合については、全体に対して女性議員が占める割合が20%以上であるのが2団体（神奈川県、大阪府）であり、15%以上 20%未満であるのが1団体（埼玉県）であり、10%以上 15%未満であるのが18団体であり、5%以上 10%未満であるのが24団体であり、5%未満であるのが2団体（山梨県、青森県）であった（図表Ⅱ-1-2-4）。

図表Ⅱ-1-2-4 町村議会議員に占める女性の割合（都道府県別）



(出典) 内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」(平成30年12月作成)、5頁
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

以上見てきたように、女性議員の割合が30%以上の都道府県はなく、5%以上10%未満の団体が多い傾向にある。このように、我が国の都道府県議会、市区町村議会に占める女性の割合は、多いとは言い難い状況である。

2. 政党等による政治分野への女性の参画に関する取組の状況

2.1 各政党本部による取組

主な政党による政治分野への女性の参画に関するこれまでの取組概要は図表Ⅱ-1-2-5のとおりである。

図表Ⅱ-1-2-5 各政党における政治分野における男女共同参画推進のための取組

政党名	各党における取組
自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> 組織運動本部の女性局が中心となり女性候補者を増やすための活動を行っている。 主として、女性向けの研修会「女性未来塾」を毎月開催し、人材の育成と女性の政治参画を図っている。子育て支援、女性活躍推進、環境や外交といった各種政策の座学だけでなく、ディスカッションやワークショップも取り入れ、女性の政治参加を促している。併せて、立候補を検討している女性向けのアドバイスやサポートも行っている。 地方においては、各地で女性の対話集会を開催しており、草の根レベルでの女性の政治参加を促進している。 女性候補者への支援としては、女性局役員を始め女性国会議員が応援弁士となるほか、女性局として統一的な活動を行うために、政策パンフレット、のぼり旗、ジャンパー・Tシャツなどの活動用ツールを提供している。
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等推進を党の柱に掲げ体現する政党として、政策面、党内ガバナンス、女性候補者の擁立などあらゆる面でジェンダーの視点を取り込むジェンダーの主流化を進めていくとの決意の下、ジェンダー平等推進本部を設置。都道府県連においてもジェンダー平等推進本部（地域版）を設置。 「パリテ（男女半々の議会）」実現のため、地方、国政を問わず、将来的に選挙には男女同数の候補者擁立をめざす。 2019年の統一地方選、参議院選挙に向けて女性候補者擁立プランを策定、実施し、統一選と参議院比例代表選挙については、最低でも女性候補者4割とする。
国民民主党	<ul style="list-style-type: none"> 党の基本政策に「国政選挙へのクォータ制の導入を明記」。 女性候補者比率30%をめざす。 女性の立候補を促すためのリーフレットや動画を作成する等、積極的な広報活動を実施。 地方組織において女性候補者発掘・育成のための政治スクール・セミナー・男女共同参画イベントを開催。女性の公募を実施。 平成11年（1999年）より、新人女性候補を支援するため、通常の公認料とは別に一定の活動資金を支給（「WS基金」制度）。<https://www.dpfp.or.jp/article/200253>
公明党	<ul style="list-style-type: none"> 地方議員においては、地域に根ざして活躍している女性に光をあてて、党の地方組織はじめ各界のあらゆるネットワークから推薦をもらうことで、女性候補がエントリーされるよう努力。 国会議員の場合は専門的な知識を持つ人や、あらゆる分野で活躍している人材を輩出することを念頭におき候補者を選定。 新人の予定候補者に向けて、「候補研修テキスト」を作成し、各都道府県本部や総支部において、勉強会を開催。 女性候補者に対する個別の相談相手を、可能な限り現職の女性議員や議員OBが担当。
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> 綱領で男女の平等、同権をあらゆる分野で擁護し、保障することを掲げている。 女性の政治参加の促進は、憲法と女性差別撤廃条約がかかげる男女平等と女性の地位向上にとって重要な課題であり、人口構成にふさわしい女性議員の実現を重視。さらに男女同数をめざす。 議員相談室や専門分野の雑誌の発行、議員研修会、議員団での学習、活動交流などをすすめることで、議員活動を支援。議員の子育てや介護の問題などについても支援。 選挙費用は党が負担し、議員活動についても必要な場合に財政的支援を実施。
日本維新の会	<p>[国会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案に賛成。 <p>[大阪市]</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア形成支援など女性が活躍できる環境の整備を推進。 女性の活躍促進プロジェクトチームの設置（平成25年7月）。 大阪市女性の活躍アクションプラン策定（平成26年12月）。
自由党	<ul style="list-style-type: none"> 候補者選定において、積極的な女性候補の擁立を目指す。
希望の党	<ul style="list-style-type: none"> 女性の候補者限定の勉強会予定。 女性限定のセミナー開催予定。
社会民主党	<ul style="list-style-type: none"> 各級選挙における女性候補者の発掘、育成と積極的な擁立。 女性研修会や女性政治スクール、女性交流会等の開催。 女性をめぐる様々な課題についての視察や調査、学習会などに積極的に取り組む。 女性が議員活動をしやすい議会環境の整備。

※ 平成30年11月に内閣府が各政党に対して調査した内容を要約したもの

（出典）内閣府男女共同参画局 HP

<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

また、上記の政党の中で、ホームページ等を基にまとめると、次のとおりとなる。

2.1.1 自由民主党³

1955（昭和30）年11月の自由民主党立党時に「党員の資質向上」「人材の発掘、育成」を目的に「中央政治大学院」の設置が構想され、1957（昭和32）年7月に開校した。開校以来、党本部をはじめ全国各地で講演会を開催するなどの教育・研修活動を行い、各地域を担う多くの人材を輩出している。1993（平成5）年には、党機構の改編に伴い、他の党機関と統合され、研修活動を続けてきた。

そのような中、党員教育の一層の充実を求める声が高まり、2001（平成13）年、改めて中央政治大学院が設置され、有馬朗人参議院議員（元東大総長）が学院長に就任、以降、歴代の学院長の教育方針に基づき、各種セミナー、講座、シンポジウム等を開催してきている。2010（平成22）年1月には、都道府県連が独自に主宰する政経塾、リーダー育成塾等を「地方政治学校」（都道府県支部連合会に設置）として党則に位置付け、中央政治大学院と各地方政治学校間との連携を図り、その支援を強化している。

また、2010（平成22）年11月には、異業種勉強会・大学のゼミを対象に開催する「まなびとプロジェクト」、2011（平成23）年6月には登録会員・完全予約制の勉強会「まなびとスコラ」がスタートし、これまで自民党に縁のなかった所謂「無党派層」の方を主な対象に、その参加者と勉強会を共同企画し、継続的に運営、開催している。

さらに、2013（平成25）年3月、大学（院）生、専門学校生を対象に国会議員事務所（秘書）インターンシップを始めて、事務所での実習に加えて、学生同士が交流できるように勉強会や大臣表敬を行うなど、多くの学生に貴重な学びの機会を提供している。

そのほか、女性候補者を支援するための「キャラバン隊」を結成している。

2.1.2 立憲民主党⁴

「女性候補者擁立プラン（第一次）」に基づき、女性候補者公募（通年で募集）を行っている。女性候補者公募を行うことにより、直近の選挙に限定せず、女性候補者の発掘・擁立・

³自由民主党 HP

<https://www.jimin.jp/>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

自由民主党 中央政治大学院 HP（中央政治大学院とは）

<http://daigakuin.jimin.jp/aboutus/>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

産経ニュース 「自民、女性候補者支援の“キャラバン隊”結成へ」

<https://www.sankei.com/politics/news/150210/pl1502100021-n1.html>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

WIN WIN HP（推薦当落状況）

http://www.winwinjp.org/winwin_election/

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

⁴立憲民主党 HP（女性候補者公募の実施について）

https://cdp-japan.jp/information/koubo_20181221

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

育成を恒常的に取り組むために、党としての女性候補者公募を恒常的に実施し、応募者を受け付けるとともに、擁立や候補者育成に繋がる体制を整備している。そして、公募合格者に対しては、改めて出馬を予定する選挙及び選挙区の選定について、個別に相談し、選挙及び選挙区を確定した後、当該選挙区の立憲民主党の地域組織との連携や立候補準備について具体的な内容をサポートしている。

また、立候補準備の一環として、党が企画する「パリテなう」や女子会等への参加を含め、候補者としてのスキルアップの機会を提供し、バックアップ体制等について連携して対応している。

2.1.3 国民民主党⁵

女性候補者比率 30%をめざして、女性の立候補や議員活動の環境整備に取り組むとともに、主として、以下のような女性の政治参画を支える仕組みづくりを進めている。

2.1.3.1 WS基金

男女共同参画社会の実現をめざす党の基本理念に基づき、女性の政治参画を促進し、女性候補者を支援するため、通常の公認料とは別に、新人女性候補者に一定の活動資金を支給する制度。1999年に「民主党女性支援基金」として設立（2004（平成16）年「WS基金」に改称）、これまで多くの新人女性候補者がこの制度を利用して、当選を果たしてきた。

2.1.3.2 新人奨励金

地方議会議員選挙に挑戦をする新人候補者に対して、供託金に相当する金額の貸付けを行う制度。候補者が当選し、供託金が返還された場合に、本人より都道府県連に奨励金同額を返還することとしている。

2.1.3.3 女性議員ネットワーク会議

党の女性議員、候補者等が参加する全国組織「女性議員ネットワーク会議」があり、次の「私たちのめざす社会」の構築に向けて、お互いの経験やノウハウを共有している。

私たちのめざす社会

「女性議員ネットワーク会議」に集う私たち一人ひとは、日本のどこで暮らしていても、女性も男性も性的マイノリティも、子どもも若者も高齢者も、障がいの有無にもかかわらず、一人ひとりが大切にされ、その人らしい人生を歩むことができる「共に生き、支え合う社会」をめざします。

⁵国民民主党 HP（国民民主党は女性候補者比率 30%をめざします！【コウホ（候補）のススメ】）

<https://www.dpfp.or.jp/article/200253>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

2.1.4 日本共産党⁶

女性候補者を擁立する努力とともに、議員の活動についても激励し、支える活動を続けている。具体的には、初当選の議員は、それまでの党活動も職歴も国民運動等の経験も色々であるため、議会で党議員としての役割を果たすためには政策の学習や質問の準備、議会のルールも知る必要があるとして、子育て中の女性議員にもサポートを行っている。また、議員の活動を議員まかせにしない仕組みもある。議会で党議員は1人でも、郡単位や「広域行政区」など適切な単位で議員団をつくり、そこで討議や学習、議案への対応等とともに苦労や悩みを相談するための交流の場をつくっている。党中央委員会の「地方議員相談室」では、議員経験者が相談に応じており、1998（平成10）年から、累計で33,000件の相談が寄せられている。さらに、1987年（昭和62）に党員の募金（1口100円）と一定以上の報酬を得ている地方議員の拠出金による「議員活動援助基金」を創設し、党の連帯を発揮して、月額報酬が26万円に届かない議員を支援している。

2.1.5 社会民主党

党則において、クォータ制の原則を定めている⁷。

2.2 地方組織による取組

本事業では、本調査結果の主な情報提供先となる我が国の政党の実情や課題を把握することで、情報提供内容等の検討に資する情報を得ることを目的として、国及び地方の議会において1期目の女性議員を有する政党の地方組織（それぞれ異なる政党の地方組織〔3組織〕）に対して、匿名を前提としてヒアリング調査を行った。ヒアリングでは、主に、新規立候補者の掘り起こしのための取組内容（女性候補者の掘り起こし、候補者公募についての考え、人材育成、立候補を促すための取組）、選挙活動における支援の内容（特に女性候補者に対するもの）等に関して、聞き取りを行った。ヒアリングの結果の要点としては、次のとおりである。

2.2.1 女性候補者の掘り起こしについて

女性候補者を擁立したいという考えは持っており、内部で候補者を擁立したり、議員や有

⁶日本共産党 HP

<https://www.jcp.or.jp/>（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

日本共産党 HP しんぶん赤旗「女性の政治参加と日本共産党－女性候補者・議員とともに喜びも苦労も共有して」

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-04-20/2015042008_01_0.html

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

⁷社会民主党 党則

第3条〈クォータ制の原則〉

本党は、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進するため各議会の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表委員及び各機関の役員に女性や社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保障するよう努めなければならない。

<http://www5.sdp.or.jp/vision/vision02.htm>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月26日）。

識者等を講師として招聘し政治塾も開催したり、その他勉強会や女性議員同士のネットワークを活用したりして、立候補する意思のある人を発掘し、立候補につなげていくよう取り組んでいるが、女性候補者を擁立したいという考えがあっても、候補者の家族の理解や収入面での制約により、うまくいかない場合もある。

2.2.2 候補者公募についての考えについて

公募に頼らずに、自分の力で選挙を戦えるように、地域の中で活躍している人の中でも、ボランティアや支援者が集まり地域から支えてもらえる、あるいは、周囲が議員になってもらいたい人を選ぶのがよいと考えている。

公募のメリットとしては、インターネットを通じて、これまで把握していなかった活躍している人々を、より広く発掘できる点が挙げられる。他方、デメリットとしては、公募により把握した人材は、これまで地域と密着しながら立候補している人と比べると、地域との関わり合いや結びつきが希薄である可能性がある点が挙げられる。

2.2.3 人材育成について

候補者に対する指導としては、勉強会や政治塾等以外に、地元選出の国会議員等が指導することになる。指導においては、意識啓発やノウハウの伝達（メディア対応、ポスター・リーフレットの作成）等を行っている。

2.2.4 立候補を促すための取組について

家族の反対等で、立候補に躊躇している人がいる場合、地域や女性議員のネットワーク、国会議員との交流の場を設けることにより、働きかけを行うとともに、相談への対応、ノウハウの伝達、精神的な支援を行っている。

2.2.5 女性候補者に対する支援の内容について

新人候補者に対しては、選挙事務所設置等の際の要員手配や、街宣車の手配を指導するなど、選挙活動の支援を行う場合はある。その他、金銭的なハードルを克服できるよう、女性候補者及び議員に対して資金面での支援をする場合もある。

3. まとめ

日本においては、徐々に女性議員比率が上昇傾向にあるが、2019（平成31）年1月現在、衆議院の女性議員は47名で、総数に占める割合は10.2%であり、参議院の女性議員は50名で、総数に占める割合は20.7%である。IPUの発表によると、2019年1月時点での世界の女性の国会議員（下院）の議員率ランキングでは、日本の衆議院の女性議員比率は、世界193か国中165位⁸であり、OECD諸国中最下位に位置する。また、日本はG7及びG20の構成国でも最下位である。

このように、我が国において、政治分野において、女性議員の全体に占める割合が依然として高いとはいえない状況において、今後、議会における女性議員比率の向上を図るうえで、各国の政党及び議会並びに国の男女共同参画担当機関等から、既存の文献調査のみでは把握できない先進的な取組事例の経緯や成果等に関して直接聞き取ることにより、今後の日本への示唆を導き出して、具体的な取組につなげていく必要がある。

⁸IPU調べ。下院又は一院制の順位。<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
内閣府男女共同参画局「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」2018（平成30）年、9頁。
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2018/pdf/2018_ir_pr.pdf
（最終閲覧日：2019（平成31）年1月8日）。

参考文献等

<参考文献>

内閣府「男女共同参画基本計画（第4次）」2015（平成27）年12月25日閣議決定
内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」2017（平成29）年12月
内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する
施策の推進状況（平成29年度）」2017（平成29）年12月

<参考 URL>

・報告書関連

内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 平成30年版』2018（平成30）年
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf
内閣府男女共同参画局「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体におけ
る男女共同参画に関する取組の推進状況について」2018（平成30）年
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2018/pdf/2018_ir_pr.pdf
内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」2019（平成31）年
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

・その他（政党等の HP）

国民民主党 HP（国民民主党は女性候補者比率 30%をめざします！【コウホ（候補）のスマ
メ】）<https://www.dpfp.or.jp/article/200253>
自由民主党 HP <https://www.jimin.jp/>
自由民主党 中央政治大学校 HP（中央政治大学校とは）<http://daigakuin.jimin.jp/aboutus/>
社会民主党（党則）<http://www5.sdp.or.jp/vision/vision02.htm>
日本共産党 HP <https://www.jcp.or.jp/>
立憲民主党 HP（女性候補者公募の実施について）
https://cdp-japan.jp/information/koubo_20181221
WIN WIN HP（推薦当落状況）http://www.winwinjp.org/winwin_election/

<その他（ニュース記事等）>

産経ニュース 「自民、女性候補者支援の“キャラバン隊”結成へ」
<https://www.sankei.com/politics/news/150210/pl1502100021-n1.html>
日本共産党 HP しんぶん赤旗「女性の政治参加と日本共産党—女性候補者・議員とともに
喜びも苦労も共有して」
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-04-20/2015042008_01_0.html

Ⅲ. 諸外国の状況

1. イギリスの事例

1.1 イギリスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因（武田 宏子）

1.1.1 はじめに—ヨーロッパにおける「後発国」としてイギリス

1.1.1.1 分水嶺としての1997年総選挙：女性議員の数の急激な拡大

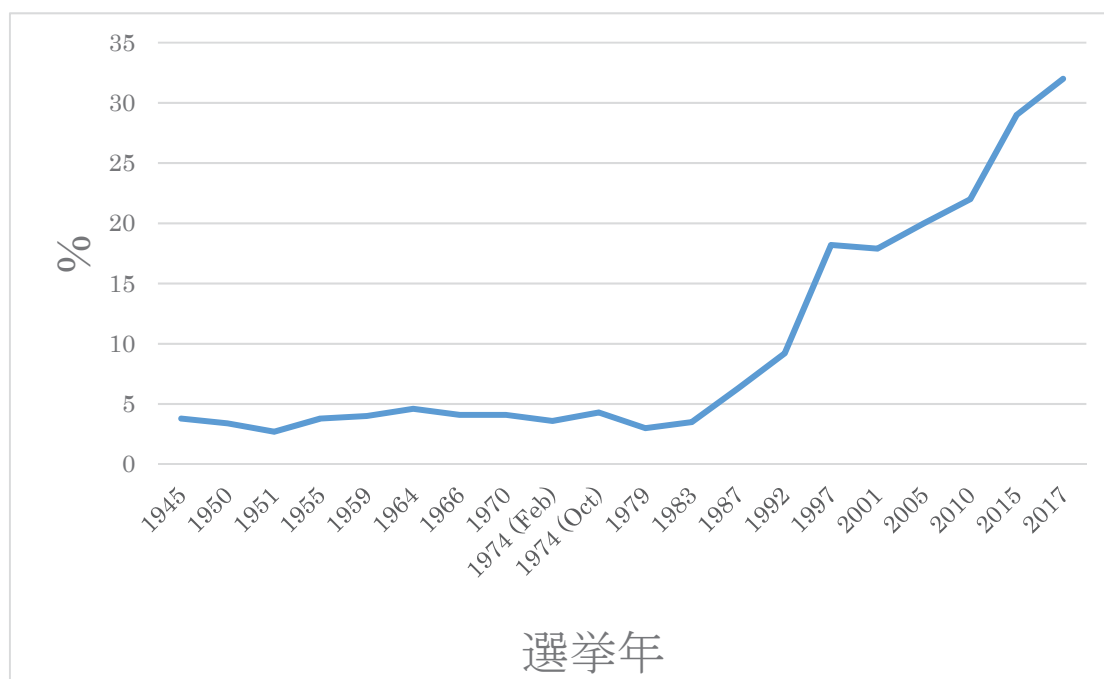
1997年総選挙は、イギリスでは重大な政治的転機となった選挙として記憶されている。第一に、この選挙によって、保守党から労働党への政権交代が実に18年ぶりに実現された。1979年にマーガレット・サッチャー（Margaret Thatcher）率いる保守党に敗れて以来、労働党の党勢は長らく低迷したが、ニール・キノック（Neil Kinnock、党首在任期間1983—1992年）と彼が開始した「現代化」(modernization)改革を引き継いだジョン・スミス（John Smith、党首在任期間1992—1994年）、そしてトニー・ブレア（Tony Blair、党首在任期間1994—2007年）のイニシアチブの下に大規模な組織改革を断行し、「ニュー・レイバー」(New Labour)に転換を遂げることによって1997年総選挙で地滑り的大勝利を収め、政権に返り咲くことに成功する。この間の労働党改革の過程は、政党改革の成功例として日本においても研究書などによって広く紹介されている（今井 2011; 2015; 2018; 近藤 2001; 2016; 阪野 2001; 高安 2018）。

同時に、1997年総選挙は、イギリスの国会の下院に当たる庶民院(The House of Commons)で女性議員の数が飛躍的に増えた選挙でもあった。1997年総選挙で選出された庶民院の女性議員は120名であり、前回の1992年総選挙で選出された女性議員が60名であったので、この選挙によって一挙に倍増を実現したことになる。その後、女性議員の数は2001年総選挙において118名と若干減少したことを例外として、2000年代を通じて着実に増え続ける。直近の2017年総選挙で選出された女性議員は208名であり、これにより庶民院の女性議員比率は32%に達した。こうしたイギリスの状況は、2019年1月の時点でIPUの「国会における女性」(Women in National Parliaments)による女性議員比率ランキングにおいて193か国中39位に位置づけられているように¹、決して国政レベルの女性の政治代表の比率において最先進国であるとは言えないものの、漸次的な発展途上の過程にあると見なすことはできる。1997年総選挙は、イギリスの代表制民主主義政治がこうした現状へ至る上での明確な分水嶺であった。図表Ⅲ-1-1-1は1945年以降のウェストミンスター議会における女性議員比率の推移をグラフで示したものであるが、1992年総選挙から1997年総選挙に至る期間で生じた変化が急激かつ重大なものであったことを示している。

¹<http://archive.ipu.org/wmn-e/ClaSSif.htm>

（最終アクセス2019年3月16日）。比較は2019年1月1日の時点での各国の女性議員比率。

図表Ⅲ-1-1-1 庶民院女性議員比率の推移



(データ : UK Political Info <http://www.ukpolitical.info/FemaleMPs.htm> より筆者作成)

イギリスの国会と選挙制度

ウェストミンスター宮殿に位置するイギリスの国会は、上院である貴族院 (The House of Lords) と下院に当たる庶民院 (The House of Commons) の二院制を取っている。貴族院は非公選の議会であり、世襲貴族と任命される一代貴族、そして聖職者によって構成されている。

下院に当たる庶民院の選挙制度は単純小選挙区制度である。全国で 650 ある選挙区は非省庁型公共機関 (non-departmental public bodies) である選挙区委員会 (The Boundary Commissions) によって策定される。選挙区委員会は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの地域ごとに設置されている。

警官や軍人、判事等の一部の職業に就いている場合、あるいは破産や不動産の差し押さえを受けている場合でなければ、18 歳以上の「イギリス市民」であれば誰でも立候補をすることができる。正式な候補者となるためには、供託金である 500 ポンドと立候補を届ける書類を定められた日時までに選挙管理官 (the Returning Officer) に提出し、選挙キャンペーンの運営に責任を負う選挙代理人 (an election agent) を任命することが必要である²。

庶民院議員の任期は 5 年である。2011 年に議会任期固定法 (The Fixed-term Parliaments Act) が導入され、これにより以下の場合以外は任期終了前に議会を解散し、総選挙を行

²詳しい説明は次の議会のウェブページを参照のこと。

<https://www.parliament.uk/get-involved/elections/standing/> 最終アクセス 2019 年 3 月 16 日) .

うことができなくなった。

- 議会の3分の2以上の賛成、もしくは採決を行うことなく早期の総選挙の動議が合意される
- 不信任動議が可決されてから14日以内に庶民院によって新しい内閣が承認されない³

前回の庶民院の選挙は2017年6月8日に行われた。結果は以下のように議会内に多数派を形成する政党が存在しない宙吊り議会 (a hung parliament) であった。

	得票率	議席	女性議員の数
保守党 *	42.4%	317	67
労働党**	40.0%	262	119
スコットランド国民党	5.4%	35	12
自由民主党	1.8%	12	4
民主統一党 (北アイルランド)	1.5%	10	1
シン・フェイン (北アイルランド) ***	1.1%	7	2
プライド・カムリ (ウェールズ)	0.6%	4	1
緑の党	0.2%	1	1
無所属	0.2%	1	1

*2019年2月に3名の議員が離党し、The Independent Groupに参加した。

**2019年2月に8名の議員が離党し、The Independent Groupに参加した。その他に2017年総選挙以来、党員資格停止処分や離党等で議員数が減少し、2019年3月現在の議員数は245名である。

***アイルランドの南北統一を目指すシン・フェイン党は、庶民院議員となるための女王への忠誠の宣誓を拒否し、したがって議席を受諾しない。

1.1.1.2 イギリスにおける女性議員の量的増加への壁

1997年総選挙に至るまで女性の政治代表の量的拡大の傾向が顕在化しなかったという事実は、イギリスがこの問題においてヨーロッパにおける「後発国」であったことを意味している。1997年の段階でのノルディック諸国の女性議員比率の平均は35.9%であり (Childs and Lovenduski 2013: 495)、その年の1月 (1997年総選挙以前) に発表されたIPUの女性議員比率のランキングにおいては、イギリスはドイツやスペインのみならず、ポーランドやア

³詳しい説明は次の議会のウェブページを参照のこと。

<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN06111> (最終アクセス2019年3月16日)。

イルランドのようなヨーロッパの小国にも遅れをとっていた⁴。

国政レベルにおける女性の政治代表の量的拡大に関する研究の積み重ねによって、各国に特有の事情やコンテクストを考慮することが必要であるという留保はあるものの、そうした変化が促される制度的、社会的及び文化的要因についての理解が既に一定程度、蓄積されている。これらの研究によれば、多数決型ではなく比例代表制の選挙制度、公領域や専門職への女性の参加のレベルの高さ、より平等を志向する文化／社会的価値等の条件が観察される場合、女性の政治代表がより多く選出される傾向にあると論じている (Krook 2010; Childs and Lovenduski 2013; Krook and Schwindt-Bayer 2013)。こうした議論からイギリスの政治システムのあり方を眺めると、女性の政治代表が増加しやすい条件を備えているとは必ずしも言えない。第一に、庶民院の選挙制度は厳格な小選挙区制度である。加えて、イギリスの政党システムは、長い歴史を持つ組織政党である保守党と労働党が競争する「二大政党制」である。このうち、保守党は、その前身が 17 世紀に設立されたトーリー (Tory) 党にまで遡ることができるように「名望家政党」としての伝統に根ざしている。対して労働党は、19 世紀末の労働運動や社会主義／社会民主主義運動の興隆から組織された「大衆政党」であるが、同時代の他の社会民主主義政党がそうであったように、多くの党員を有するからこそ高度に発達した階層的構造を組み込んで組織化されることが必要であった。言い換えれば、ロベルト・ミヘルスが「寡頭制支配の鉄則」と呼んだ特徴が観察される厳格な官僚制によって運営される政党である。したがって、男性に遅れて議会制民主主義政治に参加することになった女性にとっては、イギリスの二大政党はどちらも参入障壁が高い組織であった。しかも、スカンジナビア諸国やドイツ、イタリアなどの状況と比較して、イギリスにおいては市井の人びとの政党への参加の程度が相対的に低い状態にあり (van Biesen, Mair and Poguntke 2012)、さらに女性の政党への参加は現在に至るまで男性と比べて低調なものに留まっている (Bale, Poletti and Webb 2018)。

そうしたイギリスにおいて、それでは女性の政治代表がどのようにして現在のレベルにまで増加することが可能となったのであろうか。結論から先に述べると、イギリスの場合、主要な役割を果たしたのは政党であった。政党が党勢の伸長や選挙のための戦略の一環として、女性候補者／議員の数を拡大するための制度改革を行い、その結果、ウエストミンスター議会及び権限委譲後のスコットランド議会やウェールズ議会の女性議員の数が増加した。ただ、そうした政党による動きは、議会や政府における政治過程と市民団体の活動によって補完されていたことにも注意を払う必要がある。そこで、以下では、政党を中心に、イギリスにおける女性の政治代表の量的拡大の過程を説明していく。

1.1.2 政党

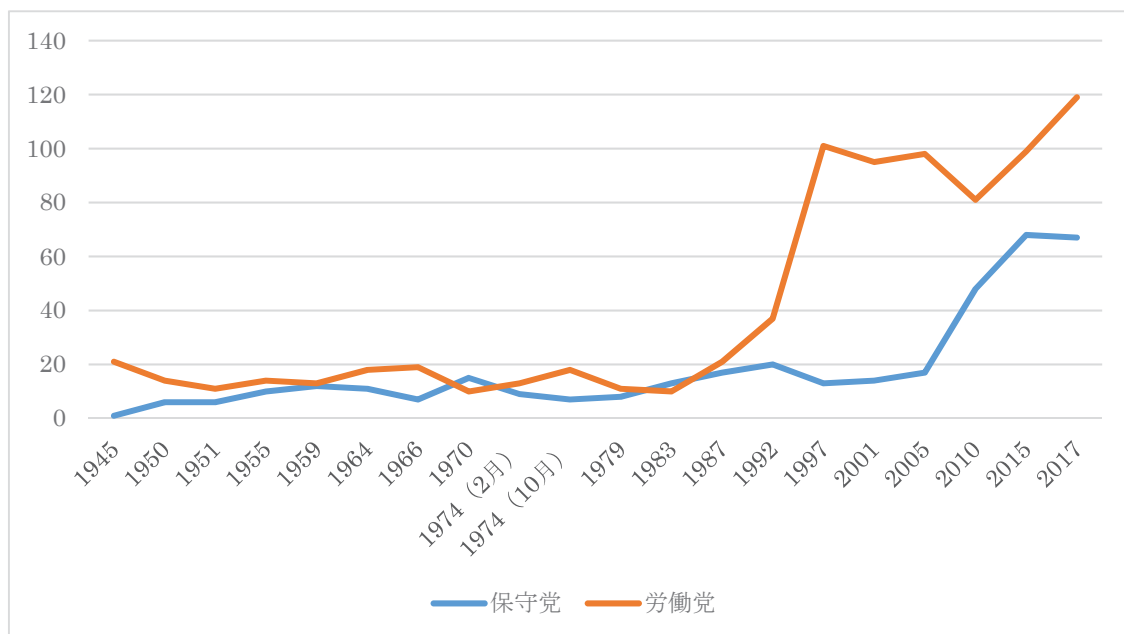
1.1.2.1 女性の政治代表の量的拡大と労働党

1997 年代以降に生じたイギリスにおける女性議員の増加は、労働党の動向と切り離して考慮することはできない。このことは単に 1997 年総選挙が労働党への政権交代を実現した

⁴<http://archive.ipu.org/wmn-e/arc/classif010197.htm> (最終アクセス 2019 年 3 月 16 日)。比較は 1997 年 1 月 1 日の時点での各国の女性議員比率。

選挙であったということだけではなく、より本質的な問題として、イギリスにおける女性の政治代表の量的拡大は労働党が先鞭を付け、現在に至るまで主導しているからである。図表Ⅲ-1-1-2は1945年以降の庶民院における保守党と労働党の女性議員数の推移をグラフに示したものであるが、保守党の女性議員数が労働党を上回ったのは1970年と1983年総選挙時の2回のみであり、1997年総選挙以後の期間では労働党が野党の立場にあった時も女性議員数に関しては保守党を大きく引き離している。前回の2017年総選挙においても、当選した208名の女性議員のうち労働党に所属する議員が半数を超える119名を数え、対して保守党からの当選は前回総選挙の記録から1名減の67名に留まった。こうした数字に表れているように、イギリスにおける女性議員の量的拡大は労働党によって主に担われてきたと言える。

図表Ⅲ-1-1-2 保守党と労働党の女性議員数の推移



(データ：UK Political Info <http://www.ukpolitical.info/FemaleMPs.htm> より筆者作成)

1.1.2.2 なぜ労働党が女性議員の増加を牽引してきたのか—政党としての党勢拡大と選挙戦略を目的とした制度改革

それではなぜ労働党において女性議員の数が大幅に増加したのであろうか。既存の研究は、イデオロギー的志向性から平等を政治的価値として重んじる左派政党の方が右派政党よりも女性候補者の擁立に積極的であり、また勝算の高い選挙区に配置することから、女性の政治代表の拡大に資する傾向があることを指摘している (Caul 1999; Krook 2010; Kittilson 2013)。しかしながら、労働党の政党としての歴史が示すのは、「労働者階級」の利益を代表する「社会 (民主) 主義」政党であるという自己規定が存在したからこそ、党内において「女性」や「ジェンダー」が異なる代表性を必要とする差異として認識されることが妨げられてきたという問題である (Graves 1994; Norris and Lovenduski 1993; Black and Brooke 1997; Childs

2008)。例えば、パメラ・M・グレイヴス (Pamela M. Graves) は、労働党の草創期における党内における「女性」集団の取扱いを以下のように説明している。

労働党の 1918 年憲章は、労働党の女性たちを異なる利益を有する利益集団として限定的に扱った。すなわち、独立の会合を設定したいという彼女たちの欲求を認め、地域及び全国レベルの党の会合に最低限の代表を持つことが保証された。しかしながら、政策形成に影響するための権限に関する領域の全てにおいて、女性たちは男性である「同志」と変わらないと見なされ、したがって対等の条件で男性党员たちと競争しなければならなかった。

(Graves 1994: 23)

党员／議員と労働党の関係のあり方を規定するのはイデオロギーであり、ジェンダーによっては介在されないという理解は、1945 年から 1979 年まで庶民院議員を務めた著名な女性議員であるバーバラ・キャッスル (Barbara Castle) の次のような発言にも表明されている。

「私は女性問題に取り組まないと意識的に決意したわけではない。…ただ、女性問題には特に興味を持っていないだけなのである。私は自分のことを常にひとりの議員と考えてきたのであって、女性議員とは考えてこなかった」 (Pugh 2011: 312; Black and Brooke 1997: 436)。

そうした労働党が、女性の政治代表の量的拡大に向けて積極的にイニシアチブを取るようになっていくためには、1980 年以降に生じたいくつかの転換を経験することが必要であった。ここでは特に、次の 3 点を指摘する。

第一に、第二波フェミニズムの影響を受け、女性運動に参加した経験を持つ女性たちが労働党のメンバーとなり、党内で女性党员の地位や権限の向上を求めて声を上げるようになっていった。こうした女性たちは、大学教育を受け、弁護士などの専門職に従事するなど、高い能力とスキルを身に付けており、その結果、労働党内において急速に頭角を現していった (Perrigo 1986; 1993; 1995; ウェインライト他 1989)。

第二に、1980 年代以降の産業転換は、イギリス社会における労働組合の政治的影響力を低下させたのみならず、「労働者」像を大きく変えることになった。より具体的に言うと、サッチャー政権の主導によってイギリスにおける主要産業が炭鉱や製造業等の重工業からサービス産業にシフトすることによって、「労働者」に含まれる女性の数が拡大し、労働組合においてリーダーシップを担う女性も確実に増えていった (Perrigo 1996; Kenney 2013: 93)。

最後に、1980 年代から 1997 年に至るまで、労働党は長期にわたって総選挙に勝利することができず、野党の座に甘んじることを余儀なくされた。特に、1983 年総選挙では、得票率が労働党の歴史において最低の 27.3%にまで落ち込む大敗北を喫して、多くの有力議員が落選するという結果に終わった。そこで、この選挙の後、党首となったキノックは、先に触れたように労働党を立て直すことを目的として「現代化」改革を開始する。しかしながら、そうしたキノックの努力にもかかわらず、選挙前の世論調査では勝てると言われた 1992 年総選挙でも労働党は 3 度目の敗北を喫し、これ以降、「政権を担える政党」として復活するための組織改革が更に加速化されていった。言い換えれば、1980 年代から 1997 年総選挙ま

での労働党においては、政党としての有効性を高め、有権者に選択される政党として生まれ変わるためにはどのような改革がなされるべきであるのかという問題が厳しく問われ、その結果、政党組織の大胆な改革が進んでいった (Russell 2005; 今井 2018)。

労働党による女性議員の量的拡大を目的としたイニシアチブは、まさにそうした政党組織改革の過程において、有権者の間で労働党への支持を拡大し、総選挙に勝利するという目的を達成するための手段として取り入れられていった。特に重要な契機となったのは、フォーカス・グループを使用した調査によって、女性有権者からの支持において労働党が保守党に対して大きく後れを取っていることが判明したことであった。この調査結果によれば、女性有権者の多くが労働党との接点をほとんど感じておらず、彼女たちの生活や希望、問題を理解していないと考えており、したがって総選挙での投票先として労働党を選択しない (Mattinson 2000)。こうした調査結果を「根拠」として、新しい世代の女性労働党員たちや女性議員たちは、労働党が総選挙に勝ち、再び政権に就くためには女性票を獲得するための戦略を取り入れることが不可欠であるという主張を展開していった (Perrigo 1996: 127; Childs 2004; Russell 2005; Kenny 2013; Harman 2018: 132-133; 武田 2003: 112-113)。そして、そうした主張がキノックとその後任であるスミスが率いる党執行部によって受け入れられた結果、女性議員がより多く選出され、それにより女性有権者にとって親しみやすい政党となるべく党組織の改革が着手されていったわけである。したがって、労働党による女性議員の量的拡大のためのイニシアチブは、女性党員のプレゼンスが党内において拡大したことだけではなく、彼女たちが政党としての党勢拡大及び選挙戦略として女性議員の数の拡大を積極的にフレーム化して、党執行部に働きかけたことによって、このロジックが党改革に実際に適用されたことの結果であった。当時、改革を求める女性党員／議員のグループを牽引したハリエット・ハーマン (Harriet Harman) は、この時の事情を次のように説明している。「デボラ⁵の調査は、例え男たちが党内で女たちが前進をするということが気に入らないとしても、労働党が女性票を獲得するためには私たちのことを助ける必要があると強く議論する機会を作ってくれた。女性票を獲得することをなくしては、労働党は野党のままであるだろう。」 (Harman 2018: 133)

1.1.2.3 労働党内の制度改革の過程

それでは、そうした労働党の制度改革は、実際にはどのように実施されていったのであろうか。既存の研究は、1980年代以降の女性党員たちによる党改革を求める動きを①労働党内において集団としての女性のエンパワーメントを目指したものと、②個人としての女性の政治代表の数の拡大を目指したものの二種類に分類している (Perrigo 1996; Russell 2005; Kenney 2013)。以下では、この分類にしたがって説明する。

1.1.2.3.1 労働党内における集団としての女性のエンパワーメントへの改革

先にも触れたように、労働党は既に1918年憲章において、女性党員たちが独自の組織を党内に形成し、活動することのできる制度を確立していた。しかしながら、ここで問題であ

⁵調査を執り行ったデボラ・マティンソン (Deborah Mattinson) のこと。

ったのは、それらの女性組織が党の政策形成過程において実質的な影響力を保有していなかったことである (Perrigo 1996: 119)。1970年代に入ると、フェミニズム運動を経験した新しい世代の女性黨員たちがこうした状況に対して異議を唱え始め、彼女たちの活動の結果として、党大会における「女性会議」(women's conference)の活動が活発化し、また1980年には女性黨員たちが集い、意見交換をする場として労働党女性活動委員会 (Labour Women's Action Committee、LWAC)が結成された。

労働党女性活動委員会からは、後の制度改革につながっていくような提案が複数なされている。中でも特に重要であったのは、労働党の最高運営組織である全国執行委員会 (National Executive Committee、NEC)に女性黨員によって選出された女性代表の枠を設置することと、候補者選定のための最終候補者リストに必ず女性を1名含むことを義務化するという提案であった。また、政策形成においても、労働党の政策集「Labour's Programme 1982」において、子育て支援の拡大や職場におけるポジティブ・アクション政策、ジェンダー平等に関する政策の強化といったアジェンダが盛り込まれ、労働党において初めて女性関連政策への取組が明示された。最後に、1986年にはジョー・リチャードソン (Jo Richardson) によって「女性省」(a ministry for women)の導入が提案され、翌年、全国執行委員会によって承認されることで影の内閣に「女性担当大臣」が加わった。

上記の提案や政策プログラムは、しかしながら、影の女性担当大臣などの少数の例外を除いて、多くの場合は実施されることはなかった。1979年に下野した後の労働党においては激しい路線対立が続いており、当初は党内左派と連携していた労働党女性活動委員会などの制度改革を求める女性黨員たちの動きは、「史上最も長い遺書」と言われた明確に左派的なマニフェストを掲げて戦った1983年総選挙において労働党が大惨敗した後、党首となったキノックが、党内の急進左派勢力を抑制しようと努力する状況においては警戒されるべき左派集団と見なされていた。サラ・ペリーゴ (Sarah Perrigo) が紹介しているように、1987年の段階になっても、全国女性委員会 (National Women's Committee) は「代表性に欠ける (unrepresentative) 左派の女性」であるという理由で全国執行委員会から政策レビュー過程への参加を拒まれている (Perrigo 1996: 125)。

1.1.2.3.2 個人としての女性の政治代表の数の拡大を目指した改革

党執行部との関係から党内における集団としての女性のエンパワーメントを求めた改革が進まない中で、労働党内における女性のエンパワーメントを求める女性黨員や議員たちは、制度改革の重点を集団としての女性から、個々の女性の政治代表がより選出されやすい仕組みを導入し、それにより女性の政治代表の数を増加させることへと移していった。この転換の鍵となったのが、前述した女性有権者に関するフォーカス・グループを用いた調査であった。女性議員の数の増加は女性有権者の間での労働党への得票率の拡大につながるというロジックは党執行部によってより好意的に受け入れられ、その後、候補者選出の制度改革が行われていくことになる。

具体的には、まず、1987年に候補者として女性が指名された際には、最終候補者のリストに最低1人の女性候補者を残すことが義務化された。さらに、1990年には、庶民院の労

働党女性議員比率を 10 年間で 50%にするという目標や党組織と候補者選出システムにクォータ制を取り入れることが党大会で決議された。その後、クォータ制は実際に、全国執行委員会や選挙区労働党 (Constituency Labour Party, CLP)、労働党支部 (branches) ⁶の役員職、そして影の内閣に適用された (Perrigo 1996: 127)。対して、候補者選定に関するクォータ制の導入は、全国執行委員会によって推奨されていたにもかかわらず、候補者選出の権限が各選挙区労働党にあったことから遅々として進まなかった。その結果、より効力の強い制度として「女性指定選挙区」(all women short lists、AWS) ⁷が 1993 年党大会での決議を経て導入されることになる (Perrigo 1996: 127; Childs 2008: 25-28; 木村 2014:227)。

労働党所属の女性議員の数が飛躍的に拡大した過程において、女性指定選挙区の果たした役割は決定的なものであった。そこで、項を改めて、女性指定選挙区の仕組みと意義を確認する。

労働党の庶民院選挙候補者選出過程

労働党の庶民院選挙の候補者選出方法は、労働党規則集 (Labour Party Rulebook) ⁸によって定められている。候補者選出は基本的に選挙区労働党レベルで行われる。労働党の党員であれば候補者選出に名乗り出ることができ、その中から最終候補者リストを作成するのは選挙区労働党の選考委員会 (selection committee) である。最終候補者リストに残った候補者たちは、選挙区で行われる集会や討論会を通じてキャンペーンを行い、選挙区の党員たちに直接アピールする機会を持つ。なお、各候補者が出費することのできるキャンペーン費用には上限が設けられている。最終候補者の決定は選挙区に属する党員が「一人一票制」で選考に参加する形で行われる。選挙区労働党における候補者の選考結果は全国執行委員会によって承認される (endorse) 必要がある。

現職議員が次回総選挙に出馬するためには、選挙区労働党においていわゆる「引き金投票」(trigger ballot) で過半数の賛成票を得て、選挙区労働党から「信任」される必要がある (Williams and Paun 2011)。もし候補者が 50%以上の信任を得られなかった場合は、「再選出」(reselection) 過程が開始され、現職議員でも一候補者として選挙区労働党の選考過程に参加してキャンペーンを行い、最終候補者として勝ち残ることが求められる。現在、労働党内では、現職議員に対して総選挙の度に選挙区労働党での再選出を必須とする「強制的再選出」(mandatory reselection) を求める声が多い。2018 年 9 月の党大会において、選挙区労働党における再選出を現職議員に求めることのできる割合が 50%から 33%に引き下げられた(Quinn 2018; BBC 2018)。

⁶労働党支部 (branch) は選挙区労働党内に設置された下部組織であり、地方議会選挙の候補者選出を執り行う。 <https://labour.org.uk/about/how-we-work/> (最終アクセス 2019 年 3 月 10 日)。

⁷原語である「all women short lists」を日本語に直訳すると「女性限定最終候補者リスト」となるが、必ずしも意味内容が明確に読み取れる訳語ではないため、研究会で協議した結果「女性指定選挙区」と表記することにした。

⁸最新版である 2018 年度版は以下の URL で参照できる。 <https://theclarionmag.org/wp-content/uploads/2018/03/LabourRuleBook2018.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 16 日)。

1.1.2.4 女性指定選挙区の仕組みとその意義⁹

女性指定選挙区は現職議員が引退を予定している、あるいは当選者と次点落選候補の得票差が6%以内である「当選の可能性が高い選挙区」(winnable seat)において、庶民院選挙の候補者を選出するための最終候補者リストを女性に限定するものである。女性指定選挙区の導入の必要性に関する議論は、選挙区レベル、特にイングランド北部の選挙区での女性候補者選出に対する抵抗を克服する方策として、既に1980年代から始められており、1989年には、労働党書記長(general secretary)がすべての選挙区労働党に対して女性指定選挙区が使用されることを奨励する文書を送付したが、選挙区労働党の自主性に任されたままでは採用が進むことはなかった。そこで、労働党女性活動委員会は党組織の民主化を求める他の勢力と協働して、女性指定選挙区の使用を義務化することを試みる。まず、現職議員が引退を表明している議席と補欠選挙のすべての候補者選定に女性指定選挙区を使用するという内容の決議の採択を目指す、これは1992年の党大会において否決されてしまう。そこで、翌年の党大会において、女性指定選挙区の導入のための党則変更の決議を、候補者選出過程での労働組合のブロック投票を廃止し、「一人一票制」(one member, one vote, OMOV)に移行するという制度変更と抱き合わせで提案する。1993年党大会における一人一票制導入の提案は、前年に党首となったスミスが率いる党執行部にとっては威信をかけた現代化改革の中核に位置する最重要アジェンダであり、その意図としては先行研究によって指摘されているように、労働党組織内の権力バランスを労働組合と選挙区の活動家から一般党员へシフトすることで労働党を「民主化する」ことであった(阪野2001; 近藤2016)。執行部が強力に推進した一人一票制と結び付けられることによって女性指定選挙区は無事、可決されることになる(Harmann 2018: 140-141)。これは同時に、「現代化」のための労働党組織改革は、党を「ジェンダー化する」試みと本質的に結びついていたことを意味する(Childs 2008: 50-51)。

しかしながら、こうした制度導入の経緯は、労働党内において当初から女性指定選挙区に対する強い反発を招き、現職議員の中には女性指定選挙区の適用を免れるために引退を遅らせた者もいた。その後、スミスの急死によって1994年に新しく党首となったブレアは、翌年、女性指定選挙区は「理想的ではない」という理由により1997年総選挙以後は適用しないと表明した(Squire 1996; Criddle 1997)。さらに、同年、女性指定選挙区によって最終候補者選考から漏れてしまった男性が労働裁判所に1975年の性差別禁止法(Sex Discrimination Act)等を根拠として訴えを起し、翌年にはこの訴えが一審で認められることになる。この判決後、1997年選挙の準備に追われていた労働党は上告することをせず、女性指定選挙区の使用は3年にも満たないうちに差し止められることになる。

そのように短期間であった女性指定選挙区の適用の効果とはどのようなものであったのだろうか。1997年総選挙に立候補した候補者641人のうち女性候補者は158名(24.6%)であり、このうち女性指定選挙区によって選出されたのは38名であった。選挙区ごとの特

⁹以下の女性指定選挙区に関する記述は特に明示している場合を除いて、Russell (2005)、Lovecy (2007)、Kenney (2013)、Harman (2018)を適宜参考として構成した。

徴で見ると、当選可能性が高いと見られていた主要選挙区（key seats）の女性候補者率は50.6%に上ったが、他方でもともと女性候補者が擁立される傾向にあった勝ち目の薄い選挙区での女性候補者比率は全体の割合より若干高い25.6%であり、研究者によってはこの点に1997年総選挙における女性指定選挙区の効果の限界を見出している（Childs 2000: 59-60）。ただし、政治学者サラ・チャイルズ（Sarah Childs）は、そうした否定的な見解を提示する論者たちも女性指定選挙区の適用は労働党の女性候補者／議員の比率が他党と比較して著しく高く、さらに1997年総選挙によって女性議員が大幅に増加したことの主要な要因であったことを認めていると指摘し、その上で、女性指定選挙区の導入によって女性候補者のリクルートにおいて障害となっていたのは、各選挙区における候補者選出機関と候補者選考に関わる人びとであったという事実が明確化したと論じている（Childs 2000: 60）。加えて、チャイルズによれば、女性指定選挙区は男性と比べて女性が候補者になることに対して消極的であるという「供給」の問題に関しても一定の効果を持った。すなわち、彼女の調査によれば、女性指定選挙区が導入されることで、女性候補者への需要が公然化され、これにより女性が候補者として名乗り上げることを促すことになった（Childs 2000: 62）。

1996年判決によって女性指定選挙区の使用が差し止められた後、2001年総選挙への準備過程において全国執行委員会はすべての最終候補者選出リストにおいて男女の割合を50:50とするように提案したが、そうした努力にもかかわらず2001年総選挙で労働党から当選した女性議員の数は95名に減少する。その後、2002年に性差別禁止（選挙候補者）法（The Sex Discrimination (Election Candidates) Act）が改正されたことで、1975年の性差別禁止法及び1976年の北アイルランドを対象とした性差別禁止令から、政治代表に関する男女間の不平等を解消するために政党が候補者選定に際してポジティブ・アクションを用いることが法適用の対象から除外され、これにより女性指定選挙区を使用することが可能となった。こうした法改正の後、労働党は全国執行委員会の決定に従い女性指定選挙区を現職議員が引退する議席に対して適用する仕組みを再導入した。以後、労働党所属の庶民院議員の中での女性の議員の数は、党勢の動向の影響を受けながらも増加の傾向にある。2016年に公表された庶民院図書室の報告書によると、女性指定選挙区によって選出されたと労働党候補者と当選した議員の数は図表Ⅲ-1-1-3の通りである。

図表Ⅲ-1-1-3 庶民院選挙における女性指定選挙区選出候補者数と当選者数

	女性指定選挙区の候補者	うち当選議員
1997	38	35
2005	30	23
2010	63	28
2015	77	31

（データ：Kelly and White（2016: 8）から筆者作成）

1.1.2.5 労働党の制度改革以後の保守党の動向

1997年総選挙における「ニュー・レイバー」の圧倒的な勝利の経験は、女性議員の量的

増加が女性票の獲得を通じて政党の党勢を拡大するための戦略、特に選挙に勝つための戦略において有効な方策となり得るといふ先例を作った。2000年代に入ると、労働党以外の政党がこうした労働党の経験から「学習」し、「ニュー・レイバー」に対抗して党勢を伸長するための手段として女性議員の量的拡大を目指す努力を始める。言い換えれば、イギリスの政治システムにおける女性政治代表の量的な増加は、2000年代以降の政党競争のダイナミクスにおいて、一定の「伝染」(contagion)効果(Kenney and Mackay 2014)を持ったと観察される。以下では保守党を例としてこのメカニズムを説明していく。

1.1.2.5.1 保守党

1997年総選挙で「ニュー・レイバー」に大敗し、下野をした後の保守党は、2001年と2005年の総選挙でも敗北を喫してしまい、1980年代と1990年代の労働党と同様、長期間、政権から遠ざかることになる。特に、ブレアが主導したイラク戦争への参戦後、有権者の間で労働党への不信が高まる中で行われた2005年総選挙での敗北は重く受け止められ、広範な有権者層から政権を担える政党として認知され、選択される政党に生まれ変わるための党改革の必要性が保守党の内外で強く意識されるようになった。2010年総選挙で保守党を勝利に導き、後に首相となるデーヴィッド・キャメロン(David Cameron)が党首に選出されたのはまさにそうしたタイミングであった。

既にさまざまな論者によって指摘されているように、キャメロン執行体制のもとでの保守党改革の出発点は、ニュー・レイバーの政策ポジションを一定程度受け入れ、特に、社会的価値に関してよりリベラルなスタンスに移行することであった(Bale 2010; 今井 2016)。同時に、先行研究によって指摘されているように、2000年代半ばの保守党は、1980年代から1990年代の労働党がそうであったように、複数の「女性問題」に直面していた。まず、保守党所属の女性議員の数が著しく少なかったのみではなく、労働党に対して大きく後れを取っていた(2005年総選挙で選出された女性議員は労働党が98名に対し保守党は17名)。しかも党内の女性組織や女性党員の不満が高まっており、さらに2005年総選挙マニフェストにおける女性問題への取組に対して第三党の自由民主党(Liberal Democrats)よりも低い、厳しい評価が与えられた。理由は、そもそも女性問題が2005年マニフェストにおいてほとんど触れられていなかったことに加え、多少でも言及があった場合でも「犯罪の被害者」や「病棟の管理者」(matron)などのステレオタイプ化された形であったことによる(Campbell and Childs 2010; 2018)。最後に、保守党は「ニュー・レイバー」に対して、女性有権者からの支持の獲得という点でも後塵を拝していた(Campbell, Childs and Lovenduski 2006; Childs and Webb 2012:.)。したがって、保守党が「ニュー・レイバー」労働党を打倒して政権の座に返り咲くためには、女性問題への取組の質を向上して女性有権者からの支持を拡大する必要があり、そのためにもキャメロン自らが「不面目」(scandalous)な状態と形容したウエストミンスター議会における保守党所属の女性議員の数を大幅に増やすための党改革を行うことは不可欠であるという認識が広まった。すなわち、前述のチャイルズとポール・ウェブ(Paul Webb)が指摘しているように、キャメロンはニュー・レイバー政権の間にイギリス政治の状況が変化して「女性化された」(feminized)ことを十分に意識し、

野党としての「キャッチ・アップの政治」を行ったわけである (Childs and Webb 2012: 218)。

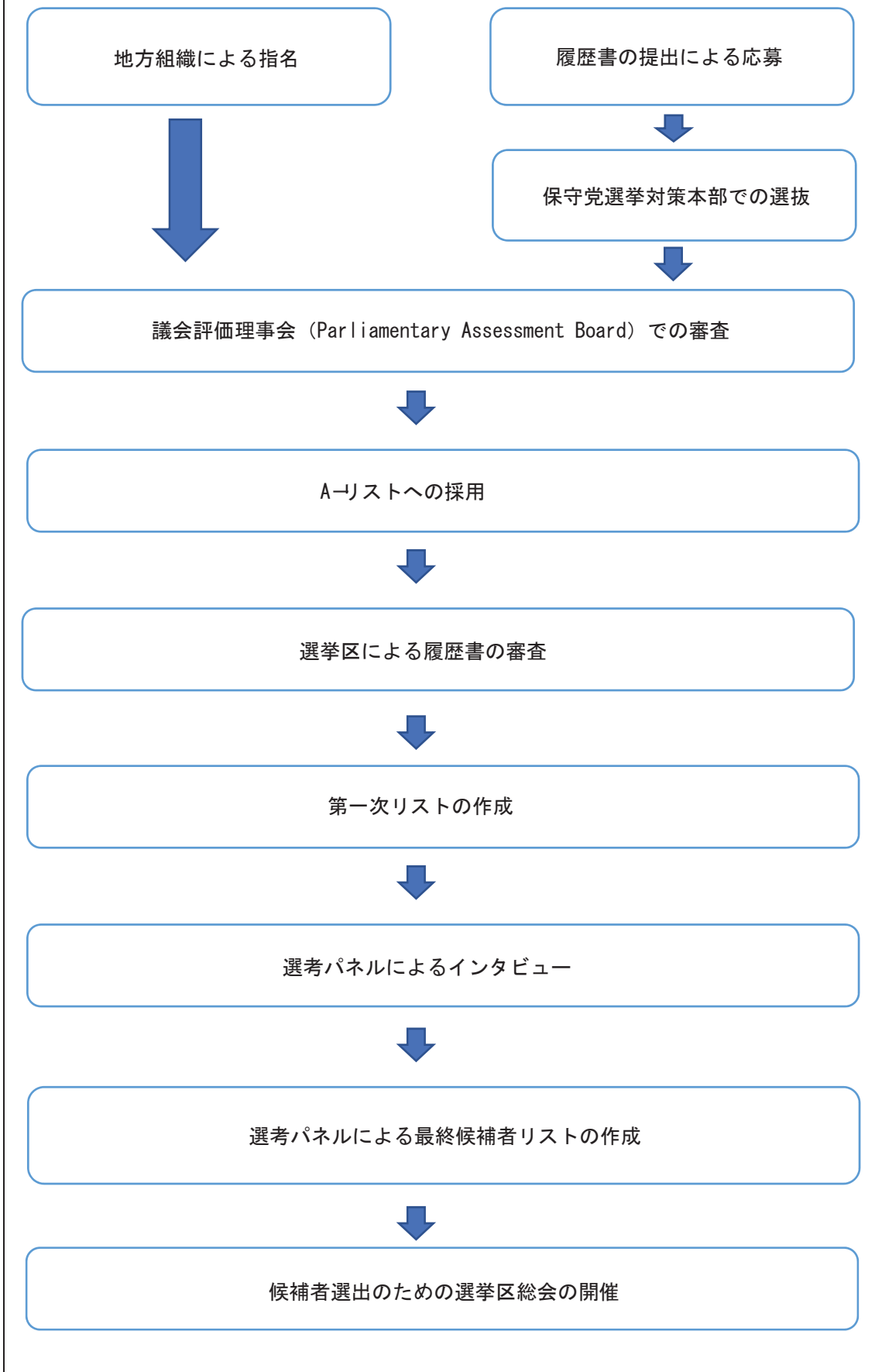
それではキャメロンのリーダーシップのもと、具体的にはどのような取組が行われたのであろうか。焦点となったのは、候補者選定の仕組みの改革と女性議員の量的拡大を目指す党内女性組織に対する党執行部の直接的かつ明示的な支援であった。まず前者に関して特に重要な変更であったのが、男女の比率を 50:50 とする「最も良質な」候補者の「優先リスト」(Priority List、しばしば A-リストと呼ばれる) が党本部によって作成され、また各選挙区での候補者選定においてプライマリー方式と「コミュニティ・パネル」による審査の導入が奨励されたことであった。これらの制度変更を補完したのが、党内女性組織に対する党執行部の支援であった。具体的には、キャメロン率いる保守党執行部は女性候補者の発掘と支援、トレーニングを目的とする党内組織 Women2Win (ウィメン・ツー・ウィン) の活動を積極的にバックアップしていった。

Women2Win の創設は、キャメロンの党首就任の約 2 週間前である 2005 年 11 月 23 日に遡る。保守党には従来からの女性組織として保守党女性機構 (Conservative Women's Organization、CWO) が存在していたが、その目的は選挙区の女性たちを動員し、選挙活動における基本的で補助的な作業を担わせることであり、したがって保守党女性機構はしばしば女性による自律的な活動の乏しい単なる党活動支援組織であると見なされていた (Childs 2008: 34-36)。これに対して、Women2Win は、ウエストミンスター議会において保守党所属の女性議員を増やすことを第一の目的として立ち上げられており、したがってロージー・キャンベル (Rosie Campbell) やチャイルズなどの研究者は Women2Win を女性の利益や権利の保護／拡大を志向する保守党における「フェミニスト」組織として分類している (Campbell, Childs and Lovenduski 2006; Childs 2008)。保守党内においてこうした組織が結成されるきっかけとなったのは、主導的な女性政治家であるアン・ジェンキン (Anne Jenkin) とテレーザ・メイ (Theresa May) の個人的なイニシアチブであった。実際、Women2Win の設立資金は、ジェンキンが寄稿した新聞記事の原稿料であったと言われている (Childs 2008: 52)。市民団体であるフォーセット協会や保守党女性機構の協力を得て創立された Women2Win は、当時進行中であった保守党党首選挙の候補者に対して積極的に働きかける党内ロビー活動を展開し、こうした活動を通じて女性の政治代表の増加が保守党内において重要課題であるという認識が広まっていった。

保守党の候補者選出過程

保守党の候補者選出過程は 2005 年総選挙以降、図表 III-1-1-4 ように大幅に転換された (Williams and Paun 2011: 17)。

図表Ⅲ-1-1-4 保守党の庶民院候補者選出プロセス



上記の過程のうち、議会評価理事会（Parliamentary Assessment Board）については多少の説明が必要であるだろう。保守党議員と党幹部で構成される議会評価理事会においては、以下の5つの課題を行うことが求められ、それにより6点の能力を試すことを通じて候補者の選抜を行っている（Williams and Paun 2011: 16）。

課題	能力
1. 能力評価インタビュー	1. コミュニケーション・スキル
2. パブリック・スピーキング	2. 知的スキル
3. 未決の案件に関する実習	3. 人びととの関係の持ち方
4. グループによる実習	4. 指導力と意欲
5. 心理テスト（後に、小論文に変更）	5. レジリエンスと活力
	6. 政治的信念

そうした党首選挙の結果、党首に就任したキャメロンは、就任直後から、自らが主導する保守党改革の中心に女性議員の量的拡大を位置づける。キャメロンは Women2Win のプロモーションのために積極的にビデオや DVD に出演し（図表Ⅲ-1-1-5）¹⁰、「より良い男女間のバランスは、この国の人びとが持つ問題関心のすべてに対して応答することである」（Childs 2008: 89）と発言している。こうした党首／首相の直々のイニシアチブに呼応するように、Women2Win の活動には保守党内で影響力を持つ男性議員の多くが協力している。図表Ⅲ-1-1-6 はキャメロン内閣以来、主要な閣僚ポストを歴任し、現在のメイ内閣においては外相を務めるジェレミー・ハント（Jeremy Hunt）が Women2Win のプロモーション・ビデオに出演した時の様子であるが¹¹、ビデオの中で「保守党には南イングランド出身の白人、中年、パブリック・スクールの男子卒業生がたくさんいる。実は、自分はそのひとりなのであまり批判はしたくない。でも、保守党はずっと多様な代表を必要としている。そして、ここに Women2Win の役割がある」というコメントを寄せている。

¹⁰ビデオが公表されたのは2011年、保守党-自由民主党連立政権が成立後であるので、首相として出演し、発言している。

¹¹https://youtu.be/-s_AbW1eoUM（最終アクセス2019年3月13日）。

図表Ⅲ-1-1-5 Women2Win プロモーション・ビデオに出演するデーヴィッド・キャメロン首相（当時）



(出典 : <https://youtu.be/WwT-lemD-cE>)

図表Ⅲ-1-1-6 Women2Win プロモーション・ビデオに出演するジェレミー・ハント現外相



(出典 : <https://youtu.be/WwT-lemD-cE>)

2006 年以降に導入された党首直々のイニシアチブによって、それでは保守党の女性議員の数はどの程度増加したのであろうか。2010 年総選挙に立候補した保守党の女性候補は 149 名であり、割合にすると 24%であった。また、前回の総選挙において当選者と次点の得票

率の差が5%以内である「当選可能性の高い選挙区」の候補者の中での女性比率は27%であった(Childs and Webb 2012: 67)。このうち、最終的に当選したのは48名であり、前回2005年の当選者の17名と比べると大幅な増加であったとは言えるが、同時に、1983年に次いで史上2番目に低い得票率を記録し、大惨敗を喫して下野した労働党から当選した女性議員の数である81名には遠く及ばない結果であった。

こうした結果をどのように評価するかについては議論が分かれている。キャンベルやチャイルズなどによる先行研究は、保守党によるイニシアチブが当初から2つの限界を抱えていたと指摘している。第一に、キャメロン率いる党執行部が導入した優先リストなどの措置は選挙区レベルにおいて「推奨」されていたのみであり、強制されていたわけではなかった。労働党による女性指定選挙区の適用の経験は、女性候補者の数を増加させるためには選挙区の候補者選定に党本部が一定程度の介入をすることを確実にする制度的仕掛けが必要であったことを示していたが、2000年代の保守党の例では、むしろ党執行部は中央からの介入を嫌がる選挙区レベルの組織に配慮する傾向にあった。関連して第二に、保守党のイニシアチブにおいては「資質と能力」(merit)の重要性が特に強調された。したがって、保守党においては女性指定選挙区などのポジティブ・アクションの導入に対しては消極的な態度が一般的であり、キャメロン自身も女性指定選挙区には明確に反対の態度を表明している。しかしながら、キャンベルなどが指摘するように、「資質と能力」の内容の理解は状況依存的であり、また、従来型の主に男性である「政治家モデル」と結び付けられている。だからこそ、選挙区レベルでの候補者選考の傾向を変えていくためには女性指定選挙区などの措置の導入が必要であった。こうした問題を踏まえた上で、キャンベルらはキャメロンが主導した保守党の女性政治代表の拡大のためのイニシアチブをレトリックの意味合いが強いものであったと結論している¹² (Campbell, Childs and Lovenduski 2006; Childs 2008)。

1.1.2.6 小括—政党による制度改革の効果と限界

上記の議論で示したように、1997年総選挙を起点とするウエストミンスター議会における女性の政治代表の増加が実現されるために肝要であったのは、労働党と保守党がそれぞれ女性候補者の数を増やし、また彼女たちの当選可能性を高めるために具体的な党制度改革を行ったことであった。こうした党改革は、当初は党内の女性組織や指導的な女性政治家たちが要求したことであったが、彼女たちが要求した改革が確実に実施されるためには、どちらの政党においても男性党首と彼が率いる党執行部が積極的に改革をバックアップすることが不可欠であった。党首／党執行部が直接的かつ明示的に後ろ盾となったからこそ、ポジティブ・アクションの導入や女性候補を優先することに対する選挙区レベルの抵抗があったにもかかわらず、改革を一定程度、実現することが可能となり、具体的には当選可能性の高い選挙区に配置される女性候補の数が拡大し、その結果として女性議員の数が増加した。以下、こうしたイギリスの政党による取組が示唆するポイントとして、簡単に3点だけ述べる。

¹²キャメロンのリーダーシップの特徴として、政策の内容や実質よりもレトリックが優先される傾向が強いことは他の論者によっても指摘されている (Seymour 2010)。

1.1.2.6.1 政権交代の実現を目指す政党戦略としての女性政治代表の拡大

第一に、1997年総選挙以降の経験は、イギリスにおいて、政権交代の実現、言い換えれば政党としての有効性において最も重要な要素と女性の政治代表の増加を深く結びつけることになった。労働党と保守党はどちらも長く低迷していた党勢を回復する方策のひとつとして女性議員の数を増加するための制度改革を行い、その結果、両党における女性議員の数の拡大は政権への復帰と同時に実現されている。こうした経緯がイギリスの政党競争のダイナミクスにおいて女性の政治代表の拡大を主要なアジェンダとして定着させ、さらに拡大する効果を持ったように観察される。ウェストミンスター議会の外に目を向けると、スコットランドにおいて労働党と厳しい競争関係にあるスコットランド国民党（Scotland National Party, SNP）は、2014年以来、女性であるニコラ・スタージェン（Nicola Sturgeon）が党首を務めていることもあるが、2015年に女性指定選挙区を導入し、その結果、2016年のスコットランド議会選挙において当選したスコットランド国民党の女性議員比率は43%にまで高まった（Kenney, Mackay and Murtagh 2016）。スコットランド国民党はジェンダー平等に関する政策においても労働党を乗り越えるべく、2018年には公的セクター機関の役員会の非執行役員のジェンダー構成を50:50とすることを義務づける「公的セクター役員会におけるジェンダー代表（スコットランド）」法（Gender Representation on Public Board (Scotland) Bill）を提案し、可決させている¹³。さらに興味深い例としては、EU離脱をめぐるイギリス議会政治の混乱の中、2019年2月18日と19日に8名の労働党議員が、20日には3名の保守党議員が「機能不全に陥った旧来の政党政治を刷新し、新しい政治を目指す」と主張して離党をし、The Independent Group (TIG)¹⁴という新しい政治グループを結成したが、いまだ政策プラットフォームを公表していないこの政治集団の存在意義として主張されているのが、構成員の65%が女性議員であるということである。実際、図表Ⅲ-1-1-7と図表Ⅲ-1-1-8の写真が示すように、TIGは所属する女性議員の多さをことさらに強調する宣伝戦略を取っているように観察される。これらの例は、現在進行中の政党競争において、政党が有権者に対してその有効性を示すために積極的にアピールするべき要素として女性議員比率の高さが認識されていることを示している。

¹³詳細は次のスコットランド国民党のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.snp.org/policies/pb-what-is-the-snp-doing-for-women-s-equality/>（最終アクセス2019年3月16日）。

¹⁴TIGは2019年3月16日現在のところ政党としては登録されていない。

図表Ⅲ-1-1-7 TIGの活動（1）



図表Ⅲ-1-1-8 TIGの活動（2）



（出典：図表 1-1-7 <https://news.sky.com/story/explained-how-the-independent-group-becomes-a-political-party-11643024>;

図表 1-1-8 <https://inews.co.uk/opinion/independent-group-luciana-berger-media-darling/>)

1.1.2.6.2 女性議員の量的拡大と党派性／イデオロギー的傾向

前項で議論したように、現在、イギリスの政治システム全般において政党としての有効性を女性議員比率の高さと結び付けて評価する見方が浸透しているように観察されるが、他方で、各党が女性の政治代表の量的拡大を目指して、実際に制度改革をどのように行うのかという点に関しては、それぞれの政党のイデオロギー的志向性が大きく影響しているように見受けられる。この点において特に興味深いのは、党内クォータ制度の採用への労働党と保守党の対応の違いであろう。先に触れたように、2005年総選挙後に保守党内で女性の政治代表の量的拡大が目指された時には、キャメロンなどの指導的立場にあった男性政治家たちは一様に女性指定選挙区などのポジティブ・アクションの導入を否定している。個人の「資質と能力」に基づいた競争を重視するリベラリズム／ネオリベラリズム的観点からすれば女性指定選挙区などのポジティブ・アクションは制度による介入に他ならず、したがって退けられるべき選択肢であるというのは論理的帰結である。労働党議員であるハーマンは、そうした制度による介入を忌避する態度は女性の保守党議員や黨員たちの間でも共有

されていると観察している (Harman 2018: 374)。ただし、その結果として、女性議員の数の拡大において、保守党が労働党に大差をつけられているという状況は現在に至るまで克服されていない。

こうした状況に対して歯がゆく感じている保守党議員の中から、女性指定選挙区などのポジティブ・アクションの導入の必要性を訴える者も出てきてはいる。例えば、2015年総選挙に至る過程で、アン・ジェンキンの夫であり、Women2Winの創設当時から協力してきた保守党議員のバーナード・ジェンキン (Bernard Jenkin) は、女性候補者の選出がなかなか進まない状況に「精神的にルビコン河を渡って」ポジティブ・アクション導入の必要性を支持するようになったとジャーナリストに告げている。また、同時期、保守党の女性議員の間では、ポジティブ・アクションの導入を求める声は確実に存在していたと報道されている (Mason 2015)。にもかかわらず、現在に至るまで保守党はポジティブ・アクションを取り入れておらず、他方で、2017年総選挙で当選した女性議員の数は多少ではあるが前回の記録より減少する結果となった。

1.1.2.6.3 党内クオータの評価

関連して、第三点目として、労働党と保守党の党内クオータ制に対する態度の違いは、イギリス国内におけるポジティブ・アクションの評価に関する議論のされ方に深い影響を与えているように見受けられる。保守党議員が労働党の女性指定選挙区を経て選出された議員の質に関して、選考過程で下駄を履かされ、したがって十分に選出されるに値する「資質と能力」を証明してきていないという理由で疑問を投げかけることは珍しいことではない。例えば、イアン・ダンカン・スミス (Ian Duncan-Smith) は、保守党の党首選挙の過程において「女性指定選挙区は労働党にとって成功であったわけではない。なぜなら、質の高い人びとが選ばれたわけではなく、政治家として労働党のために十分なパフォーマンスをしていない人びとが選ばれてきているからだ」と断じている (Nugent and Krook 2016a)。こうした評価は、保守党所属の女性議員が圧倒的に少数であるにもかかわらず、首相の座に就いた女性はマーガレット・サッチャーとテレーザ・メイという保守党の女性議員に限定されており、対して、労働党においてはいまだに暫定党首以外では女性党首が選出されていないという事実によってしばしば補完されて、主張される。

こうした見方に対し、政治学者のメアリー・K・ヌジェント (Mary K. Nugent) とモナ・レナ・クルック (Mona Lena Krook) は、女性指定選挙区で選出された女性議員の経歴や議会活動に関するデータを他の労働党議員や他党の議員と比較し、女性指定選挙区によって「議員として相応な能力を持たない女性が選出される」、「簡単に議員になることができる」、あるいは「女性指定選挙区で選出された女性議員のパフォーマンスは他の議員より劣る」などの見解は実証的には証明されず、したがって「神話」として理解されるべきであると結論づけている (Nugent and Krook 2016a; 2016b)。したがって、

この論文で分析したデータは、政党はより強力な戦略を恐れる必要はなく、むしろそれから多くを得ることができることを示している。クオータは女性の参入に対する障壁を削減

し、それにより、クォータがなければ見過ごされていたかもしれない、十分な能力を備えた献身的な女性に対して政治を拓くものである。

(Nugent and Krook 2016b: 130)

こうした党内クォータの評価をめぐる問題については、次章で保守党と労働党の現状を論じる際に再び取り上げる。

1.1.3 議会制度の整備

議員として選出されると、活動の場となるのは議会である。1997年総選挙によって女性議員の数が大幅に増加したことによって、ウェストミンスター議会の制度や慣行が女性議員の十全な議員活動を妨げているという認識が広く共有されるようになり、「議会近代化」の必要性が主に女性議員たちによって主張されるようになった。彼女たちが特に問題としたのは、議員としての仕事の仕方が家族責任を持たない男性の献身的な働き方をモデルとしていることであった。そこで、例えば、議会内に保育所を設置したり、あるいは議会の審議時間を一般の就業時間により近づけるために変更したりすることなどが提案され始める。こうした女性議員たちにより議会近代化の要求は2000年より一貫して行われてきており、緩やかなペースではあるものの議会制度の改革を一定程度、実現している。以下では、そうした女性議員の議会改革活動を支援する近年の制度変化を2例、紹介する。

1.1.3.1 議会における女性議員連盟

議員連盟 (All-Party Parliamentary Group, APPG) はインフォーマルな議会内の超党派グループであり、議会内で公式な立場を有するものではない。グループの形成は議員たちの任意の選択に任されており、大別してアフガニスタンからジンバブエまでの国ごとのグループと、チーズやAIといった政策テーマごとのグループに分かれている。議員連盟には庶民院と貴族院の議員がともに参加しており、また議会外の人びとや組織が参加する場合もある¹⁵。

議会における女性議員連盟 (All-Party Parliamentary Group for Women in Parliament) は2010年に設立された。グループの目的は、議会がイギリス全体をより良く代表するように努力することである。議員連盟ではそのために女性たちに対して公職に就くことを促し、女性議員の数を増加する方策について検討してきた。また、議会における女性議員連盟は女性議員たちが政党の垣根を超えて議員活動について話し合うことができる「安全空間」(safe space)でもある。なお、議会における女性議員連盟の幹事役は、閣僚責任を持たないバックベンチャー(陣笠議員)に任されている。

2014年7月、議会における女性議員連盟は『議会を改善する—より良い、そしてより代表的な議会を創造する』(Improving Parliament: Creating a Better and More Representative House)という報告書を公表した。保守党、労働党、そして当時は保守党と連立政権を組んでいた自

¹⁵議会による公式な説明は以下のウェブサイトで見ることができる。

<https://www.parliament.uk/about/mps-and-lords/members/apg/> (最終アクセス2019年3月16日)。

由民主党の党首たちと庶民院の議長が揃ってまえがきを寄せたこの報告書では、より多くの女性が候補者となり、議員として選出され、議員活動を続けていけるという目的を実現するために、以下のような具体的な提案がなされている。

- 議事堂での議員としての職業倫理にふさわしくない行動様式を断固として拒否する
- より多くの女性や現在、過少代表となっている集団の人びとに対して公職に就くことを促すため、議会へのオンライン・ゲートウェイを改善する
- 議会と選挙区の優先度のバランスを再調整し、有権者と再びつながる
- 女性と平等特別委員会（Women and Equalities Select Committee）を設立する
- 議会審議日程の予測可能性を高める
- デジタル・文化・メディアとスポーツ特別委員会（Digital, Culture, Media and Sport Select Committee）と独立報道機関基準機構（Independent Press Standards Organization）に対して、従来からのメディアとソーシャル・メディアにおける性差別について検討するように依頼する
- プライマリー・ケア責任を持つ議員が利用できるサポートに関して明確化する

（APPG for Women in Parliament 2014: 11）

1.1.3.2 女性と平等特別委員会

前項で紹介した議会における女性議員連盟による報告書の提言から議会内の制度改革として実現したのが女性と平等特別委員会の設立であった。報告書が公表されてから約 11 か月後の 2015 年 6 月、政府平等省（Government Equalities Office、GEO）の支出、運営及び政策を検証する機関として立ち上げられた。

イギリスの議会システムにおいて、特別委員会（select committee）は行政府を精査し、説明責任を追求する役割を担っている¹⁶。特別委員会は庶民院と貴族院の両方に設置されており、庶民院の特別委員会は政府機関ごとに対応するように組織されている。メンバーシップは超党派で構成され、2010 年には、特別委員会の委員長（chair）を議員の間の投票で決める制度が導入された。委員長になると通常の議員報酬に加えてさらに 1.5 万ポンドが支払われ、メディアの注目を浴びる機会も増えることから、近年では閣僚ポストよりも特別委員会の委員長のポストを得るための競争が厳しさを増している。首相を含め行政府で役職を持つ証人を厳しい質問で追及し、応答責任を求めることは立法府として最も中核的で重要な仕事であるという認識もあり、特別委員会の委員長はウエストミンスター議会において重要視される役割となっている（Hardman 2018 : 106-8）。なお、ジャーナリストのイザベル・ハードマン（Isabel Hardman）によると、特別委員会に対して今日のような評価が与えられるようになったきっかけは、2010 年から 2015 年までの決算委員会（Public Accounts Committee、PAC）で委員長を務めたベテラン労働党女性議員、マーガレット・ホッジ（Margaret Hodge）

¹⁶2010-2015 年議会の時に制作された特別委員会について紹介するビデオは YouTube で視聴することができる。 <https://youtu.be/iLvNmMJmD0w> （最終アクセス、2019 年 3 月 16 日）。

の采配ぶりであった。租税問題に関して、多国籍企業や英国歳入関税局（Her Majesty's Revenue and Customs, HMRC）を厳しく追求するホッジの様子はテレビのニュース番組の中でも紹介され、これにより「特別委員会の委員長であることが注目度の高い、証人が部屋の外で待機している間、身震いするほどまでに重大なものとして考えられるようになった」（Hardman 2018 : 106-107）。

そうした特別委員会の一つに「女性と平等」を専門とする委員会が付け加えられたのは、同機関のウェブサイトの説明によれば、「それ以前のアカウンタビリティの仕組みに存在していたギャップを埋める」ためであった。女性と平等特別委員会を設置したことにより、「女性と平等担当大臣（Minister for Women and Equalities）と政府平等省がともに政府が取り扱う平等（性、年齢、人種、宗教もしくは信条、性的指向、障がい、ジェンダー・アイデンティティ、妊娠と母性、結婚あるいはシビルパートナーシップ）に関する問題について応答責任を問われるようになった」¹⁷。

1.1.4 政府平等省

行政府の側で女性と平等特別委員会に対応するのが政府平等省である。政府平等省の設立はニュー・レイバー政権時代の 2007 年であり、その制度的起源は前述した 1980 年代以降、労働党内で議論された「女性担当大臣」創設の提案にまで遡ることができる（Squires and Wickham-Jones 2002: 57）。

1997 年にニュー・レイバーが政権を就くと、「女性担当大臣」（Minister for Women）のポストが設置され、初代女性担当大臣にはハリエット・ハーマンが任命された（Harman 2016: 196）。これ以前の保守党政権時代では閣外政務次官ポストであったので制度的には格上げであったが、同時にはハーマンは社会保障担当大臣との兼任であり、より重要な問題として、女性問題を取り扱う政府組織は単一の省庁としてではなく、異なる省庁を横断する部署である「女性局」（Women's Unit、WU）として創設された。女性局は 2001 年総選挙後に「女性と平等局」（Women and Equality Unit、WEU）として改編され、予算が増額されたが、他方で「より測定可能なアウトプット」を志向し、「その業務に関して経済的側面の強調するようになった」（Squire 2009: 499）。

政治学者のジュディス・スキア（Judith Squire）とマーク・ウィッカム—ジョーンズ（Mark Wickham-Jones）は、ニュー・レイバー政権が女性問題を担当する政府機関を単一の省庁として設立しなかったのは、女性問題が従来のタテ割り行政では対応することができないいわゆる「厄介な問題」（wicked issues）と位置づけられたことから、ブレア政権が当時進めていた統治機構の現代化（modernization）の試みとして「結合政府」（joined-up government）アプローチ（Bogdanor 2005: 6-7）を採用したのではないかと論じている（Squires and Wickham-Jones 2004: 88-90）。他方で、インターセクショナルリティの観点から、女性問題を年齢や性的指向、人種などの他の平等に関する問題と同一の政府機関で取り扱う必要があるとの議論が高まり、2003 年 10 月には当時の女性担当大臣であったパトリシア・ヒューイト（Patricia

¹⁷<https://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/commons-select/women-and-equalities-committee/role/>（最終アクセス、2019 年 3 月 16 日）。

Hewitt) によって既存の平等問題に関する委員会を統合し、単一の平等に関する政府組織を設立するプランが表明された。これにより、2007年10月に「平等と人権委員会」(Equality and Human Rights Commission、EHRC)が政府から独立した公的機関として設置され、これに伴い女性と平等局は政府平等省によって取って代わられた。政府平等省は「政府の中心に平等を位置づけることをその任務としており、政府の総合的な平等に関する戦略について責任を負」っており、この中には女性問題も含まれる。政府平等省は「女性と平等担当大臣」(Minister for Women and Equalities) に対して報告義務を負う (Squire 2009: 500-501)。

こうした政府平等省に対しては、設立当初からその制度設計と運営のされ方に関して厳しい批判が向けられてきている。第一に、女性(と平等)担当大臣は初代のハーマンから現在に至るまで全員が他の閣僚職と兼任で任命されており、したがって「非常勤」的意味合いが強い(図表III-1-1-9を参照)。第二に、これと関連して、担当大臣の主要職務が変わることによって、オフィスが物理的に設置される場所がさまざまな省庁の間でたらい回しにされてきた。こうした物理的な移動は、移動そのものから派生する財政的及び労力のコストだけでなく、ホスト省庁との予算の配分において係争を引き起こす場合もあり、政府平等省の業務の円滑な遂行を阻害してきた (Women and Equalities Committee 2018)。

図表III-1-1-9 歴代の女性(と平等)大臣と兼務職

	設置機関	担当大臣
1997年5月	社会保障省	ハリエット・ハーマン (社会保障担当大臣と兼務)
1998年7月	内閣府	パディントン・ジェイ男爵夫人 (貴族院院内総務と兼務)
2001年6月	貿易産業省	パトリシア・ヒューイト (貿易産業担当大臣との兼務)
2005年5月		テッサ・ジョエル (文化・メディア・スポーツ担当大臣との兼務)
2006年5月	コミュニティ・地方政府省	ルース・ケリー (コミュニティ・地方政府担当大臣)
2007年6月	政府平等省	ハリエット・ハーマン (庶民院院内総務と兼務)
2010年5月		テレザ・メイ (内務相と兼務)
2011年4月	内務省	テレザ・メイ (内務相と兼務)
2012年9月	文化・メディア・スポーツ省	マリア・ミラー (文化・メディア・スポーツ担当大臣と兼務)
2014年4月		ニッキー・モーガン (財務省副大臣&女性担当大臣を兼務) 及びサジード・ジャヴィード (文化・メディア・スポーツ担当大臣及び平等担当大臣を兼務)

2014年7月		ニッキー・モーガン（教育担当大臣と兼務）
2015年9月	教育省	ニッキー・モーガン（教育担当大臣と兼務）
2016年7月		ジャスティン・グリーンング（教育担当大臣と兼務）
2018年1月		アンバー・ラッド（内務相と兼務）
2018年4月	内務相（予算）、教育省（スタッフ）	ペニー・モーダント（国際開発担当大臣と兼務）

2018年5月、女性と平等特別委員会は上記のような政府平等省の制度設計と運営に関わる問題についての審議を行い、報告書を提出している。この報告書では、政府平等省の現状は「不十分で持続可能性がない」（unsatisfactory and unsustainable）とし、複数の制度改革を求める提言がなされている。以下に書き出したのは、提言の一部である。

- 政府平等省は、その支出と活動に関して効果的な精査が行われることを可能とするために、財務会計と省庁プランにおいてホスト省庁から個別かつ独自に代表されるべきである
- 次の女性と平等担当大臣は専任としてその職務に就き、内閣府のチームの一員で、閣議に参加する権利を持つ閣僚であるべきである。
- 閣内に平等に関するサブ委員会を設置する必要がある。議長は女性と平等担当大臣とする。
- 政府を横断する役割に鑑み、政府平等省は資源、閣僚の時間、そして権威を必要としている。こうした構造を確保することによって、内閣改造や政府機構の変更があったとしても、[政府平等省は]不平等を削減するという全般的な目的に対する支援を提供することができる

(Women and Equalities Committee 2018: 13-14)

1.1.5 市民／公益団体と政治運動

イギリスにおいて女性に初めて選挙権が認められるという政治的変化があったのは1918年のことであった。この過程において、女性たちによる女性参政権運動が大きな役割を果たしたことはよく知られている。こうした状況は、女性参政権が確立して100年が経過した近年の状況においても変化していないように観察される。1997年総選挙以降、女性の政治代表が量的に拡大した過程において、複数の市民／公益団体あるいは運動体が政党や議会、政府機関と協力し、様々な形で貢献をしてきた。以下に挙げる市民／公益団体と政治運動は、次項において紹介する今現在、イギリスにおいて行われている女性の政治代表拡大のための取組において言及されるものである。

- フォーセツト協会 (Fawcett Society) ¹⁸

女性参政権運動の代表的な活動家であったミリセント・フォーセツト (Millicent Fawcett) に由来する長い歴史と実績を持つ団体である。その組織としての目的は、「力強いキャンペーンとインパクトのあるリサーチ」を展開することで、性差別とジェンダー不平等に対抗することである。

- ジョー・コックス 財団 (Jo Cox Foundation) ¹⁹

EU 離脱をめぐる国民投票のキャンペーン期間中である 2016 年 6 月に刺殺された労働党女性議員、ジョー・コックス (Jo Cox) を記念する財団である。生前のコックスが女性の政治代表の増加に熱心であったことから、若年女性に対する啓発や女性議員／候補者への暴力やハラスメントの撲滅、政党の垣根を超えた女性候補者のトレーニングなどの活動を展開している。

- 50:50 Parliament²⁰

近年、存在感を増している運動体であるのが 50:50 Parliament (50:50 議会) である。50:50 Parliament の起源は、個人のオンライン請願活動であった。2013 年にフランセス・スコット (Frances Scott) ²¹がオンライン請願サイト、Change.org において、ウエストミンスター議会の男女構成比を 50 : 50 とするために対策を講じるよう政党の党首たちに求める請願を開始した²²。こうしたスコットの請願に共鳴した人びとが集い、運動体として組織化され、現在ではフォーセツト協会等の他団体と協力しながら、#AskHerToStand (#彼女に立候補を呼びかけよう) などの注目度の高い複数の超党派キャンペーンを展開している。また、現在ではスコットランド議会などに対してもキャンペーンを展開している。

参考文献

All-Party Parliamentary Group for Women in Parliament (2014) *Improving Parliament: Creating a Better and More Representative House*,

<http://appgimprovingparliamentreport.co.uk/download/APPG-Women-In-Parliament-Report-2014.pdf> (最終アクセス、2019 年 2 月 21 日) .

BBC (2018) ‘Labour Conference: Deselecting MPs Made Easier’, *BBC Politics*, 24 September 2018,

<https://www.bbc.com/news/uk-politics-45621354> (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .

¹⁸<https://www.fawcettsociety.org.uk/> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

¹⁹<https://www.jocoxfoundation.org/> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

²⁰<https://5050parliament.co.uk/> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

²¹スコットの経歴については、次の URL で確認できる。

<https://wih.web.ox.ac.uk/people/frances-scott> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

²²請願サイトは以下の URL で閲覧できる。現在、5.3 万人以上が署名している。

<https://www.change.org/p/50-50-parliament-want-women-to-have-equal-seats-and-equal-say-at-westminster-sign-this-petition-to-ask-those-in-power-to-take-action-to-ensure-that-parliament-is-truly-representative-and-inclusive-of-women-let-s-build-a-better-democracy-together> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

- Black, Amy and Brookes, Stephen (1997) 'The Labour Party, Women and the Problem of Gender, 1951-1966', *Journal of British Studies*, 36 4: 419-452.
- Bale, Tim (2011) *The Conservative Party: from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity.
- Bale, Tim, Poletti, Monica and Webb, Paul (2018) 'A Man's Game?: the Grassroots Gender Gap in Britain's Political Parties', *Political Insight*, June 2018, pp. 7-10.
- Bogdanor, Vernon (2005) 'Introduction', in Vernon Bogdanor (ed.) *Joined-Up Government*, Oxford: Oxford University Press, pp. 1-18.
- Campbell, Rosie and Childs, Sarah (2010) "'Wags", "Wives" and "Mothers"...but What about Women Politicians', *Parliamentary Affairs*, 63 4: 760-777.
- Campbell, Rosie and Childs, Sarah (2018) 'The (Feminized) Conservative Party', in Clarisse Berthezène and Julie V. Gottlieb (eds) *Rethinking Right-Wing Women: Gender and the Conservative Party, 1880s to the Present*, Manchester: Manchester University Press, pp. 192-214.
- Campbell, Rosie, Childs, Sarah and Lovenduski, Joni (2006) 'Women's Equality Guarantees and the Conservative Party', *The Political Quarterly*, 77 1: 18-27.
- Caul, Miki (1999) 'Women's Representation in Parliament: the Role of Political Parties', *Party Politics*, 5 1: 79-98.
- Childs, Sarah (2000) 'The New Labour Women MPs in the 1997 British Parliament: Issues of Recruitment and Representation', *Women's History Review*, 9 1: 55-73.
- Childs, Sarah (2004) *New Labour's Women's MPs: Women Representing Women*, London: Routledge.
- Childs, Sarah (2008) *Women and British Party Politics: Descriptive, Substantive and Symbolic Representation*, Abingdon, Oxon: Routledge.
- Childs, Sarah and Lovenduski, Joni (2013) 'Political Representation', in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon, (eds) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, New York, NY: Oxford University Press, pp. 489-513.
- Childs, Sarah and Webb, Paul (2012) *Sex, Gender and the Conservative Party: from Iron Lady to Kitten Heels*, New York, NY: Palgrave Macmillan.
- Criddle, Byron (1997) 'MPs and Candidates', in David Butler and Dennis Kavanagh (eds) *The British General Election of 1997*, Basingstoke: Macmillan Press, pp. 186-209.
- Graves, Pamela M. (1994) *Labour Women: Women in the British Working Class Politics 1918-1939*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Harman, Harriet (2018) *A Women's Work*, London: Penguin Books.
- Hardman, Isabel (2018) *Why We Get the Wrong Politicians*, London: Atlantic Books.
- Kelly, Richard and White, Isobel (2016) 'All-Women Shortlists', *The House of Commons Briefing Paper*, No. 5057, 7 March 2016,
 file:///Users/HirokoTakeda1/Downloads/SN05057%20(1).pdf (最終アクセス 2019年3月13日) .
- Kenny, Meryl (2013) *Gender and Political Recruitment: Theorizing Institutional Change*, NY:

Palgrave Macmillan.

- Kenny, Meryl and Mackay, Fiona (2014) 'When is Contagion not Very Contagious?: Dynamics of Women's Political Representation in Scotland', *Parliamentary Affairs*, 67 4: 866-886.
- Kenny, Meryl, Mackay, Fiona and Murtagh, Cera (2016) 'Analysis: the Representation of Women in the Scottish Parliament', *HolyRood*, 3 May 2016, <https://www.holyrood.com/articles/inside-politics/analysis-representation-women-scottish-parliament> (最終アクセス 2019 年 2 月 21 日) .
- Kittilson, Miki Caul (2013) 'Party Politics', in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon (eds) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, New York, NY: Oxford University Press, pp. 536-553.
- Krook, Mona Lena (2010) 'Women's Representation in Parliament: a Qualitative Comparative Analysis', *Political Studies*, 58 4: 886-908.
- Krook, Mona Lena and Schwindt-Bayer, Leslie (2013) 'Electoral Institutions', in Waylen, Georgina, Celis, Karen, Kantola, Johanna and Weldon, S. Laurel (eds) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, New York, NY: Oxford University Press, pp. 554-578.
- Lovecy, Jill (2007) 'Framing Claims for Women: from "Old" to "New" Labour', in Claire Annesley, Francesca Gains and Kirstein Rummery (eds) *Women and New Labour*, Bristol: The Policy Press, pp. 63-92.
- Mason, Rowena (2015) 'Too Little Progress on Female MPs, says Senior Tory', *The Guardian*, 5 February 2015, <https://www.theguardian.com/politics/2015/feb/05/tories-female-mps-bernard-jenkin> (最終アクセス 2019 年 2 月 21 日) .
- Mattinson, Deborah (2000) 'Worcester Women's Unfinished Revolution: What is Needed to Woo Women Voters', in Anna Coote (ed.) *New Gender Agenda*, London: IPPR, pp. 49-65.
- Norris, Pippa and Lovenduski, Joni (1993) 'Gender and Party Politics in Britain', in Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds) *Gender and Party Politics*, London: Sage Publications, pp. 35-59.
- Nugent, Mary and Krook, Mona Lena (2016a) 'Gender Quotas Do Not Pose a Threat to "Merit" at Any Stage of the Political Process', *LSE Blogs, British Politics and Policy*, <https://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/gender-quotas-do-not-pose-a-threat-to-merit-at-any-stage-of-the-political-process/> (最終アクセス 2019 年 2 月 21 日) .
- Nugent, Mary K. and Krook, Mona Lena (2016b) 'All-Women Shortlists: Myths and Realities', *Parliamentary Affairs*, 69 1: 115-135.
- Perrigo, Sarah (1986) 'Socialist-Feminist and the Labour Party: Some Experiences from Leeds', *Feminist Review*, 23: 101-108.
- Perrigo, Sarah (1995) 'Gender Struggles in the British Labour Party from 1979 to 1995', *Party Politics*, 1 3: 407-417.
- Perrigo, Sarah (1996) 'Women and Change in the Labour Party 1979-1995', *Parliamentary Affairs*, 49 1: 116-29. (Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds) *Women in Politics*, Oxford: Oxford University Press, pp. 118-131 に再録。)

- Pugh, Martin (2011) *Speak for Britain!: a New History of the Labour Party*, London: Vintage Books.
- Quinn, Tom (2018) ‘Labour Deselection and Reselection Rules Explained’, *The Conversation*, 12 September 2018, <https://theconversation.com/labour-deselection-and-reselection-rules-explained-102938> (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .
- Russell, Meg (2005) *Building New Labour: The Politics of Party Organization*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Seymour, Richard (2010) *The Meaning of David Cameron*, Winchester: Zero Books.
- Squire, Judith (1996) ‘Quotas for Women’, in Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds) *Women in Politics*, Oxford: Oxford University Press, pp. 73-90.
- Squire, Judith (2009) ‘Intersecting Inequalities’, *International Feminist Journal of Politics*, 11 4: 496-512.
- Squire, Judith and Wickham-Jones, Mark (2002) ‘Mainstreaming in Westminster and Whitehall: from Labor’s Ministry for Women to the Women and Equality Unit’, *Parliamentary Affairs*, 55 1: 57-70.
- Squire, Judith and Wickham-Jones, Mark (2004) ‘New Labour, Gender Mainstreaming and the Women and Equality Unit’, *British Journal of Politics and International Relations*, 6 1: 81-98.
- van Biezen, Ingrid, Mair, Peter and Poguntke, Thomas (2012) ‘Going, Going ...Gone?: the Decline of Party Membership in Contemporary Europe’, *European Journal of Political Research* 51 1: 24-56.
- Williams, Rhy and Paun, Akash (2011) *Party People: How Do---and How Should---British Political Parties Select Their Parliamentary Candidates?*, The Institute for Government, <https://www.instituteforgovernment.org.uk/publications/party-people>) (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .
- Women and Equalities Committee (2018a) *The Role of Minister for Women and Equalities and the Place of GEO in Government*, Second Report of Session 2017-19, *House of Commons*, HC35, 5 June 2018, <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmwomeq/356/356.pdf> (最終アクセス、2019 年 2 月 23 日) .

今井貴子 (2011) 「野党の組織改革と政権交代—イギリス労働党の党内資料の分析 (1994–1997 年)、成蹊法学、74 号、45-72 頁。

今井貴子 (2015) 「イギリスにおける反対党の党改革と応答政治—「ブレア革命」の再検討」吉田徹編『野党とは何か』ミネルヴァ書房、31-65 頁。

今井貴子 (2016) 「イギリスの保守の変容—「当然の与党」の隘路」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム』岩波書店、163-193 頁。

今井貴子(2018)『政権交代の政治力学--イギリス労働党の軌 1994-2010』東京大学出版会。

ウェインライト・ヒラリー、ロバートム・シーラ、シーガル・リン (1989)『断片を超えて

-フェミニズムと社会主義』勁草書房。(Rowbotham, Sheila, Segal, Lynne and Wainwright, Hilary (1979) *Beyond the Fragments: Feminism and the Making of Socialism*, London: Merlin Press.)

木村真紀 (2014) 「イギリス労働党と女性のための公認候補者名簿」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クォーターなぜ世界の女性議員は増えたのか』明石書店、227-233 頁。

近藤康史 (2001) 『左派の挑戦-理論的刷新からニュー・レイバーへ』木鐸社。

近藤康史 (2016) 『社会民主主義は生き残れるか-政党組織の条件』勁草書房。

阪野智一 (2001) 「イギリスにおける政党組織の変容-党組織改革と人民投票的政党化への動き」国際文化学研究、16 号、15-56 頁。

高安健将 (2018) 『議会内閣制--変貌する英国モデル』中央公論新社。

武田宏子 (2004) 「イギリス政治システムのジェンダー化-『存在の政治』と政治的領域の質的变化」国際ジェンダー学会、第 2 号、97-128 頁。

1.2 現地調査から見てくるイギリスの現状と日本への示唆（武田 宏子）

1.2.1 現地調査の過程

今回の現地調査の目的は、Ⅲ.1.1 で紹介したこれまでの展開を踏まえて、女性の政治代表をさらに増加するためにイギリスの政党、議会、政府等によって現在、どのような取組がなされているのか、担当者や当事者たちに対して直接、聞き取り調査をし、最新の情報を得ることであった。事前に調査目的に合致する個人や担当部署、組織を特定し、アポイントメントの取りつけには、必要な場合、在日イギリス大使館及び在英日本大使館に仲介を依頼した。

実際に調査を行った日程は、2018年11月26日から28日であった。約2週間前の11月14日にEUからの離脱合意書案が公表され、翌日、これに反対する閣僚が複数、辞任するなどの政治的混乱が続く中、アポイントメントを確保することは困難を極めたが、両大使館の助力もあり、最終的には図表Ⅲ-1-2-1のようなスケジュールで聞き取り調査を行うことができた。聞き取り担当したのは、執筆者の他、三浦まり上智大学教授であった。

聞き取り調査に際して、対象者には事前に調査の目的と質問項目を記載した質問表を送付した。質問表に書かれた質問項目の取扱い方については、聞き取り調査対象者の判断に委ねた。対象者によっては、質問表から逸脱して自身が話したい内容のみを語ったが、こちらから無理やりに軌道修正をすることは特にしなかった。

聞き取り調査終了後、持ち帰った音声データを文書化し、分析はテキストとして読み込む方式で行った。

図表Ⅲ-1-2-1 聞き取りのスケジュール

	氏名（敬称略）	役職
2018年11月26日	トニ・ペック	保守党女性機構「女性の参画」主任
	マリアム・アリ	労働党女性と平等に関する全国上級職員
	サラ・チャイルズ	ロンドン大学バークベック校教授
2018年11月27日	ヘレン・アンダーソン	政府平等省女性の政治代表チーム・チームリーダー（公務員）
	ガイ・オPPERマン	保守党庶民院議員／Women2Win 役員
	ケイト・ウィルソン	院内幹事長室 政務秘書官（公務員）
	クッリシー・ティラー	労働党党员
2018年11月28日	アン・ジェンキン	保守党貴族院議員／Women2Win 創設者
	ヴァージニア・クロスビー	Women2Win ディレクター／保守党庶民院議員候補
	ヘレン・グッドマン	労働党庶民院議員

	ヴィッキー・フォード	保守党庶民院議員
	アクセル・カウボ	庶民院女性と平等特別委員会審理管理 マネージャー（公務員）

1.2.2 政党

1.2.2.1 労働党

前述したように、労働党はイギリスにおける女性の政治代表の量的拡大を長らく牽引してきた。2017年総選挙で選出された262名の労働党議員のうち女性議員は119名を数える。これにより庶民院における労働党議員の女性比率は45.4%に上昇し、長年の目標である男女比率の均等を達成するまであと一歩という状態にまで到達している。

今回の調査では、そうした労働党の取組みの現状について多角的に理解するために、労働党内で異なる立場にある次の3氏からお話をうかがった。

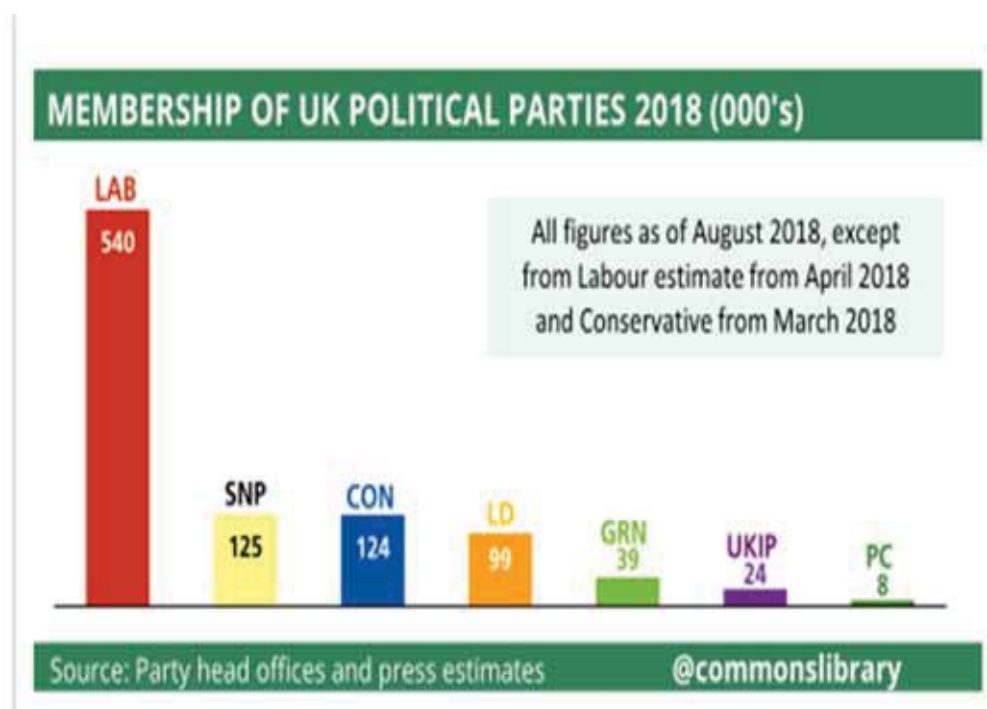
- 庶民院議員：ヘレン・グッドマン
- 党職員（女性と平等に関する全国上級職員（Senior National Women and Equalities Officer））：マリアム・アリ
- 選挙区労働党で活動する党员：クッリシー・ティラー

労働党関係者に対する聞き取り調査では、特に、以下のポイントに重点を置いた。

- 現状の評価と今後の課題
- 女性指定選挙区の評価
- 女性候補者のトレーニング
- 党员の役割と党民主化イニシアチブの影響

最後の点に関しては、多少の説明を補足する必要があるだろう。2015年9月にジェエミー・コービン（Jeremy Corbyn）が党首に選出されて以来、労働党の党员数は急激に増加し、2018年8月に庶民院図書室が作成した資料によると50万人を超える規模となっている（図表Ⅲ-1-2-2）。この数字が意味するのは、現在の労働党の党员数がニュー・レイバー時代よりも多いことだけでなく、ヨーロッパの社会民主主義政党の中で最大規模を誇り、他の社会民主主義政党が一様に党勢の低迷に苦しむ中、例外的に堅調な傾向を見せていることである。コービンの党首就任後に新しく労働党の党员となった人びとの多くは、コービンが主張し、体現する政治のやり方や政策の方向性に共鳴し、労働党の党员となることを選択した。したがって、これらの新しい党员たちは政治参加意欲が高い傾向にあり、彼らが形成した党内組織、Momentum（モメントム）は選挙区レベルで活発な活動を展開している。最後の質問は、こうした労働党の近年の状況が女性の政治代表の拡大に関する労働党内のイニシアチブにどのように影響しているのか確認するために設定した。

図表Ⅲ-1-2-2 各政党の党員数（庶民院図書室による 2018 年 8 月の報告）



（出典：庶民院議会図書室

<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN05125>、労働党及び保守党の党員数は 2018 年 4 月段階の推計)

1.2.2.1.1 党の現状

労働党はイギリスにおける女性の政治代表の量的拡大に、大きな貢献をしてきた。同時に、取り組むべき課題はまだ多く残されている。特に、リーダーシップにおける女性議員／党員の割合と BAME（Black, Asian and Minority Ethnic の略、黒人及びアジア系の少数エスニック集団に属する人びとのこと）や障がいを持つ人びとの代表の拡大に関する取組が必要である。今回、議員、党職員、女性党員のそれぞれから得ることのできた見解は、大筋ではこのように要約することができる。以下では項目ごとに、聞き取り調査対象者の発言をより詳しく紹介していく。

1.2.2.1.2 候補者選定に関する取組

女性指定選挙区による候補者選定によって実績を作ってきた労働党であるが、その使用に消極的な選挙区労働党もいまだ存在する。ただし、その場合も制度そのものに反対するのではなく、特定の選挙区労働党の状況に「そぐわない」という反対の仕方がなされる。あるいは、女性指定選挙区の制度が気に入らないとしても、そのことについて表立っては言わない。関連して、興味深いことに、男女の構成比が均等に近づいている労働党であるが、そのことを理由に女性指定選挙区の使用を停止しようという提案は現在までのところなされていない。むしろ、2017 年 9 月に開催された党大会において、全国執行委員会

76ある次回総選挙に向けての重点選挙区（target seats）のうち46を女性指定選挙区とする決定を下している（Edwards 2017; Bush 2017）。

労働党において女性指定選挙区が広く定着している理由については、「原則的であり、実利的である」（principle and pragmatic）という説明があった。「原則的」というのは、平等を理念として重んじる社会（民主）主義政党として、男女均等を達成するということが重要な価値であるという理解が浸透していることを指している。同時に、女性指定選挙区は女性が候補となるために名乗り出ることを後押しすることによって、労働党が良質の候補者を獲得するために役に立つ、言い換えれば「実利的な」制度であるという認識が広く共有されているように観察された。このことは、女性指定選挙区で選出された候補者／議員たちが、各選挙区において得票率を増加させたり、議員としての実績を築いてきたりしたことによって自ら証明してきたことである。女性指定選挙区の制度で選出された後は、他の候補者と同じように選挙キャンペーンに臨み、「公式の」選挙の洗礼を受けて、議員となった後は他の議員と同様に活動し、評価を受ける。したがって、女性指定選挙区で選出された議員を他の議員と区別する必要性は存在しない。ただし、そうした女性指定選挙区は、現在においても、党執行部からの強力なリーダーシップが行使されることなく導入されることはなかったと理解されている。

女性指定選挙区が制度として確立している労働党内では、女性の政治代表を拡大するための取組の重点は、現在、候補者選定の前の段階に移行している。労働党にとって、これはすなわち、女性党员の中で候補者にふさわしい人材をどのように発掘し、候補者／議員として育てていくのかという問題、言い換えれば1.2.2.1.3で取り上げる「トレーニング」の問題である。

1.2.2.1.3 候補者／女性政治家のトレーニングへの取組

労働党が従来、女性候補者の発掘とトレーニングのために利用してきたのは、女性党员の育成／訓練のための組織である労働党女性ネットワーク（Labour Women's Network）であった。この労働党女性ネットワークを土台として、5年計画のプロジェクトとして導入されたのがジョー・コックス財団と協力して実施しているジョー・コックス・リーダーシップ・プログラム（Jo Cox Leadership Programme）である。生前、ジョー・コックス自身が労働党女性ネットワークで活躍し、候補者に選出された経緯を踏まえ、女性党员が候補者となったり、選挙区労働党や労働党支部での活動でリーダーシップを発揮したりするためにパブリック・スピーキングや管理業務などの訓練を受けたりすることや、より一般的に彼女たちを支援することを目的としている。対象となるのは、「中間層」レベルの女性党员、すなわち、戸別訪問への参加や選挙区労働党、労働党支部などでの役職を務めるなど、党活動に関して一定程度の経験を持つ女性党员たちである。初年度には約1,000人の応募があり、地域性などを考慮に入れて選出されたのは55名であった。一旦選出されると、無料で4つのセッションに分けられている5か月間のトレーニングを受ける。そのうち、1度のセッションは合宿方式であり、これにより参加者たちは問題を共有し、またネットワークを構築する機会を持つことができる。実際、参加者たちはトレーニング終了後

もコンタクトを取り続け、それぞれの選挙区労働党や支部での活動を相互に助け合う傾向にある。トレーニング終了後、党本部は参加者たちがそれぞれの地域でのイベントなどを企画し、実施するための支援をする。インタビューを行った2018年11月の時点では、3年目の参加者の選考が500人以上の応募者の中から行われており、プログラムに対する高い関心が持続しているように観察された。党職員のアリによれば、同プログラムが提供するようなガイダンスやスキル・トレーニングはこれまでなされてこなかったことであり、したがってプログラムに対する高い需要が持続していると理解されている。

1.2.2.1.4 女性党员

上記の党職員のコメントは、今回インタビューした女性党员の経験と一致している。この党员は2003年のイラク戦争に参加した労働党政権に失望して一旦、離党したのだが、2015年のコービンの党首就任の後、再び労働党に入党した。しかしながら、この時、彼女の属する選挙区労働党には女性幹事（Women's Officer）が設置されていなかった。そこで労働党の党則や規定、決定作成過程を他の女性党员たちと協力しながら学習することを通じて「女性幹事」の役職を設置し、自らが1年間、務めた後、現在ではより若い女性党员が女性幹事として活動することを支援している。こうした事例は、選挙区労働党によっては女性党员たちが十全に活動するインフラストラクチャーが整備されておらず、したがって党活動でリーダーシップを発揮するために女性党员たちにスキルや知見を伝達したり、彼女たちがお互いに支援しあったりするためのネットワークを構築する機会を設けることがまだまだ必要であることを示している。選挙区労働党レベルで影響力を持つ女性党员が増えることは、庶民院選挙候補者選定過程において女性候補者に対してしばしば向けられる女性のステレオ・タイプに根ざした質問や評価を排除することにもつながる。

女性党员たちへのトレーニングの機会の提供は、近年、女性会議の役割をより充実するための制度改革を通じても試みられている。従来は党大会開催に付随して行われた女性会議は、2019年2月から党大会に先立って独立したイベントとして開催され、党大会に対して具体的な政策を提案する場として位置づけ直された。女性会議には各選挙区労働党から女性幹事を中心に代表者が派遣され、女性党员たちにとっては、労働党の政策形成過程に実質的に関わることのできる機会となっている。こうした機会が増えることによって、草の根の女性党员たちがウエストミンスター議会や地方議会の議員となることによって、こういった活動を、どのようなレベルで行うことが求められるのか具体的に知り、またそうした行為を実地で学んでいくことに役立つと考えられる。

1.2.2.1.5 課題

以上のように、労働党では、所属のウエストミンスター議会議員の男女比率が均等に近づいている現在でも女性の政治代表をさらに拡大する方策が模索されているが、聞き取り調査の回答者たちによって今後の課題として特に認識されていたのは、次の4点である。第一に、労働党の政治代表をより多様化していく必要性が痛感されている。特に、先に触れたBAMEと言われる人種的マイノリティ集団と障がいを持つ人びとの集団からの政治代表が

限定的であることが問題とされていた。この点に関して、例えば、2017年総選挙でのロンドンにあるバタシー(Battersea)選挙区におけるマーシャ・デ・コルドヴァ(Marsha De Cordova)議員の選出は特に重要視されており、彼女のような政治代表を増やしたい／支援したいという発言があった。第二に、ウエストミンスター議会議員は男女均等に近づいているが、地方議員に目を向けると、地域によってはまだまだ男女格差が大きく、したがって地方議員の増加を目指すイニシアチブの導入が必要である¹。第三に、党のリーダーシップへの女性のさらなる進出も求められている。現在のコービン率いる影の内閣においては、男女比率はほぼ均等状態にあるが、他方で、前述したように、暫定党首の例を除いて女性の党首が誕生していない労働党では次の党首は女性であるべきだという議論が強く主張されている。また、影の蔵相に女性を任命するべきだという声も高い²。最後に、グッドマン議員から、候補者や議員、特に家族責任を持つ候補者や議員に対する経済的な支援をより充実することが必要であるという意見が出た。グッドマン議員の選挙区はイングランド北部であることから、片道3-4時間はかかる選挙区とロンドンの間の鉄道での移動を子育て中は子どもたちと一緒にいき、その費用だけでも大きな負担であったと回想している。前出のジャーナリスト、ハードマンは2018年に話題となった『なぜ間違った政治家が選ばれるのか』(Why We Get the Wrong Politicians)という著書の中で532人の候補者に調査した結果として、立候補するために候補者たちが個人的に負担しなければならなかった金額は平均11,118ポンド(約165万円³)であったと報告している(Hardman 2018: 19)。ファビアン協会の労働党党员3,107人を対象とした調査では、ウエストミンスター議会、ヨーロッパ議会、各地域議会の女性候補の49%が選挙キャンペーンを展開するために必要であったこと／もののすべてを経済的にまかなえることはできなかったと報告されている(Hardman 2018: 9)。なお、候補者の経済的負担は、これまでのところ候補者となった者の個人的な問題とされてきたが、2017年総選挙後、保守党が他党に先駆けて、落選候補に対してキャリア・アドバイス、経済支援、精神的ケアを提供することを始めた(Hardman 2018: 34)。

1.2.2.2 保守党

保守党は、現在、政権党であり、しかも女性の党首／首相に率いられている。しかしながら、女性の政治代表の拡大という点においては、前述した通り、労働党に大きく差をつ

¹フォーセット協会が2018年4月に発表した『性と権力2018』(Sex & Power 2018)報告書によると、2017年の地方選挙で選出された地方議員の女性割合は、主要政党においては労働党が27.8%、自由民主党が32.6%、保守党が30.6%であった(Jewell and Bazeley 2018: 10)。

²コービンが党首に選出された直後に組織された影の内閣では、女性の閣僚の方が多かったものの、影の蔵相、外相、内務相という主要ポストが全員男性であったことから大きな批判を受けた。2019年3月現在、影の外相と内務相は女性であり(エミリー・ソーンベリー(Emily Thornberry)とダイアン・アボット(Diane Abbott)---なお、アボットは1987年に黒人女性として初めて庶民院議員に選出された)、したがって現状では影の蔵相のみが男性ということになる。

³為替レートは1英ポンド=約148円(2019年3月13日)とした。以下で日本円への換算が言及されている場合、このレートを使用して計算している。

けられており、しかも 2017 年総選挙では前回総選挙の結果と比較して 1 名ではあるが、当選した女性議員数の減少を経験している。こうした問題に加えて、保守党の現在の党勢は、労働党の状況とは対照的であるように見受けられる。先に紹介した庶民院図書室の 2018 年 8 月の報告によれば、保守党の党員数はスコットランドの地域政党であるスコットランド国民党より少ない。しかも、保守党の党員は労働党と比較すると高齢で、また男性の割合が高い傾向にある (Bale, Poletti and Webb 2018)。したがって、女性の政治代表の拡大を目指す上で、保守党は候補者を探す際に利用できる「人材」のプールがずっと限定的であるという問題を抱えている。

上記の問題を踏まえて、今回のインタビュー調査では、議員、候補者、党職員という異なる立場にある下記の保守党関係者からお話をうかがうことで、保守党の女性の政治代表の拡大に関する取組の現状を理解することを目指した。

- 貴族院議員及び Women2Win 創設者：アン・ジェンキン
- 庶民院議員及び Women2Win 関係者：ガイ・オPPERマン
- 庶民院議員：ヴィッキー・フォード
- Women2Win ディレクター及び保守党候補：ヴァージニア・クロスビー
- 党職員（保守党女性機構「女性の参画」主任 (Head of Women’s Engagement, Conservative Women’s Organisation)）：トニ・ペック

保守党関係者に対するインタビューでは以下の点に重点をおいた。

- 現状の評価と今後の課題
- 女性候補者のリクルートとトレーニング
- Women2Win の役割、評価と今後
- クォータ制についての評価と導入の可能性

1.2.2.2.1 党の現状

女性の政治代表の拡大に関して保守党のパフォーマンスが不十分であるという認識は、今回、お話をうかがった保守党関係者の一致した見解であった。保守党を「この国のように見える」ようにすることが必要であり、だからこそ女性の政治代表の増加を主な職務とするペックの保守党内でのポスト（保守党女性機構「女性の参画」主任）が 2017 年総選挙後に再導入された。ペックによれば、類似の役職は 10 年ほど前までは存在していたものの、その後、廃止された。しかしながら、2017 年総選挙において女性有権者からの保守党への票が伸び悩んだことから復活されることになった。聞き取り調査をした時点で、ペックは現在の職務について 3-4 か月であり、女性を対象としたアウトリーチ活動と女性たちが政治参加したりや候補者となったりすることを阻害する要因についての内部調査を開始したところであった。

1.2.2.2.2 候補者選定に関する取組

ペックによると、現在、保守党の候補者の約30%が女性である。候補者選定において、聞き取り調査の対象者たちによって最も強調された要素が「資質と能力」であった。オPPERマンによれば、「保守党は資質と能力において選出され、進歩することを信じる」。したがって、労働党の例から女性指定選挙区などの積極的是正措置、特に党内クォータ制が女性議員の増加という目的を実現する上で効果的であることは認識していたが、そうした制度改革の可能性には総じて否定的であった。加えて、労働党の例を観察した結果として、クォータ制の導入は人為的に量的な変化をもたらすかもしれないが、それが党内における女性議員への対応や女性たちの自己認識、政治への態度などの本質的な変化を導くものではないという点において望ましいものではないという意見もあった。

対して、保守党内で力が入れているイニシアチブは、党员たちを説得することと女性たちに候補となることを強く促すことであり、ここに Women2Win の役割が存在している。ただし、アン・ジェンキンから直接聞いたところでは、「強く促す」ことは彼女たちの個人的なネットワークを通じて行われており、言い換えれば現時点では「場当たりの」(random) な行為である。たとえば、2017年総選挙で初当選したジリアン・キーガン (Gillian Keegan) 庶民院議員は、ジェンキンとたまたま劇場で会い、その際に候補となることを勧誘されたのだという。自らも Women2Win を通じて候補者となったクロスビーは、ジェンキンの「場当たりの」であるという評価に同意して、ラジオなどで広く訴えることにより、より大規模かつ体系的にリクルートを行う必要があると述べた。

より本質的な問題として指摘されたのが、選挙区における候補者選定を行う審査パネル (panel) の問題である。審査パネルは、選挙区の保守党支部の党员によって構成され、最低女性が1名入るように推奨されているが、強制はされていない。前述したように、現在の保守党の党员の構成が高齢及び男性に偏っていることから、審査パネルの判断基準に一定のジェンダーや年齢、ライフスタイルに関するバイアスがかかってしまう傾向は否定できない。男性であるオPPERマンは、自らが審査を受けた時に、当時はまだ結婚もしていなかったのに、「家族とともに選挙区で生活するのか(強調は筆者)」と聞かれたことを回想し、審査パネルを構成する人びとが持つ議員のイメージは多くの場合、核家族の父親、オPPERマンの表現では「理想の義理の息子」と重なっており、だからこそ女性や性的マイノリティの人びとが候補として選出されることに苦勞する可能性が高いことを指摘している。前述のハードマンの著書によると、同種の問題は労働党の候補者選考過程においても観察されるが (Hardman 2018: 12-18)、制度としての女性指定選挙区にはそうした選挙区レベルでの問題を除去する機能が期待されたからこそ導入されている。

1.2.2.2.3 候補者／女性政治家のトレーニングへの取組

保守党の候補者／女性政治家のトレーニングは現在、主に党内女性組織である保守党女性機構によって担われている。候補者として選出されることを希望する女性党员に対し、2か月間のコースを組織し、一回のコースに15名が参加する。コースの内容は、履歴書の書き方から、パブリック・スピーキングやメディアへの対応などの訓練と多岐に渡って

おり、こうしたコースを数度受講し、その後、候補者となるために議会評価理事会での審査を受けるべく応募をする。審査料は250ポンド(約37,000円)かかる。クロスビーによると、保守党女性機構の訓練を受けた者の中での候補としての選出率は85%であるが、これはトレーニング・コースへの登録段階において選別をしているからであろうということであった。

これに加えて、Women2Winが合宿方式による模擬選考パネルの実施やパブリック・スピーキングと議員立法の訓練などの機会を提供する。こうした機会には、しばしば議員や専門家などがボランティアとして参加して訓練を受け持つ。現職議員は候補者に対して「メンター」となり、アドバイスをを行う。メンターになるのはオPPERマンのように、必ずしも女性議員というわけではなく、訓練の場では、特に、自分自身を選考パネルに対してどのように売り込むかということについて助言を受ける。興味深いことに、Women2Winの運営者であるアン・ジェンキンとオPPERマンはふたりとも、候補者として選出されるために必要な資質として、経歴や技能の高さ以上に「パーソナリティ」／「キャラクター」を強調した。特に、オPPERマンによると、政策問題を個人的なストーリーと関連させて議論する能力が重要であるという。候補に選出されると党本部が管理する候補者リストに登録される。

今回のインタビュー調査において、保守党の女性議員の訓練に関して最も興味深い情報であったのが、オPPERマンのインタビューに同席した院内幹事長室(Chief Whip Office)の事務局を担当する公務員、ケイト・ウィルソン(Kate Wilson)が説明した院内幹事長室の役割であった。院内幹事長室は庶民院の運営がスムーズに行われるために政府側からお膳立てや調整を行う。その具体的な業務には組閣において首相を補佐したり、議会内の委員会の構成を定めたりすることが含まれており、その事務局を受け持つウィルソンは「閣僚たちに対してどうしてその委員会に女性を選ばないのか」とチャレンジすることを厭わないという。院内幹事長室にも女性議員が積極的に配置され、その後、閣僚になっていくケースが多い。ウィルソンによると、院内幹事長室は「閣僚の訓練の場所」であり、院内幹事長室から育って行った議員たちに対して母親のような思いさえ感じているという。院内幹事長室については、政府の項で再び取り上げる。

ケース・スタディ

Women2Win ディレクター及び保守党候補 ヴァージニア・クロスビー

クロスビーはエッセクス州の生まれで、炭鉱夫を祖父に持ち、家族で初めて大学を卒業したという保守党の候補としては「慎ましい」(humble、言い換えれば、従来のには労働党支持の傾向がある)バックグラウンドを持つ。大学卒業後、大手企業／銀行に務めた後、家族のことを考え、ロンドンの自宅近くで数学の教師となった。

議員を目指すようになったのは、1年ほど前の2017年2月のことである。保守党が主催する「企業家」に関する催しに教え子たちと参加した際にアン・ジェンキンが登場し、「政治家になることに興味のある人はいないか」と聞かれ、手を上げた。その数週

間後、電話でウェールズの選挙区、ロンダ（Rhondda）で候補として出馬することを依頼され、保守党候補として立候補することを決意する。保守党にとっては代表的な「勝ち目の薄い」ウェールズの選挙区で、しかも落下傘候補であったこともあり、キャンペーン資金が乏しく、キャンペーン・マネージャが19歳という心もとない選挙体制であった。にもかかわらず、SNSなどを駆使して善戦し、300ポンド（約44,400円）の選挙資金で保守党の得票率を58%増加するという結果を出した。その後、アン・ジェンキンから直接、Women2Winのダイレクターとなるように勧誘される。現在も候補者として登録されており、2018年党大会では、ジェンキンの後押しもあって、ブレクジット・キャンペーンで中心的役割を果たし、現環境相であるマイケル・ゴヴ（Michael Gove）とスコットランド保守党のリーダーであるルース・デーヴィッドソン（Ruth Davidson）に挟まれた注目度の高いスロットでスピーチし、知名度を高めた。

1.2.2.2.4 女性党員

党職員のペックによれば、各種イベントや資金集めなどを通じて、アウトリーチ活動に努めている。これには、例えば、「家庭菜園」を運営するコミュニティ集団などと交流することも含まれる。保守党女性機構は100年以上の歴史を誇る党内女性組織ではあるが、参加の程度は必ずしも高くなく、高齢化している。30歳以下の若年女性党員を対象として、保守党女性機構の傘下団体である保守党若年女性ネットワーク（Conservative Young Women's Network）が存在し、イベントやトレーニングなどの多少の活動を行っている。若年者を対象とする組織としては、大学の保守党クラブも存在するが⁴、2017年総選挙での若年有権者からの得票が低調であったことを鑑み、現在、これらの組織の再編を試みている。ただし、ペックによると、保守党は「大学に通っている若年女性は、保守党や学生の政治に関わらない傾向がある」と理解している⁵。

1.2.2.2.5 課題

Women2Winの活動に男性議員の賛同をどのようにして取りつけたのかという質問に対して、アン・ジェンキンは次のように答えた。「（議事堂で）対面に座っている、女性議員の比率が45%である労働党の方を見ると、自分たちはまだ20%であることが自覚され」、「保守党には女性の問題を審議するのに十分な女性がない」ことに気が付く。言い換えれば、労働党との政党競争において、キャッチ・アップする必要があるという認識であり、こうした認識は他の保守党関係者にも共有されているように観察された。しかしながら、それではどのようにキャッチ・アップをするのかという問題に関しては、党内における女性指定選挙区への強い反発、保守党の党員数の少なさと高齢化、高学歴若年女性の間での保守党支持の伸び悩みといった問題が重なっている状況において、これといった

⁴メイ首相もオックスフォード大学の保守党クラブに属していた。

⁵YouGovによる2017年総選挙後の52,615人を対象とした調査によると、18-19歳の66%、20-24歳の62%、25-29歳の62%が労働党に投票している。対して、保守党へ投票したのは、それぞれ年齢層に対して19%、22%、23%であった（Curtis 2017）。

方針が存在していないように見受けられた。この点に関連して、大変興味深いのは、アン・ジェンキンが前述のキーガンが議員となったのが49歳であったのは、ちょうど良い年齢であったと発言したことであった。一定程度の人生経験を持つ方がより良い議員活動ができるというのが理由であったのだが、これと対照的であったのが労働党議員のグッドマンが自分は49歳で議員となったので遅すぎたと発言したことであった。議員に選出される年齢はその後のキャリア形成にも関係してくるがゆえ、保守党と労働党の女性議員のキャリア形成にどのような違いがあるのか、更に精査する必要があると考える。

加えて、保守党の女性議員／候補者リクルートメントは「場当たりの」であり、かならずしも黨員としての活動の歴史とは関連していないことに注意を払う必要がある⁶。アン・ジェンキンが後押ししているキーガンやクロスビーは、ビジネスの世界でキャリアを積んだ女性たちであり、黨員活動ではなく、偶然の出会いやイベントをきっかけとして保守党候補となっている。クロスビーのインタビューでは、彼女が保守党の「価値」を重視しているという発言が繰り返しあったが、政策の選好について尋ねると必ずしもニュー・レイバーのスタンスと大きく異なっているわけではなかった。

2019年2月に保守党の女性議員3名が離党した際に、その理由として、党内の右派集団ヨーロッパ研究グループ（European Research Group、ERG）の影響力の拡大によって保守党が変質したと感じ、女性議員として活動するのが難しくなったからだという説明があった。こうしたことを考えると、イデオロギー的傾向の問題は、候補者の潜在的なプールとしての黨員層の存在の厚みのみではなく、保守主義的思想や志向性と女性議員たちの思考や活動とがどのように結びつくのかという問題を慎重に考察することを要請しているように観察される。

関連して、最後に、今回聞き取り調査をした保守党関係者は、一様に、保守党内で女性議員が増加した過程において、党首及び指導的な女性政治家が発揮したリーダーシップの役割が大きかったことを強調した。ブレクジットの政治過程が進む中、ブレクジット強硬派のヨーロッパ研究グループの影響力が高まっている現状を鑑みると、今後の保守党の動向については注意深く見守っていく必要があるように見受けられる。

1.2.3 政府機関

1.2.3.1 政府平等省女性政治代表チームの役割

政府機関として女性の政治代表の拡大を取り扱うのは、政府平等省に設置されている女性政治代表チーム（Women's Political Representation Team, Government Equalities Office）である。このチームを率いる公務員のヘレン・アンダーソン（Helen Anderson）によると、現在、政府平等省には120名の職員が属しており、そのうちの多くが女性である。このうち女性政治代表チームに勤務するのは男性職員2名を含む6名である。政府平等省では、

⁶保守党によって公表されている保守党候補者となるためのガイドブックによると、候補者として登録されるための最終選考過程である議会評価理事会の審査を受けるためには、審査の時点までに最低3か月は保守党の黨員であることが求められる（Conservatives n.d.: 3）。この点は、候補者選考において、党活動への貢献度が重要な焦点となる労働党と明確な違いを示している。

職務として、ジェンダーと LGBT のふたつの平等に関する領域を取り扱う。女性政治代表チームでは女性の政治代表の拡大と政治代表の男女平等の達成が主要な課題であるが、アンダーソンは障がいの問題も取り扱う。

1.2.3.1.1 職務

2018年に女性政治代表チームが主に行った業務は、500万ポンド（約7.4億円）の予算がついた女性参政権100周年記念事業と調査研究の委託であった。こうした事業を遂行するにあたっては党派を超えて議員たちと協力するが、個々の議員と面会する際には必ず担当大臣からの許可を得る。また、フォーセット協会や50:50 Parliament、ジョー・コックス財団などとも協力関係にあり、これらの団体のイベントや調査研究などを財政的に支援している。

事業の方向性を定める際には、担当大臣のイニシアチブが深く影響する。たとえば、聞き取り調査時に問題となっていた平等法106項（Equality Act Section 106）の適用、すなわち候補者の平等と多様性に関するデータの開示を政党にどこまで求めるかという問題については、担当大臣の方針や態度によっては開示を強制する可能性もありうるということであった（現時点では、政党が自主的に行っているという理由で開示は強制されていない）。

政府平等省はIPUやOECDなどの国際機関と協力関係にあるわけではない。ただし、個人的なレベルではカナダなどの行政機関と職員の交換などは行われている。

アンダーソンによれば、政治的に中立であるべき政府機関として女性の政治代表の拡大を取り扱うことについては、この問題は女性のみの問題ではなく、家族やケアの問題に取り組む上でも有益であると議論することで正当化するようにしているという。「もしより多くの女性が政治空間に進出すれば、より多くの人びとが家族生活を楽しむこと、あるいは大事にすることができる。男性の[就労する]時間も削減できる。女性がもっと働くことができ、それにより働くことをシェアすることができる。」したがって、アンダーソンによれば、女性の政治代表の拡大は「皆にとって良いことである」。

1.2.3.1.2 調査研究

女性の政治代表チームの事業にとって中心的であるのは、フォーセット協会などの外部団体や学識経験者に調査研究を委託することである。チーム自体には調査研究のノウハウがないことから、支援は主に財政的なものである。調査研究の結果は、担当大臣や政府に提出され、それをどのように利用するかは政治家の判断に任される。

1.2.3.1.3 制度的限界

聞き取り調査において、前項で指摘した制度的限界が現在でも存続していることが確認された。特に、歴代大臣が兼業であり、政府平等省の職務が本務の大臣職に対して二次的であることと、オフィスを物理的に複数回、移転しなければいけなかったことの影響は大きかったように観察される。なお、聞き取り調査を行った前の週に、担当大臣のイニシア

チブで政府平等省を物理的に内閣府（Cabinet Office）に移転する計画が発表された。アンダーソンは、政府の中核機構に位置づけられることをポジティブな展開であると捉えていた。

1.2.3.2 院内幹事長室と議会改革

女性議員が議会で活動する際に、議会の規則や慣行が障害となっており、議会改革の必要性が認識されるようになってきていることは前項で触れた。この問題に関して、政府機関として一定の役割を担っているのが、庶民院での立法過程が「つつがなく行われる」ことに責任を負う院内幹事長室の公務員である。

現在、院内幹事長室の政務秘書官であるケイト・ウィルソンが強調したこれまでに行われた主な議会改革のポイントは次の7点である。まず、議会の審議時間の変更が行われた。現在は、月曜日が午後10時まで、火曜日と水曜日が午後7時、木曜日が午後5時、金曜日は午後2時30分までである。第二に、議会内のバーが保育所に転換された。第三に、議会内で使用されていた言葉遣いが見直され、例えば「Chairman」が「Chair」に変更された。第四に、事実上の「育休」を取る議員が広範に見られるようになった⁷。第五に、「子どもとの死別」といった問題がバックベンチャーのための審議時間などで議論されるようになった⁸。第六に、「ペアリング」（pairing）による投票を「逃す」（slipping）制度が広範に用いられるようになった。この制度は、何らかの重要な用務／事情ゆえに議会で投票することができない議員が、他党の議員とペアを組み、揃って投票をしないというものである。ペアを作る理由は外国への訪問など多岐にわたるが、育休中の議員にも使用されている。最後に、メイ首相自らのイニシアチブで、女性問題に特化した「女性問題討論」（Women's Question）が審議スケジュールに加えられた。これらの改革を導入し、実施する際に、院内幹事長室が具体的な手配を行うなどして、閣僚や議会運営を受け持つ保守党幹部などを補佐している。

今回の聞き取り調査の後、2019年1月30日に、出産及び幼児や新しく養子とした子どもの育児を理由として議会を欠席する議員に対して代理投票（proxy voting）を認める措置が1年間を限度とした試験的な制度として庶民院に導入された。こうした展開は、聞き取り調査時のウィルソンの話しぶりからすると意外なものであった。「ペアリング」ではなくオーストラリアで行われているような代理投票の制度を採用することについてはどのように考えるのかという質問に対し、ウィルソンは、イギリスの統治構造はオーストラリアとは異なっているし、ブレクジットに揺れるイギリス政治の現状は非常に流動的であり、代理投票のような制度を導入するには適していないと答えた。さらに、ウィルソンは、「他の議員に票を与えることには、常にリスクが存在する。もし、票を与えた議員が議会に出席しなかったり、あるいは代理を依頼した議員が意図したように投票しなかったりし

⁷代理投票が導入される以前は、子どもの出産などで議会の審議を欠席する議員は、所属政党の院内幹事長を通じて欠席するための手配を行った。したがって、この段階での「育休」は、政党レベルで、非公式に行われていた慣行であった（Kelly 2018: 2）。

⁸こうした審議の結果として、死亡した子どもの埋葬や葬儀の費用に対する補助制度の導入が2018年2月に決定した。

たらどうするのか」と疑問を呈し、「[フェミニスト議員として名前が知られている] ハリエット・ハーマンさえ[導入に]熱心でなくなった」と発言した。今回の代理投票の導入は、後述する政治学者チャイルズによる議会制度改革へのインプットや超党派の女性議員たちの努力が結実したものではあるが、同時に、庶民院でのブレクジット関連決議で実際に起った保守党会長（Chairman of the Conservative Party）、ブランダン・ルイス（Brandan Lewis）と育休中であった自由民主党議員、ジョー・スインソン（Jo Swinson）の間で生じた「ペアリング」に関する問題を質問者側が指摘した上で発せられた上記の事務局側の発言を踏まえ、突然の方針変更であったようにも観察され、今後の展開を注視していく必要があるように見受けられる。

1.2.4 議会の機関

1.2.4.1 議会における女性議員連盟

議会における女性議員連盟の現在の活動については、保守党所属で2017年に初当選したヴィッキー・フォード議員から説明を受けた。フォードは、庶民院議員となる前はヨーロッパ議会議員を務めており、したがってそれなりに政治経験があることから1回生でありながら議員連盟の幹事役を務めている。

フォード議員によると、現在の議員連盟の活動の焦点は、次の三点である、まず、女性議員を支援するために議会をどのように運営するのかという問題であり、特に、議会での審議スケジュールの予測可能性を高めることにより、家族責任を持つ議員が活動しやすいように働きかける努力がなされている。加えて、議員に対するオンライン・ハラスメントへの対策を議会の他の機関と協力しながら協議し、ソーシャル・メディアを運営する企業に対してオンライン・メディアの管理に関して一層の責任を持つように求めている。最後に、2017年総選挙以降の議会において、女性の関心や利害がどのように取り扱われてきたのか整理し、分析する作業をしている。

議員連盟の活動は議会以外のアクターから証言を得ることと外部団体（Forsyth Organization）に事務局を委託していることを除いては、議会内の活動に限られている。女性参政権100周年記念事業や#AskHerToStandなどのイベントには参加するが、女性議員のトレーニングについては政党の責任であり、公的資金が投入されるべきではないという認識から関与していない。

1.2.4.2 女性と平等特別委員会の活動

政府平等省に説明責任を求める議会内機関である女性と平等特別委員会について、この委員会の審理管理マネージャー（Inquiry Manager）を務める公務員のアクセル・カウボ（Axelle Kaubo）から説明を受けた。カウボによると、2018年11月当時、女性と平等特別委員会には委員長を含めて7名の議員（Maria Miller(Chair), Angela Crawley, Philip Davies, Rosie Duffield, Eddie Hughes, Jess Phillips, Gavin Shuker、党派の構成は保守党が3名、労働党が3名、スコットランド国民党が1名）が所属しており、それを6名の公務員

(Committee Clerk が 2 名, Committee Specialists が 2 名, Inquiry Manager と Senior Committee Administrator がそれぞれ 1 名ずつ) が事務方として支えている。

主な活動としては、週に一度、水曜日の党首討論 (Prime Minister Questions、PMQ) の前に 2 時間ほど集まって証拠審議 (Evidence Session) と呼ばれる審議を行う。委員の出席は強制されているわけではない。カウボによると、審議に際してどのようなテーマを取り上げ、そのためにどういった証人を呼び、具体的にはどんな質問をするのかということについては事務方の方で入念に準備して、委員会に対して説明し、その上で決定する。審議のプロセスとしては、一旦テーマと審議の目的及び範囲が「付託条項」 (Terms of Reference) として定められると事案に対して知識や知見を持つ証人が呼ばれ、議員たちから発せられる質問に回答する。議事録は議会のウェブサイト上で公開されているので、誰でも読むことができる。委員会は寄せられた証拠を吟味して、政府に対して「報告書」 (report) という形で勧告を行う。また、議会の審議において、委員長は、特別委員会意見 (Committee Statement) を提供し、特定の問題の審議を求めることができる。政府側は勧告に対して回答と説明責任を負う。

委員会の決定はできるだけコンセンサスを基本とするが、超党派の委員会ではコンセンサスが容易ではない場合もあり、その際には決定は投票で行われる。カウボが女性と平等特別委員会の事務方を務めていた期間では投票ベースの決定は経験していない。ただし、審議に政党間の政治ダイナミクスが影響することは否定できず、そうした問題をできるだけ排除することが事務方の重要な職務であるとカウボは考えている。

女性と平等特別委員会は、2016 年 12 月 14 日に『2020 年総選挙後の庶民院の女性』 (Women in the House of Commons after the 2020 Election) という報告書を公開した。この報告書では、2015 年総選挙の結果を受けて、イギリスにおける女性の過少代表を解消するという目的のために議会や政党が制度改革や施策の導入を行いやすいように、政府に対して法改正などのアクションを求める 22 の勧告が提示されている (Women and Equalities Committee 2016)。これに対して政府側は、2017 年 9 月に回答を公開している。この時の政府回答の趣旨を非常に簡略に要約すると、女性の政治代表の増加を目指すという目的においては合意するものの、候補者の選定は政党が一次的な責任を持つ事柄であり、「政府は議会における男女間の均等と平等に向けての過去 20 年の大きな進歩が継続することを確証することにおいて政党をサポートする用意がある」 (HM Government 2017)。女性と平等特別委員会では、その後も各政党から党首や担当者呼んで、女性候補者の増加や地方政治の場での女性の政治代表の拡大に向けての方策に関する証拠審議を行い、各政党に一層の努力を求めている (Women and Equalities Committee 2017; 2018)。

1.2.5 市民／公益団体

今回の聞き取り調査では日程の問題から市民／公益団体からは直接お話をうかがうことはできなかった。しかしながら、フォーセット協会、ジョー・コックス財団、50:50 Parliament との協力関係については、インタビューした議員、政党関係者、議会及び政府関係者の全員から言及があった。フォーセット協会が実施し、公開する調査研究が議員や

政党によって利用されているだけではなく、政府は委託という形で調査の実現に関わっている。また、聞き取り調査の直前の 2018 年 11 月 21 日に上記の市民／公益団体の呼びかけで # AskHerToStand Day という催しが行われ、議員や政党からの広範な参加があっただけではなく、イベントの日程に女性と平等特別委員会や党首討論の傍聴、さらには政府平等省での会議が組み込まれていたことに示されているように、議会や政府の関係者も積極的に協力している⁹。

AskHerToStand Day のインパクトについては、労働党のグッドマンを除いて概ね好意的なコメントがあった。こうしたイベントを通じて、特に若年女性の間で政治への興味を喚起し、それにより政治代表となることを促すことが可能となる。したがって、# AskHerToStand Day のようなイベントは、政党にとっては候補者をリクルートするための重要なチャンネルである認識されていた（以下のロージー・ダッフィールド（Rosie Duffield）労働党議員の例を参照）。さらに、こうした市民／公益団体の調査研究やイベントなどの活動は、政党や議員が政府や議会関係者、あるいは研究者などの学識経験者と交流し、情報や知見を交換して、一定の理解を構築する場となっているように観察された。言い換えれば、市民／公益団体の活動を通じて、女性の政治代表を拡大するという政治目的のための政策ネットワークの構築と維持がなされていると考えられる。

ケース・スタディ

ロージー・ダッフィールド議員（カンタベリー選挙区）

2017 年に初当選したダッフィールドは、カンタベリー選挙区が 1885 年に創設されて以来、初めて労働党所属で選出された議員である。より正確に言えば、カンタベリー選挙区で保守党議員が選出されなかったのはダッフィールドのケースが初めてということになる。こうした事実に加え、2017 年総選挙が突然の解散総選挙であったことから、事前の準備をすることがほとんどできなかったにもかかわらず、ダッフィールドは保守党のベテラン議員を 187 票差で破って当選を勝ち取っている。これらの事実が重なって、2017 年総選挙の結果が判明した際に、ダッフィールドの当選は歴史的な政治的事件として大きな注目を浴びた。

ダッフィールドは、カンタベリー労働党支部の支部長を務め、動物の権利擁護などのキャンペーンに参加したりしていたが、# AskHerToStand に立候補を促されるまでは「通常の 50:50 Parliament のサポーターであった」。50:50 Parliament のウェブサイトには、「[50:50 Parliament 創立者] フランセスと 50:50 チームにインスパイアされ、自分も議員になることができると信じるようになった」というダッフィールド議員のコメントが寄せられている。¹⁰

⁹ # AskHerToStand Day の日程は次の URL で閲覧できる。

<https://5050parliament.co.uk/askhertostand-event-timetable/>（最終アクセス 2019 年 3 月 16 日）。

¹⁰ 以下の URL を参照のこと。<https://5050parliament.co.uk/askhertostand/>（最終アクセス 2019 年 3 月 16 日）。

1.2.6 研究者による貢献

今回、イギリスでの聞き取り調査の準備作業をしている段階で確認することができた興味深い事例は、サラ・チャイルズ教授（報告書の出版時はブリストル大学、現在はロンドン大学バークベック校所属）による『良き議会』（*The Good Parliament*）報告書である（Childs 2016）。庶民院をより代表性が高くかつ包摂的な議会とするための43の具体的な提言を含むこの報告書を作成するため、チャイルズは庶民院に約半年間配置され、調査を行った。この時の資金はイギリスの公的な学術研究助成団体である経済社会研究評議会（Economic & Social Research Council、ESRC）とブリストル大学が提供している。庶民院の側でチャイルズの受け入れを可能としたのは、現在の庶民院議長であるジョン・バーコウ（John Bercow）直々のイニシアチブであった。

チャイルズによる2016年の提言は、例えば、庶民院に存在している制度的な問題を洗い出し、改革の方向性をつける新たな議員グループとして「代表性と包摂性に関する庶民院準拠グループ」（Commons Reference Group on Representation and Inclusion）が庶民院議長の配下に形成されたことや、IPUの「ジェンダーに敏感な議会フレームワーク」（gender sensitive parliament framework）に基づいた議会評価が行われたりしたことなどの具体的な成果に結実している。後者に関しては、2018年11月26日に、イギリスで初めてのIPU監査の結果として、『ジェンダーに配慮したイギリス議会監査報告』（UK Gender-Sensitive Parliament Audit 2018）が公表され、以下の問題が指摘されている（UK Parliament 2018：2）。

- 近年、指摘されるようになったように、いじめ、ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントと認識されるべき議会の文化
- 議会で働くことが家族生活に対してもたらすチャレンジ。これには議会の審議スケジュールの予測不可能性と潜在的な長時間労働が含まれる
- 議会に立候補することの財務状況へのインパクト
- オンライン上の脅威や物理的な安全に対する脅威。これには女性議員や候補者に対するジェンダーに関連する威嚇、ハラスメント、暴力が含まれる

上記の問題に対処するために、監査報告書では議員の地位に始まり、議会の文化や環境、ジェンダー主流化、職員の配置などの多角的な領域に関する52点の改革が提案されている（UK Parliament 2018: 27-34）。

研究者の調査研究の結果が証拠として採用され、制度改革に発展していった事例は、ウェストミンスター議会に限られない。2012年にスコットランド議会における女性の政治代表の伸び悩みを候補者のリクルートメントの観点から分析したメリル・ケニー（Meryl Kenny）とフィオナ・マッケイ（Fiona Mackay）の研究（Kenny and Mackay 2012a）は、政党関係者の中で反響を呼び（Kenny and Mackay 2012b）、スコットランド国民党ではその後、党内クォータを入れるという改革が実現している。

1.2.7 日本への示唆

以上で紹介した現在、イギリスにおいて行われている女性の政治代表の拡大を目指した取組から、どのような日本への示唆が得られるのだろうか。本稿を締めくくるに当たって、簡単にイギリスの経験を整理し、この点について探してみたい。

1.2.7.1 「女性議員の量的拡大のためのイニシアチブ＝①議会制民主主義政治の質的向上のみならず、②政党の党勢拡大と選挙戦略に資する」という理解の広範囲のアクターによる共有

イギリスの事例において、最も特徴的であるのは、女性議員の数が大幅に増加したのは、労働党と保守党が長い間の党勢の低迷から脱して、政権交代を実現した総選挙を通じてのことであった。こうした「実績」に根ざして、イギリスにおいては、女性議員の数の増加が議会政治の代表性をより多様化し、したがってイギリスにおける代表制民主主義政治の質をより良いものとするのみではなく、政党という組織にとっては本来の目的である党勢を盛り上げ、選挙に勝って政権に就ける「強い政党」になることにも資するという理解が広範囲のアクターによって共有されていよう観察されることである。前項で触れたように、現在、イギリスの政党にとって、女性議員比率は政党としての正統性の根拠として宣伝できるものであり、だからこそ、女性議員の量的拡大を実現することをめぐって政党競争が起きることが可能な政治環境が形成されている。

1.2.7.2 制度改革実現を可能としたリーダーシップ

上記と関連して、保守党と労働党において女性議員の増加を目指した制度改革が行われた過程において、それが党勢の回復と選挙戦略に資する制度改革であると認識されたことによって、党首／党執行部からのトップ・ダウンのイニシアチブを引き出し、このことが制度改革の実施を確実なものとしたことを確認しておくことは重要であろう。さらに、こうしたリーダーシップの効用は、政党内に限られたことではなく、議会における制度改革を促進したチャイルズによる『良き議会』報告書の実現が庶民院議長であるバーコウのイニシアチブに負うところが大きいことや、政府平等省の公務員が担当大臣の志向性によって政策変更の可能性を示唆したことなど、他組織においても観察された。

1.2.7.3 政党内クオータの効果

ただし、先に述べた2点の要因以上にイギリスにおいて女性の庶民院議員の数が拡大した過程において決定的な役割を果たしたのは、労働党における女性指定選挙区という党内クオータ制度の導入であった。党内クオータは選挙区レベルの選考過程でより多くの女性候補が選出されることにおいて効果的な制度であり、この制度に対する労働党と保守党の態度の違いは両党の女性議員比率の伸び方に明確に反映されている。実際、ブレクジット強硬派として知られているバーナード・ジェンキンのような保守的な政治家でさえ、総選挙の準備過程で女性候補の増加を担当した際にはクオータ制の導入を「精神的にルビコン

河を渡って」考慮したと発言しており、このことは党内クォータという制度の意義を考える上で非常に示唆的である。女性候補者の数を増やす上で、党内クォータ制の導入は確実に結果を出すことに資する制度改革であるように観察される。

1.2.7.4 議員、政府機関、議会、公益団体、研究者が協働する政策ネットワーク

さらに、イギリスの例では、議会や政府関係者の活動に明確な制度的な制約が存在する一方で、市民／公益団体の調査研究やイベントなどの活動を通じて、女性の政治代表の増加に関心を持つ多様なアクターが協働するネットワークが構築されていた。こうしたネットワークを通じて、異なるアクターが持つ問題意識や知見、知識、スキルが共有され、女性の政治代表の拡大を目指す試みがイギリス社会の中で広がり、実施されてきている。このように、女性の政治代表の拡大を目指す「政策ネットワーク」が機能する過程において、市民／公益団体が「ハブ」としての役割を果たしていることを確認しておくことは重要であろう。

1.2.7.5 国際機関との協働

加えて、2018年の議会におけるIPU監査の実施は、アクター間の情報の共有と協働が国際的に拡大していることを示している。2019年3月29日にEUからの離脱が予定されている現在、EUという枠組み以外での国際機関との協力／協働関係のあり方が模索されていることは重要である。

1.2.7.6 調査研究の結果を証拠として、政策形成や制度改革に役立てるアプローチ

最後に、イギリスにおいては、女性の政治代表を増加するための制度改革が実施されたり、提案されたりする際に、調査研究が重要な役割を果たしてきた。労働党の「女性問題」をあぶり出したフォーカス・グループ調査から2016年のチャイルズによる『良き議会』報告書まで、専門家による分析結果を根拠として制度改革が提案され、実施されてきていることは、制度改革に関するコンセンサスや合意が形成され、広く共有される際に役立っているように見受けられる。

1.2.7.7 現状から見えてくる課題

同時に、イギリスの女性の政治代表をめぐる現状には改善点も多い。そもそもブレクジットの政治過程の混乱から、イギリス政治全体の先行きが不透明となっており、長い歴史を持つ二大政党制の再編さえ囁かれている。実際、繰り返し触れているように、2019年2月に保守党と労働党の両党からの離党者が出たが、その際に噴出した問題のひとつは、女性議員に対するジェンダーと人種が絡んだオンライン・ハラスメントであった。保守党と労働党がそれぞれの立ち位置を右と左に先鋭化させている現状において、女性議員に対するミソジニーの傾向の拡大が指摘されているのは憂慮すべき状況である。この他にも、リーダーシップにおける女性の割合の拡大、地方政治における女性の政治代表の増加、議会

でのことば遣いを含めたさらなる議会改革など、今後実施されることが必要な改革アジェンダは数多く存在している。

アン・ジェンキンは、聞き取り調査の中で質問者たちに対し、「あなたたちは私たちと同じ問題を抱えている。でも、あなたたちの問題のほうが少しだけ悪い」と語りかけた。女性指定選挙区という制度的革新を実現させながら、同時にさまざまな制約が存在し、その中で女性の政治代表を増加し、代表制民主主義政治の質を向上させるための道を模索し続けているイギリス政治の状況。そうしたイギリスから得られる示唆は今後も減ることはないと考えられる。

参考文献

- Bale, Tim, Poletti, Monica and Webb, Paul (2018) 'A Man's Game?: the Grassroots Gender Gap in Britain's Political Parties', *Political Insight*, June 2018, pp. 7-10.
- Bush, Stephen (2017) 'More than half of Labour's Target Candidates to be Women', *New Statesman America*, 22 September 2017, <https://www.newstatesman.com/politics/elections/2017/09/more-half-labours-target-candidates-be-women> (最終アクセス 2019 年 3 月 12 日).
- Childs, Sarah (2016) *The Good Parliament*, <http://www.bristol.ac.uk/media-library/sites/news/2016/july/20%20Jul%20Prof%20Sarah%20Childs%20The%20Good%20Parliament%20report.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 5 日) .
- Conservatives (n.d.) *Guide to Becoming a Conservative Candidate*, file:///Users/HirokoTakeda1/Downloads/CCHQ_Guide%20to%20becoming%20a%20Candidate.pdf (最終アクセス 2019 年 3 月 12 日).
- Curtis, Chris (2017) 'How Britain voted at the 2017 General Election', *YouGov, General Election, Politics & Current Affairs*, 14 June 2017, <https://yougov.co.uk/topics/politics/articles-reports/2017/06/13/how-britain-voted-2017-general-election> (最終アクセス 2019 年 3 月 5 日).
- Edwards, Peter (2017) 'Nearly 50 of Labour's Top Targets Seats Will Use All-Women Shortlists', *Labour List*, 21 September 2017, <https://labourlist.org/2017/09/nearly-50-labour-targets-seats-will-use-all-women-shortlists/>, (最終アクセス 2019 年 3 月 12 日) .
- Hardman, Isabel (2018) *Why We Get the Wrong Politicians*, London: Atlantic Books.
- HM Government (2017) Government Response to the Women and Equalities Committee Report in Womne in the House of Commons, <https://www.parliament.uk/documents/commons-committees/women-and-equalities/Government-response/Cm-9492.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).
- Jewell, Helen and Bazeley, Andrew (2018) *Sex & Power 2018*, the Fawcett Society, <https://www.fawcettsociety.org.uk/sex-power-2018> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).
- Kelly, Richard (2018) 'Baby Leave for Members of Parliament', *The House of Commons Library Debate Pack*, No. 23, 30 January 2018,

<https://www.researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CDP-2018.../CDP-2018-0023.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .

- Kenny, Meryl and Mackay, Fiona (2012a) 'More of the Same? Women and the Scottish Local Government Elections 2012', *Gender Politics at Edinburgh*, 18 April 2012, <https://genderpoliticsatedinburgh.wordpress.com/2012/04/18/more-of-the-same-women-and-the-scottish-local-government-elections-2012-5-2/> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).
- Kenny, Meryl and Mackay, Fiona (2012b) 'Scottish Parties Promise Action on Equality after Report by Kenny and Mackay', *Gender Politics at Edinburgh*, <https://genderpoliticsatedinburgh.wordpress.com/2012/04/20/scottish-parties-promise-action-on-equality-after-report-by-kenny-and-mackay-12/> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).
- UK Parliament (2018) *UK Gender-Sensitive Parliament Audit 2018*, agreed on 26 November 2018, *UK Parliament*.
- Women and Equalities Committee (2016) *Women in the House of Commons after the 2020 Election*, 5th Report of Session 2016-17, HC630, 14 December 2016, <https://publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmwomeq/630/630.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).
- Women and Equalities Committee (2017) *Oral Evidence: Women in the House of Commons*, HC 507, 15 November 2017, <http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/women-and-equalities-committee/women-in-the-house-of-commons/oral/73913.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).
- Women and Equalities Committee (2018) *The Role of Minister for Women and Equalities and the Place of GEO in Government*, Second Report of Session 2017-19, House of Commons, HC35, 5 June 2018, <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmwomeq/356/356.pdf> (最終アクセス、2019 年 2 月 23 日).
- Women and Equalities Committee (2018) *Oral Evidence: Women in the House of Commons*, HC 507, 21 November 2018, <http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/women-and-equalities-committee/women-in-the-house-of-commons/oral/92796.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日).

2. フランスの事例

2.1 フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因：クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで（村上 彩佳）

2.1.1 はじめに——「ヨーロッパにおける女性議員率ワースト2」の衝撃

2.1.1.1 1997年国民議会議員選挙：女性議員の割合はわずか10.9%

日本の衆議院で、女性議員が占める割合は10.2%であり、女性閣僚はたった1人である。IPUが発表する、女性議員率の世界ランキング¹（2019年1月時点）によれば、日本は調査対象となった193か国のうち165位と過去最低の順位を記録している。一方フランスでは、下院にあたる国民議会に占める女性の割合は38.8%に達しており、内閣も男女同数である（HCE 2018）。先にあげたIPUのランキングにおいて、フランスは16位と高い順位にある。

ただし20年前のフランスの国民議会は、現在の日本の衆議院と似通った状況にあった。1997年の時点では、国民議会で女性が占める割合はほんの10.9%だった（HCE 2018）。これはヨーロッパではギリシャに次いで下から2番目の女性議員率であり、フランスは欧州の最下位レベルだった。

フランスにとって大きな転換点となったのは、1999年の改憲²を経て、2000年に制定された通称「パリテ法（loi parité）³」である。「パリテ」とは、もともと「同等・同量」という意味のフランス語である。そして「パリテ法」は、各政党に対して、男女同数・平等な50%ずつの候補者擁立を義務付けている。日本において2018年5月に制定された、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女同数を各党に努力義務として課していることから、「日本版パリテ法」とも呼ばれている。ただし、フランスのパリテ法は、選挙の候補者を男女同数にすることを政党に義務づけている点で、日本より一歩踏み込んだ、パワフルな制度である。

フランスはパリテ法をきっかけに、過去20年間で4倍近くまで国民議会の女性議員率を向上させることに成功したが、女性の政治参画の保障については、もともと遅れをとっていた。たとえば、フランスは世界に先駆けて1848年に男子普通選挙を実施した国であるにも関わらず、女性の参政権確立は1944年とヨーロッパの中ではかなり遅かった。1945年に女性参政権を確立した日本に比べて、たった一年先立っていただけなのである。図表Ⅲ-2-1-1に示すように、日仏の女性議員率の低さは、1970年代までは大差なく低かった。

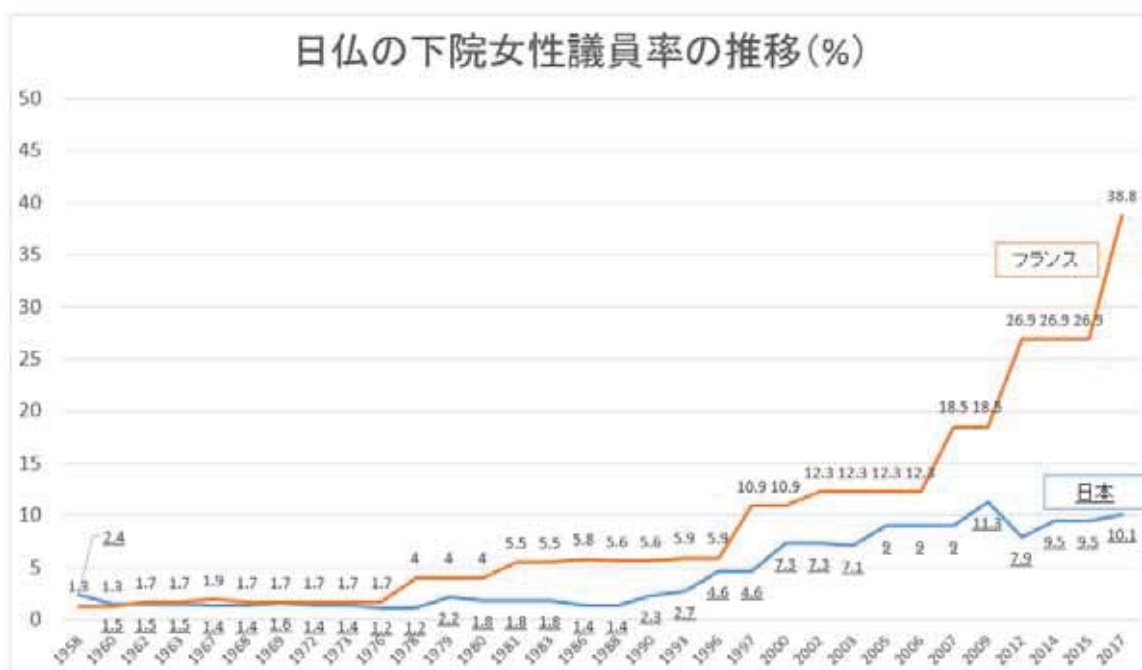
¹Inter-Parliamentary Union,

<http://archive.ipu.org/wmn-e/world.htm>（最終閲覧日：2019年3月14日）。

²フランスにおいては、憲法の内容を修正するための改憲は比較的頻繁に行われている。1945年～2016年の間にフランスの憲法は、新憲法の制定を含めて合計27回修正されている（山岡・井田 2017）。

³2000年に制定されたパリテ法の正式名称は、「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する2000年6月6日法律（Loi n° 2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives）」である。

図表Ⅲ-2-1-1 1958～2018年 日仏の下院女性議員率の推移 (%)



図中に示した年は、日本の衆議院選挙とフランスの国民議会議員選挙の実施年である。図中に示した女性議員率は、日仏の選挙実施年に当選した女性議員の割合である。各選挙の間にあった、議員の辞職などに起因する女性議員率の変化については考慮に入れていないため、IPUの発表する女性議員率とは若干数値が異なっている場合がある。出典：フランスデータ・フランス国民議会ウェブサイト⁴、Ministère du Droit des femmes (2012)、日本データ・内閣府男女共同参画局提供データ。

2.1.1.2 フランスを変えたパリテ法

フランスでこれだけの変化が実現された背景には、長年の女性運動の蓄積、欧州議会をはじめとする国際機関からの改善のプレッシャー、左派政党のイニシアチブと政党間の競争など、本節及び次節で具体的に検討していくように、様々な要因が重なり合っている。しかし、とりわけ大きな影響を与えたのは、改憲を経て実現したパリテ法である。

パリテ法の制定の前年の1999年に行われた改憲では、憲法に「パリテ条項」と呼ばれる条項が追加された。第3条第5項に「法律は、選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進する」という言葉が加えられ、第4条2項に「法律は、法律によって定められた条件で、第3条第5項の実施に貢献する」と記載された。この憲法改正によって、フランスでは議員の男女平等を促進するための具体的措置を講じることが可能になった（糠塚 2005: 50）。

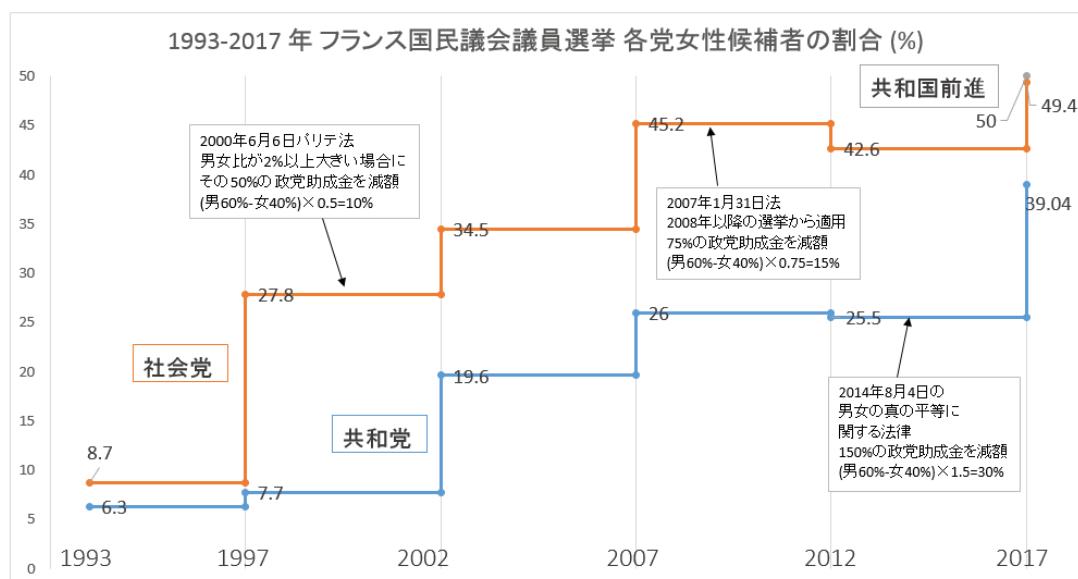
そして翌年2000年に制定されたパリテ法で、各選挙についてのパリテ規定が具体的に設けられた。例えば国民議会議員選挙の場合は、候補者が男女同数（パリテ）ではなかった場

⁴« Les femmes élues députées depuis 1945 », <http://www.assemblee-nationale.fr/elections/femmes-deputees.asp#constituante%EF%BC%9A2008.02%EF%BD%B1%EF%BD%B8%EF%BD%BE%F%BD%BD>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

合に、男女の候補者の開きの割合に応じて、政党助成金が減額されるという、いわば罰金制裁によるパリテ規定が設けられた。この罰金制裁は、2000年に制定されたパリテ法の規定では、「男女の候補者の開きの割合の50%」という効果の弱いものだった。

しかし、このパリテ規定は、下記の図表Ⅲ-2-1-2に示すように、これまでに2度改正され、現在は2000年の法律と比較して3倍の罰金が科されるようになっている。フランスは、パリテ法を段階的に強化・改正し、徐々に女性議員を増やしてきたのである。

図表Ⅲ-2-1-2 1993～2017年 フランス国民議会議員選挙 各党女性候補者の割合 (%)



出典：1993年と1997年の数値はモスュ＝ラヴォの論文（Mossuz-lavau 1997）、2002年～2012年はパリテ監視委員会及び女男平等高等評議会（HCE）の政党助成金の報告書⁵、2017年のデータは官報（Journal Officiel）に掲載された政党助成金報告書のデータ⁶を基に筆者作成。

国民議会議員選挙における主要政党（共和党・社会党・2017年に新設された共和国前進）の女性「候補者」の割合の推移からも明らかのように、罰則規定の強化が政党の取組を促している。2017年の国民議会議員選挙では、パリテの取組に積極的であるマクロン大統領が創設した政党「共和国前進」が候補者の完全なパリテを実現している。またパリテ法の制定を先導した社会党も、49.4%とほぼパリテに達している。さらに、パリテの推進について慎重だった共和党も、39%の女性候補者擁立を実現している。

⁵« Montants des retenues sur la dotation des partis politiques au titre de la parité », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/travaux-du-hcefh/article/montants-des-retenu-es-sur-la-85>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁶« Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique », <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037488432&categorieLien=id>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

2.1.1.3 パリテの理念とは

男女同数を意味するパリテの理念は、現在のフランス社会においてどういった意味を持っているのだろうか。フランスの女男平等高等評議会（HCE）が毎年発行しているパリテ・ガイド（Guide de la parité）は、パリテを以下のように定義している。

パリテとは何か？

市民生活の様々な領域（政治、職業、社会）に適用されているパリテとは、代表職及び意思決定機関の権力を男女間で平等に分ちあうための、道具であると同時に、目標でもある。

（HCE 2017a: 14、下線引用者）

同資料の抜粋版（HCE 2018）では、より端的にパリテを定義している。

パリテとは：権力を、政治から経済に至るまで分ちあうこと

La parité : le partage du pouvoir, du politique à l'économique （下線引用者）

本稿では、「権力を分ち合うため」に、フランス政治の場にパリテがどのように適用されてきたのかを具体的に検討していく。まずⅢ.2.1.2「クオータ制導入の頓挫からパリテへ」では、フランスにおいて、どういった経緯で男女同数候補者を各政党に義務づける、強力な措置であるパリテ法が制定されることになったのか、その歴史的経緯を検討する。

Ⅲ.2.1.3「2000年のパリテ法からの発展」では、フランスにおいてパリテ法が、2000年の制定以降頻りに改正されていることに注目し、過去20年間に及ぶ改正の道筋を検討する。

Ⅲ.2.1.4「パリテ選挙の実例」では、Ⅲ.2.1.3をふまえて、フランスの各選挙でパリテの規則がどのように適用され選挙が行われているのか、実例を紹介する。

Ⅲ.2.1.5「パリテを推進する諮問機関の役割：パリテのための機関からジェンダー主流化のための機関への変化」では、パリテの法制化過程では、政府の諮問機関が中心的な役割を担っていたことに着目する。パリテ法の制定及び監視の役割を果たした「パリテ監視委員会」と、同委員会の役割を拡大し再編する形で新設された「女男平等高等評議会（HCE）」の活動について考察する。Ⅲ.2.1.6「市民／市民団体のインプット：女男平等高等評議会のプラットフォームの活用」では、Ⅲ.2.1.5でとりあげる二つの諮問機関が、市民運動の力及び声を取り入れたジェンダー平等推進政策を実現するためのプラットフォームとしての役割を果たしていることを論じ、そうしたプラットフォームの意義を述べる。

Ⅲ.2.1.7「フランスの取組から得られる示唆」では、本稿の内容をまとめ、日本がフランスから得られる示唆を導き出す。

コラム フランスの議会と選挙制度の概略

フランスの各議会で用いられている選挙方法は、日本の選挙方法とは大きく異なっている。そこでフランスのそれぞれの議会及びその選挙の概略を以下の表に示す。

出典：フランス大使館ウェブサイト「フランスの選挙制度」⁷、増田(2015)、大山(2013, 2016)、ウェブサイト Sénatoriales 2014⁸をもとに筆者作成。

国政に関わる選挙

名称	任期	選挙方式	選挙方法、パリテ（男女同数）規定、議席
大統領	5年	直接普通選挙 単記一回投票制 ⁹	第1回投票で選出されるには、絶対多数（有効投票総数の50%プラス1票）を得る必要がある。どの候補者も絶対多数を得られなかった場合は、上位の2候補者の間で第2回投票を行い、相対多数の票を得た候補者が当選する。
国民議会 （下院）	5年	直接普通選挙 小選挙区 単記二回投票制	国民議会は下院にあたる。議員定数577名。第1回投票で選出されるには、有効票の絶対多数、有権者の1/4以上の票数を獲得しなければならない。第2回投票では、相対多数を得た候補者が当選する。第2回決選投票に進むには、第1回投票で選挙区の有権者数の12.5%以上の票を獲得しなければならない。各党は、国民議会議員選挙の候補者を男女同数にすることが義務付けられており、違反した場合に政党助成金減額のペナルティを受ける。
元老院 （上院）	6年	元老院は上院にあたる。議員定数348名。3年ごとに約半数ずつ改選する。選出する議員の数によって、以下の二つの選挙方法が用いられる。県を選挙区とするエリアから選挙された国民議会議員・地方議会議員の代表が、各元老院選挙区で選挙人団を形成する。市町村議会議員は選挙人全体の約95%にのぼる。	
		2人以下を選出する県を選挙区とする選挙 間接普通選挙 小選挙区連記式 二回投票制	元老院議員の27%を選出する選挙方式。第1回投票で選出されるには、有効票の絶対多数、かつ有権者の1/4以上の票数を獲得しなければならない。第2回投票では、相対多数を得た候補者が当選する。第2回決選投票に進むには、第1回投票で選挙区の有権者数の12.5%以上の票を獲得しなければならない。パリテ（男女同数）についての規定はない。
		3人以上を選出する県を選挙区とする選挙 間接普通選挙 拘束名簿式二回投票比例代表制	元老院議員の73%を選出する選挙方式。選挙人は個人への投票はできず、議席数と同数の候補者が記載された候補者名簿に投票する。あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。候補者名簿は男女同数かつ男女交互あるいは女男交互にすることが義務付けられており、この義務を守らない名簿は受理されない。

⁷フランス大使館ウェブサイト「フランスの選挙制度」

<https://jp.ambafrance.org/-rubrique1594->（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁸Sénatoriales 2014, <http://www.senat.fr/senatoriales2014/index.html>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁹図表Ⅲ-2-1-3 参照。

地方議会の選挙

名称	任期	選挙方式	選挙方法、パリテ（男女同数）規定、議席
市町村 議会 合計 35,499 議 会	6 年	議員定数は7名(人口100人未満の市町村)から69名(人口30万人以上の市町村)まで人口により異なる。3大都市の議会は例外的に規模が大きく、パリ市(163名)、マルセイユ市(101名)、リヨン市(73名)である。選出する議員の数によって、以下の二つの選挙方法が用いられる。	
		人口1,000人未満の市町村議会 直接普通選挙 非拘束名簿式二回投票 多数代表制 ¹⁰	候補者名簿には、議席数よりも少ない人数の候補者しか記載していなくてもかまわない。有権者は候補者名簿に掲載されている候補者を除外したり、他の名簿に掲載された候補者を加えたりして、名簿を作り変えることができる、混合連記制(パナシャージュ)が用いられている。選挙人は、ひとつあるいは複数の名簿から議員定数と同数の候補者を選ぶ。投票には候補者名簿を用いるが(名簿をそのまま投票に用いたり、名簿に選ぶ候補者と外す候補者を記載してオリジナルの名簿を作ったりすることができる)、集計は個々の候補者単位で行われる。 第1回投票では、投票の過半数かつ登録有権者数の1/4以上の票を獲得した候補者が当選する。定数に達しない場合には第2回投票を行い、相対多数の得票者が当選する。
		人口1,000人以上の市町村議会 直接普通選挙 拘束名簿式二回投票比例代表併用プレミアム制	選挙人は個人への投票はできず、議席と同数の候補者が記載された候補者名簿に投票する。候補者名簿は男女同数かつ男女あるいは女男交互にすることが義務付けられており、これを守らない名簿は受理されない。1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の過半数を獲得し、残りについては、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿(過半数獲得名簿を含む)に配分される。過半数に達する名簿がない場合は、2回目の投票を行い、相対多数の名簿が議席数の半分を獲得する。残りの議席については、1回目の配分方法と同じ手順で配分される。
県議会 合計101 議会	6 年	直接普通選挙 ペア多数代表 二回投票制	男女のペアで立候補し、有権者もペアに対して投票する。1回目で有効投票数の過半数に達し、かつ選挙人名簿登録者の1/4以上の票を獲得したペアが当選する。1回目で当選が確定しない場合は、2回目の投票を行い、相対多数のペアが当選する。2回目には、1回目で選挙人名簿登録者の12.5%以上の票を獲得したペアのみ候補者となれる。2回目に参加できる候補ペアがない場合には、1回目の得票数が多い2ペアにより決選投票が行われる。
地域圏 (州) 議会 合計 18 議会	6 年	直接普通選挙 拘束名簿式二回投票比例代表併用プレミアム制 ¹¹	選挙人は個人への投票はできず、議席数と同数の候補者が記載された候補者名簿に投票する。候補者名簿は男女同数かつ男女あるいは女男交互にすることが義務付けられており、この義務を守らない名簿は受理されない。1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の1/4を獲得し、残りについては、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿(過半数獲得名簿を含む)に配分される。過半数に達する名簿がない場合は、2回目の投票を行い、相対多数の名簿が議席数の1/4を獲得する。残りの議席については、1回目の配分方法と同じ手順で配分される。

¹⁰図表III-2-1-4 参照。

¹¹図表III-2-1-5 参照。

図表Ⅲ-2-1-3 2012年大統領選挙投票用紙



フランソワ・オランド候補。

出典：Archives électorales du CEVIPOF Sciences Po¹²

投票は、候補者の名前を記載した投票用紙を用いて行う。カーテンで覆われた選挙ブースの中で、投票したい候補者の名前が記された投票用紙を投票用封筒に入れ、透明な箱に投票する。

図表Ⅲ-2-1-5 フランス極左・エコロジスト連合のノール＝パ・ド・カレー2015年地域圏議会議員選挙



出典：フランス共産党オワーズ県支部ウェブサイト¹⁴

地域圏議会議員選挙の場合、候補者名簿は地域圏内にある県の数と同数のセクション（区分け）で構成され、地域圏の各地域の代表者が選出される仕組みになっている。図表Ⅲ-2-1-5 の場合は、ノール＝パ・ド・カレー地域圏内にある5区分けが示されている。

候補者名簿が獲得した議席は、各区分けが獲得した票数に応じて比例式に分配される。

図表Ⅲ-2-1-4 1,000人未満の市町村議会議員選挙の混合連記制を用いる名簿

ELECTIONS MUNICIPALES DU 30 MARS 2014
NOMBRE DE CONSEILLERS A ELIRE : 4

LISTE OUVERTE
« AGIR ENSEMBLE POUR LOTHEY »

DEBOSQUE Gilles	Conseiller sortant	11, rue Jaksz Rieu
LOUARN Jean-Michel		Kérveil
CORAY Christophe		2 cité Ker Izella
QUENDEZ Bernard		Kerhoas
BIGNARD Joli		Buers
BERDEAUX François		4 cité Ker Izella
DEBOSQUE Odene		11, rue Jaksz Rieu
KERANGUEVEN ERIC		13 cité Ker Izella
LAOT Alexandra		11 cité Ker Izella
LEMAIGNAN Loïc		3 cité Ker Izella
BIHAN Martine		8 rue Jaksz Rieu

出典：Comité des fêtes de Lothery ウェブサイト¹³

選挙人は議席の上限まで、1つあるいは複数の候補者名簿から候補者を選ぶことができる。図表Ⅲ-2-1-4 は第2回選挙の際に用いられた、残り4議席ぶんの候補者を選ぶための名簿である。

この名簿に投票したいと思った選挙人は、この名簿に何も記載せずに投票し、上位の4人に投票することができる。あるいはペンを用いて、この名簿中から削除する候補者を決めて削除線を記入したり、名簿に記載された順番を変えて、4人を好きな順番で選んだりすることができる。

または、この名簿上の候補者の代わりに、別の名簿に掲載されている候補者の名前を名簿に書き加えて、合計4人の名前を記したオリジナルの投票名簿をつくり投票することもできる。

当選は名簿ごとではなく、各候補の獲得した票数にしたがって決定される。

ここで具体的に図示しなかった選挙の例（人口1,000人以上の市町村議会、県議会議員、国民議会選挙）については、Ⅲ2.1.4「パリティ選挙の実例」で詳しく取り上げる。

2.1.2 クォータ制導入の頓挫からパリテへ

2.1.2.1 フランスにおける女性議員の量的拡大への阻害要因：「普遍的人間像」に基づくフランス政治の男性中心性

フランス革命を機に、フランス共和国は、ひとを、その顔立ち・肌の色・性別といった身体的特徴や、身分といった社会的カテゴリーから解放し、市民の平等を保障するために、「普遍的人間像」という抽象化のための基準を設けた。人間のさまざまな特徴を捨象した「普遍的人間像」をもとに、市民の平等を保障し、いかなる属性を持つ市民もひとしく扱おうとしたのである。こうした「普遍的人間像」を基盤とする「普遍主義的平等アプローチ」こそが、フランスに基本的な平等理念だった。

しかしこの普遍主義的平等アプローチは、ひと (homme)、つまり男性を基準とした「人権と市民権 (droits de l'homme et du citoyen)」の保障のみを目的としており、基本的に女性 (femme) の人権も、女性の市民 (citoyenne) の権利も、保障すべき対象として認めていなかった。「女性の権利宣言 (la Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne)」を發表し、フランス革命期に処刑されたオランプ・ド・グージュ以来、フランスの女性たちはずっと、市民権・人権そして平等から女性が排除されていることについて、異議申立てを行ってきた。

フランス女性の人権及び市民権の保障は、二度の世界大戦、第二波フェミニズム運動などをきっかけに、少しずつ実現されてきた。けれども、政治領域における女性の参画はなかなか進まず、最後の難関として残っていた。この難関を乗り越えるために、1980年初頭に、第二波フェミニズム運動で活躍した経験を持つ社会党のフェミニストが中心となった取組が行われた。

2.1.2.2 1980年代の社会党の取組

2.1.2.2.1 社会党議員が提案した30%クォータ導入の頓挫

フランスは、パリテ法の制定の約20年前の1980年代に、世界に先駆けて30%クォータ制(審議過程で25%に変更)を導入しようとして頓挫している。この頓挫の要因となったのが、上記の普遍主義的平等アプローチである。

社会党のフランソワ・ミッテランが大統領に就任した直後の1982年に、社会党所属の国民議会議員ジゼル・アリミ¹⁵が、名簿式投票で実施される人口3,500人以上の市町村議会議員選挙について、「一方の性の候補者を必ず30%含む」とするクォータ制の法案を提出した。

¹²Archives électorales du CEVIPOF Sciences Po, <https://archive.org/details/archiveselectoralesducevipof?and%5B%5D=bulletin+vote&sin=&sort=&page=2> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

¹³Comité des fêtes de Lothey, «Les candidats au 2ème tour des élections municipales», <http://lotheyenfete.fr/le-bulletin-de-vote-des-candidats-au-2eme-tour-des-elections-municipales/> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

¹⁴« Bulletin de la liste Front de gauche l'Humain d'abord - Élection régionale Nord-Pas-de-Calais-Picardie, 6 décembre 2015 », <http://oise.pcf.fr/79465> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

¹⁵フェミニストの弁護士でもあり、1970年代にフランスにおける避妊・中絶の権利の保障のために活躍した。

この法案は、国民議会での審議過程で、提案するクオータの数字が30%から25%に変更され、名簿式投票で実施される市町村議会議員選挙について、「候補者名簿は同一の性の候補者を75%以上含んではならない」とする実質的な25%クオータ制法案が国民議会に提出された。この法案は、賛成476、反対4、棄権3をもって国民議会でも可決された（糠塚 2005: 56-57）。

しかしこのクオータ制法案は、憲法院の審議にかけられた¹⁶。憲法院はこのクオータ制法案の審議にあたってまず、憲法第三条の「国民の主権は人民に帰属し」、「人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を占奪してはならない」という規定をあげた。加えて、フランス第五共和制下で憲法的価値を有する人権宣言第六条の、市民はみな法律の前に平等であり、「その能力に従って、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、全ての位階、地位及び公職に就くことができる」という規定をあげた。憲法院はこれらの規定から、選挙人と被選挙人はいかなるカテゴリー上の差異によっても区別されてはならないとし、選挙法典の「L265 条に『性』という言葉が付加することは憲法に反する」と判断（*Décision no82-146. DC du 18 novembre 1982*）し、市町村議会議員選挙の候補者を性別により区別するクオータ制は違憲だと判示した（糠塚 2005: 58-59）。

つまり憲法院は、フランスに伝統的な普遍主義的平等アプローチの原則に基づいて、性別という身体的特徴に基づいて選挙候補者を区別するクオータ制は違憲であると判断したのである。憲法院の判断は絶対的・最終的効力を有し、いかなる機関への上訴もできないため、以降、フランスにおけるクオータ制の導入にむけた試みは頓挫してしまった。こうした経緯ゆえに、フランスにおいてクオータ制とは異なる理論的根拠に基づく、「パリテ」が必要になった。

2.1.2.2.2 社会党内部のフェミニストによるクオータ要求の再燃

パリテという語が「政治代表の男女平等」という意味ではじめて用いられたのは、1989年11月に欧州評議会主催したシンポジウム「パリテの民主主義」¹⁷だったとされている。その後パリテという語と理念は、ヨーロッパで活躍するフェミニストの政治関係者の間で徐々に広まっていき、フランスにおいては1992年にその認知度が一気に高まった。Laure Bereni

¹⁶フランスにおいては、国会可決後、大統領が審署（法律の存在を公式に認証し、執行権を与える行為）する前の通常法律は、大統領・首相・両院議長・60人以上の国民議会議員又は元老院議員によって、任意的に憲法院に付託される（*Pactet et Mélin-Soucramanien 2008: 507*）ことが定められている。クオータ制法案（選挙法典改正法律）は、1982年10月23日に反対派の国民議会議員60人によって憲法院に付託された。提訴者が問題にしたのは、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙の名簿二回投票制方式についての違憲性であって、性別クオータ制について異議を唱えたわけではなかったにも関わらず、憲法院は職権でクオータ制条項を審査の対象とした（糠塚 2005: 58）。

¹⁷*Conseil de l'Europe, Rapport sur les idéaux démocratiques et les droits des femmes, séminaire sur la démocratie paritaire*（パリテな民主主義）quarante années d'activités du Conseil de l'Europe, Strasbourg, 6-7 novembre 1989. このシンポジウムにおいて、Elisabeth Sledziewski が「民主主義の理想と女性の権利（*Les idéaux démocratiques et les droits des femmes*）」について報告書を提出しており、これがヨーロッパ評議会におけるパリテの議論の基盤になったのではないかと指摘されている（*Jenson, Marques-Pereira et Remacle 2007: 110*）。

(2015: 60-82) は、1992年に起きた3つの出来事をきっかけに、フランスではパリテが広く認知され、パリテを要求する市民運動も盛り上がったことを指摘している。3つの出来事を順に確認すると、第一に、1992年3月に実施された地域圏議会¹⁸議員選挙がある。この選挙の際に、女性議員の過少問題が顕在化し（1992年の時点で12.3%、図表Ⅲ-2-1-6参照）、各地で女性議員増加のための運動が行われはじめた。

第二に、『女性市民よ権力をとれ！自由・平等・パリテ (*Au pouvoir, citoyennes! Liberté, Égalité, Parité*)』が、社会党出身の3人のフェミニスト、フランソワーズ・ガスパール、クロード・セルバン＝シュライバー、アンヌ・ルガルルによって出版された。フランス共和国の標語である「自由・平等・友愛 (*Fraternité*, フラテルニテ)」をもじったこの本の題名では、男性市民の兄弟愛的な結びつきを意味する「友愛」が、男女市民の平等を意味するパリテに置き換えられている。

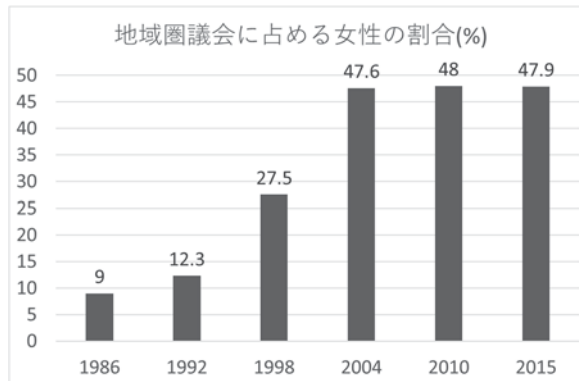
『自由・平等・パリテ』の著者である社会党出身のフェミニストたちによれば、パリテは「(男) 性化」されてしまっている既存の政治的平等を「脱性化」するための、「差異の超越をめざす」理念である。議会をはじめとする政治の場は男性ばかりで構成されており、もはや抽象的代表ではありえない。男性の小集団ばかりが国家を代表していると考えれば、国家はもはや人民の代表ではないし、フランス共和国の政治システムは危機にある。女性を実質的に排除した「普遍主義的平等アプローチ」は偽りの普遍主義でしかないのだから、パリテによって、真の普遍主義を実現せよ、と彼女たちは要求したのである (Scott 2005: 52-53)。パリテをフランス共和国の原則に据えてみせた同書は、パリテ法要求運動の起爆剤となった。

第三に、11月に欧州委員会がアテネで主催した「権力をとる女性 (*Femmes au pouvoir*)」会議（通称アテネ会議）があった。アテネ会議には、女性市民団体や女性 NGO 団体のメンバーをはじめとする、一般女性市民も数多く参加していたことで知られる。同会議においては「民主主義は国の議会や行政におけるパリテを求める」という言葉を盛り込んだ「アテネ宣言」が採択され、この宣言をきっかけに、パリテ法を要求する市民運動も盛り上がっていった。

これら3つの出来事を境に、フランスではパリテという理念が広く知られるようになり、マスメディアの論壇でその是非をめぐる論争が行われたり、パリテ法を要求する市民団体が新規に創設されたり、既存のフェミニストあるいは女性の市民団体がパリテ法要求運動をさかんに展開したりするようになった。

¹⁸フランスの地方行政の区画は市町村 (*commune*) → 県 (*département*) → 地域圏 (*région*) の順に大きい。地域圏は「州」と翻訳されることもある。

図表Ⅲ-2-1-6 1986年～2015年地域圏議会に占める女性の割合(%)



出典：Ministère du Droit des femmes (2012)、HCE (2017a) をもとに筆者作成。

図表Ⅲ-2-1-7 *Au pouvoir, citoyennes!*
Liberté, Égalité, Parité

表紙



出典：フランス国立図書館ウェブサイト

2.1.2.3 パリテ法の制定過程

1990年代には、フランス国内でパリテ法の制定を後押しする議員・政党・市民による様々な運動が巻き起こった。マスメディアを通じた活動としては、1993年11月10日に、289人の女性と288人の男性（合計577人はフランスの国民議会議員の定数である）が、フランスの全国版新聞ル・モンド（*Le Monde*）に、「国と地方の選挙による議会はパリテからなる」ことを要求する署名を掲載した。

1994年6月に開催された社会党大会では、社会党代表のミシェル・ロカールが、近く実施予定の欧州議会選挙について「厳格に均等な割合の男女から構成され、名簿の先頭から最後まで、男女交互に並べられる」社会党名簿の先頭にしか名前を連ねないことを宣言し、政党レベルでのクオータの実施が約束され、実現された。

1995年の大統領選挙では、大統領主要3候補者である共和国連合（現在の共和党の前身）のジャック・シラク、社会党のリオネル・ジョスパン、共和国連合のなかでも反シラク派のエドゥアール・バラデュールらが、パリテの実現に向けて施策を講じる意志を明示した。大統領選挙の結果、ジャック・シラクが大統領に就任すると、首相直属の諮問機関として「パリテ監視委員会」が設けられ、パリテ法制定に向けた準備が整えられていった。

そして1997年の総選挙後に首相に就任した社会党のリオネル・ジョスパンは、パリテ法のために憲法を改正する意志を明示した（Bereni et Revillard 2007: 13）。これを皮切りに、1997年2月からパリテをめぐる法案審議が進み、様々な審議を経て、1999年にパリテ法制定のための憲法改正が実施され、ついに2000年にパリテ法が制定されるに至った。

2.1.2.4 1999年の改憲・2000年のパリテ法制定

2.1.2.4.1 憲法に「パリテ条項」の挿入

フランスの場合には、1980年代にクオータ制に対して違憲判決が下されていたことから、

まず憲法を改正し、候補者について男女という性の基準を考慮に入れることを可能にしたうえで、各選挙へのパリティの導入方法を具体的に規定した法律を制定する、という二段階の手続がとられた。

1999年7月8日に憲法的法律（憲法を改正するための法律）の制定が行われ、パリティ法制定に先立つ憲法改正（loi constitutionnelle n° 99-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes）が成立し、憲法にいわゆる「パリティ条項」が挿入された。これは三つの手続きを経て行なわれ、まず政府が憲法改正案を提案し、続いて憲法改正案について両院で過半数の賛成で可決され、最後に両院合同会議で5分の3以上¹⁹の賛成を得て改正案が成立した（Pactet et Mélin-Soucramanien 2008: 545-546）。

2.1.2.4.2 パリティ法の制定：2000年のパリティ法の内容

1999年の憲法改正をふまえて、パリティ法と呼ばれる、「選挙による議員職及び公職についての男女の平等なアクセスを促進するための2000年6月6日法律」が公布された。2000年のパリティ法は、先述の1999年の改憲の内容を具体的に規定する法律である。

2000年のパリティ法の適用方法には三種類ある（糠塚 2005: 114-116）。第一に、厳格なパリティを貫く強制型のもので、男女交互方式の候補者名簿による比例代表一回投票制の選挙に適用される。対象となる選挙は比例代表で実施される元老院議員選挙、欧州議会議員選挙、フランスの海外領（ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス・エ・フツナ、マイヨット）の選挙である（図表Ⅲ-2-1-8）。

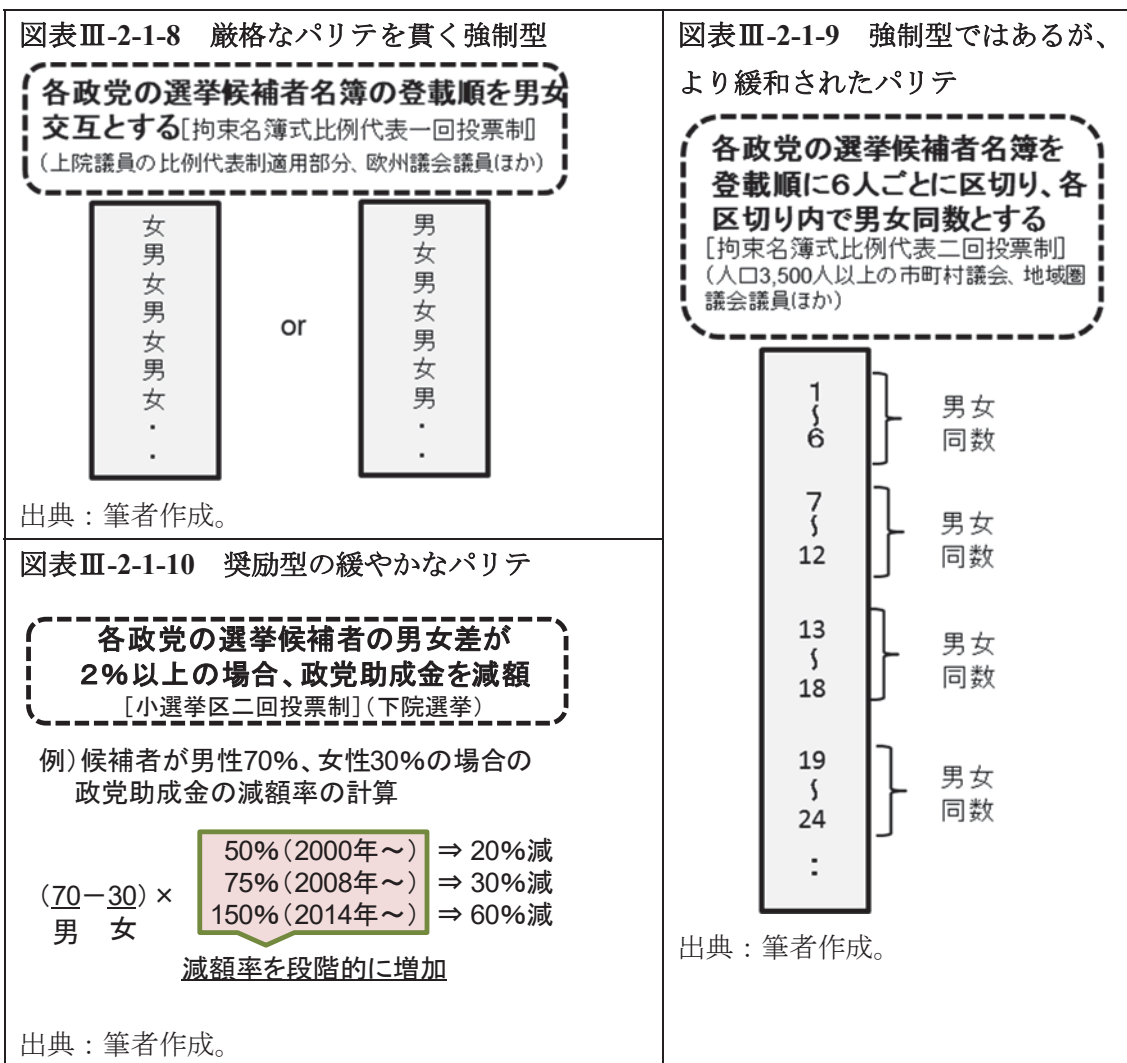
第二に、強制型ではあるが、より緩和されたパリティとして、選挙名簿の筆頭者から順に6人ずつのグループに分けた場合に、各グループに同数の男女が含まれるよう義務付けるものがある（図表Ⅲ-2-1-9）。名簿の構成が条件を満たしていない場合、選挙名簿の管理を行う県庁あるいは郡庁が届出を受領しないことによって強制力をもたせる。比例代表二回投票制に適用される。二回投票制の選挙では、第二回目の名簿は修正が可能であるため（複数の名簿を連合せたり、候補者の順番を並び替えたりすることができる）、名簿間の駆け引きの余地を持たせるように「6人ごと」という幅が設けられた。ただしこの仕組みには、6人のグループ内で男性を上位3人に、女性を下位3人につける（男男男女女女…）ことが可能になってしまう「抜け穴」があった。対象となる選挙は、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙、地域圏議会議員選挙、コルシカ議会議員選挙、サン・ピエール・エ・ミクロン領土議会議員選挙である。

第三に、奨励型の緩やかなパリティとして、政党や政治団体に対する公的助成金の配分を調整することで、政党に対して女性候補者擁立のインセンティブを与えるものがある（図表Ⅲ-2-1-7）。これは小選挙区二回投票制で実施される国民議会議員選挙に適用される。政党に属する男女の候補者の開きが候補者全体数の2%を超えると、政党に配分される公的助成金のうち、国民議会議員選挙で獲得された得票に対する配分について減額される。海外領土の場合は、各性の候補者の人数の開きが1名を超えたときに減額の対象となる。減額率は、

¹⁹実際には投票総数 836 票、有効投票 788 票、賛成 745 票だった（糠塚 2005: 76）。憲法改正過程については糠塚（2005）を参照。

2000年のパリテ法では、一方の性の候補者の比率と他方の性の候補者の比率との差の50%と規定されていたが、以下のⅢ.2.1.3「2000年のパリテ法からの発展」で詳述するように、過去に二度減額率が修正されて、より厳しい罰金制裁が科されるしくみになっている。

また、2000年に制定されたパリテ法は人口3,500人以下の市町村における市町村議会議員選挙、県議会議員選挙、元老院議員選出が3人以下の県の元老院議員選挙には適用されなかった。



2.1.3 2000年のパリテ法からの発展

以下では、2000年のパリテ法以降の法律の強化・改正の概要²⁰を国政選挙と地方議会の選挙に分けて説明する。

²⁰2008年に職業領域についてもパリテを適用するために改憲が行われ、2011～2013年にかけて、職業領域のパリテを促進するための法律が相次いで制定された。本稿は政治領域のパリテに議論を限定しているため、これらについては扱わないが、現在のフランス社会においてパリテが「当然視」されていることを示す変化である。職業領域のパリテのための改憲及びその関連法律については糠塚(2011)、石田(2013)、服部(2013)を参照。

2.1.3.1 国政選挙——2000年のパリテ法の問題点と改善点

上院にあたる元老院選挙では、多数代表制を用いる一部の元老院議員選挙がパリテの対象外とされていた。これを是正するために、パリテ規定が適用される比例代表制を用いる選挙区の範囲を拡大する法律改正が行われた。まず「2003年7月30日の法律」によって、4人以上の元老院議員を選出する県（フランスの県の半分）では拘束名簿式比例代表制を適用し、男女交互の名簿を用いることが規定された。その10年後に制定された「2013年8月2日の元老院議員選挙についての法律」は、比例代表制を適用する元老院選挙の対象をさらに拡大し、定数3以上の元老院議員選挙（議席全体の73%にあたる）をパリテ規定の対象とした。

国民議会議員選挙でパリテに違反した場合の罰則も、男女比の差の50%の助成金の減額（男性70%、女性30%であれば $40 \times 0.5 = 20\%$ ）という弱いものだったため、二度改正されている。「2007年1月31日の法律」によって、パリテに違反した場合の助成金減額率が、男女比の差の75%に改められた（男性70%、女性30%であれば $40 \times 0.75 = 30\%$ ）。さらに「2014年8月4日の男女平等法」によって、パリテに違反した場合の助成金減額率は、さらにその倍の、男女比の差の150%に改められた（男性70%、女性30%であれば $40 \times 1.5 = 60\%$ ）。

2.1.3.2 地方議会の選挙——2000年のパリテ法の問題点と改善点

地方議会の選挙の場合、2000年のパリテ法では、多数代表制を用いる県議会議員及び人口3,500人未満の市町村議会議員選挙は適用外とされた。また、地域圏議会議員と人口3,500人以上の市町村議会議員の選挙については、パリテが適用されたものの、「候補者名簿の登載順6人ごとに男女同数」という不十分な規定だったため、名簿の上位に男性をおき、下位に女性をおく事例（例えば男男男女女女／男男男女女女……）が頻発した。

加えて、2000年のパリテ法には、議会の重要役職である議長や副議長団といった執政部についてのパリテ規定がなかった。フランスの場合は、執政部のメンバーの選出は当選議員の互選によって行われ、地方議会の議長は、当該地方自治体の首長も兼任する。しかし2000年のパリテ法は、議長（président）や副議長団（vice-présidents）及び助役（adjoints）に関して何のパリテ規定も設けていなかったため、女性議員は増えても、女性の政治リーダーは増えなかった。

上記の問題点についても、法律改正によって解決がはかられてきた。長い間、パリテ法の適用外だった県議会議員選挙は「県議会議員選挙・市町村議会議員選挙・EPCI²¹審議会議員選挙及び選挙日程に関する2013年5月17日の国家組織法と法律」によって、「男女ペア立候補制」が定められた。男女はペアで立候補し、有権者もペアに投票することで、立候補のパリテのみならず結果のパリテが保障される。

地域圏議会議員選挙と市町村議会議員選挙の不十分なパリテ規定も修正され、それぞれ「地域圏議会議員及び欧州議会議員選挙並びに政党への公的援助に関する2003年4月11

²¹市町村間広域行政組織（Établissement Public de Coopération Intercommunale, EPCI）複数の市町村が所属する公施設法人であるが行政区画ではない。EPCIの審議会ではごみ処理や交通機関の運営等大規模な事業の協議を行う。

日の法律」と「議員職及び公職への男女の平等なアクセス推進に関する 2007 年 1 月 31 日の法律」によって、選挙候補者名簿を男女同数かつ交互（男女か女男の並び）にすることが義務化された。市町村議会議員選挙については、2000 年のパリテ法では人口 3,500 人以上の市町村のみが対象だったが、上記の「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村までがパリテ法規定の適用対象とされた。

各議会の執政部に当たる副議長団に関しては、上記の「2007 年 1 月 31 日の法律」によって新たにパリテが規定された。地域圏議会の副議長団は議員の互選により決まるが、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式比例代表制で行うことになった。市町村議会の助役も議員の互選により決まるが、人口 3,500 人以上の市町村では、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式多数代表二回投票制選挙で行うことになった。加えて、同方式は「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村でも適用されるようになった。

図表Ⅲ-2-1-11 パリテ法（2018年の規定）

	選挙	選挙方式	パリテ規定	執行部のパリテ規定
厳密な パリテ	◆人口 1,000 人以上の 市町村議会議員選挙 +都市共同体議会議員 ²²	拘束名簿式二 回投票比例代 表併用プレミ アム制	男女交互	議長：法律による強制なし 議長補佐：男女同数 市町村間広域行政組織の長と副 長：法律による強制なし
	◆地域圏議会議員選挙		男女交互	議長：法律による強制なし 常任委員会：男女交互 副議長団：男女同数
	◆欧州議会議員選挙	拘束名簿式比 例代表制 ²³ 全国で統一の 名簿を用いる	男女交互	—
	◆3人以上を選出する県 を選挙区とする元老院議 会議員選挙（間接選挙） 元老院議員の73%を選出	拘束名簿式二 回投票比例代 表制	男女交互	—
ペア	◆県議会議員選挙	ペア多数代表 二回投票制	選挙区ごと の男女ペア 立候補	議長：法律による強制なし 常任委員会：男女交互 副議長団：男女同数
緩やかな パリテ	◆国民議会議員選挙	小選挙区単記 式二回投票制	公的補助金 の減額	—
パリテ規 定なし	◆1-2人を選出する県を選 挙区とする元老院議会議 員選挙（間接選挙） 元老院議員の27%を選出	小選挙区連記 式二回投票制	法律による 強制なし	—
	◆人口 1,000 人未満の市 町村議会議員選挙 +都市共同体議会議員	非拘束名簿式 二回投票多数 代表制	法律による 強制なし	—

出典：HCE(2017a: 31)。2018年に改正された欧州議会議員選挙についてはウェブサイト Vie-Public²⁴を参考に筆者作成。

²²「県議会議員選挙・市町村議会議員選挙・EPCI 審議会議員選挙及び選挙日程に関する2013年5月17日の国家組織法と法律」によって、普通選挙制による都市共同体議員選挙（EPCIの公施設法人の審議会の議員を選ぶ選挙）が導入され、市町村議会議員選挙と同時に投票を行う仕組みになった。人口1,000人以上の市町村では、市民が初めて都市共同体議員を直接選出する方式になった。

²³La loi du 25 juin 2018 relative à l'élection des représentants au Parlement européen.によって、全国統一名簿の選挙方式に変更された。

²⁴« Élections européennes 2019 », <https://www.vie-publique.fr/actualite/faq-citoyens/elections->

2.1.4 パリテ選挙の実例

以上で述べてきた各議会の選挙のパリテ規定を具体的に検討するために、代表的な三つの議会選挙として、①女性の政治参画の最初のステップとなる市町村議会議員選挙、②2013年に大規模なパリテ導入の改正が行われた県議会議員選挙、③政党助成金を減額する国民議会議員選挙をとりあげる。

2.1.4.1 市町村議会選挙：男女・女男交互の候補者名簿

候補者名簿を用いる市町村議会議員選挙の場合、人口 1,000 人以上の市町村について、厳密なパリテ規則が適用されている。名簿の並びを男女あるいは女男の交互とし、候補者を男女同数とすることが各政党に義務付けられており、これに違反している名簿については、選挙の管理を担当する県庁 (préfecture) あるいは郡庁 (sous-préfecture) が選挙名簿を受領せず、選挙立候補を認めないことによって、パリテ規定に強制力がもたされている。

比例代表制が用いられている人口 1,000 人以上の市町村議会議員選挙では、各名簿から得票数に応じた当選者が出される。人口 1,000 人以上の市町村ではすべて、当選者が男女同数あるいは一人以内の差におさまる仕組みになっている。

図表Ⅲ-2-1-12 に示したのは、2014 年春に行われた市町村議会議員選挙の際に、パリの郊外の市町村であるサン＝モール＝デ＝フォッセで用いられた、左派連合の候補者名簿兼投票用紙である。フランスでは、候補者名簿ごとに 1 枚の投票用紙が作成されており、これを投票に用いる。図表Ⅲ-2-1-12 の名簿では、1 番目の女性候補エリザベート・ブファール＝サヴァリ (Elisabeth Bouffard-Savary) から、男・女・男…の並び順になっており、厳密なパリテが適用されていることがわかる²⁵。また、人口 1,000 人以上の市町村の場合、候補者名簿には議席と同数の候補者が記載される (サン＝モール＝デ＝フォッセの場合は 49 議席)。

有権者は投票所において、複数の政党・政治団体の候補者名簿 (投票用紙) を投票所で受け取り、カーテンで覆われた外から見えないように仕切られた投票ブースに入る。ブースの中で、投票したいと思う名簿を封筒に入れる。封筒に入った投票用紙を、透明の投票箱に入れ、選挙人名簿の本人氏名欄に署名することによって、投票が完了する。

européennes-2019/ (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。

²⁵なお、地域圏議会議員選挙もこれに準じた厳密な男女あるいは女男交互のパリテ候補者名簿を用いた形式である。

図表Ⅲ-2-1-12 2014年市町村議会議員選挙サン＝モール＝デ＝フォッセ選挙名簿



出典：フランス国立図書館所蔵資料。

市町村議会議長（市町村長）は、選挙終了後に市町村議会議員によって互選される。選出される市町村長は一般的に相対的多数票を獲得した名簿の筆頭候補者である。そのため、上記の選挙名簿では名簿の一番目に掲載されている、市長候補者でもあるエリザベート・ブファール＝サヴァリの名前が大きく書いてある。

2.1.4.2 県議会議員選挙：男女ペア立候補

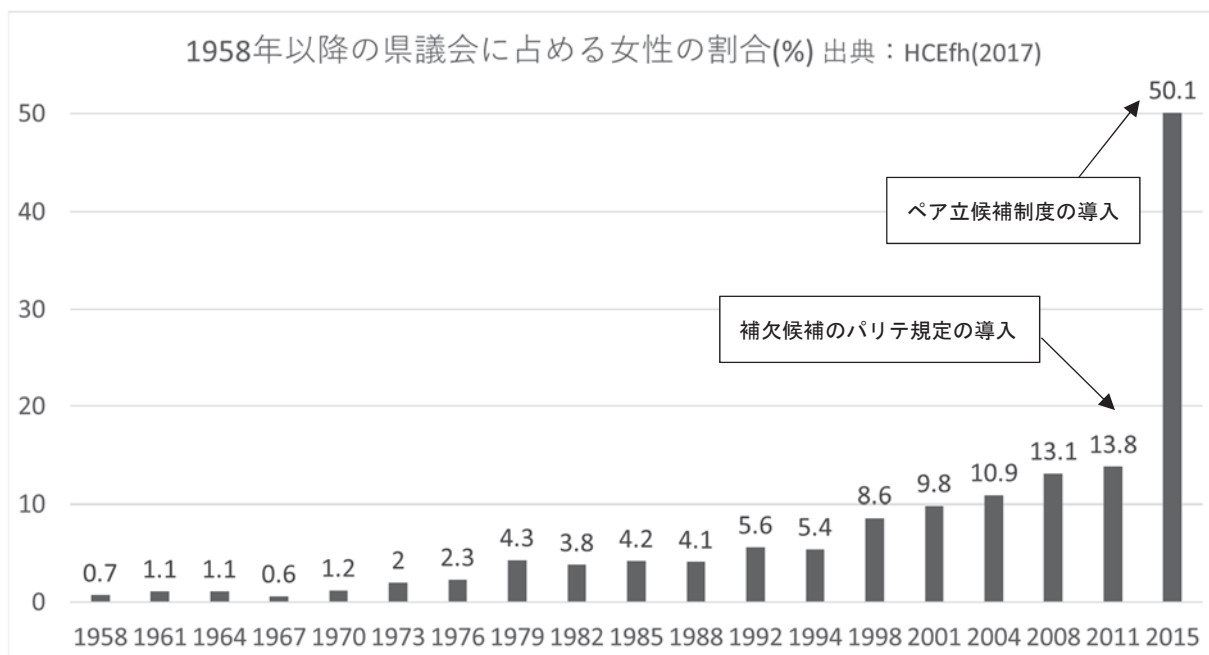
もともと、フランスの県議会に占める女性の割合は極めて低く、図表Ⅲ-2-1-13 に示すように、ペア立候補制度適用の選挙が実施された2015年の選挙まで、女性県議の割合は10%前後しかいなかった。

県議会でなかなかパリティが進まなかったのは、県議会議員選挙が小選挙区制を用いていたためである。小選挙区制の選挙では、各選挙区から1人しか選出されないため、女性議員の増加に直結するようなパリティ規則の導入が難しい²⁶。また、県議会議員選挙には、無所属の候補者も多いため、国民議会議員選挙のように政党助成金を減額するペナルティ制度がうまく機能しないことが見込まれた。ゆえに、県議会議員選挙は、2000年のパリティ法制定から長い間、パリティ規則の適用外とされていた。

²⁶これとは対照的に、例えばフランスの市町村議会や地域圏議会のように、候補者名簿式の選挙の場合は、それぞれの政党や政治団体が複数擁立する候補者の数を男女同数にすればよいと、パリティ規定の導入が比較的スムーズに進んだ。

2007年に初めて、県議会議員選挙の補欠候補者に関してのみ、パリティ規則が設けられ、2011年の選挙から適用された。県議会議員選挙の立候補者は、立候補時に自身の補欠候補者も擁立することが規定されている。そこで、この補欠候補者を候補者とは異性の者とし、県議が補欠候補者と交代する機会を利用して、徐々に議会に女性を増やしていこうとしたのである。しかしながら、県議が補欠候補者と交代する機会は極めて限定的²⁷であったため、この規則にはほとんど効果がなかった。

図表Ⅲ-2-1-13 1958年以降の県議会に占める女性の割合



出典：HCE(2017a)を基に筆者作成。

こうした状況を抜本的に改善するために2013年に県議会議員選挙について「ペア立候補制度」(選挙法典L第191条)が導入された。「ペア立候補」制度とは、県議会議員選挙に男女がペアとなって立候補し、男女がペアで当選し、当選後はそれぞれが別々に議員としての活動を担う、という立候補と当選結果両方のパリティが保障される方法である。県議会議員のペア立候補者の投票用紙には男女それぞれの候補者の名前、写真(掲載は自由)と、補欠候補者(候補者と同姓)が掲示されている。ペアの候補者に序列はなく、アルファベット順に名前は並べられる。

図表Ⅲ-2-1-14に示した、手のひら大の投票用紙のうち、投票したい候補者の投票用紙を封筒に入れ、透明の投票箱に入れることによって投票は完了する。投票用紙の各候補者の名前の下には、同性の補欠候補者の名前、場合によっては顔写真が記載されている。図表Ⅲ-2-1-15の選挙ポスターには、男女ペアの候補者の名前及び顔写真、さらに補欠候補者の名前

²⁷県議会議員の死亡や失踪の場合、そして特定議員職(地域圏議会議員・コルシカ議会議員・パリ市議会議員・市町村議会議員)及び憲法院の委員との兼職禁止規定のために、県議会議員を辞職しなければならない場合である。

と顔写真が明記してある。

図表Ⅲ-2-1-14 セーヌ＝サン＝ドニ県のサン＝トゥアンの県議会議員選挙の投票用紙



出典：フランス国立図書館所蔵資料。

図表Ⅲ-2-1-15 ボルドー第二選挙区の県議会議員選挙ポスター



出典：フランス国立図書館所蔵資料。

改正前の県議会議員選挙と「ペア立候補制度」の比較を以下の図表Ⅲ-2-1-16 に示した。「ペア立候補制度」の投票は、従来の県議会議員選挙と同様に二回投票制（1回目の投票で候補者を絞り込み、2回目で決選投票が行われる仕組み）で行われ、当選基準となる得票率にも変更はない。ただし、各選挙区からペア、つまり2人が選出されるとなると、議員定数が倍増してしまうため、県議会議員選挙区は統合によって従来の3,971から2,054へと、約半数に削減された。

図表Ⅲ-2-1-16 改正前後の県議会議員制度

	改正前	改正後
選挙方式	多数代表単記二回投票制 各選挙区から1人を選出	ペア多数代表二回投票制
改選	3年ごとに半数改選	6年ごとに一斉改選
選挙区数	3,971	2,054
被選挙権年齢	満18歳以上	改正前と同様
第一回投票での当選要件	有効投票数の過半数かつ 登録選挙人数の1/4以上	改正前と同様
第二回投票での当選要件	相対多数	改正前と同様

出典：服部（2014）。

「ペア立候補制度」によって立候補する男女ペアは、必ずしも同じ政党や会派に属している必要はなく、地域政策の実現のために、異なる党が連携することが奨励されている。なお、2007年に候補者の補欠候補者を異性の者にするパリテ規定が設けられていたが、「ペア立候補制度」の導入を機に男女ペアの立候補となったため、補欠候補者は候補者と同性の者とするという規定に改められた。

2.1.4.3 国民議会議員選挙：罰金制裁

男女／女男交互の名簿が義務付けられている市町村議会議員選挙や、ペア立候補制度が義務付けられている県議会議員選挙は強制型のパリテ規定が用いられている。これとは異なり、国民議会議員選挙には政党助成金²⁸の減額という、いわば罰金を用いたパリテ規定が適用されている。

フランスでは、政党に向けた公的助成金は2部構成になっている。第一部分は、国民議会議員選挙の結果に応じて各政党に配分され、これについてパリテ規定が適用されている。第二部分は、元老院・国民議会（上下両院）の議員数に応じて配分される。2018年の場合には、公的助成金の総額は6,619万ユーロ（66,190,046.49€、約83.6億円）であり、第一部分に相当するものが3,207万ユーロ（32,078,393.43€、約40.5億円）、第二部分に相当するものが3,411万ユーロ（34,111,653.06€、約43.1億円）だった²⁹。

下に示した図表III-2-1-17は、2017年の国民議会議員選挙の際に、各党がパリテ規定に違反したことによって、どれだけの政党助成金の減額ペナルティを受けたのか（第一部分の助成金についてどれだけ減額されたのか）を示している。共和国前進は、国民議会議員選挙の候補者を完全にパリテにする、と宣言していた通りパリテを実現したため、政党助成金は一切減額されていない。しかし右派の共和党は、約39%しか女性候補を擁立しなかった結果、第一部分の助成金のトータルからマイナス31.3%³⁰にあたる、178万ユーロ（約2.2億円）の政党助成金を減額されている。

ただし、共和党のように大きな政党の場合は、元老院・国民議会の当選者数に応じて配分

²⁸フランスの政治資金制度が整備されたのは、欧米主要国の中では遅く、1988年である。70年代～80年代に相次いだ政党の金銭不祥事や政治献金による政治腐敗を是正するために、1988年に「政治資金の透明性に関する法律」が制定され、選挙運動費用及び寄付の制限、収支報告義務、政党国庫補助等が導入された。現在は、政党・政治団体の政治資金については1988年3月11日の政治資金の透明性に関する法律（Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique）が、候補者の選挙運動費用については、主に選挙法典（Code électoral）が定めている（木村 2015: 9）。フランスは、1995年の選挙法典等の改正で法人献金が全面的に禁止されたため、政党助成金が政党の重要な資金源となっている。

²⁹« Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique », <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037488432&categorieLien=id>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

³⁰男性候補が約60%、女性候補が約39%だったので、男女の候補者割合の差である約21ポイント×1.5の、31.3%の減額になっている。

される政党助成金の第二部分に相当する額が十分にあるため、パリテ違反によって第一部分の政党助成金を減額されても、それほどダメージを受けない。したがって多数の当選者が見込めず、政党助成金の獲得が重要である比較的小規模な政党ほど、パリテを遵守するという傾向もみられる。

図表Ⅲ-2-1-17 2018年の政党助成金（第一部分）の上位5党の抜粋

50以上の選挙区に候補者を擁立した政党 (海外領土除く)	獲得票数	女性候補者数	男性候補者数	パリテによる減額	受け取った助成金
共和国前進	6,152,527	228	220	なし	10,100,657.58 €
共和党	3,478,875	182	278	1,787,885.10 € (第一部分の31.3%)	3,923,414.52 €
国民戦線（極右）	2,973,612	279	290	なし	4,881,804.92 €
屈しないフランス (極左)	2,438,734	262	285	252,517.99 € (第一部分の6.3%)	375,173.02 €
社会党	1,594,942	179	183	なし	2,618,430.28 €
一部省略					
第一部分のトータル	20,750,229	2,579	2,781	2,179,911.94€	31,885,921.14 € ³¹

出典：官報（Journal Officiel³² 2018）を基に筆者作成。

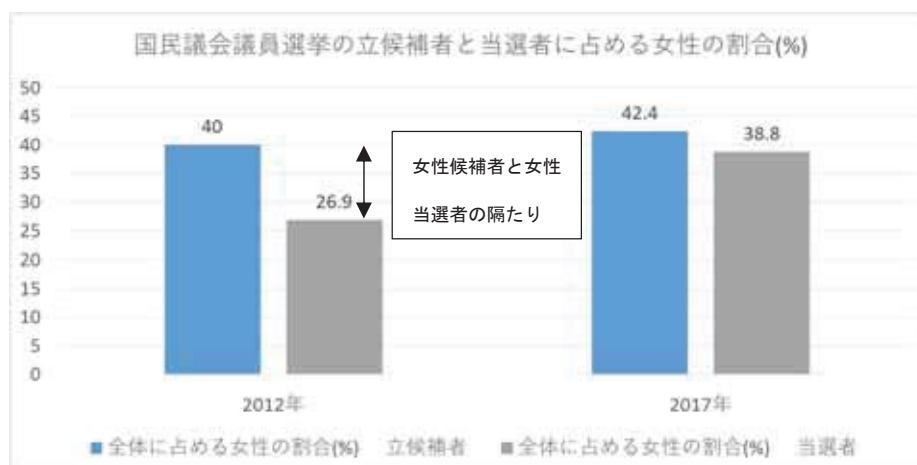
国民議会議員選挙のパリテ規定には、さらに二つの「抜け穴」が存在する。第一に、立候補者が男女同数でありさえすれば、政党補助金は減額されないため、女性候補者に当選が難しいことが見込まれる選挙区を割り当て、当選見込みの高い選挙区をベテランの男性候補者たちで独占するという傾向がみられる。実際に国民議会議員選挙では、立候補者に占める女性の割合と比べて、当選する女性候補者の割合が低い状態が続いていた。

2017年の国民議会議員選挙の結果を2012年の国民議会議員選挙結果と比較すると、この「抜け穴」の利用はかなり小さくなっていることがうかがえるものの、当選者に占める女性の割合との差はいまだ残る。

³¹上記の表は50以上の選挙区に候補者を擁立した政党の政党助成金について扱っているため、第一部分の助成金総額（32,078,393.43ユーロ）との間に若干のずれが生じている。

³²« Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique », <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037488432&categorieLien=id>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

図表Ⅲ-2-1-18 国民議会議員選挙の立候補者と当選者に占める女性の割合（2012年、2017年）



出典：HCE(2017b)、*Le Monde* 2017年6月19日³³を基に筆者作成。

第二の「抜け穴」は、フランスに特有の議員の兼職文化である。国民議会には地方議会の議員職との兼職を行うベテラン議員が多く、これがパリテの妨げとなっていた。議員職の兼職の問題に焦点をあてた女男平等高等評議会のレポート(HCE 2013)は、議員職の兼職が「男性的な慣習」であり、2013年時点での国民議会議員の場合、男性議員の80%が兼職をしていた一方で、兼職をしている女性議員は55%であったと指摘している。当時の国民議会では男性議員が圧倒的多数を占めていた(74.1%)ため、国民議会の兼職議員に占める男性の割合は極めて高かった。

議員職の兼職は、既得権益を持つ男性議員に有利にはたらく。そのため2014年2月14日に「兼職禁止に関する組織法律」が制定され、2017年に行われた下院選挙以来、議員職と兼任できない職務が拡大されている。例えば、国民議会議員は、市長・区長・市長代理・副市長・地域圏議会・県議会の議長及び副議長・独自税源を有する市町村間協力公施設法人(EPCI)議会の議長及び副議長を兼職できない。また、国民議会議員がそのほかの議員職に立候補する場合、選挙前に現職を辞さなければならない³⁴。この法律の制定によって兼職はフランスにおいて今後減少していくことが期待される。

2.1.5 パリテを推進する諮問機関の役割：パリテのための機関からジェンダー主流化のための機関への変化

ここまで、フランスにおいてパリテ法がどのように制定され、どのように発展してきたのかを述べてきた。こうしたパリテの法制化を支えているのが、パリテの現状を分析し、パリテ法の制定・改正を提案する政府諮問機関である。本節では、1995年に創設されパリテ法

³³*Le Monde*, « Législatives 2017 : 224 femmes élues, un chiffre historique », https://www.lemonde.fr/elections-legislatives-2017/article/2017/06/19/legislatives-2017-223-femmes-elues-un-record_5146848_5076653.html (最終閲覧日：2019年3月17日)。

³⁴フランス大使館ウェブサイト「2017年フランス国民議会選挙」
<https://jp.ambafrance.org/article11517> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

の制定及びパリテの定着に貢献した「パリテ監視委員会」と、パリテ監視委員会の役割を拡大するために、2013年にパリテ監視委員会を再編するかたちで新設された「女男平等高等評議会（HCE）」について順に述べる。

2.1.5.1 パリテ監視委員会：パリテ法制定からモニタリングまでを担う

パリテ監視委員会（L'observatoire de la parité³⁵）は、1995年の大統領選挙の結果、ジャック・シラクが大統領に就任した際に、フランス国内外の男女平等に関するデータを作成・分析・評価し、パリテ法の制定にむけた準備を行うための首相直属の公的な諮問機関として、1995年10月18日のデクレ³⁶に基づいて設置された。デクレ（Décret）とは法律に準じる政令³⁷のことである。

この「1995年10月18日のデクレ」は、パリテ監視委員会の役割について、国内外の男女平等に関する情報収集に加えて、首相の要請に従って法律条文や規則について見解や修正案を述べるという、法案制定に関する諮問的な役割も担うことを定めた。

パリテ監視委員会のメンバーについては、男女の委員からなること、能力と活動経歴を理由として選出されることがデクレによって規定され、さまざまな政党出身の議員、市民活動のアクター、大学研究者、職業界の代表者等が委員に加わった。委員は女性の権利大臣の推薦に基づき首相によって任命され、3年間を任期とし、任期の上限は2期である。また、委員は無報酬で活動することもデクレに規定された。

1995年末に活動を開始したパリテ監視委員会は、11人の女性と7人の男性で構成され、議長は国民議会議員のロズリヌ・バシュロ（RPR、現在の共和党の前身）が、報告の取りまとめはジゼル・アリミ（社会党出身で1980年代のクオータ法案の提案者でもあった）が担当した。パリテ監視委員会がパリテ法制定にむけて作成した最終報告書は1996年12月4日に提出され、パリテ法の審議は、上記の最終報告書をもとに進められていった。

2000年のパリテ法は、パリテ監視委員会に対して、パリテの評価報告を3年毎に行うことも義務付けた。これによりパリテ監視委員会は、パリテ法の実効性を監視する機関としての役割を果たすようになった（糠塚 2005: 120）。

2.1.5.2 女男平等高等評議会：パリテをより広い射程へ広げる

政治のパリテに留まらない、より広い射程を持った男女平等実現のための諮問機関としての役割を果たすために、パリテ監視委員会は、フランス大統領であるフランソワ・オランドと、ジャン＝マルク・エローによる2013年1月3日のデクレ³⁸によって、女男平等高等

³⁵« L'observatoire de la parité », http://infofemmes-aquitaine.org/base_doc/obsparite.pdf（最終閲覧日：2019年3月17日）。

³⁶Décret n°95-1114 du 18 octobre 1995 portant création d'un Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes.

³⁷Décret: 共和国大統領又は首相によって署名された、一般的効力を有する又は個別的効力を有する執行的決定（フランス法律用語辞典第3版）。

³⁸Décret n° 2013-8 du 3 janvier 2013 portant création du Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes.

評議会（HCE）に再編成された³⁹。このデクレは、女男平等高等評議会について「市民社会との協議を保障し、女性の権利と平等に関する政治の大方向について、公的議論を活性化するミッションを持つ」諮問機関として定めており、パリテ監視委員会の基本的な役割を引き継いでいる。

女男平等高等評議会はパリテを含めて5つの部門（comission）がある。5つの部門は、ステレオタイプと社会的役割（Stéréotypes et rôles sociaux）、ヨーロッパ及び国際的取組（Enjeux européens et internationaux）、パリテ（Parité）、健康・性及び生殖の権利（Santé, droits sexuels et reproductifs）、ジェンダーに関連する暴力（Violences de genre）である。各委員会は1か月に一度、全体でも年に2度、会合を開いている（井上 2016: 31-32）。

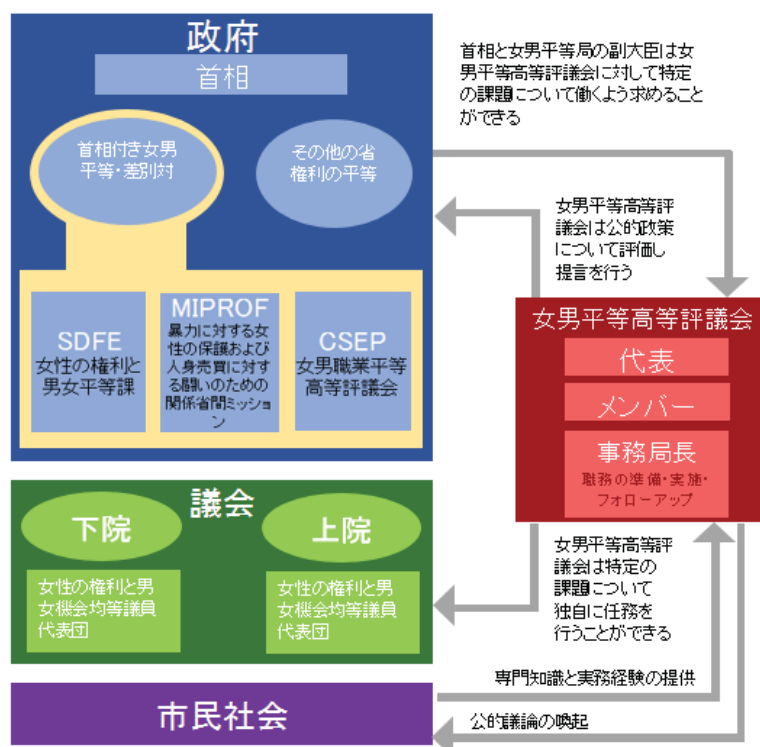
HCE の各部門の取組は大きく4軸に分けられ、①ジェンダー平等に関するステークホルダーとの議論を保障する、②平等に関する公的政策及び他の政策を平等の観点から評価する、③政府及び議会に提言を行う、④専門性を活用し広く社会に情報を提供し、公的議論を喚起する、の4項目からなる。

女男平等高等評議会のメンバーはバラエティに富み、国及び地方議員、アソシアシオンの代表者、特別な経験や能力により選ばれる者、学識者、行政機関、そして役職に応じて選出される者（両院の「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団」や「女男職業平等高等評議会」の代表者など）、さらに各省の権利の平等担当上級官僚等から構成され、一部門につき十数人のメンバーがいる。メンバーは、女男平等局副大臣の推薦に基づいて首相のアレテ⁴⁰によって任命される。3年間を任期とし、任期の上限は2期までであること、女男平等高等評議会のメンバーは無報酬である点もパリテ監視委員会と同様である。

³⁹« Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes : Présentation et missions », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/hce/presentation-et-missions/>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁴⁰アレテ（Arrêté）とは、一人もしくは複数的大臣、又は他の行政庁が発する一般的又は個別的な効力範囲をもつ執行的決定を指す（フランス語法律用語辞典第3版）。

図表Ⅲ-2-1-19 女男平等高等評議会（HCE）組織図



出典：HCE の組織図⁴¹を基に、筆者作成。

女男平等高等評議会（HCE）のメンバーはボランティアで活動しているが、だからといって女男平等高等評議会の活動が首相及び政府から軽視されていることは全くない。HCE のパリティ部門が、2013 年から 2018 年までの 6 年間で、パリティ関連法律について提出した法律の評価や改善のための意見書は 78 にものぼるが、この 40%以上が法案化に結び付いている⁴²。一年あたり平均して 13 の法律改正あるいは法律新設のための提言が出され、そのうち約 40%が法制化していることになる。HCE の政府に対する影響力の高さがうかがえる。

女男平等高等評議会（HCE）の報告書が高い法制化の結果をもたらしているのは、政府が HCE に対してきちんと応答責任を果たしていることに加えて、HCE が公的な議論を引き起こしうるタイミング（関連法案の審議など）を見計らって評価書や報告書を提出していることも影響している。さらに、HCE の重要なミッションのひとつである、公的議論の促進のために、HCE にはメディア専門のスタッフが 1 人いる⁴³。

⁴¹« Le fonctionnement du HCE », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_plaquette_de_presentation_20170316-2.pdf（最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日）。

⁴²2019 年 3 月 12 日に HCE の職員からメールで受け取った情報。

⁴³レジャーヌ・セナック教授に対するヒアリング情報(2018 年 12 月 4 日実施)。

2.1.6 市民／市民団体のインプット：女男平等高等評議会のプラットフォームの活用

図表Ⅲ-2-1-16 からわかるように、女男平等高等評議會は、市民の声をパリテ推進政策に取り入れるためのプラットフォームとしての役割を果たしている。ジェンダー平等推進運動の現場経験を持つ市民の声は、「アソシアシオン」を通じて、HCE の活動に反映される。

コラム アソシアシオンとは？

フランスにおいて市民活動は「アソシアシオン (association)」と呼ばれる組織を中心に運営される。アソシアシオンとは「アソシアシオン契約に関する 1901 年 7 月 1 日法 (以下、1901 年法と表記) (Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association)」に基づき運営されている市民団体の総称である。この「1901 年法」によれば、アソシアシオンの運営目的は何でもかまわないし、設立も解散も自由である。ただし、アソシアシオン名義の口座を得たり、社会的ステータスを公的にしたりする場合には、届出が必須である。

1901 年法は、アソシアシオンに関して、(1)届出を行わない非届出非営利組合、(2)届出を行った届出非営利組合法人、(3)公益性が承認された公益社団法人という 3 つのカテゴリーを設け、それぞれに与えられる権利能力を定めている。例えば(2)と(3)の組織は、免税対象となる寄付金を受ける権利を持つ (コバヤシ 2003)。

フランスのアソシアシオン法 (1901 年法) の管轄範囲は、日本の①学校法人、②任意団体・サークル・同好会、③社会福祉法人、④公益法人、⑤NPO法に基づくNPO法人、⑥公施設法人、⑦医療法人を含む幅広いものである (財団法人自治体国際化協会 2010)。

アソシアシオンは政治分野のパリテをはじめとした、ジェンダー平等推進のアクターとして非常にパワフルであると同時に、現場のニーズを知る貴重な存在でもある。例えば、パリテを推進するアソシアシオンである Elles aussi⁴⁴ (彼女たちも、エルゾシ) は、女男平等高等評議會というプラットフォームをうまく活用し、政府が行うパリテ推進政策に当事者の声が反映されるよう働きかけている。

次稿で詳しく述べるように、フランスの政党は、立候補の男女同数 (パリテ) を徹底させる一方で、女性向けの議員になるためのトレーニングや研修はあまり熱心に取り組んでいない。しかしながら、女性が男性と比較して立候補しにくい状況は、フランスも日本も同じである。政党支援の取組の「空白地帯」を埋める役割を Elles aussi は担っている。

1992 年に創設され、パリテ監視委員会及び女男平等高等評議会のメンバーとして活躍してきた Elles aussi は、バラエティに富んだパリテ推進活動を担ってきた。政治家になるための女性向けの研修や、女性が政治経験を積んだあと職業領域に戻るための支援、パリテの重要性を啓発する市民講座や女性議員との交流会等を行っている。

Elles aussi はパリテを推進する複数のアソシアシオンからなるネットワーク型の組織であり、事務所のメンバー 10 名と地方支部やパートナー団体の代表の 12 名からなる合計 22 名の役員を中心にボランティアで運営されている。本部のパリテでは役員会が年に 4 回開催されている。傘型のネットワーク組織であるため、Elles aussi のネットワークの全体の会員数

⁴⁴Elles aussi ウェブサイト, <http://www.ellesaussi.org/> (最終閲覧日: 2019 年 3 月 17 日)。

を把握することはできないが、複数の女性団体をつなぎ、政治家を志す全国各地の女性たちを緩やかに結びつけると同時に、地方で活躍するパリテ推進団体の要望を、政府組織があるパリまでつなぐ役割を担っている（村上 2017）。

Elles aussi は、パリテ実践活動の当事者団体として、女男平等高等評議会(HCE)を通じて要望を政府に示したり、元老院や国民議会でパリテ関連法律の制定に向けた審議の際に、当該分野の専門家として聴聞を受けたりしているが、政府からの依頼に基づいて活動しているわけではない。Elles aussi は、年度毎の公的補助金や委託費を受け取っておらず、「企画ごと」に、女男平等局から受け取る補助金と、団体が受ける寄付金を基に活動している。

Elles aussi が実施した最新の企画調査として、パリテ義務がまだ規定されていない市町村間広域行政組織（EPCI⁴⁵）のパリテの現状を、Elles aussi のローカルネットワークの協力を得ながら、2016年から2017年にかけて詳細に調査したものがある。地元のネットワークを活用したこうした調査は、政府調査ではつかみきれないパリテの現状を詳細に明らかにすることができる。女男平等局の補助金を得て実施した調査報告書は、Elles aussi のウェブサイトで公開され⁴⁶、女男平等高等評議会（HCE）の法律改正提言に反映され⁴⁷、さらに法制化される。Elles aussi のネットワークは必ずしも規模の大きいものではなく、資金規模も小さいが、Elles aussi 独自の調査の結果を、HCE というプラットフォームを介して政府に伝えることによって、Elles aussi の固有の活動を、法律改正という成果に結びつけることが可能になっている。HCE は政府が拾いにくい市民の現場の活動の声をエコーさせ、政治的意思決定の場に届ける役割を担っているのである。

HCE は首相付きの「諮問機関」という位置づけではあるものの、その法律改正提言の多くは法制化に結びついており、強いイニシアチブを発揮できている。現在 HCE は創設から6年間の成果をまとめるために、これまでに提出した見解や提言がどのように法制化されたのか、まだ法制化されずに残っているものは何かを検索できるデータベースを制作中である⁴⁸。データベースの完成後には、HCE の活動とその成果がより可視化されるはずだ。

2.1.7 小括

本稿では、フランスにおけるパリテ法の制定過程、パリテ法を適用した選挙の実例、そしてパリテ法の実効性を監視する諮問機関の役割に注目しながら、現在、フランス社会においてパリテという理念及びパリテ法がどのように社会に埋め込まれているのかを明らかにしてきた。

フランスの事例が示唆するのは、法律の実効性・有効性をつねに監視し、不備を指摘・修

⁴⁵複数の市町村が所属し協働する公施設法人である。ごみの処理や環境保護政策や交通機関の運営など、一つの市町村だけでは決定・運営できない規模の大きい事業を協働して行うための組織である。

⁴⁶« Parité dans les intercommunalités », http://www.ellesaussi.org/images/Synthese_EPCI_2017.pdf（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁴⁷« Avis "Parité dans les intercommunalités ? Propositions pour une égale représentation des femmes et des hommes dans les instances communautaires" (2018) », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/bibliographie-45/>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁴⁸2019年3月12日にHCEの職員からメールで受け取った情報。

正することによってパリテ法がきちんと機能できるようブラッシュアップを継続することの重要性である。「パリテ監視委員会」及び「女男平等高等評議会 (HCE)」のプラットフォームを通じて、過去 20 年間の複数回のパリテ法の強化・改正が実現し、パリテ法は着実に効果の強いものへと変化をしていった。

日本の「候補者男女均等法」は理念法であり、今後各党によってどのように活用されるかが問われている。フランスの経験を踏まえるならば、同法の実効性が十分に発揮されることを各党に期待すると同時に、市民・研究者・議員・上級官僚・そして政府が、各党の取組を監視し、場合によっては、より実効性が保障されるものになるよう、法改正を求めていくことも必要であろう。

参考文献

- Bereni, L., 2015, *La bataille de la parité: Mobilisations pour la féminisation du pouvoir*, Études politiques.
- , Revillard, A., 2007, "Des quotas à la parité: «féminisme d'état» et représentation politique (1974-2007) ", *Genèses*, 67: 5-23.
- 服部有希, 2013, 「フランスにおける取締役会等へのクオータ制の導入——ポジティブ・アクションによる職業上の男女平等」『外国の立法』, 257, 3-19.
- , 2014, 「フランスの県議会議員選挙制度改正——パリテ 2 人組投票による男女共同参画の促進」『外国の立法』, 261: 22-37.
- HCE (Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes), 2013, « Étude genrée sur le cumul des mandats des parlementaires », http://haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/etude_hce-2013-0329-par001_maquettee.pdf.
- , 2017a, « Edition 2017 du Guide de la Parité - Des lois pour le partage à égalité des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_guide_parite-version_longue_20171115.pdf
- , 2017b, «Parité des candidatures aux élections législatives de 2017: une quasi-stagnation en dépit du renforcement des contraintes légales », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/actualites/article/parite-des-candidatures-aux>.
- , 2018, « Édition 2018 du Guide de la Parité : Des lois pour partage des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/parite-depliant_nov-2018-135x210-v1.pdf
- 井上たか子, 2016, 「フランスの女男平等政策推進機構」『フランス文化研究』 47: 23-44.
- 石田久仁子, 2013, 「企業のパリテ、公務員職のパリテ」, 井上たか子, 神尾真知子, 中嶋公子編著『フランスのワーク・ライフ・バランス——男女平等政策入門: EU、フランスから日本へ』, パド・ウィメンズ・オフィス, 208-214.
- Jenson, J., Marques-Pereira, B., et Remacle, E., 2007, *L'état des citoyennetés en Europe et dans les Amériques*, Presses de l'Université de Montréal.

- 木村志穂, 2015, 「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報』(878).
- コバヤシコリン, 2003, 「市民のアソシエーション——フランス NPO 法 100 年」太田出版.
- 増田正, 2015, 「フランスの選挙制度改革をめぐる議論」『選挙研究』31 (1), 19-29.
- Ministère du Droit des femmes, 2012, « L'égalité entre les hommes et les femmes : chiffres-clés 2011 », http://femmes.gouv.fr/wp-content/uploads/2012/03/Chiffres_cles-egalite-2011.pdf
- Mossuz-lavau, J., 1997, « La percée des femmes aux élections législatives de 1997 », *Revue française de science politique*, vol. 47(3), 454-461.
- 村上彩佳, 2017, 「フランスの非営利市民団体（アソシアシオン）によるパリテ実践活動の現状——現地聞き取り調査を中心に」『年報人間科学』(38), 159-175.
- 中村紘一・新倉修・今関源成監訳, Termes juridiques 研究会訳, 2012, 『フランス法律用語辞典第3版』三省堂。
- 糠塚康江, 2005, 『パリテの論理——男女共同参画の技法』信山社.
- , 2011, 「フランスにおける職業分野の男女平等政策——2008年7月憲法改正による『パリテ拡大』の意義」『企業と法創造』7(5), 70-87.
- 大山礼子, 2013, 『フランスの政治制度 (改訂版)』東信堂.
- , 2016, 「フランスの県議会選挙制度改革」『駒澤大学法学部研究紀要』74: 77-106.
- Pactet, P., Mélin-Soucramanien, F., 2008, *Droit constitutionnel*, Dalloz.
- Scott, J. W., 2005, *Parité! : Sexual Equality and the Crisis of French Universalism*, University of Chicago Press.
- 山岡規雄・井田敦彦, 2017, 「諸外国における戦後の憲法改正【第5版】」『調査と情報——ISSUE BRIEF』(932).
- http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10249597_po_0932.pdf?contentNo=1
- 財団法人自治体国際化協会, 2010, 「フランスにおける地域振興とアソシアシオン」, クレアレポート 344, <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/344.pdf>

2.2 現地調査から見てくるフランスの現状と日本への示唆（村上 彩佳）

2.2.1 現地調査の過程

今回のフランス現地調査の目的は、現在、政治領域のパリテを徹底させるために、フランスの政党、議会、政府によってどのような取組がなされているのかを、担当者や当事者たちに対し直接、聞き取り調査をすることによって明らかにすることである。調査対象者を絞り込むに当たって、翻訳家の石田久仁子先生、駒澤大学法学部教授の大山礼子先生、東北大学大学院法学研究科・法学部教授の糠塚康江先生、高崎経済大学地域政策学部教授の増田正先生（五十音順）にヒアリングにご協力をいただいた。

ヒアリングの結果をふまえ、調査目的に合致する個人や担当部署、組織を特定し、駐日フランス大使館にアポイントメントの取り付けの仲介を依頼した。ニコラ・ベルジュレ（Nicolas Bergeret）政務参事官を中心としたフランス大使館の方々には、アポイントメントの仲介にあたって多大なお力添えをいただいた。

実際に調査を行った日程は、2018年12月2日から15日であった。聞き取り調査は本稿末尾の付録表のスケジュールで行った。聞き取りは執筆者及び内閣府男女共同参画局推進課積極措置担当係の藤井将宏係長（12月2日から7日まで）が行った。

イギリスのヒアリングと同じく、聞き取り調査に際して、対象者には事前に調査の目的と質問項目を記載した質問票を送付した。聞き取り調査終了後、持ち帰った音声データの書き起こし文章をもとに分析を行った。分析の際には、訪問先で得たパンフレットをはじめとする資料や、関連の先行研究、訪問先の関連のウェブサイトに掲載されている情報も用いた。

2.2.2 政党

まず、フランスに代表的な政党が、地方政治及び国政において、どのようにパリテを推進してきたのかを検討する。本稿では、①現在の大統領であるエマニュエル・マクロンが新設し、パリテを徹底させた共和国前進、②パリテ法の制定を先導したパリテの先駆者である社会党、③パリテ法の制定・改正に伴い、段階的に取組を強化してきた共和党の3党に着目する。

2.2.2.1 フランスの候補者選定の仕組み——大まかな傾向

各党で行われているパリテを実現するための具体的な活動を検討する前に、フランスの下院にあたる国民議会議員選挙を事例に、各党の候補者選定方法について大枠を述べる。

フランスにおいて候補者選定プロセスの研究はまだ少ないものの、近年フランスでは、「政党内政治」のプロセスの民主化がホット・トピックとなっており、候補者の選定プロセスの民主化についての研究も発展しつつある（Navarro et Sandri 2017）。候補者選定に関しては、ウェブを活用した中央集権化を実現した共和国前進と、「伝統的」手法を用いている既存の政党とを区別できる。

共和国前進は、候補者選定のプロセスについて、党のウェブサイトで情報公開を行っているほか、立候補の受付を、すべて党のウェブサイト上での登録を通じて行っている。そのた

め、共和国前進の候補者選定のプロセスは中央集権化されている。

対照的に、社会党や共和党といった既存の政党の場合は、政党の地方支部、特に県の支部が候補者選定について重要な役割を果たしている。2007年及び2012年の国民議会議員選挙における共和党と社会党の公認プロセスについて比較を行った Squarcioni (2017) は、候補者選定の過程において、共和党と比較して社会党は黨員間での投票を通じた合意形成を重視するという違いがあることを明らかにしている。一方で、共和党も社会党も、実際に立候補の公認を得る際には、地方組織（特に県）の有力者の推薦やレターが必要であり、地方組織が候補者選定過程で与える影響が大きいことは変わらない。

地方組織がとくに頑強な共和党の場合は、各県に常設された県事務所が選挙の公認・運動を主導している。各県にある政党地域支部が主導で行う公認は、現職者及び兼職者にとって有利に働く傾向にあり、特に共和党ではその傾向が顕著であった (François 2013; Southwell 2014)。こうした不平等を取り除くために、近年兼職禁止の法律¹が整備され、2017年の国民議会議員選挙以降適用されている。

2.2.2.2 2017年当選の議員のポートレート

上記のようにして選ばれた候補者の中から、どういった議員が当選しているのか。2017年の国民議会議員選挙で当選した国民議会議員のプロフィールの大枠について、フランスの新聞報道²を基に検討してみたい。

2017年の国民議会選挙は、フランス史上珍しい展開になった。フランス大統領のマクロンが新設した共和国前進が躍進し、極右が力を伸ばし、社会党は惨敗した。さらに、最大の変化として、フランスの歴史上最多の224人の女性国民議会議員が誕生し、国民議会議員に占める女性の割合は38.8%になった。

当選した男女それぞれの議員のプロフィールに着目すると、まず、国民議会議員の61.4%を占める男性議員の平均年齢は49歳であった。男性議員が当選する前に行っていた職業分類は、管理職・知識職が過半数の57.7%を占め、次いでホワイトカラー労働者が10.8%、職人・商人・経営者は9.7%、退職者は6.9%、無職は3%だった。

女性議員の場合は、年齢の平均値は41歳と男性議員と比較して若い。職業分類では、ホワイトカラー労働者が最多で27.4%、中間管理職が25.8%、ブルーカラー労働者が20.3%、

¹公職兼任を禁止する2014年2月14日付法律によって、2017年6月の総選挙から、議員職と兼任できない職務が拡大された。国民議会議員は特定の議員職（市長、区長、市長代理、副市長、地域圏議会・県議会の議長及び副議長、独自税源を有する市町村間協力公施設法人(EPCI)議会の議長及び副議長)を兼職できない。議員は国会議員と地方議員の任期が重なった場合、どちらかを選ぶことができなくなり、直前に獲得した議員職を保持し、それ以前の議員職からは解任される。国民議会議員が他の議員職に立候補する場合、選挙前に現職を辞さなければならない(フランス大使館ウェブサイト <https://jp.ambafrance.org/article11517#t-f5d5>)。(最終閲覧日:2019年3月16日)。

²*Le Parisien*, 2017年6月20日« Législatives 2017 : sexe, âge, profession... portrait-robot des députés élus » (2017年国民議会議員選挙:性別・年齢・職業…当選議員のロボット・ポートレート), <http://www.leparisien.fr/elections/legislatives/legislatives-2017-sexe-age-profession-portrait-robot-des-deputes-elus-19-06-2017-7066530.php> (最終閲覧日:2019年3月16日)。

管理職・知識職が 17.8%、職人・商人・社長が 6.6%だった。男性と比較して、職業分類について多様性があることが特徴である。

議員経験³について確認すると、577 人のうち、地方議員経験を含めて政治経験が全くない議員が 189 名おり、そのうち、女性の議員未経験者は 104 名だった。つまり女性議員 224 名のうち、104 名が全く政治経験のない議員だった。女性議員の平均年齢が若く、さらに政治経験ゼロの女性議員が男性議員と比較して多いのは、共和国前進が多数の女性議員を輩出したためである。国民議会に在る女性議員 224 名のうち、共和国前進の女性議員は 144 名と、6 割以上にのぼる。他方、共和党の 31 名の女性議員、あるいは社会党の 14 名の女性議員は全員、地方政治・国政を問わず、何らかの議員職を経験している、あるいは地方議員職と兼職している。

2.2.2.3 共和国前進：先進的なパリテ推進活動

2.2.2.3.1 党の現状

続いて、各党がパリテ推進のために行っている取組を具体的に検討する。まずは現在の下院で与党となっている共和国前進に着目する。

共和国前進は、現在のフランス大統領であるエマニュエル・マクロンが 2016 年に政治運動団体として創設し、2017 年に政党となった。新党ゆえに、党の現職議員がいなかったこともあり、女性議員が比較的新規に候補者として入りやすかった。現在、共和国前進は、フランスの国民議会において全 577 議席のうち、53%である 301 議席を占め、男性議員は 157 名、女性議員は 144 名である。

共和国前進は 2017 年の国民議会議員選挙の際に、党の 5 つの原則として、刷新 (le renouvellement)、厳密なパリテ (la parité stricte)、誠実 (la probité)、政治的多元性 (la pluralité politique)、計画への同意 (l'accord avec le projet) を定めた。党の最重要事項の一つとして、パリテを推進するというメッセージを広くアピールした。

2.2.2.3.2 党内パリテの第一歩：女性を政党にひきつける

共和国前進は、党のパリテを徹底させるにあたり、まず、政党に女性をひきつけ、女性党员を増やすための取組を行った。取組の際に中心的な役割を担ったのは、現在、首相付女男平等・差別対策担当副大臣として、政府のジェンダー平等推進政策の中核を担っているマルレーヌ・シアッパである。

³Le Monde 2017 年 6 月 26 日« Mandats, professions, études des députés... la nouvelle Assemblée en douze infographies » (国民議会議員の議員経験・職業・学歴…新しい国民議会について 12 のコンピューターグラフィックス), https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2017/06/26/mandats-professions-etudes-des-deputes-la-nouvelle-assemblee-en-douze-infographies_5151014_4355770.html (最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日)。

図表Ⅲ-2-2-1 マルレーヌ・シアッパ写真



マルレーヌ・シアッパ
首相付 女男平等・差別対策担当副大臣

Marlène Schiappa
Secrétaire d'État auprès du Premier ministre, chargée de l'Égalité entre les femmes et les hommes et de la Lutte contre les discriminations

出典：フランス大使館ウェブサイト閣僚名簿⁴

1982 年生まれのシアッパの経歴は、政治家としては、かなりユニークである。大学でコミュニケーション・ニューメディア学を修めたシアッパは、広告代理店に就職し、20 代で第一子を出産する。しかしながら、広告代理店の職務と家庭生活の両立の困難さから、シアッパはやむを得ず広告代理店を退職し、2008 年に働くママを応援するブログ「ママン・トラヴァイユ（働くママ）⁵」を立ち上げる。働く女性のワーク・ライフ・バランスについて問題提起するうちに、ママン・トラヴァイユは、イベントやセミナーを主催する組織に成長する。

ママン・トラヴァイユの活動で次第に有名となったシアッパは、フランス西部のル・マン市へ引越した際に、2014 年の市町村議会議員選挙に出馬するように市長から打診される。ル・マン副市長として政界入りを果たしたシアッパは、2016 年に、ル・マン市で開催されたイベントに参加していた、大統領選挙に向けて準備中のエマニュエル・マクロンにスカウトされ、共和国前進のジェンダー平等推進プロジェクトの担当として、マクロンの大統領選挙活動に参加した。そしてマクロンの大統領の当選と同時に、34 歳の若さで女男平等担当副大臣に任命された。

広告代理店出身のブロガーで、若い世代の働くママというプロフィールのシアッパは発信力に長け、女性を共和国前進に引き付けるために様々な改革を推進した。例えば、シアッパは 2017 年に、ル・マン市には共和国前進の加盟者が 100 人程いるにもかかわらず、実際に活動している女性がほとんどいなかったことから、女性のメンバーを増やすためのミッションを担当した。数か月間で女性の参加者が全体の 40% を占めるまでに増加させたシアッパは、政党運動に女性の参加を促すためのポイントを公開している。

たとえば、「会合の場所として、安全で安心な場所を準備すること」をシアッパはあげる。これまでに会合が男性の地域リーダーの家で開かれたために、女性が参加しにくかったのではないかとシアッパは指摘する。

知らない男性から発される「夜の会合は私の家でやりましょう」というメッセージは、

⁴フランス大使館ウェブサイト、<https://jp.ambafrance.org/article11548>（最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日）。

⁵Maman travaille <https://mamantravail.typepad.fr/>（最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日）。

必ずしも安全・安心なものではありません。もしあなたが若い女性だったとしたら、他に 12 人も知らない人がいる、知らない男性の家に、ひとりでいきますか？まったく分かりませんよね。会合には、簡単にアクセスできて、出ていくことができると感じられる、公的な、あるいは中立的な場所を提案することが重要であると私には思えます。

(Schiappa 2018 : 122)

またシアッパは、地域の政党集会に子連れの参加を促す取組も紹介している。

子ども向けの飲み物、塗り絵やおもちゃがあり、直接の危険がなく、円形に集まれる場所を見ておきましょう。私たちはベビーシッティングの「輪」を行いました。それぞれ交代で、委員会のメンバーが 10 人くらいの他のメンバーの子供をみるのです。

(Schiappa 2018 : 123)

さらに、「女性を責任あるポストに任命」したり、「発言機会のパリティを保障」したりすることで、男女平等を徹底させることの重要性もシアッパは指摘する。シアッパは毎回の会合で各人の発言時間をコントロールする「発言の指揮官」を設けることも提案している。

「セクハラに関して、どんな小さなことも放置しない」ことも重要だとシアッパは指摘する。共和国前進は反ハラスメントについての規約を作成し、この規約への同意と規約事項の徹底を党員に課している。政党が断固としてセクハラに反対している姿勢を明示することも、女性が安心して政党に参加できる土台作りに重要である。

2.2.2.3.3 候補者のパリティを実現する公募方法：候補者選定プロセスの明確化

共和国前進は候補者のパリティを徹底したのみならず、当選者に占める女性の割合を 48% とほぼパリティにした。共和国前進は、どのようにして、優れた女性候補をリクルートし、候補者に選定していたのだろうか。以下では、インターネットのウェブサイト上で公開されている情報⁶をもとに、共和国前進が採用した、2017 年の国民議会議員選挙及び 2019 年 5 月に実施予定の欧州議会議員選挙の公募方法を検討する。

2017 年国民議会議員選挙の際、共和国前進はオンラインの公募専用ウェブサイトを用いた。立候補を希望する者は、ウェブ上の登録フォームを通じて、様々な質問に回答することが求められた。2017 年の国民議会議員選挙の質問項目の例を挙げると、「立候補する理由」、「国民議会議員選挙で、自分がよい候補者であると思う理由」などについて 500 文字で要点

⁶参考にした共和国前進のウェブサイトページは以下の通り。「Présentation des candidats aux élections législatives #LaRépubliqueEnMarche », <https://en-marche.fr/articles/actualites/presentation-candidats-elections-legislatives>
« Suivez le guide pour la réalisation de votre vidéo de candidature ! », <https://en-marche.fr/guide-videos-candidatures-europeennes> (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。
« Communiqué – Nombre de candidatures à l’investiture LaREM pour les européennes », <https://en-marche.fr/articles/communiques/candidatures-europeennes-lrem> (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。

をまとめて回答することが求められていた⁷。500文字というのは、1回の投稿に280文字（アルファベットの場合）という上限が設定されているツイッター（twitter）のツイートに換算すると、ツイート1.7回ぶんに対応する。このように短い回答が要求されている背景には、議員として活動するにあたり、短く明瞭なメッセージで、自身の政策をメディアや候補者に伝えたり、議場で議論を行ったりする必要があるからだと推測される。

また、「選挙区に関する政治的取組」、「政策のプライオリティ（環境、雇用、教育）」、「一週間あたりどれだけの時間を選挙戦に割くことができるか」、「選挙戦のプロセスをどれだけ理解していると思うか（1～5の選択式）」、「市民活動・政党・労働組合への参加経験」などについても回答が求められた。上記の質問回答に加えて、志望動機書、身分証明書のコピー、そして証明写真をアップロードし、立候補は完了する。このオンライン公募によって、共和国前進は1.9万の立候補を受け付けた。これは、一つの選挙区に平均で34の立候補を受け付けた計算になる。なお、最終ページで共和国前進の活動費について寄付を促すページが出てくるものの、このオンライン公募の登録料自体は無料である。

2019年5月実施予定の欧州議会議員選挙の場合も、同様の仕組みが用いられた。欧州議会議員選挙の場合、オンライン公募の入力作業に、平均して2時間がかけていたと共和国前進は発表している。さらに共和国前進は、2019年の欧州議会選挙の公募の新しい取組として、二つの質問項目「ヨーロッパのための、あなたのプライオリティとは何ですか」、「どうしてあなたはよい欧州議員となりうるのでしょうか」に回答した、120秒（2分）以内のスピーチビデオをウェブ上で登録することも課している。ビデオには立候補者本人の映像と発言のみを含み、映像の編集、字幕の付与、音楽の使用は禁じられている。また、ビデオの撮影技術は評価に影響せず、スマートフォンで撮影したビデオでもかまわない。欧州議会議員選挙に際して、スピーチビデオの提出を義務付けたのは、十分なスピーチ・スキルやプレゼンテーション・スキルを持つ候補者を募る、面談以前にルックスやふるまいを判断する、といった理由があったと推測される。

国民議会議員選挙も欧州議会議員選挙も、オンラインで公募した立候補の出願データについて、まず予備選抜⁸が行われた。2017年の国民議会議員選挙の場合、予備選抜で、合計1,700名、つまり各選挙区あたり約3名の候補者が絞り込まれた。その後、ボランティアと職員からなるチームが、対面あるいは電話面談を行ない、共和国前進の全国公認委員会（La Commission Nationale d'Investiture）が最終的な候補者を決定した。面談の際に候補者たちは、選挙資金として必要な3万ユーロ（約400万円）の立替払い金を準備できるか⁹、3か月間

⁷« Législatives : chez Emmanuel Macron, le dépôt des candidatures se fait en ligne », <http://lelab.europe1.fr/legislatives-chez-emmanuel-macron-le-depot-des-candidatures-se-fait-en-ligne-2954893>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁸2017年の国民議会議員選挙の場合、この予備選抜は全体で3か月間、250時間におよんだことが共和国前進によって発表されている。

⁹下院選挙の場合には、第1回投票で有効票の5%以上を獲得し、選挙運動費用収支報告書が選挙運動費用収支報告書全国委員会によって承認された候補者には、選挙運動費用の一部が還付される。（フランス大使館ウェブサイト <https://jp.ambafrance.org/article11517#t-85e2>）（最終閲覧日：2019年3月16日）。還付額は、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、支出限度額の47.5%が償還される。支出限度額は、下院議員候補者の場合、

の選挙活動が可能か、といったことを確認されている¹⁰。

共和国前進の候補者選抜過程では、求められる能力や盛り込むべき価値観について党のウェブサイトで情報が公開されており、立候補の希望者が準備すべき事柄が明瞭であるため、立候補の希望者はウェブサイト上で公開される情報を基に、立候補の準備を進めることができたと推測される。

2.2.2.3.4 女性の立候補にむけた最後のひと押し

共和国前進は、オンライン公募によって立候補の門戸を広く開くと同時に、女性に立候補するよう直接呼びかけるビデオメッセージを、2017年の国民議会議員選挙と2019年に実施予定の欧州議会議員選挙両方について公開した。

2017年の国民議会議員選挙のビデオメッセージは、候補者の公募を開始してから10日目に、マクロン大統領候補（当時）のビデオメッセージとして発信された。マクロンは、ビデオメッセージ作成の時点で、女性からの立候補は全体の15%に留まっていたこと、共和国前進は候補者を完全なパリティとするために、更なる女性の候補者が必要であることをアピールした。

私が求めているのは、勝てる見込みのある選挙区の半数に、本当です、女性の候補者を立てることです。ところが現在、私たちは既に多くの公募による立候補を受けていますが、女性の立候補はたったの15%なのです。……私がこれ（パリティを目標として掲げること——引用者）を行うのは、私はシンプルにこれを、私たちの社会、私たちの民主主義的な生活の活力の条件だと思うからです。私たちの社会に似た国家の代表を、もし私たちが持たなければ、私たちは何かを失うと思うからです。……目覚めてください。これについて議論してください。徹底的に考えてください。政治参画というのは必ずしも他者のためのことではありません。こんにちの政治参画は、必ずしも同じ規則で行わなければいけないものではないはずです。あなたが、あなたの運動が、あなたの参加が私には必要です。（マクロン大統領ビデオメッセージ¹¹）

図表Ⅲ-2-2-2 マクロン氏が配信した立候補呼びかけのビデオ



出典：Youtube

« Soyez candidates ! | Emmanuel Macron »
「候補者になってください！」
エマニュエル・マクロン」

（3万8000ユーロ+選挙区の人口×0.15ユーロ）×1.26の計算式で定められ、選挙区の人口により異なるが、5万～7万ユーロ（約660万～930万円）程度である（木村 2015: 10）。

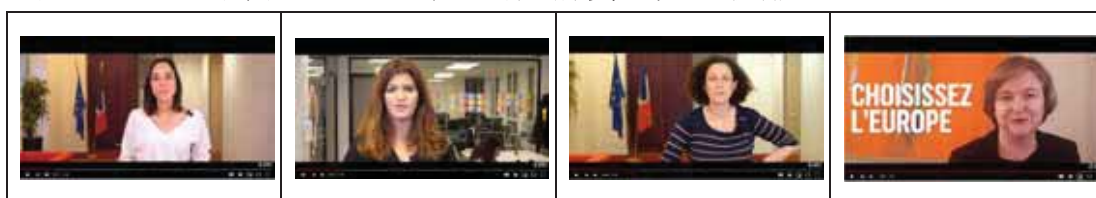
¹⁰« Législatives: la "Macron académie" se met en marche », <https://www.bfmtv.com/politique/legislatives-la-macron-academie-se-met-en-marche-1104763.html>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

¹¹このビデオは、Youtubeの共和国前進のチャンネルで閲覧可能である。「Soyez candidates ! | Emmanuel Macron », <https://www.youtube.com/watch?v=Pjd2frcUyqc>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

4分以上の長さのあるビデオメッセージでは、共和国前進が勝てる見込みのある選挙区にきちんと女性を割り当てパリテにする意志があることが強調された。このビデオメッセージの結果、女性の公募立候補は少しずつ増加し、2017年の国民議会議員選挙のオンライン公募全体の29%が女性の立候補となった。ビデオメッセージが、立候補をためらう女性たちの「最後のひと押し」となった。

2019年に実施予定の欧州議会議員選挙の場合も、女性の公募の集まりは鈍かった。そこで、公募の締め切りから一週間前に、共和国前進の女性大臣や議員の合計13名¹²が女性に立候補を促すビデオメッセージを公開した。先のマクロンのビデオメッセージとの最大の違いは、この立候補呼びかけの動画に登場するのはすべて女性だということだ。

図表Ⅲ-2-2-3 共和国前進・2019年欧州議会議員選挙の立候補呼びかけのビデオ



出典：Youtube, « Mesdames, nous avons besoin de vous : candidatez ! »

「マダムたち、あなたが必要です、立候補してください！」

1分半の動画の間、共和国前進に属する女性たちは、女性の立候補を次々に呼びかける。「私たちの政治参画を誇りに思っています」、「女性も経済政策を扱える」、「反セクハラ法を誇りに思う」、「政治参画したいと思っている女性も、そうでない女性も、やらなくちゃいけません、あなたが必要です」、「女性はヨーロッパで50%の人口です」、「ためらうのをやめて」、「自己検閲を乗り越えて」、「熟考をとめて、突き進みましょう」、「何歳だって」、「おいでよ」、「政治ポストが男性に独占されていることに何の理由もない」、「男性と同じように、私たちにもできます」、「この呼びかけに続く女性が数多くいることを願っています」、「勇気を出して、飛び込んで」といった励ましの言葉が続く。このビデオメッセージ公開ののち、共和国前進の欧州議会議員選挙の公募応募者に占める女性の割合は、ビデオ発信前の24%から41%へと一気に上昇した。

上記二つのビデオメッセージの成功は、女性が政治参画をする際には、「私には無理だ」という自己検閲 (autocensure) を乗り越え、家族との議論を行い、立候補にふみきるというステップがあり、このステップを超えるためには強力な後押しが必要であることを示唆し

¹²ヨーロッパ・外務大臣付ヨーロッパ問題担当大臣ナタリー・ロワゾー、首相付女男平等・差別対策担当副大臣マルレーヌ・シアッパ、国務大臣・環境連帯移行大臣付副大臣エマニュエル・ヴァルゴン、国務大臣・環境連帯移行大臣付副大臣ブリュヌ・ポワルソンに加えて9人の女性下院議員がメッセージに登場した。こちらのビデオも、Youtubeの共和国前進チャンネルで閲覧可能である。« Mesdames, nous avons besoin de vous : candidatez ! », https://www.youtube.com/watch?time_continue=50&v=29KRLv4X_qw (最終閲覧日：2019年3月16日)。

ている。単に女性に対して立候補の門戸を開放するだけでなく、党内のリーダーたちによる最後の心理的なバックアップが、女性たちの政治参画へのブレーキを外すうえで重要である。

2.2.2.3.5 課題：いまだ残る立候補のジェンダー・ギャップ

オンライン公募及び女性の立候補を促すビデオメッセージの結果、共和国前進において女性の立候補は確かに増えた。しかし、2017年国民議会議員選挙の場合、応募者のうち男性は71%を占めていたのに対して、女性は29%に留まった。また、2019年に予定されている欧州議会議員選挙の場合、応募者のうち男性は59%だったのに対して、女性は41%だった。女性の占める割合は上がってきているとはいえ、国民議会議員選挙、欧州議会議員選挙ともに、公募者に占める女性の割合はまだ男性に比べて低く留まる。これだけ熱心な取組を行った共和国前進でも、立候補のジェンダー・ギャップは根強く残っている。

2.2.2.4 社会党：パリテ法制定直後のパリテ定着化のための取組

社会党は、1999年のパリテ法のための改憲と2000年のパリテ法制定にむけて、強いイニシアチブを発揮した政党である。また1980年代から、女性の政治参画の促進のために党独自の方策をうちたててきた経験も持つ。本稿では、パリテ法制定直後の2000年代に、社会党が党内でパリテを根付かせるためにとった施策に注目する。

2.2.2.4.1 党の現状

フランスでは長い間、共和党を中心とした中道右派と社会党を中心とした中道左派の二大政党制に近い状態が続いていた。しかし、極右政党の支持拡大、左派の分裂、共和国前進の躍進の結果、現在社会党は弱体化してしまっており、国民議会に占める議席は、男性議員24名、女性議員14名の合計38名（6.58%）と低い。しかしながら社会党は、パリテの推進については多くの蓄積をもつパイオニアである。

2.2.2.4.2 パリテ法制定直後の社会党のパリテ推進姿勢

今回の調査で、2002年から4年間、社会党でパリテの専門スタッフとして女性候補者のリクルートや、政党内部でのパリテ推進の働きかけを担っていたジュヌヴィエヴ・クーロー（Geneviève Couraud）氏（以下敬称略）に話をうかがう機会を得た。

自身もマルセイユで市町村議会議員を二期務めた経験を持つクーローは、2002年の大統領選挙で社会党が大敗した直後に、フランソワ・オランドに要請されて、社会党の選挙委員会にパリテの専門家として加わった。選挙関連の部署に女性が入ったのは、社会党でも初めてのことだったという。それから4年間、クーローは社会党の女性の権利担当（パリテ担当）として、女性のリクルートや、政党内部での働きかけを担った。

彼女によれば、社会党のパリテ推進施策でポイントとなったのは、①フランソワ・オランドや、セゴレーヌ・ロワイヤル¹³といった党内有力者のイニシアチブと、②社会党が大敗し

¹³2007年の大統領選挙では、フランス史上初の女性大統領をめざし社会党公認候補者とな

た後の国民議会議員選挙は現職者がおらず、女性候補者を入れやすかったという環境的要因の二つだった。

2.2.2.4.3 党内有力者のイニシアチブ

パリテ法が初めて適用された2002年の国民議会議員選挙の結果、社会党は共和党に大敗した。またパリテ法の効果も鈍く、国民議会に占める女性議員の割合はたったの12.3%に留まった。

この二つの失敗を是正するために、当時社会党の筆頭書記長（Premier secrétaire élu）だったフランソワ・オランドは、2005年にル・マン市で開催された社会党大会において、2007年の国民議会議員選挙で、社会党が50%の女性候補者を保障すること¹⁴と、35%の勝てる見込みのある選挙区を女性候補者に明け渡すことを宣言した¹⁵。

こうしたオランドのイニシアチブのもと、クーローは国民議会議員選挙の女性候補者となりうる人物を、フランス全土の577の選挙区について順に探す作業を受け持った。クーロー自身が、当時筆頭書記長だったオランドに対して、長期にわたって国民議会議員をつとめている、社会党が強い地盤の70歳以上の男性議員に立候補をあきらめさせ、当該選挙区に女性候補を擁立するよう直接求めることもあったという。

同時に、環境大臣や国民教育大臣、子ども家族担当大臣、家庭担当大臣を歴任し、社会党でアイコン的な女性議員だったセゴレーヌ・ロワイヤルも、社会党でパリテを推進するためのイニシアチブを発揮した。2006年にロワイヤルは、社会党が国民議会議員選挙の際にパリテ違反で失う政党助成減額と同額を、社会党内部で、女性の立候補支援策として使用することを決定した。オランドとロワイヤルという、二人の党内有力者が中心となって、パリテを実現するためのアクションをとったことで、社会党内部でパリテは進んだ。また、社会党が大敗した国民議会議員選挙の直後、つまり現職者が一気に減った時期に、パリテのための具体的施策を充実させ、新たに女性候補を立てたことも社会党のパリテ戦略の優れた点であった。

2.2.2.4.4 社会党の女性候補者選定方法

パリテ法制定直後の社会党は、アソシアシオンを主たる女性候補者のプールとして活用する、「伝統的な政治参画ルート」を用いていた。この「伝統的」なルートは、現在でも女性の政治参画の主要なルートであると考えられるため、具体的に検討する。

すでにフランスの研究者による先行研究でも指摘されているように（Achin et Paoletti 2002）、女性候補者のプールとして、フランスにおいてアソシアシオンは非常に重要な役割を担っている。アソシアシオンの参加者は、当該地域の状況をよく知り、地域のコミュニティからの人望が厚い人物も多く、選挙の候補者として必要な資質を備える。特に候補者のプ

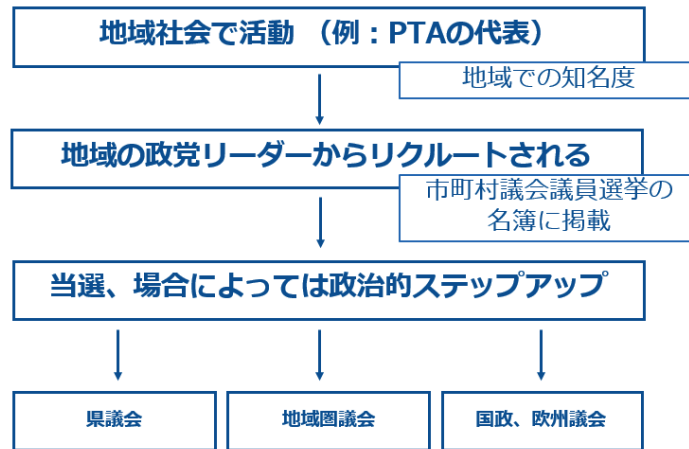
った。私生活ではフランソワ・オランドとパートナー関係にあった。

¹⁴実際には、2007年の下院選挙の社会党の女性候補者の割合は45.2%に留まった。

¹⁵ウェブサイト« Parite50 / 50 », 2012年7月19日記事 <http://www.50-50magazine.fr/2012/07/19/genevieve-couraud-ne-cumule-pas-les-mandats-mais-les-combats/>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

ールとして、日本の PTA に当たる保護者アソシアションが活用されている。

図表Ⅲ-2-2-4 女性候補者の政治キャリアパス



出典：筆者作成

Ⅲ.2.1.4 「パリテ選挙の実例」で述べたように、市町村議会議員選挙は名簿式の選挙であるため、新規立候補が比較的容易である。また、市町村議会議員選挙の場合は、一般に、名簿のトップの者が、名簿に掲載する候補者を直接探し出すため、地域社会での知名度や人望が候補者選定の重要な指針となる。そのうえ、フランスの場合、市町村議会議員選挙に関しては、当初からある程度強制力の伴ったパリテ措置がしかれていたため（名簿の上位から順に6人ごとに男女同数）、市町村議会議員選挙に立候補した女性を、県議会・地域圏議会・国民議会といったより上位の議会選挙の候補者のプールとして利用することもできた。社会党は、まずローカルな選挙でパリテを実践し、そしてその候補者となった女性たちを順に党内でステップアップさせていくことによって、女性の有力な候補者を確実に育てていく、という手法を用いたのである。

加えて、フランスの場合は議員の兼職が可能だったため、すでに持っている議員職を辞することなく、より上の議員職の選挙にチャレンジすることが可能だった。したがって社会党は、地方選挙から国政選挙にステップアップさせていく方針を活用しており、Ⅲ.2.2.2.2 「2017年当選の議員のポートレート」で述べた通り、2017年の国民議会議員選挙に当選した社会党所属の女性議員は全員、議員の経験者あるいは地方議員との兼職者である。

2.2.2.4.5 候補者の支援策：立候補の資金援助・ノウハウの教授

フランスの政党は基本的に、パリテによって候補者の男女同数を規定する以外に、女性だけに焦点をあてた立候補支援策を行っていない。パリテ法があり、男女の能力は同等なのだから、女性だけを区別して何らかの支援を行う必要はない、という考え方がフランスでは主流である。しかし例外的に、パリテ法制定直後に社会党は、市町村議会議員選挙について女性の立候補支援を行っていた。

2001年の市町村議会議員選挙の際の社会党の取組を紹介してくれたのはフランソワ

ズ・デカン・クローニエ（Françoise Descamps Crosnier）氏（以下敬称略）である。クローニエは、高校生の時に社会党の党員登録をした、キャリアの長い党員である。党員を離脱した期間もあったものの、政党活動や、地域のアソシエーション活動に熱心に参加してきた経験をもつ彼女は、パリテ法制定直前の1995年の市町村議会議員選挙の際には社会党の選挙運を手伝った。そして2001年に実施された、パリテ法が初めて適用される市町村議会議員選挙に、クローニエは初出馬し当選した。さらにクローニエは12年間社会党の市町村議会議員として活躍後に2013年の国民議会議員選挙に出馬し、社会党議員として当選を果たした。地方政治から国政へとステップアップを果たした彼女の政治家としてのキャリアは、パリテの進展とともにあった。

2001年3月に実施された市町村議会議員選挙の候補者として、クローニエが地域の社会党のリーダーから立候補の依頼を受けたのは、2000年の1月だった。初のパリテ法適用の選挙ということもあり、クローニエは選挙区の社会党市町村議会議員選挙名簿のトップに掲載されることになった。

初出馬のクローニエに対して、社会党は、①配布用のニュースレターの準備・作成の援助、②選挙運動に必要な資金の立替えという2つの援助を行った。①の配布用のニュースレターとは、クローニエの経歴や政策を掲載した小さい新聞のようなものである。クローニエが属していた地域の社会党の支部は、この小新聞の作成を手伝い、さらに印刷費用もまかかったという。また、②選挙運動資金の立替えについては、クローニエが選挙資金を出す必要がないようにという配慮のもと行われた。フランスの場合は、選挙において一定の票を獲得した場合に、選挙運動費用が払い戻しされる規定がある。ただし、この払い戻しを受けるまでは、自己費用で立替えを行う必要があるため、社会党はこの立替え費用をクローニエの代わりに拠出したのである。

なお、上記の援助はあったものの、クローニエは、選挙出馬にあたって特別のトレーニングを社会党から受けたことはなかったという。

2.2.2.4.6 課題：リーダーの意志が必要不可欠

2000年代の社会党のパリテ推進の取組が示唆するのは、男女問わず、党内の政治的リーダーのイニシアチブがなければ、パリテは進まないということである。のちに大統領となるフランソワ・オランド、そして2007年の大統領選挙の候補者となったセゴレーヌ・ロワイヤル、あるいはクローニエの選挙区の社会党のリーダーの男性は、パリテを推進する意志を明示し、実際にパリテ推進のために予算を割いたり、市町村議会議員選挙の名簿の第一位を女性に明け渡したりした。パリテのパイオニアである社会党の事例は、憲法や法律に加えて、政治リーダーのイニシアチブがあるときに初めて、パリテの実効性が保障されることを示している。

2.2.2.5 共和党：普遍主義的価値観の下でのパリテ推進の取組

共和党は中道右派に属する政党である。右派の政党は、左派の政党と比較してジェンダー平等推進政策については消極的な姿勢であることが多く、共和党も、パリテについては後発

組だった。現在、共和党が国民議会に占める議席数は 23.5%であるが、その内訳をみると、男性議員が 105 名いるのに対して、女性議員は 31 名である。

共和党は、このようにパリテの推進に慎重な姿勢を示してはいるものの、政治のパリテを常識とみる社会的な雰囲気の変化やパリテ関連法案の強化・改正に伴い、段階的にパリテを実現してきた。

2.2.2.5.1 党の現状

パリテのための改憲とパリテ法の制定は、共和党と社会党の保革共存政権時代に実現している。当時のフランスにおいてすでに、たとえ保守派であったとしても、政治のパリテの推進に真っ向から反対することはできない雰囲気がつくられていた¹⁶のである。ただし、共和党におけるパリテの取組は、2000 年代前半に社会党が行っていた、女性に対する積極的立候補支援策とは異なり、パリテ法を基本として、男女の立候補の機会の平等を徹底させるというものである。

2.2.2.5.2 候補者選定に関する取組み：地方選挙の予備選挙

共和党におけるパリテ推進の取組を紹介してくれたのは、ヴァルドワーズ県の県議会の副議長をつとめ、さらに兼職によってモンモランシー市議会議長（市長）もつとめるミシェル・ベルティ（Michèle Berthy）氏（以下敬称略）である。ベルティは、フランスのジェンダー平等推進組織 HCE のパリテ部門のメンバーでもあり、彼女は地方議員の代表として、地方におけるパリテの状況を改善するために活動している。

ベルティも、社会党のクローニエと同じく、パリテ法が初めて適用された 2001 年の市町村議会議員選挙で初出馬し、当選を果たした。市町村議会議員選挙に立候補したきっかけは、地域の PTA の代表として活躍していたところを、共和党の市町村議会議員選挙名簿のトップに声をかけられたという「伝統的なキャリアパス」を通っている。ベルティもまた、パリテ法とともに政治キャリアを築いてきた。

ただし、初立候補の時点で選挙名簿のトップに掲載されたクローニエと異なり、ベルティの場合は選挙名簿の 26 番目と、当選ぎりぎりの順位に掲載された¹⁷。また、共和党からの特別の立候補支援や、トレーニングもなかったという。立候補の際に役立ったのは、自身が大学時代に専攻していた経済学の学識だったという。

ベルティもまた、市町村議会議員から市町村議会の議長へ、そして県議会から県議会副議長へ、と徐々に政治ステップを登ってきた。彼女が県議会への政治的ステップアップを決意したのは、2 期目の市町村議会議員の任期中、2010 年のことだったという。

ベルティが立候補した 2011 年の県議会議員選挙では、まだ「ペア立候補制度」は適用さ

¹⁶こうした雰囲気が形成された背景にあるのは、女性運動・政府の男女平等担当部署・パリテ監視委員会・国際社会からのプレッシャーが組み合わさった力である。フランスのパリテ法に対する社会的合意の形成過程については、Bereni (2015)、Sénac-Slawinski (2008)、石田 (2014)、村上 (2017) を参照。

¹⁷フランスの市町村議会議員選挙は、与党が全体の半数の議席を持つことができる。ベルティの属する市町村議会議員選挙では、与党は 27 議席を有している。

れておらず、各選挙区から一人を選出する、日本の小選挙区制の選挙と類似した仕組みで、かつ二回投票式（多数代表単記二回投票制）を用いる、男性のベテラン議員にとって有利に働く傾向が強い選挙方法が用いられていた。

2011年の県議会議員選挙の共和党公認候補者を決めるにあたり、ベルティの選挙区からは、ベルティのほかに男性が一人候補者となっていた。最後に候補者を一人に絞り込むにあたって、共和党の地域支部は、「自分の政策プログラムを三分間演説し、共和党の地域支部の委員会内部で投票する」という予備選挙を用いた。ベルティは演説の結果、60%の支持を得て予備選挙に勝利し、共和党の公認候補となった。

この県予備選挙では、議員になった際の自分自身の政策プログラムを演説するという基準が明確化されており、また、議員に求められる演説及び地域政策の立案といった能力に応じた選抜が行われている。共和党の予備選挙は、候補者の選別基準を明確化したうえで機会のパリテを保障する取組といえる。

2.2.2.5.3 「女性だけの支援策は男女共学に反する」

ベルティ自身は、法律なくしてパリテは達成されえないと信じているものの、パリテの推進を目的とした「女性向けのプログラム」には懐疑的である。ベルティは、「女性だけに向けてのトレーニングプログラムというのはミクシテに反する」と考えている。

ミクシテ（男女共学、共同）という理念は、パリテを肯定する議論の際に、パリテ賛同派の哲学者シルヴィア・ヌ・アガサンスキが頻繁に用いたキーワードでもある（Agacinski 1998＝2008）。男女共学、男女共同の価値を認めるのであれば、政治をパリテにするべきであるというアガサンスキの論理が、パリテ法を肯定する際に支持を得たのである。

ベルティはこうした論理をもとに、すでにパリテの規定がしかれているのに、女性だけに何らかの支援策を行うのであれば、それは「ミクシテ」という、パリテに並ぶ男女平等の基本理念に背くことになってしまうと考えている。もともと「普遍主義的平等アプローチ」を重要視してきたフランスらしい、パリテの捉え方¹⁸である。

2.2.2.5.4 課題：「右派のフェミニスト」のとまどい

ベルティは、共和党内でセクシュアル・ハラスメントを受けたり、女性だからといって差別されたりしたことは一切なかったという。左派の政党と比べてパリテの進展が鈍い共和党においても、やはりパリテ及びジェンダー平等の推進は無視できない課題として捉えられており、そうしたテーマに関する党内合意の雰囲気も少しずつ培われてきた。また、パリテ法以降、あからさまなハラスメントが行いにくい議会の雰囲気も徐々に作り上げられてきた。

一方でベルティは、「右派の共和党内でフェミニストであること」に居心地の悪さを感じたエピソードも語ってくれた。2011年、県議会議員1年目の際に、県でドメスティック・バ

¹⁸今回の調査でインタビューを行った女性議員が、政党を問わず、「党からの特別なトレーニングプログラムを受けていない」と語っていたことから、「フランス的普遍主義」は、各党の取組にも反映されていると考えられる。

イオレンスの被害者女性のための緊急ダイヤルを作る話が持ち上がり、ベルティが担当メンバーに立候補したところ、同僚の共和党議員の男性から、「フェミニストなんだね！」と冷やかされたという。ベルティは、共和党の価値に共鳴すると同時に、自分のことをフェミニストだと思う、と語る。「けれども、右派のフェミニストというのは矛盾を感じる人もいるということだと思う」、と、共和党内部で女性の権利を保障する運動を続けていくことの複雑さと、とまどいを打ち明けてくれた。

2.2.3 政府機関：首相付き女男平等局

先のⅢ.2.1.5「パリテを推進する諮問機関の役割」で述べたように、フランスでは女男平等高等評議会（HCE）が、ジェンダー平等を推進する首相付きの諮問機関として活躍しているが、これに加えて、首相付きのジェンダー平等推進の実務機関として、「首相付き女男平等・差別対策局（以下女男平等局と表記）」も、包括的・省庁横断的なジェンダー平等推進政策を担っている。女男平等局は首相直属の機関であり、「首相府」のなかに位置づけられ¹⁹、首相が長をつとめている。ただし、実質的に女男平等局のトップとしての役割を担っているのは、「首相付 女男平等・差別対策担当副大臣」のマルレーヌ・シアッパである。

フランスのジェンダー平等推進政策の実務機関である女男平等局は、諮問機関である女男平等高等評議会（HCE）と互いに交流しながら職務を担っており、女男平等局と同じ建物の中に女男平等高等評議会のオフィスも設置されている。

2.2.3.1 行政機関としての職務：①政策立案／課題の遂行と②ジェンダー主流化政策の推進

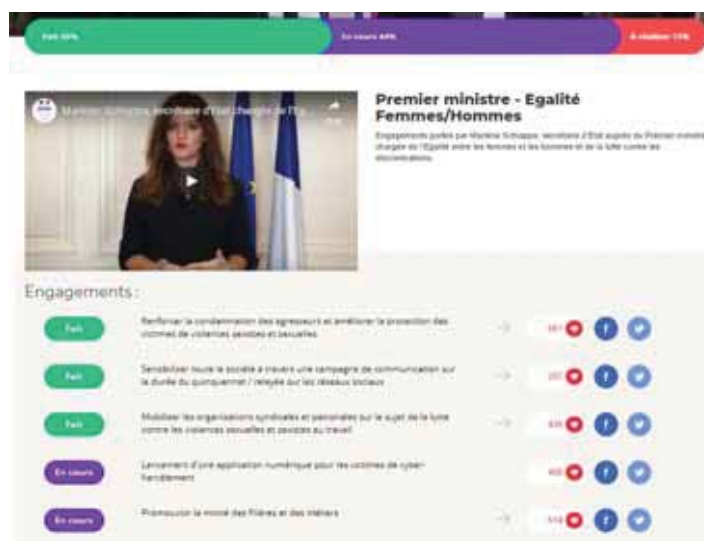
女男平等局が行政機関として行う職務を、①政策の立案及び課題の遂行と、②ジェンダー主流化の推進の二つの視点から紹介する。①政策の立案及び課題の遂行は、政府のジェンダー平等推進指針に沿って行われる。現在のフランス政府は、マクロン大統領のイニシアチブのもと、「ジェンダー平等の推進に関する5か年計画（Grande cause du quinquennat）」を設けている。各省の大臣が、それぞれのジェンダー平等推進政策を具体的に定めており、法案の制定に関わる計画も多くある。例えば、首相付き女男平等局のシアッパが計画として掲げていた性暴力・性差別の禁止法案は、2018年8月3日に法制化され、「シアッパ法」と呼ばれている²⁰。

¹⁹フランス大使館ウェブサイト, <https://jp.ambafrance.org/article11548>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

したがって女男平等局は、日本の内閣府の男女共同参画局と近い位置づけの組織である。

²⁰Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes.（最終閲覧日：2019年3月17日）。

図表Ⅲ-2-2-5 首相付き女男平等局の5か年計画の例



性暴力・セクハラ対策、意識啓発、職業平等などが挙げられている。緑色が実施済（Fait）、紫色が進行中（En cours）。他に赤の実施予定（À réaliser）がある。一番上にあるバーは、全省の取組の進行状況を示す。まだ「実施予定」のプロジェクトは11%であり、多くが着手されている。ウェブサイトで各省の取組を見ることができる²¹。

図表Ⅲ-2-2-6 各省大臣が取組を説明するビデオメッセージ



すべての大臣のスピーチとプロジェクトは、ウェブサイトで見ることができる²²。

出典：首相付き女男平等局の5か年計画特設ウェブサイト

上記の「5か年計画」からもわかるように、②ジェンダー主流化政策の推進は、現在の政府が熱心に取り組んでいるプロジェクトのひとつである。各省がそれぞれにジェンダー平等推進のためのプロジェクトをⅢ-2-2-5及びⅢ-2-2-6のように規定しており、各省の大臣がプログラムについて明言した動画が配信されている。

こうした活動に加えて、首相付き女男平等局の上級官僚が、他の省内で意思決定権を持つ上級官僚に対して、ジェンダー平等推進のための取組を促すために、直接ロビイングを行うという地道な活動もこれまで実を結んできた。首相付き女男平等局は、こうした上級官僚どうしの意見交換とロビイングをさらに効果的にするために、各省のジェンダー平等推進に関する具体的な取組を検討する場として「省間女男平等委員会」（comité interministériel l'égalité femmes-hommes）を設けている。こうした検討の場で決定されたユニークな取組には以下のようなものがある。

²¹« Grande cause du quinquennat », <https://grande-cause-quinquennat.gouv.fr/mesures>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

²²« Les actions du Gouvernement », <https://grande-cause-quinquennat.gouv.fr/>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

- 行動・公会計大臣付デジタル担当局 (Ministère de l'Action et des Comptes publics chargé du Numérique) : デジタル技術分野では、女性がマイノリティであることに着目し、そうした分野で働く女性たちが連帯できる場をつくるために、femmes numériques (デジタル技術の女性たち) という市民団体の創設を支援した。
- 国民教育・青少年省 (Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse) : 少年少女に対して、ジェンダーについて意識啓発を行うことができる教員を育成するために、教員に対してジェンダー平等研修を義務付けた。
- 文化省 (Ministre de la Culture) : 文化活動の多くが、アマチュアの女性によって担われているにも関わらず、文化活動組織の代表は常に男性であることに着目し、文化活動施設にクォータを導入することを提言した (quota des établissements culturelles)。また、女性演奏家の数が少ないわけではないにも関わらず、オーケストラのメンバーの多くが男性であることに着目して、あるオーケストラのメンバーの選別を、性別が分からないよう、カーテン越しに行うことが決定された。

それぞれの分野にフィットする形で、ジェンダー主流化のための方法がとられている。また、各省庁の推進担当者がジェンダー主流化について意識を高め、具体的に行っている政策が国民にも広くわかるように、ビジュアル資料やビデオメッセージを活用していることも、フランスのジェンダー主流化政策の優れた点である。

2.2.3.2 調査／研究：女男平等年間レポート

女男平等局は、2002 年以降、毎年、ジェンダー平等の現状についての統計データをビジュアル化しまとめた報告書「真の男女平等にむけて (Vers l'égalité réelle entre les femmes et les hommes)」を作成し、ウェブサイト上の資料及びリーフレットの形で、広く社会に情報発信を行っている。社会のあらゆる分野について男女平等の観点から統計データを示し、さらにビジュアル化した資料を広く社会に公表することによって、フランスにおけるジェンダー平等の現状をわかりやすく伝え、市民社会での議論を喚起することに貢献している。2017 年度版の報告書の抜粋版については日本語の翻訳版が制作されており、ウェブ上でダウンロード可能である²³。一部をⅢ-2-2-7 とⅢ-2-2-8 に紹介する。

²³ 「2017 年度版『統計資料』真の男女平等に向けて概要版」

https://jp.ambafrance.org/IMG/pdf/vers_1_egalite_reelle_entre_les_femmes_et_les_hommes_2017_-_jp_final_2.pdf?23904/132bd68bbd76838291c45d31f9b6dfec162c75a5 (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。

図表Ⅲ-2-2-7 「真の男女平等に向けて」の表紙



図表Ⅲ-2-2-8 各分野の男女平等のビジュアル化



上記のページは「パリテ」を扱っている。

出典：2017年度版『統計資料』真の男女平等に向けて概要版

2.2.3.3 市民社会のアクターへの助成と協働

女男平等局は、市民のニーズにあったジェンダー平等推進施策を講じるために、アソシアションとの連携を活用している。アソシアションに補助金を拠出するほかに、一部のアソシアションに対して、特定の課題を実行する実務機関としての役割を求めることもある。例えば、暴力の被害者の女性を支援するアソシアションの中には、女男平等局から特定のミッションを受け、年間活動費を受け取りながら活動を行うものも多くある。

Ⅲ.2.1.6「市民／市民団体のインプット」のコラムで述べた通り、アソシアションは市民活動組織であり、基本的には私的な団体である。しかし、ジェンダー平等の推進について公益性の高い活動を行うアソシアションの中には、政府組織と連携した活動を行うものもある。実際にフランスにおける女男平等に関する予算の大部分は、ジェンダー平等推進活動を担うアソシアションへの補助金に用いられている（井上 2016: 26）。ただし、こうした補助金は事務所の運営費や交通費として用いられるもので、人件費としては用いることができない。フランスのジェンダー平等推進活動は、ボランティアで働くアソシアションの活動家によって支えられている（井上 2016: 31）。

2.2.3.4 制度的限界：予算の小ささ、ボランティア頼みの活動、複数回の再編成

フランスの女男平等局は充実したジェンダー平等推進政策を行っているが、その予算規模は決して大きくない。マクロン大統領は、2018年のジェンダー平等推進予算として、前

年の2017年と比較して2,300万ユーロ多い、420ミリオンユーロ（4.2億ユーロ、約530億円）の予算を割り当てたが、多くの女性団体がこれでは不十分だと問題を指摘し、増額を求めるデモも行われた。限られた予算のなかで、フランスが豊かなジェンダー平等推進政策を講じることができているのは、無報酬で活動する、ジェンダー平等推進を担うアソシアシオンの活動家や、女男平等局と密な連携関係にある諮問機関HCEのメンバーのおかげである。フランスは市民の声・力が反映される効果的な組織を有する一方で、実際のジェンダー平等推進活動の担い手についてはボランティアに頼らざるをえない、という実情も浮き彫りになる。

また、現在、首相付き女男平等局は省ではなく、首相付きのひとつの「局」としての位置づけである。首相の肝いりの政策を実現するスピーディーさを長点とする一方で、「省」としてのプレゼンスが弱いという問題点もある。フランスのジェンダー平等推進組織は頻繁に名称が変更されたり、組織が再編されたりする（井上 2016）。これは組織の柔軟さである一方で、脆弱さでもあるだろう。

2.2.4 ジェンダーセンシティブな議会に向けて

2.2.4.1 上下院の女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団

元老院と国民議会（上下両院）に常設され、ジェンダー平等推進に関する政策立案のイニシアチブをとる、「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団（*Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes*）」（以下、女性の権利と平等調査団と表記）は、議員が超党派でジェンダー平等推進政策を議論する場として機能している。

女性の権利と平等調査団は「1999年7月12日法」によって創設され、パリテをはじめとして、広くジェンダー平等について議論するための場として発展をとげてきた。今回の調査では、現在国民議会の女性の権利と平等調査団委員会の代表をつとめる共和国前進のマリー＝ピエール・リクサン（Marie-Pierre Rixain）議員と、調査団で法案の起草等を担当する上級官僚であるクレマン・クレマン・デュロラ＝パルマー（Clément Deloras-Palmer）氏（以下敬称略）に話をうかがうことができた。デュロラ＝パルマーは、国民議会付きの公務員として、法律や勧告案を議員とともに起草する役割を担っている。

通常フランスの国会議員は、自身の専門分野として、2つあるいは3つの委員会（*commission*）²⁴に所属することが義務付けられているが、女性の権利と平等調査団は委員会とは異なる、調査団（*délégation*）という役職であり、参加が義務付けられていないボランティアな役職である²⁵。女性の権利と平等調査団は、特にジェンダー平等推進に関してモチベーションの高い議員によって構成され、法律の立案等の議論が活発に行われている。

女性の権利と平等調査団に対しては、女性の権利・男女機会均等に関する政府の政策につ

²⁴フランスでは憲法上、常任委員会の設置数の上限が国民議会、元老院ともに8と少なく設定されている。その制約を回避するために、議員調査団が設置されており、委員会と同等の役割を担っている（大山 2013: 110-111; 2016: 注釈 52）。

²⁵リクサン議員に対するヒアリング（2018年12月4日実施）。

いての情報収集を行う、あるいは法案の可否や成立した法律の適用状況について調査し提言を行う、というミッションが規定されている。しかし実際のところ、女性の権利と平等調査団に所属する議員はかなり自由に、女性の権利やジェンダー平等推進に関する時宜にあったテーマを課題として選択できる²⁶。

この調査団は、法案ごとに結成される一時的なものではなく、常設かつ超党派の組織である点に最大の特長がある。常設組織であるということは、ジェンダー平等推進政策について恒常的に議論できる環境が整っていることを意味する。調査団付きの上級公務員デュロラ＝パルマーによれば、下院の女性の権利と平等調査団が提案する法案のうち 50%は何らかの法制化に結びついており、同調査団がジェンダー平等推進政策について強力なリーダーシップを発揮していることがわかる。

2.2.4.2 議会におけるセクハラの実態——国民議会の掲示

近年のフランスでは、議会をよりジェンダーセンシティブな場にするための取組も行われている。興味深い取組として、国民議会の議会事務局が行ったセクシュアル・ハラスメント及びモラル・ハラスメントの防止の取組を論じる。

2017年9月25日に、フランスの国民議会の全てのエレベーター、そして人通りの多い場所や廊下に、A4サイズ一枚の紙が掲示された。そこには、セクシュアル・ハラスメントとモラル・ハラスメントの定義とその刑罰が明記されていた。例えばセクシュアル・ハラスメントを行った場合には、「刑法の 222-33 条により、2年間の禁固と 30,000 ユーロの罰金刑に処せられ、『自身の職務上の権威を濫用する人物』によってこれが行われた場合には、3年間の禁固と 45,000 ユーロの罰金刑に処せられる」。また、掲示の末尾には、ハラスメント問題の責任者として、国民議会のコンプライアンス担当者、「職業倫理と議員の地位」部門の代表者の連絡先も併記されていた。

セクシュアル・ハラスメントとモラル・ハラスメントについて、議員への注意・警告を目的とするこの掲示は、議会で働くアシスタントからセクハラ被害の証言が数多く寄せられていたことを受けて実行された。議員秘書として働いていた女性のなかには、一人でのときに会ったり、エレベーターと一緒に乗ったりしてはいけない議員の「ブラックリスト」の存在を明かすセクハラ被害者もおり²⁷、セクシュアル・ハラスメントはフランス議会にとって大きな課題となっていた。フランスは #MeToo 運動に先立って、そしてその追い風を受けながら、2017年以降、議会のセクハラ対策を加速させながら推進してきた。

こうした試みが可能になったのは、特に国民議会で女性議員が増加し、パリテに近づいたことも影響を与えていると考えられる。2017年の国民議会議員選挙以前、国民議会の議員に占める女性の割合は 38.8%になった。さらに国民議会で与党である共和国前進では女性の議員の比率は 48%である。国民議会の「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査

²⁶リクサン議員に対するヒアリング（2018年12月4日実施）。

²⁷Fanceinfo, « Des articles du Code pénal placardés dans les couloirs de l'Assemblée pour lutter contre le harcèlement », https://www.francetvinfo.fr/societe/harcelement-sexuel/des-articles-du-code-penal-placardes-dans-les-couloirs-de-l-assemblee-pour-lutter-contre-le-harcelement_2435215.html（最終閲覧日：2019年3月17日）。

団」の代表をつとめるリクサン議員は、インタビューのなかで「より多くの女性が議会に入れば、性差別主義はより少なくなります」と、女性議員が増えることによって議会の空気が変わっていくと断言していたことが印象的であった。

2.2.4.3 議員とワーク・ライフ・バランス——男性と女性両方の課題としてとらえる

ジェンダーセンシティブな議会を実現するアクターとなっているのは、女性だけではない。とくにワーク・ライフ・バランスの推進活動では、男性議員がイニシアチブをとるケースも見られる。共和国前進に所属し国民議会の議長を務めていたフランソワ・ド・リュジは、国民議会においてワーク・ライフ・バランスを実現するための取組に強い意志を示し、国民議会議員とそのコラボレーター、そして国民議会で働くメンバーのために保育園を創設することを発表した（Schiappa 2018: 50）。現在進められている保育園の開園は、2021年末から2022年初頭になる見込みであると報じられている²⁸。

2.2.4.3.1 議員の産休・育休——国民議会の事例

議員の出産・育児をめぐる状況についても、リクサン議員（以下敬称略）から現状をうかがうことができた。1977年生まれのリクサンは国民議会議員のなかでは若く、子育て世代の母親でもある。執筆者らが国民議会のリクサンのオフィスで行ったインタビューの傍らのソファでは、リクサンの9歳の息子が本を読んで過ごしており、国民議会議員のワーク・ライフ・バランスの実例を垣間見ることができた。

現在、フランスの国民議会議員には産休・育休について規定した法律がなく、したがってそうした休暇の権利もない。ただし、出産のために2か月程度の休暇をとって、議会に戻ってくる女性はしばしばいるという。リクサンが親しい周囲の議員だけでも、過去1年半の間に、こうした休暇を取得した女性議員は2人いたという。原則として議員は委員会を欠席することができないが、出産・育児に関わる上記のような期間中には、病欠と同じ扱いにして、休暇をとるという。

育休・産休をとる場合に、議員は選挙民（つまり、自分の地元の支持者たち）の理解を求めるように心がけているという。また、いったん産休・育休を取得し、数か月後に職場復帰することは、支持者たちの実際の生活に近い暮らしぶり実践をする議員ということの意味する。そうした理由から、産休・育休について支持者の理解が得られないというわけではない、というリクサンの話が印象的だった。産休・育休に対する社会全体のコンセンサスが、議員の産休・育休への理解を深めているのである。

2.2.4.3.2 議員のケアワークに対する補助——地方議会の場合

地方議会についても、ワーク・ライフ・バランスを促進する取組が実施されており、特に

²⁸« La crèche de l'Assemblée nationale devrait finalement ouvrir "fin 2021, début 2022" », <https://www.lejdd.fr/Politique/la-creche-de-lassemblee-nationale-devrait-finalement-ouvrir-fin-2021-debut-2022-3860522>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

市町村議会では、議員に対して、議会に出るために使った介護・育児といったケアワークにかかった費用を払い戻す法律が規定されている²⁹。この法律が適用される事例は二つある。

①市町村議会に所属する役職付きではない議員のうち、自身が所属する議会、委員会、あるいは自身の市町村を代表する機関に実際に赴き参加した者は、子どもの保育や依存状態にある人のケアにかかった費用について、証拠明細書類を提示のうえで、市町村議会に当該費用の払い戻しを求めることができる。ただし、かかった金額は、時間あたりの最低賃金を超えてはならない。

②市町村議会に所属する議員のうち、役職を持つ者で、議員職のために自身の職業活動を中断している者が、ケアワークを依頼した際には、議員が CESU (Chèque Emploi Service Universel 個人で個人を雇用する際に用いる支払方法) を使っている場合に、審議組織はこの費用の払い戻しを承認することができる。この場合、払い戻しの年間最大額は 1,830 ユーロである。

役職ありの議員となしの議員で、払い戻しの承認条件と金額が異なっているのは、市町村議会の役職なし議員は無償であるのに対して、役職付きの議員は市町村の規模に応じて、一定の手当が支払われているためである。また、この規則が適用されているのは市町村議会のみであり、県議会や地域圏議会には適用されていない。パリテの発展が最も早かった市町村議会ではいち早く、ケアワークと議員職を両立するための支援策が確立されている³⁰。

2.2.4.3.3 フランス議会の代理投票

フランスの国民議会及び元老院では、①挙手投票、②起立投票、③記名投票の3つの投票方法が用いられており(高澤 2019:6)、このうちの③記名投票について、代理投票の方法が定められている。1958年11月7日のオールドナンス n° 58-1066³¹(2010年7月23日の組織法 n°2010-8373 条によって修正³²)によれば、代理投票が認められるのは、以下の6つのケースである。

国民議会及び元老院の議員は、以下の場合にのみ、自身の投票権を委任することが認められる。

²⁹Code général des collectivités territoriales, Article L2123-18-2, <https://www.collectivites-locales.gouv.fr/regime-des-remboursements-frais-des-elus-municipaux-0#Les%20frais%20de%20garde%20d'enfants%20ou%20de%20personnes%20d%C3%A9pendantes> (最終閲覧日:2019年3月17日)。

³⁰県議会議員と地域圏議会議員に対しては、議員職に応じて手当が支払われているため、差し当たりこの払い戻しの制度はまだない。市町村議会議員は無償あるいは手当額が小さいため、この払い戻しが規定されている。

³¹Ordonnance n° 58-1066 du 7 novembre 1958 portant loi organique autorisant exceptionnellement les parlementaires à déléguer leur droit de vote.

³²Loi organique n°2010-837 du 23 juillet 2010 - art. 3

- ①病気、事故、家族の重大な事情 (événement familial grave) によって、議員が移動できない場合
- ②政府が命じた臨時任務の場合
- ③平常時あるいは戦時に実施される兵役の場合
- ④国民議会あるいは元老院が認める国際会議へ出席する場合
- ⑤臨時会のためにフランス本国を離れている場合
- ⑥国民議会及び元老院の理事局が認める非常事態の場合

上記の6つのケースに当てはまり、代理投票を行う際には、下院では以下の手続がとられる。

代議士は、欠席の同僚代議士のひとり——ひとりのみである——の投票委任を保持することができる。委任はコンピューター技術によって入力される。代表者である、出席している代議士の机上の投票機の投票が、欠席議員の投票についても同じ趣旨で、自動的に駆動し投票を記帳する³³。

つまり、A 議員が B 議員に代理投票を委任した場合に、B 議員が議会の自分の議席の机上の投票コンピューターを操作し「賛成」と回答した場合に、A 議員の「賛成」票も入るという仕組みである。

2.2.4.3.4 フランスの議会のジェンダー平等推進政策の特徴

フランスの場合、議会に特別なセクハラ防止策やワーク・ライフ・バランス推進策があるわけではない。むしろ、フランスで整備されていったセクハラを禁止する法律や、企業団体がイニシアチブをとって行ってきたワーク・ライフ・バランスを推進する取組を、議会の労働環境にも適用しようという考え方をとっている。国民議会に保育園をつくる案、あるいは市町村議会でも適用されているケアワークにかかった費用を払い戻す制度は、フランスの各企業が既にやってきたことである。職業領域での成功事例を、議会にも適用することによって、社会全体でジェンダー平等の推進とワーク・ライフ・バランスの実現を果たそうという姿勢を、近年のフランスはとっている。国民議会のエレベーターに掲示された、セクハラ防止の警告文が、既存の刑法を再度示すものだったというのは、その象徴的な事例であるといえよう。

フランスにおいて政治のパリテは、その他の領域のパリテやジェンダー平等と並行して進められてきた。現在のフランスでは、政治のパリテに加えて、職業領域のパリテ、公務員のパリテ、高等教育機関のパリテなど、社会経済領域のいたるところに対して、パリテかどうかを判断する視線が向けられるようになっている。

政治のパリテや働きやすい議会后押しする機運が高まった背景には、働く女性たちが、

³³« Fiche de synthèse n°44 : Les votes à l'Assemblée nationale », <http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/les-votes-a-l-assemblee-nationale> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

職場での給与・昇進の平等や、産休育休の保障といった働きやすい職場の実現を求めてきた運動の蓄積があった。日本における政治のパリテ及び働きやすい議会の実現もまた、職業をはじめとする様々な領域の男女平等の達成とともに進んでいくはずだろう。

また、パリテを「当たり前のこと」と当然視する雰囲気や、ワーク・ライフ・バランスを推進する社会の雰囲気を作っていくためには、男性の協力が必要不可欠である。パリテもワーク・ライフ・バランスも、女性だけが恩恵を受けるものでは決してなく、これらを推進することによって男性もまた、ポジティブな効果を得られるというメッセージを伝えることも重要であることを、フランスの経験は示している。

コラム 「ワーク・ライフ・バランスは男性と女性両方にかかわるテーマです」

首相付き女男平等局の、職業平等担当局長であるアナニック・モルヴァンさんによれば、近年、職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための保育支援策が拡充された背景には、ワーク・ライフ・バランスや保育の問題は男性にも関わるテーマである、というメッセージを伝えるキーワード「パランタリテ (parentalité : 親であること、親性)」が大きな役割を果たしたという。

「パランタリテ (parentalité)」とは、家族が幸福に暮らせるように (bien-être familiale)、女性と男性の両方が働きやすい環境を整備するというメッセージを内包した言葉である。この言葉は、労働条件の改善、男女平等な管理職への登用、そして子どものケアなどについての取組を求める際に用いられ、企業の夜間の会合の禁止、空いた昇進ポストへの女性の積極的登用、同業組合内部での保育園の創設などの成果を生んできた。

これまで「女性のテーマ」、あるいは「母親のテーマ」と思われてきたパリテ・保育・ワーク・ライフ・バランスについて、男性にとっても「自分ごと」と感じられるように「親であること」という語を介して呼びかけ、男女の協働を促すことによって、フランスはワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境や、保育制度の拡充を実現してきたのである。

2.2.5 日本への示唆

2.2.5.1 法制化されていることの意義

本稿では、フランスにおいてパリテが政党組織をどのように変えてきたのか、また政党主導でどういったパリテ推進施策がとられてきたのかを、共和国前進・社会党・共和党の三つの党に焦点をあてて論じた (Ⅲ.2.2.2)。また、近年フランスで、どのようにしてジェンダー・センシティブな政治が実現されるようになったのかを、ジェンダー主流化政策を強く推し進める首相付き女男平等局が果たす役割 (Ⅲ.2.2.3) と、議会自体がジェンダーセンシティブな場に変化していることを示す事例 (Ⅲ.2.2.4) に着目して検討した。

フランスにおいては、パリテが法制化され、政治的意思決定の地位につく女性がふえたことが、ジェンダー主流化政治の実現につながった。パリテ法をはじめとする法律と、そうした法律の大原則として規定されている憲法がなければ、フランスがここまでの変化に至ることは不可能だっただろう。

またフランスは、パリテ法を少しずつ強化・改正することによって、政治のパリテの実現に向けて歩みを進めてきた。法律を制定しただけでは不十分であり、選挙のたびに明らかになる「パリテの不具合」を是正する長期的な取組が必要であることを、過去 20 年間のフランスの経験は示している。

日本も「政治分野における男女共同参画推進法」という重要な理念法を有している。今後日本の政党が、この法律をどのように活用し、日本の政治の場がどのように変化していくのかに期待しながら、以下にフランスの事例から導かれる日本への示唆を三点示し、本稿を締めくくりたい。

2.2.5.2 社会党・共和国前進が示唆する党トップのパリテの意志の重要性

第一に、日本が「政治分野における男女共同参画推進法」を活用するに当たり、各政党のトップの、パリテ実現にむけた強いイニシアチブが重要な意味を持つ。

フランスの場合、社会党は 1990 年代以降、トップがパリテ推進の意思を明示することによって、党内で独自にパリテを進めてきた。また、2012 年にフランソワ・オランドが大統領に就任した際には、フランス史上初めて、パリテ内閣が実現した。法律で義務化されていない内閣にまでパリテを押し広げたというのは、社会党のパリテ実現の意思を示す事例である。

マクロン大統領が新設した共和国前進は、党の原則の一つとしてパリテを掲げ、実際に 2017 年の国民議会議員選挙では、候補者をパリテにするのみならず、当選者もパリテに近づけた (48%)。これは、共和国前進が「勝てる見込みのある選挙区の半数を女性に割り当てる」ことを徹底させた結果である。

社会党・共和国前進の事例が示すように、政党のリーダーがパリテを実践するという強い意志がなければ、たとえ法律があったとしても、それが十分に活用されえない。パリテを実現しようという、トップの強い意志表示と取組を、日本の政党に対しても期待したい。

2.2.5.3 議員、政府関係者、市民団体、研究者が協働する場の活用：日仏のジェンダー平等推進機構の類似から

第二に、議員、政府関係者、市民団体、研究者が協働する場をうまく作り出し活用することで、「政治分野における男女共同参画推進法」及びその活用方法をブラッシュアップしていくことができるだろう。フランスの場合は、政府諮問機関の女男平等高等評議会 (HCE) を、多様なジェンダー平等推進のアクターが集まり交流する「ハブ」として活用し、パリテ法の強化・改正を進めてきた。

すでに日本の男女共同参画推進機構は、フランスの女男平等政策推進機構と相違ない、すぐれた構造となっている。たとえば、本稿が焦点をあてた、フランスの政府諮問機関 HCE (女男平等高等評議会) は日本の「男女共同参画会議」と「男女共同参画推進連携会議」に、フランスの実務機関「女男平等局」は、日本の「男女共同参画局」にほぼ相当する (井上 2016: 34)。フランスと相違ないすぐれた構造を、現在の日本も有しているのである。

ただし日本のこうした機関は、フランスの同等の機関と比較して、ジェンダー平等の推進

に関するステークホルダーとなっている人物や、市民団体の声を十分に取り入れる仕組みになっておらず、構成メンバーには関係閣僚や議員の占める割合が高い。日本においても、フランスのように、市民団体のパワーや、研究者の目線をもっと活用することができるはずだ。

また、実際に法の改正を進めるに当たっては、ジェンダー平等の推進を担う諮問機関と、政府との密な連携が必要である。したがって「男女共同参画会議」や「男女共同参画推進連携会議」と政府の間の相互応答性を強化することも有効であると考えられる。フランスの場合は、政府が HCE に職務を要請することができる代わりに、政府も HCE の提言や見解といった監視の役割に対して応答責任を果たしている。こうした相互応答性が、HCE のパリテ部門の提言の 4 割以上の法制化に結びついている。

2.2.5.4 国際機関との協働・国際的なプレッシャー

第三に、国際機関との協働の機会や、国際的なプレッシャーを、日本で行うジェンダー平等推進政策の「テコ」として活用することである。フランスにおいてパリテ実現にむけた取組が進んできた背景には、「ヨーロッパのなかのフランス」あるいは「国際社会のなかのフランス」という意識もあったに違いない。パリテの理念をフランスで広めた社会党のフェミニスト議員たちは、フランスのストラスブールに位置するヨーロッパ議会を中心に、他国の状況を見聞し、他国の経験を共有するなかで、フランスにおける取組の必要性を意識するようになった。また、フランスの場合は、パリに本部事務局がある OECD といった国際機関からの、女性議員率の低さを是正するように求める勧告も、政府及び各党の取組を促す有効なプレッシャーとして機能したと考えられる。

今回の調査では、複数の国際機関から、日本政治のジェンダー平等を推し進めるための様々な提言を受け取ることができた。フランスを含めた他国の先例からレッスンを受け取りながら、日本は「政治分野における男女共同参画推進法」を最大限に活用するための方策を探っていくことができるだろう。

参考文献

- Achin, C., Paoletti, M., 2002, Le « salto » du stigmate. Genre et construction des listes aux municipales de 2001, *Politix* (60), 33-54.
- Agacinski, S., 1998, *Politique des sexes, Seuil*. (=2008, 丸岡高弘訳『性の政治学』産業図書.)
- Bereni, L., 2015, *La bataille de la parité: Mobilisations pour la féminisation du pouvoir*, Études politiques.
- François, A., 2013, “Do French people like the ‘cumul des mandats’?”, *French Politics*, 11(2), 204–215.
- 井上たか子, 2016, 「フランスの女男平等政策推進機構」『フランス文化研究』 47: 23-44.
- 石田久仁子, 2014, 「フランス共和国とパリテ」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオータ——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店, 93-116.

- 木村志穂, 2015, 「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報』(878), 1-14.
- 村上彩佳, 2017, 大阪大学人間科学研究科 2017 年度博士論文「フランスの性別クオータ制『パリテ』に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて」。
- Navarro, J. et Sandri, G., 2017, « Démocratiser la sélection des candidats dans les partis politiques : un effet de trompe-l'oeil ? », *Politique et Sociétés*, 36(2), 3–12.
- 大山礼子, 2013, 『フランスの政治制度 (改訂版)』東信堂.
- , 2016, 「フランスの県議会選挙制度改革」, 『駒澤大学法学部研究紀要』74: 77-106.
- Schiappa, M., 2018, *Le deuxième sexe de la démocratie*, l'aube.
- Sénac-Slawinski, R., 2008, “Justifying Parity in France after the Passage of the so-called Parity Laws and the Electoral Application of them: The “Ideological Tinkering” of Political Party Officials (UMP and PS) and Women’s NGOs”, *French Politics*, 6(3): 234–256.
- Southwell, P., 2014, “How to become a députée – Lean to the left: Party differences and gender parity in the 2012 National Assembly elections”, *French Politics*, 12(4), 348–356.
- Squarcioni, L., 2017, « Devenir candidat en France : règles et pratiques de sélection au PS et à l’UMP pour les élections législatives », *Politique et Sociétés*, 36(2), 13–38.
- 高澤美有紀, 2019, 「フランスの議会制度」『調査と情報』(1047).

付録：訪問機関一覧表

2018年12月4日（火曜日）	
14h00- 15h00	Entretien avec Mme. Marie-Pierre Rixain , députée, présidente de la Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes de l'Assemblée nationale, M. Clément Deloras-Palmer , administrateur responsable du secrétariat de la Délégation <i>場所</i> : Assemblée nationale, 126 Rue de l'Université, Paris 7 ^{ème} マリー＝ピエール・リクサン、共和国前進所属国民議会議員、女性の権利及び男女の機会の平等に関する国民議会調査団代表 クレマン・デウロラ＝パルマー、女性の権利と男女の機会の平等に関する国民議会調査団付補佐官
16h30- 17h30	Entretien avec Mme. Réjane Sénac , directrice de recherche au CEVIPOV (CNRS) au Centre de recherches politiques de Sciences Po Paris <i>場所</i> : CEVIPOV, 98 rue de l'Université, Paris 7 ^{ème} レジャーヌ・セナック教授、フランス国立科学研究センター（CNRS）研究ディレクター、パリ政治学院附属現代フランス政治研究所、女男平等高等評議会パリテ部門代表
2018年12月5日（水曜日）	
15h00-	Entretien avec Mme. Françoise Descamps Crosnier , Conseillère au Centre national de la fonction publique territoriale <i>場所</i> : CNFPT, 80 rue de Reuilly, Paris 12 ^{ème} フランソワーズ・デカン＝クローニエ、全国地方公務員センター評議員
2018年12月6日（木曜日）	
10h30-	Entretien avec Mme. Pinar GUVEN , Policy Analyst, Public Governance Directorate <i>場所</i> : OCDE Headquarters, 2, rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16 France ピーナ・ゲーヴェン、パブリックガバナンス部局長、政策分析担当
16h00-	Entretien avec Mme. Pauline Carmona , directrice adjointe d'Asie et d'Océanie du Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères, Présidente de l'association « Femmes et Diplomatie » <i>場所</i> : MEAE, bureau 512, entrée située au 130 rue de l'Université, Paris 7 ^{ème} ポーリーヌ・カールモナ、欧州・外務省、アジア・オセアニア局副局長、アソシアシオン「女性と外交」代表
2018年12月7日（金曜日）	
17h00-	Entretien avec Mme. Florence Mangin , directrice d'Europe continentale et haute-fonctionnaire à l'égalité femmes-hommes au Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères ; avec Mme. Lise Talbot Barré , chargée de mission auprès du directeur d'Asie et d'Océanie ; avec M. Jérôme Kelle , chargé de mission auprès de la directrice de l'Europe continentale.

	<p>場所: MEAE, bureau 114, entrée située au 130 rue de l'Université, Paris 7^{ème}</p> <p>フローランス・マンジャン、欧州・外務省ヨーロッパ課長、男女平等担当シニアオフィサー</p> <p>リーズ・タルボ＝バレー、欧州・外務省協力・開発・人権担当理事付特別アドバイザー</p> <p>ジェローム・ケール、欧州・外務省ヨーロッパ課長付アシスタント</p>
2018年12月10日(月曜日)	
10h00-	<p>Entretien avec Mme. Carole Spada, cheffe du bureau de l'animation et de la veille et Mme. Annaïck Morvan, cheffe du bureau de l'égalité professionnelle du Secrétariat d'Etat chargé de l'Egalité entre les femmes et les hommes</p> <p>場所: 10-18 place des cinq martyrs du lycée Buffon, Paris 14^{ème}</p> <p>カロール・スパダ首相付女男平等局、監視・推進局局长</p> <p>アナイク・モルヴァン、首相付き女男平等局、職業平等局局长</p>
2018年12月11日(火曜日)	
15h00-	<p>Entretien avec Mme. Michèle Berthy, Maire de Montmorency et vice-présidente du Conseil départemental du Val d'Oise, déléguée à l'Enfance, la Famille et à l'Egalité femmes-hommes.</p> <p>場所: Conseil départemental du Val d'Oise, 2 avenue du Parc, 95000 Cergy</p> <p>ミシェール・ベルティ、モンモランシー市長、ヴァルドワーズ県議会副議長(児童、家族、男女平等担当)、女男平等高等評議会パリティ部門メンバー</p>
2018年12月13日(木曜日)	
16h00-	<p>Entretien avec Mme. Cléa Le Cardeur, commissaire aux affaires internationales et européennes, Haut Conseil à l'Egalité entre les femmes et les hommes et Mme. Geneviève Couraud, Présidente de l'association « L'Assemblée des Femmes », Ancienne Présidente de l'Observatoire des droits des femmes des Bouches-du-Rhône</p> <p>場所: HCE, 55 rue Saint-Dominique, Paris 7^{ème}</p> <p>クレア・ル＝カルドゥール、女男平等高等評議会欧州・国際関係担当委員</p> <p>ジュヌヴィエーヴ・クーロー、女男平等高等評議会健康部門メンバー、アソシエーション「女性議会」代表</p>

3. イギリスとフランスの経験から引き出せること（三浦 まり）

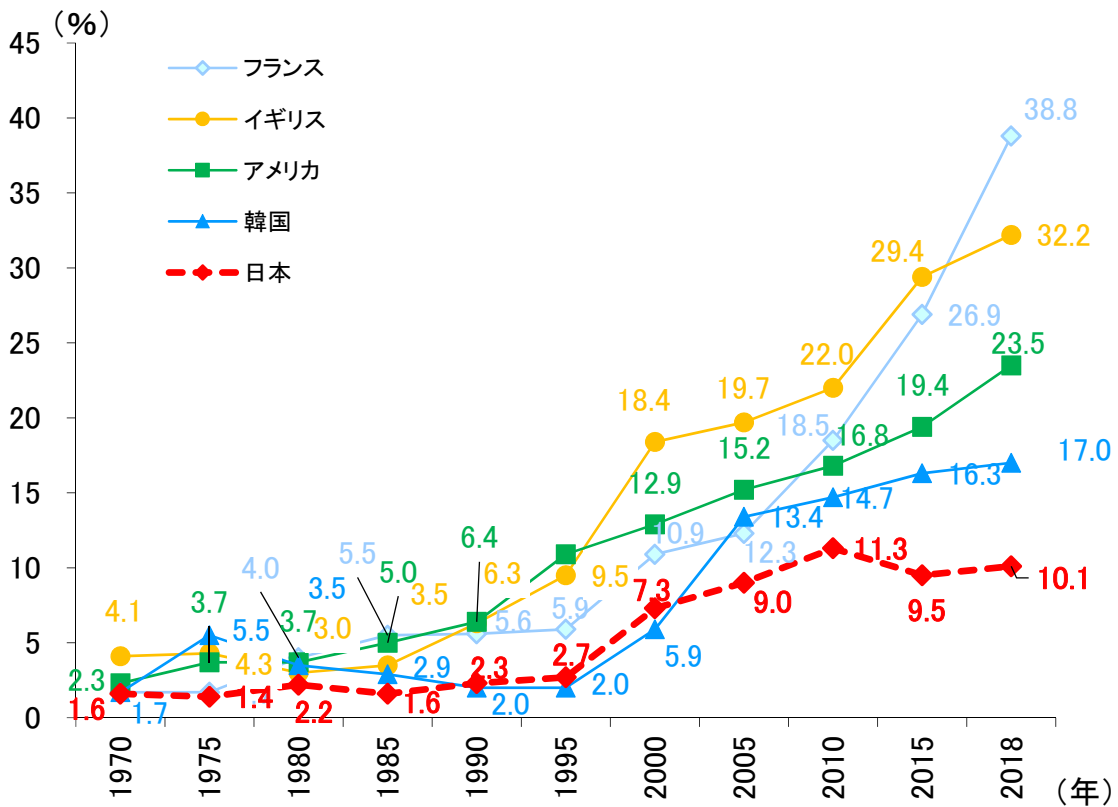
3.1 イギリスとフランスの制度上の相違

本報告書では、政治分野における男女共同参画推進法を日本において定着させ、実際に女性議員を増やすためにはどのような取組が必要かを明らかにするために、イギリス及びフランスの事例を紹介してきた。ここで改めて両国の事例研究から引き出せる教訓を整理・比較したい。

本調査が比較対象としてイギリスとフランスを選んだ理由の1つは、両国がともにかつては女性議員の政治参画の「後進国」であったこと、しかしながら女性議員の着実な増加に成功したことがある。イギリスは小選挙区制、フランスの国民会議（下院）は小選挙区二回投票制と、ともに小選挙区制を採用するが、イギリスの場合は政党が自主的なクオータを実施することによって、フランスの場合は法的クオータ（パリテ）を導入することによって、女性議員増加を実現した。両国の事例が示すことは、女性議員を増加させる手法には様々なものがあり、小選挙区制においても40%近い女性議員比率を達成することは不可能でないということである。

改めてイギリス、フランス及び日本の女性議員比率の趨勢を確認してみよう。図表Ⅲ-3-1-1はアメリカ、韓国を含む5か国の推移を示している。この5か国は、英・仏・米が小選挙区制、日・韓が小選挙区・比例代表並立制を採用しているように、選挙制度が小選挙区をベースとしている点で共通点がある（ただし日本は1996年、韓国は1988年の総選挙から）。一見して分かることは、各国とも1980年代までは女性議員比率が低迷していた点である。1960～1980年代のイギリスは3～6.3%、フランスは1.7～5.8%、日本は1.2～1.8%である。日本が一番低いとはいえ、各国ともそれほど大きな差はなかったのである。ところが、1990年代後半から各国において女性議員が大きく増加するようになると、各国間の差もまた広がることになった。2018年12月時点では日本の10.1%からフランスの39.6%までと、かなりの開きがある。そして、本報告書で対象としたイギリスとフランスは、小選挙区制度を所与としながら、女性議員比率改善に大きく成功した事例ということがわかる。

図表Ⅲ-3-1-1 女性議員比率の5か国比較（1970-2018）



出典：内閣府まとめ

イギリスもフランスも 1997 年を分水嶺として、女性議員が急増した。イギリスは 9.2% から 18.2% へ、人数で言えば 60 人から 120 人へと一度の選挙で倍増するが、その最大の理由はこの時に政権交代を果たした労働党が「女性指定選挙区」(all women short lists、AWS)を導入したからである。2001 年の選挙では女性比率が減るものの、その後は保守党もまた女性議員を増やす努力を続け、現在の約 32% にまで達している。

他方、フランスは 1997 年に 5.9% から 10.9% へと女性比率を倍増させた。実は、これはパリテ法制定以前のことであり、社会党の努力と躍進(女性候補者比率 27.8%、女性議員比率 17.1%)によってもたらされている。もっとも、10.9% という水準は EU 内ではギリシャに次ぐワースト 2 であったため、この衝撃がパリテ法制定へとフランスの背中を押すことになった。

クオータを法的に導入した最初の国はアルゼンチンであり、1991 年のことである。ラテン・アメリカでは広く浸透してきた法的クオータをヨーロッパで最初に導入したのがフランスであった¹。もっとも、パリテ法という強力な法的枠組みがありながら、政党助成金の減額を甘受すれば適用を逃れられる抜け道があったため、法的効力が十分に発揮されるにはその後の 2 回の法改正を待たねばならなかった。パリテ法施行後の最初の選挙では、女性

¹地方レベルではベルギーが先行するが、国政レベルではフランスが最初となる(三浦・衛藤 2014 参照)。

比率は10.9%から12.3%にしか増えていない。政党助成金の減額幅は2000年当時と比べて2014年には3倍に拡大している。パリテ法の厳格化によって、女性登用に比較的慎重であった共和党も2017年時点で39%の女性比率となっている。イギリス保守党（32%）と近似した水準である。

このように、女性には不利であると言われる小選挙区制度を採用していながら、30%を超える女性比率を両国では達成しており、クオータを含む政党の自主的な取組によって実現したイギリスと、パリテ法の厳格化により達成したフランスの事例は、女性議員を増やす方策には様々なものがあり、日本においても政治環境に合致する制度改正や意識改革を包括的に構想する必要があることを示唆している。

イギリスは政党の自主的な取組が奏功したと述べたが、しかしながらそれを法的に担保する仕組みがあったことは留意が必要だろう。労働党は女性指定選挙区を1997年総選挙の候補者擁立では実施するものの、性差別法を根拠とする訴えが認められ、女性指定選挙区は差し止められた。2001年総選挙では実施せず、そのせいもあり女性議員比率は後退した。2002年の性差別（選挙候補者）法の改正によって、候補者選定においてポジティブ・アクションを採用することが可能になったのである。それ以降、労働党は女性指定選挙区を再導入している。

政党の自主的措置とはいえ、クオータに不満を抱く主に男性議員が訴訟するリスクはあり、日本において、「政治分野における男女共同参画推進法」が第4条において「政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体の所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」と明記されたことの意義は大きいだろう。この条文は政党がクオータを実施することを推奨するものであり、政党幹部に政治意志があるのであれば、イギリスのような遠回りをせずに、クオータ実施に踏み切れる法的環境は整っているといえる。

3.2 政党の役割

イギリスの女性指定選挙区とフランスのパリテ法は仕組みが異なるものの、女性議員擁立に積極的な中道左派政党が制度を活用することで女性議員増加を成功させた。そして、政党間競争のダイナミズムが働くことで、後塵を拝した保守系政党もまた女性議員を増加させてきたのである。

女性議員の多寡を左右する最大の要因は「政党」であることは、政治学の通説と言える。国政選挙においては政党の公認が得られるかどうか最大の関門であり、それさえクリアすれば、女性候補者たちは男性と同等に、あるいはそれ以上の強さで、選挙を勝ち抜いてきている。公認を得るだけでなく、政党の選挙地盤が固定的な場合は、所属政党の支持地盤において公認を得られなければ当選の見込みは低い。クオータが実施されるに当たっては、実質的に女性議員の増加につながるような導入の仕方が重要であり、イギリスとフランスの主要政党の実践は実質的なものであったことを両国の数値は示している。

ではなぜ政党は女性議員を増やす「政治意志」を持つのだろうか。政党幹部があえて女性

候補者を増やすのは、第一に党内における女性議員の粘り強い働きかけがあり、第二に党勢の拡大に結びつくという戦略的思考が働いたからである。この点を、もう少し詳しく見ていこう。

3.2.1 政党内における女性議員の役割と活動基盤

イギリスもフランスも、女性議員が党内を説得する過程で重要な役割を果たしている。男女平等に比較的熱心に取り組む中道左派政党であっても、クオータは無抵抗で導入されるものではない。(男性) 党員たちは、女性議員を増やすべきであるという総論に表向きは賛成しても、具体的な措置を講じる段階になると抵抗をみせることがままある。

イギリスでは労働党が女性指定選挙区導入に踏み切る前に、党内で議論が積み重ねられてきた点が重要である。なかでも、女性議員が党内で活動する組織基盤があり、そこでの議論を足がかりに、党内改革が実現した点は特筆に値する。「労働党女性活動委員会」(Labour Women's Action Committee) や年1回の「女性会議」は党内で女性たちが声をあげやすい環境を作り出した。また、保守党においても、キャメロン党首のリベラルな改革の背景には、党内組織の Women2Win (ウィメン・ツー・ウィン) があった。これは、既存の保守党女性機構 (Conservative Women's Organization、CWO) では女性議員を増やすための具体的な措置を講じることに限界があったため、別組織としてアン・ジェンキンスやテレーザ・メイのイニシアチブによって結成されている。

フランスでは、社会党のジゼル・アリミ、フランソワーズ・ガスパール、クロード・セルバン＝シュライバー、アンヌ・ルガールらの活発な党内外での言論活動がパリテ法制定へと繋がった。フランスは法律制定の道を行ってきたため、党内における制度改革よりも法的規範の形成が重要な争点であり続けた。それでも、社会党でセゴレーヌ・ロワイヤルが政党助成金の使途に関して改革を進めるなど、女性議員が政党のジェンダー平等促進を促している。

両国間及び政党間の相違はあるものの、女性議員たちが女性の地位向上・権利擁護の言論を党内外で積極的に行なっており、政党としての政治的意志を引き出すための地ならしを先導してきた点には注目が必要だろう。女性が女性の権利を主張すると煙たがられる政党内の空気があるのであれば、それを打破できるような女性議員たちの「安全空間」を政党内で確保する必要があるだろう。

3.2.2 女性票の可視化と戦略的思考

イギリスの事例から示唆される重要な点として、女性票を取り込むために党首が女性擁立に戦略的に舵を切った点がある。先鞭をつけたのは労働党であったが、その変化を促した要因として、デボラ・マティンソンが取り仕切ったフォーカス・グループを用いる調査の存在が大きい。この他にも、フォーセット協会がデータ分析の点で存在感を発揮している。つまり、女性票の趨勢についてエビデンス・ベースで分析をし、科学的な知見があったからこそ、党首が女性擁立に踏み切れたといえる。

興味深いことに、女性議員比率が早くから高かったスウェーデンにおいては、女性票に関

する調査分析は盛んではなく、むしろ労働組合などの伝統的な支持基盤が女性化 (feminize) し、そこからの要求に応答するかたちで女性候補者擁立がすすめられたという²。

投票行動研究が政党によって活用される背景として、政党が社会への「構造化」の度合いを弱め、浮動票を対象にマーケティングの手法を取り入れながら、「選挙プロフェッショナル政党」へと変質しつつあることを指摘する必要があるだろう³。

日本は、近年において党員数が激減しているように、社会への「構造化」の度合いが低い。自民党や民主党 (当時) が「選挙プロフェッショナル政党」とまでいえるかについては議論の余地があるが (中北 2012, 2017)、その度合いを高めていることは間違いないだろう。しかしながら、政治学研究においてジェンダー要因を組み入れた分析はまだ少なく、実際の投票行動でも大きなジェンダー・ギャップが観察される状況にはない。ただし、世論調査では政策志向について男女の有権者で大きな差があることは、繰り返し見出されている (三浦 2015、大山 2016)。政党が戦略的に女性票を狙うようになれば、より精度の高い有権者動向分析を通じて、女性票を可視化させ、ターゲットを絞った政策と候補者擁立を打ち立てる可能性はあるだろう。

3.2.3 候補者選定過程の見直し

もう一つ、政党の役割として注目すべきは、党内の候補者選定過程を見直し、女性候補者を増やす措置の実効性を高めている点である。

女性候補者が増えない要因として、党内で公認を決定する機関が男性で占められており、女性候補者を積極的にリクルートするインセンティブに乏しいことがある。党首が女性候補者を積極的に登用する方針を立てたとしても、実際に候補者を選定する権限が地方の党内機関にあるのであれば、地方組織は中央の方針に従うとは限らず、ジェンダー以外の中央—地方の対立争点と時には絡みながら、複雑な政治状況が誕生することになる。したがって、ジェンダーと政治研究では一般的に、中央集権化が進んだ政党の方が女性候補者登用は進展しやすいとされてきた (Martland 2005; Caul 1999)。実際に、イギリス労働党で女性指定選挙区が導入されたことによって、選挙区労働党の選考委員会が障壁であったことが明らかになった、との論評も III.1.1 で紹介された。フランスの候補者選定も共和国前進を除く既存の政党では分権的傾向を示している。

政党が自主的にクォータを実施する際には、党則で数値を規定することはもちろんであるが、実際に候補者を選定する機関に対して強い拘束をかけなければ、骨抜きになってしまう。小選挙区においてクォータを実施する場合、個々の選挙区あるいは広域の候補者選定委員会は自分たちの選挙区ではなく、他が女性候補者を擁立すればいいだろうと考えることになるので、全体で3～4割の女性比率を達成するには党本部の強い介入が必要になってくる。したがって、イギリス労働党は党本部が選挙区を指定し、そこでは最終候補者をすべ

²ストックホルム大学レニータ・フラインデンヴァール教授インタビュー (2018年11月30日)。

³例えば、アメリカではラトガーズ大学アメリカ女性と政治研究所 (Center for American Women and Politics, CAWP) が女性の投票行動に関して詳細な調査分析を刊行しており、またバーバラ・リー財団 (Barbara Lee Family Foundation) も同様の調査を実施している。

て女性とする制度を考案したのである。最終候補者を男女同数とするだけでは、競争力のない女性がある意味「数合わせ」的に最終候補者名簿に載せられる可能性を排除できず、「自由競争」の結果、男性候補者が選ばれた、つまりは能力のある女性は少ないという神話を再生産しかねない。そこで考案されたのが最終候補者をすべて女性とする制度であった。労働党の女性比率 40%という数字は、ここまでの制度的工夫を重ねてのものであったことに留意すべきである。

3.3 議会の役割

議会もまた、女性議員を増加させる役割を担っている。本報告書でも紹介された IPU は「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を刊行し、女性議員の増加に資するような議会のあり方を提言している。イギリス調査から明らかになったこととして、議会改革と連動してジェンダーに配慮した制度改革が実現し、そのことが女性議員を増やすことにつながるという好循環の存在である。

イギリスの議会改革において特筆すべきは女性と平等特別委員会 (Women and Equalities Select Committee) の設立である。これは 2010 年に誕生した「議会における女性議員連盟」(All-Party Parliamentary Group for Women in Parliament) の提言に基づき、提言発出から 1 年を待たずに設置された。行政監視に関する強い権限を持つ特別委員会の 1 つとして、女性と平等に特化したものが新設されたことは画期的であった。

また、イギリス議会は先進国の議会としては初めて IPU の監査を実施した。2018 年はイギリスの女性参政権 100 周年にあたることもあり、ジェンダーに配慮した議会のあり方を総点検するために、両院からなる監査委員会が IPU と協力し、包括的な監査報告書を刊行している⁴。他国への新しい模範を示すものである。

3.4 政府の役割

行政府の役割としては、ジェンダー平等に携わる政府機関がどの程度立法府や政党の活動に関与できるかが論点となる。

イギリスは政府平等省 (Government Equalities Office、GEO) が日本の男女共同参画局に相当するが、設立は 2007 年と遅く、それまでは政権の問題・関心に即して機動的に設けられる室(unit)が半ばアドホックに対応をしてきた。政府平等省設立と同時に、平等・人権委員会 (Equality and Human Rights) が独立委員会として発足しているため、政府平等省は局(unit)より格上げされた省(office)になったとはいえ、権限も資源も限定的である。イギリスは個別の差別禁止法を統合し包括的な平等法を 2010 年に制定し、ジェンダーに基づく差別禁止に関しては強力な法的基盤がある。他方で、行政府による計画は存在しない。日本では 1999 年の男女共同参画社会基本法に基づき、2000 年より 5 年ごとに男女共同参画基本計画が策定されているが、そのような推進体制にはなっていない。

⁴https://www.parliament.uk/documents/lords-information-office/UK%20Parliament_%20Gender%20Sensitive%20Parliament%20Audit_Report_DIGITAL.pdf (最終閲覧日：2019 年 3 月 15 日)。

フランスは対照的に強力な行政機関が存在する。それが女男高等評議会（HCE）である。前身のパリテ監視委員会も、首相の要請に基づき法律条文や規則について見解や修正案を述べる諮問的役割を与えられていたが、2013年に改組された女男高等評議会（HCE）はさらに広い管轄を有し、パリテ監視委員会と同様に法律の評価・改善のための見解を述べるほか、広く社会的な議論を喚起することがその使命の一つとなっている。

HCEは政府機関であるが、行政府からは独立しており、日本の男女共同参画局に相当する部局は首相府付き女性の権利と男女平等課である。HCEは首相と女性の権利省大臣の諮問に応じて建議するほか、独自にジェンダー平等に関する案件を取り上げ、議会や市民社会に働きかけることができる。また2017年には設置根拠法となる平等とシチズンシップ法が制定され、セクシズム（性差別）に関する年次報告を刊行することも義務付けられた。

パリテ監視委員会及びHCEの重要な機能は法改正に向けた提言を打ち出せる点にある。これまでの意見書のうち4割以上が法制化されている。日本のように省庁の中に位置付けられる審議会はその答申は通常100%法制化されるが、独立性の高い機関の提言が4割以上採択されるのは、強い機能を持っているといえよう。そしてこのことは権限に裏打ちされたものというより（そうであれば、むしろ約6割が却下されている事実は権能の弱さを示すことになる）、公的議論を喚起することを通じて、社会的合意を形成する機能を担っていることに起因するといえよう。

HCEの興味深い点はその独立性とともに、構成員にある。現在、13人の有識者、10人の専門家・研究者、13人の高級官僚、10人のNGO代表、8人の行政官、7人の法定委員、11人の国会議員となっている。一般的な有識者枠とは別にジェンダー問題の専門家の枠が確保されており、また政治家と官僚が入り、NGO代表も入っている。任期は1期3年、2期までで、無報酬である。行政府、立法府、市民社会及び専門家から人選が行われているのは、HCEの使命が公的議論の喚起にあることと符合する。日本の審議会とは建て付けが全く異なっていることが分かる。

なお、両国の政府機関とも広報や意識啓発には力を入れており、パンフレット類のデザインも現代的で洗練されている。

3.5 市民団体の役割

市民団体もまた、女性議員増加に関して大きな役割を担う。男性優位の議会のあり方が民主的ではないこと、女性たちの関心事を政策に反映させるには女性議員がもっと増える必要があること、現在女性議員が少ないのは制度やルールに問題があること、これらの社会的認知があがるのが、制度改正や政党の努力を引き出すには重要だからである。

イギリスは、フォーセット協会が長い歴史と実績を持つ団体として大きな存在感を発揮している。研究者を巻き込んだ調査報告を刊行するとともに、キャンペーンを通じた世論喚起も行なっている。また50:50 Parliament（50:50議会）は小規模ながらも、#AskHerToStand（「#彼女に立候補を呼びかけよう」という女性候補者の他薦キャンペーン）等の超党派のキャンペーンを精力的に展開している。本調査でインタビューした保守党女性議員も50:50 Parliamentのピンバッチを首からぶら下げたネームプレートの紐につけており、超党派キャ

ンペーンとして多くの人たちを巻き込んでいることが窺える。

フランスでは **Elles aussi** (エルズシ、彼女たちも) が大きな役割を果たしており、政党がイギリスと比べると候補者トレーニングの機能を有していないこともあり、活躍する領域は多岐に及ぶ。パリテ監視委員会・HCE に NGO 代表としての委員を送りこむほか、候補者トレーニング、啓発活動、女性議員との交流などを企画している。市民社会の女性たちと政党の橋渡しをし、さらにはその経験に根ざした政策提言を HCE において行なっている。

イギリスでもフランスでも、市民団体が調査、提言、啓発において重要な役割を担っている。それらの資金力までは本調査では踏み込んでいないが、イギリスにおいては政府平等省の委託事業を受注する形で、フォーセット協会が事業を展開しているなど、政府が市民団体を財政的に支援している側面も注目すべきであろう。フランスの **Elle aussi** もまた、事業の一部は政府からの財政支援を得ている。

参考文献

- 大山七穂 (2016) 『女性議員と男性議員は何が違うのか』 三浦まり編著 『日本の女性議員—
—どうすれば増えるのか』 朝日新聞出版
- 中北浩爾 (2012) 『現代日本の政党デモクラシー』 岩波新書
- (2017) 『自民党——「一強」の実像』 中公新書
- 三浦まり (2015) 『私たちの声を議会へ——代表制民主主義の再生』 岩波書店
- 三浦まり・衛藤幹子 (2014) 『ジェンダー・クォーター—世界の女性議員はなぜ増えたの
か』 明石書店
- Caul, Miki. 1999. "Women's Representation in Parliament: The Role of Political Parties," *Party
Politics* 5(1): 79-98.
- Martland, Richard E. 2005. "Enhancing Women's Political Participation: Legislative Recruitment and
Electoral Systems" in *Women in Parliament: Beyond Numbers*, ed. Azza Karam, International
IDEA.

4. 国際動向

4.1 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union, IPU/スイス)

4.1.1 組織概要¹

IPU (列国議会同盟)は、1889年に設立された世界の議会による国際機関であり、本部はジュネーブに置かれている。各国・地域の議員の対話の中心として、世界の平和と協力及び議会制民主主義の確立のために活動している。

日本は、1908年に加盟し、第2次世界大戦後の1952年に再加盟した。2018年現在、日本を含めて178か国の議会が加盟している。

各国は総会で10票を持ち、人口100万以上の国には1～13の追加票がある。日本は20票である。総会は過半数又は3分の2の多数決で議決する。総会は毎年開かれ、1960年の第49回総会、1974年の第61回総会は東京で開かれた。各国代表団に属する女性議員によって構成される女性議員フォーラムが設置されており、男女間の平等・協力の推進による民主主義の強化等を目的として審議等を行っている。

2005年より、毎年各国の議会における女性の参画の進展等についてまとめた“Women in Parliament”を作成、公表するなど、各国の議会における女性の参画に関する情報を収集・提供している。2015年版からは日本語版がIPUのWEBサイト²にも掲載されている。

4.1.2 IPU 会議の運営におけるジェンダーに対する配慮

IPU 会議について、加盟国はその派遣代表団の中に男女の国会議員を含むものとし、両性が等しく代表されることを保証するよう努める³こととされている。代表団の人数は、人口1億人以上の国は10名以内、人口1億人未満の国は8名以内⁴とされているが、連続した3回のIPU 会議において、同一の性の国会議員のみによって構成される派遣代表団は自動的に1名減員されることとされている⁵。また、派遣団に若い(45歳未満)国会議員を含む場合には、派遣団が両性によって構成されていることなどを条件として、派遣団に1名追加登録することができる⁶。

¹参議院 HP (参議院のあらまし 列国議会同盟[IPU])

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/ipu.html>

参議院 HP (国際関係 国際会議 IPU 会議[会議概要])

http://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/kaigi/kaigi.html

IPU HP

<https://www.ipu.org/>

(最終閲覧日：2019(平成31)年1月15日)。

²<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2017-03/women-in-parliament-in-2016-year-in-review>

³IPU 規則 10 条 1 項

(IPU の規約：<https://www.ipu.org/about-us/statutes-and-rules-ipu>)

⁴IPU 規則 10 条 2 項

⁵IPU 規則 10 条 4 項

⁶IPU 規則 10 条 3 項

また、IPU 会議において、各加盟国の投票権として 10 票の基礎票に加え、加盟国の人口規模に応じて追加票を有するが、連続した 3 回の IPU 会議において同一の性の国会議員のみによって構成される派遣代表団については、基礎票が 8 票とされる⁷ほか、評議員会における各加盟国の代表は両性を含む 3 名とされており、どちらか一方の性のみから構成される場合は 2 名に限定される⁸こととなる。

4.1.3 「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」

4.1.3.1 7つの行動分野

2012 年の IPU 会議においてより一層ジェンダーに配慮した議会を実現するための取組を支援することを目的とする「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」(Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments : 以下「本行動計画」)を採択している。

本行動計画は、より一層ジェンダーに配慮した議会を実現するための取組を支援するものである。女性議員の数にかかわらず、あらゆる議会が導入できる、次の 7 つの行動分野における幅広い戦略を提示している。

- 行動分野 1 女性議員数の引上げと参加の平等の実現
- 行動分野 2 ジェンダー平等のための法律及び政策の強化
- 行動分野 3 あらゆる議会業務におけるジェンダー平等の主流化
- 行動分野 4 ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善
- 行動分野 5 両性の議員全員がジェンダー平等に責任を持つ
- 行動分野 6 政党がジェンダー平等の擁護者となるよう奨励する
- 行動分野 7 議会スタッフにおけるジェンダーへの配慮とジェンダー平等の促進

4.1.3.2 各行動分野における取組例⁹

各国議会が本行動計画を自らの計画とし、各国の状況に応じて具体的な目的、行動、達成期限を定め、本行動計画の戦略の一部又は全部を国レベルで実施することや、各国議会が、ジェンダーへの配慮という目標に向けた進捗状況を、定期的に監視し評価することを求めている。上記の行動分野においては、分野ごとに具体的な取組例を挙げており、政治分野における男女共同参画に資する取組として、主なものは次のとおりである。

行動分野 1 女性議員数の引上げと参加の平等の実現

議会へのアクセスについて：

- ・ 各国の事情に応じて、各政党が選出する女性候補者のより多くが選挙で「勝ち得る」位置を占められるような特別措置を講じ、女性議員枠を設けるべく選挙法等の改正を提案する。

⁷IPU 規則 15 条 2 項

⁸評議員会規則 1 条 2 項

⁹IPU (2012)、14-30 頁。

- ・ 女性候補者及び女性議員に対する暴力行為を糾弾し、そのような行為の防止と処罰のための法的及び実際的な措置を講じる。
- ・ 議会における女性参加の重要性に関する意識向上キャンペーンを実施する。
- ・ メンターシップ・プログラムを支援し、女性議員が模範として議会の広報媒体やメディアで取り上げられるよう働きかける。

地位及び役割における平等の実現に向けて：

- ・ 議会の要職（委員会の長、内部部局又は役員会の幹部職等）への登用において、能力が同等又は議席数の割合に見合ったものである場合は、女性が優先されるよう、アフーマティブ・アクションを講じ、内部規則を改正する。
- ・ 定期的に男性議員と女性議員が交替で議会の要職に就くようにする。
- ・ 議会組織上、可能な場合はリーダーを2名体制とし、男女1名ずつ任命する。

行動分野2 ジェンダー平等のための法律及び政策の強化

議会の戦略的方針と行動計画について：

- ・ 議会は、社会におけるジェンダー平等の擁護に率先して取組、模範を示すために、以下に掲げる措置を講じる。
 - 以下に関して定めるジェンダー平等のための方針を策定する。
 - 本行動計画に含まれる措置を実施するにあたっての論理的根拠及び戦略的方向性
 - 一定期間内に議会がジェンダー平等に取り組むための具体的行動
 - 適切な議会監視の仕組みによって定期的に測定される進捗状況の評価指標
 - ジェンダーに配慮した議会予算の編成を行い、進捗状況を監視するための説明責任の仕組みを整備する。

議会の運営及び支援に関する方針について：

- ・ 反ハラスメント及び反差別に関する方針の策定
 - すべての議員や議会スタッフが、あらゆる形態の差別やハラスメント（性的嫌がらせを含む）のない環境で仕事ができるように、以下に掲げる措置を講じる。
 - 全議員に礼儀をわきまえた行動を求め、性差別的と受け取られる言葉や行動を罰する行動規範を定める。
 - 苦情の受付と対処のための独立組織を設置するなど、全議員及び議会スタッフに適用しうる国内法の整備と並行して、反差別・反ハラスメント方針を策定し、実施する。
 - 議員規則も含め、あらゆる公式文書で使用される言葉において、ジェンダーへの配慮を徹底する（例として、男性代名詞「彼」を使って議員に言及しないこと、チェアマンではなくチェアパーソン又はチェアという言葉を用いることなど）

行動分野3 あらゆる議会業務におけるジェンダー平等の主流化

ジェンダー主流化実現に向けたコミットメントについて：

- ・ ジェンダー問題の調査を担当する委員会が、その職務を果たすうえで十分な時間と資源（ジェンダー問題に詳しいスタッフ等）、調査結果や提言を本会議に報告する機会、議会における他の委員会と同じ権限と責任（証拠書類の請求、証人や大臣の聴取、調査結果や提言の報告等）を持てるようにする。

ジェンダー主流化のための組織構造及び仕組みの確立に向けて：

- ・ 議会の全委員会におけるジェンダー主流化を促進する。そして、ジェンダー問題に詳しい議会調査スタッフ、専門研究ユニット、図書館員・調査スタッフ等が議員を補佐する。

行動分野4 ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善

仕事と家庭の両立支援に向けて：

- ・ 審議を圧縮して対応する週を設ける、審議開始時刻を早める、遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程を合わせるなどして審議時間を調整することにより、議員が選挙区に帰り、家族と過ごせる時間を増やす。
- ・ 議院内に託児所やファミリールームを設け、開会中も議員が家族と過ごせるようにする。
- ・ 子どもが誕生した際には、男性議員も女性議員も育児休暇を取得できるようにする。
- ・ 長期育児休暇が実施できない場合に、公務上の理由に加え、育児休暇を審議日程に欠席する正当な理由として認めるなどの代替案を検討する。
- ・ 授乳中の議員が審議に出席しなくともいいように、代理投票やペアリング制度¹⁰を利用できるようにする。

差別とハラスメントのない職場環境の促進に向けて：

- ・ 議会の儀礼、服装規定、人の呼び方や言葉遣い、慣習、規則についてジェンダーに基づく分析を行う。
- ・ 全議員を対象に、ジェンダーに関する意識向上の研修セミナーを実施し、新人議員の任命は必ずジェンダーに配慮した方法（先輩女性議員が新人の女性議員に助言する、女性議員と政治経験が豊富な議員と組むなど）で行うようにする。

公平な資源と設備の提供について：

- ・ 全議員向けに提供されている設備のジェンダー評価を行う。

¹⁰与野党の各議員が、自分とは反対の意見を持つ議員とあらかじめペアを組んで、片方が欠席する場合、他方も欠席するなど取り決めることで、欠席が投票結果に影響を与えないための制度。これにより、与党にとっても野党にとっても、欠席議員の採決への影響がなくなるため、何らかの都合で出席が難しい場合にはこの仕組みが用いられる。

- ・ 議員手当や議員旅費の支給は公平かつ透明な方法で行われるようにする。
- ・ 議員代表団、ジェンダー平等ないしはジェンダー主流化に関するスタディツアーや国際派遣等における男女の構成比は可能な限りバランスのとれたものにする。

行動分野 5 両性の議員全員がジェンダー平等に責任を持つ

- ・ 男性議員と女性議員によるジェンダー平等に関する法律の共同提案を促す。
- ・ ジェンダー平等に関する委員会の共同委員長・副委員長として両性の議員を任命する。
- ・ 国際女性デーや女性に対する暴力撤廃の国際デーなど、ジェンダーに関する意識啓発を図る議会行事への男性議員の参加を促す。
- ・ 男性議員向けのジェンダーに配慮した研修プログラムを提供する。

行動分野 6 政党がジェンダー平等の擁護者となるよう奨励する

党所属の女性議員の増加に向けて：

- ・ 議会における女性の参入及び在職を促進する一時的な特別措置の導入を検討する。
- ・ 党内執行機関の要職への起用はジェンダー平等に配慮する。
- ・ 当選した党員と選挙に出馬する意欲のある女性候補者を組み合わせて、選挙活動の様々な側面に関する研修やマスメディア対応の訓練を行うなどして、女性候補者養成のために指導する制度をつくる。
- ・ 党所属の女性候補者と採用・在職率を改善する目標を持つ女性議員に対する支援のネットワークを構築する。

ジェンダーに配慮した会議設定や業務慣行の導入に向けて：

- ・ 家庭における役割と重ならないような会議日程を組む。
- ・ 家庭での役割を果たせるよう会議の予定時刻を厳守する。

ジェンダー主流化の仕組みの構築に向けて：

- ・ 各政党に対して、文書を作成する際には、ジェンダーに配慮した言葉遣いを行うよう促す。

男女公平な議会内の委員会のポストの割り振りについて：

- ・ 委員会や委員会の幹部職に党員を任命するに当たり、透明性の高い任命方法を採用し、党員の多様な能力、経験、委員会の任務への希望について可能な限り反映するよう、各政党に働きかける。

行動分野 7 議会スタッフにおけるジェンダーへの配慮とジェンダー平等の促進

- ・ 苦情の受付と対処のための独立機関を設置することを含め、全ての議会スタッフに適用される反差別・反ハラスメント方針を策定し、実施する。
- ・ 議会の管理運営部門における女性スタッフの数と勤続年数を評価する。

- ・ 男女の能力が同等の場合や幹部職の女性比率が低い場合には、女性を優先的に議会内のポストに任命するアファーマティブ・アクションの導入の可能性を検討するために、新たな委員会を設置したり、既存の委員会に当該任務を委ねたりする。
- ・ ジェンダー平等の原則及びジェンダーに配慮した議会が全員の利益となる理由を説明するため、全ての議会スタッフを対象として、ジェンダーに配慮する意識向上のセミナーを実施する。
- ・ ジェンダーに基づいた立法、予算及び政策の分析を行うための議会スタッフの能力向上を図る。

4.1.4 議会における女性へのハラスメント等への対策

4.1.4.1 「議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」(Sexism, Harassment and Violence Against Women Parliamentarians) (2016)

IPU では、女性議員に対する性差別やハラスメント、暴力に関して、2016年にそれをグローバルレベルで取りまとめた報告書として、「議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」(Sexism, Harassment and Violence Against Women Parliamentarians) (2016)を公表している。

この報告書は、39か国から集まった55人の女性議員によって自主的に提供された定量的及び定性的データに基づいている。回答者の属性としては、アフリカ18地域、ヨーロッパ15地域、アジア太平洋地域10地域、南北アメリカ8地域、アラブ諸国4地域の5つの地域に広がっている。調査に当たっては、39か国の55人の女性議員に対して、1対1でのインタビューを実施している。内容が非常にセンシティブであり、自分自身の経験を話すことに精神的な抵抗がある女性が多いことを考慮し、IPUの会議への出席者を対象に、調査への協力を要請し、フィードバックがあった人に1対1の面談の場を設けるという形で、自発的に話す人を対象にして実施した。IPUの会議に参加した女性という点で、身元が容易に特定される可能性もあるので、その本人の身元・国籍が分からないよう、質問者に対しても、調査対象者の情報を厳守するというルールで実施している。

この調査は、調査対象の女性たちが語った経験等を踏まえて、世界中の女性議員に対するあらゆる性暴力(精神的暴力、身体的暴力等を含む)の実態を明らかにするものである。そのような暴力は、女性議員が自由にかつ安全に仕事を遂行することを妨げ、女性の政治に悪影響を及ぼしうるものであり、性暴力に対する行動を起こすことは、政治の義務であり、議会の有効性、男女平等への進歩、そして民主主義の活力は全てそうした行動にかかっていることを示している。

そして、報告書では、議会における女性に対する様々な暴力等への対応策として、国会における内部メカニズムを強化すること、性に関する議会行動規範を確立すること、セクシュアル・ハラスメントポリシーと苦情処理手続きを設けること、国会議員の人権に関するIPU委員会への照会を行うことなどの重要性を唱えている。

4.1.4.1.1 調査結果概要

上記の IPU の調査への回答者の年齢層とその比率は、次のとおりである（図表Ⅲ-4-1-1）。

図表Ⅲ-4-1-1 回答者の年齢層とその比率

年齢層（歳）	比率（%）
18～30	1.8
31～40	16.4
41～45	10.9
45～50	18.2
51～60	34.5
61～70	14.5
71～80	3.6

（出典）IPU（2016）, p. 2.

この調査結果は、女性議員に対する性差別、嫌がらせ、暴力が非常に広範囲に及んでいることを示している（図表Ⅲ-4-4-2）。

図表Ⅲ-4-1-2 女性議員に対する様々な形態の暴力の実態

精神的暴力を受けたことの有無について	「ある」と答えた回答率（%）
個人的に精神的暴力行為を受けたことがあるか	81.8
議会において、同僚の女性議員が精神的暴力行為を受けているのを目撃したことがあるか	78.1
性的暴力を受けたことの有無について	「ある」と答えた回答率（%）
個人的に性的暴力行為を受けたことがあるか	21.8
議会において、同僚の女性議員が性的暴力行為を受けているのを目撃したことがあるか	32.7
身体的暴力を受けたことの有無について	「ある」と答えた回答率（%）
個人的に身体的暴力行為を受けたことがあるか	25.5
議会において、同僚の女性議員が身体的暴力行為を受けているのを目撃したことがあるか	20.0
経済的暴力（経済的虐待等）を受けたことの有無について	「ある」と答えた回答率（%）
個人的に経済的暴力行為を受けたことがあるか	32.7
議会において、同僚の女性議員が経済的暴力行為を受けているのを目撃したことがあるか	30.9

（出典）IPU（2016）, p. 3.

精神的暴力を受けたことがあると回答しているのは、81.8%に上る。

そして、精神的暴力にはいくつかの種類がある。精神的暴力を受けたことがあると回答した回答者の44.4%が、死や強姦、殴打、誘拐の脅迫を受けていると述べた。精神的暴力行為の具体的内容を示したものが、図表Ⅲ-4-1-3である。

図表Ⅲ-4-1-3 精神的暴力を受けた者が経験した精神的暴力行為の具体的内容

内容	割合 (%)
屈辱的な性的又は性差別的な発言	65.5
古い体質のメディアによる性的含意のある非常に失礼な自身の画像又は自身に関するコメント	27.3
ソーシャル・メディアを介して広がる自身の極度に屈辱的又は性的な画像	41.8
死、強姦、殴打又は誘拐の脅迫	44.4
嫌がらせ(自身を脅かすかもしれない不要な注意や好ましくない言葉による接触又はそれらの相互作用を含めて、執拗で招かれざる行為に晒されること)	32.7

(出典) IPU (2016) , p. 3.

女性議員に対する暴力が発生した場所は、議会を含む政治施設や選挙事務所、政治集会等に加えて、ソーシャル・メディアも新たに挙げられる。女性議員の配偶者や家族も標的とされる可能性がある。

調査によると、女性議員の61.5%が性差別的な行動や暴力の対象となっていた。その要因としては、反対派に属すること、若いこと¹¹、少数派グループに所属することが挙げられている。

そして、そのような暴力等を受けた回答者の半数以上(51.7%)が、被害を議会や警察に訴えた。また、当該調査に回答している議員の21.2%が、議会においてセクシュアル・ハラスメントポリシーがあると述べた。28.3%が、苦情調査・処理システムがあると回答した。

4.1.4.1.2 IPU 報告書(2016)において示される主な制度的解決策等

上記の報告書において示されている主な制度的解決策等に関しては、次のとおりである。

- ・ 女性議員を含め、女性に向けて、あらゆる形態の差別に対する苦情を報告し、申し立てる仕組みをつくること
- ・ 特に政治分野での女性に対する暴力について法律を完全にすること
- ・ 国会における内部メカニズムの強化
- ・ セクシュアル・ハラスメントポリシーと苦情処理手続きの確立
- ・ セクシュアル・ハラスメントに関する議会行動規範の確立(コスタリカとカナダの事例)

¹¹調査結果を年齢層別に分析すると40歳未満の女性議員はより多く被害に遭っている。

が掲載されているので、以下「参考事例」として紹介)

- ・ 政治プロセスから独立した苦情メカニズムプロセスの確立（上記のコスタリカとカナダの事例を参照）
- ・ 国会議員とその職員の安全を確保するために、議会のセキュリティを維持（特に女性が夜遅くまで業務を行う必要がある場合又は非常に攻撃的な人々に対処する場合）
- ・ 国会議員の人権に関する IPU の人権委員会への照会
- ・ 女性議員間の連帯

4.1.4.1.3 参考事例：セクシュアル・ハラスメントに関する議会行動規範—コスタリカとカナダの例¹²—

これら2つの国における取組の目的は、政治プロセスとは独立した苦情処理の仕組みを持つことである。

(1) コスタリカ：

セクシュアル・ハラスメントの案件の調査を担当する委員会は、議会の人事担当部長、医療専門家、弁護士及びその代理人で構成されている。この委員会は、手続の開始時において、調停者に、この分野の専門家からの支援を受けられるよう依頼することができる。国会議員は、この手続と並行して、裁判所に苦情を申し立てる必要がある。

(2) カナダ：

手続は機密である。調停に対する苦情や要望は、まず下院の人事担当部長に宛てられる。人事担当部長は、セクハラが発生したかどうかを判断するために外部の調査者を雇うことができる。さらに、すべての下院議員は、職場環境においてセクシュアル・ハラスメントをなくすこと、そして、行動規範を尊重することに関する書面に署名する必要がある。セクシュアル・ハラスメントポリシーに関する研修会も、議員と議会のスタッフ等のために開催されている。

4.1.4.2 「ヨーロッパの議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」 (Sexism, harassment and violence against women in parliaments in Europe) (2018)

IPU では、「議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」(2016) の報告書の調査結果をさらに取り上げ、特に欧州の議会の状況に焦点を当てて、2018 年に、「ヨーロッパの議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」(Sexism, harassment and violence against women in parliaments in Europe) を公表している。この報告書は、調査の対象範囲に関して、欧州議会における女性議員に対する嫌がらせや暴力を含めて調査しており、これは、IPU と欧州評議会議会 (Parliamentary Assembly of the Council of Europe : PACE) との密接な協力関係の成果である。IPU が欧州の議会について実施したいと考えている一連

¹²IPU (2016) , p. 9.

の地域研究の最初の成果でもある。

上記のレポートでは、2018年1月から6月までの期間において、アンケートやヒアリング調査が行われた。ヨーロッパ諸国45か国のうち、123名の女性（うち女性議員81名、議会スタッフ42名）へのインタビューが実施された。インタビューは、対面で行われた。データは全て完全な機密により収集された。当該インタビュー結果に基づいて、議会における女性に対する性差別的で暴力的な行動等に関する調査結果を記している。そして、欧州におけるそのような虐待の程度を評価し、特定の形態を強調しようとしている。この報告書は、女性に対する嫌がらせや暴力への沈黙とタブーを打ち破り、ジェンダーに基づく暴力に対する闘いに貢献することを目的としている。

4.1.4.2.1 調査結果概要

4.1.4.2.1.1 女性議員に関する調査結果概要

上記のIPUの調査への回答者（女性議員）の年齢層とその比率は、次のとおりである（図表Ⅲ-4-1-4）。

図表Ⅲ-4-1-4 回答者（女性議員）の年齢層とその比率

年齢層（歳）	比率（%）
18～30	3.7
31～40	23.5
41～45	8.6
46～50	16.0
51～60	29.6
61～70	16.0
71～80	2.5

（出典）IPU（2018）, p. 5.

女性議員が受けた暴力の内訳及びその割合は、以下のとおりである（図表Ⅲ-4-1-5）。

図表Ⅲ-4-1-5 暴力の範囲及び性質（調査した女性議員が経験した暴力の形態）

内容	割合（%）
精神的暴力	85.2
性的暴力	24.7
身体的暴力	14.8
経済的暴力	13.5

（出典）IPU（2018）, p. 5.

調査対象となった全ての女性議員及び40歳未満の女性議員が経験した精神的暴力の具体的内容に関して、詳しく見ると、次の結果となった（図表Ⅲ-4-1-6）。

図表Ⅲ-4-1-6 調査対象となった全ての女性議員及び 40 歳未満の女性議員が経験した精神的暴力の具体的内容

内容	全回答者の回答率 (%)	40 歳以下の回答者の回答率 (%)
性的又は性差別的な発言	67.9	77.3
ソーシャルネットワークに投稿された、非常に屈辱的で性的な意味合いの写真やコメント	58.2	76.2
殺人、強姦、殴打又は拉致の脅迫	46.9	50.0
メディアでの性的な意味合いの写真やコメント	39.5	54.6
精神的な嫌がらせ/いじめ/ストーキング行為	27.2	45.5

(出典) IPU (2018) , p. 6.

調査対象となった全ての女性議員及び 40 歳未満の女性議員が経験した性的暴力の具体的内容に関して、詳しく見ると、次の結果となった (図表Ⅲ-4-1-7)。

図表Ⅲ-4-1-7 調査対象となった全ての女性議員及び 40 歳未満の女性議員が経験した性的暴力の具体的内容

内容	全回答者の回答率 (%)	40 歳以下の回答者の回答率 (%)
性的嫌がらせ	24.7	36.4
性的暴行	6.2	13.6

(出典) IPU (2018) , p. 7.

調査に回答した女性議員の 24.7%が任期中に性的嫌がらせ等を受け、6.2%が、性的暴行を受けたと回答している。75.9%のケースで、性的暴力は男性によって行われたことが示された。また、34.4%のケースで、議会や政治的な会合、選挙活動中に被害に遭っていた。セクシュアル・ハラスメントの主な例として挙げられているものは、次のとおりである。

- ・ 下半身や胸に触る、強制的にキスをする
- ・ 同僚が周りを取り囲み、胸を触りたい、一緒に寝たいと言われる
- ・ 同僚がいつもプレッシャーをかけてくる、電話をかける、性的な意味合いのあるメッセージを送ってくる

4.1.4.2.2.2 議会で働く女性スタッフに関する調査結果概要

上記の IPU の調査への回答者 (議会で働く女性スタッフで全て公務員) の年齢層とその

比率は、次のとおりである（図表Ⅲ-4-1-8）。

図表Ⅲ-4-1-8 回答者（議会で働く女性スタッフ）の年齢層とその比率

年齢層（歳）	比率（%）
18～30	14.3
31～40	33.3
41～45	11.9
46～50	16.7
51～60	14.3
61～70	9.5

（出典）IPU（2018）, p. 8.

議会で働く女性スタッフ（公務員）が受けた暴力の内訳及びその割合は、以下のとおりである（図表Ⅲ-4-1-9）。

図表Ⅲ-4-1-9 暴力の範囲及び性質（調査した議会で働く女性スタッフが経験した暴力の形態）

内容	割合（%）
精神的暴力	52.3
性的暴力	40.5
身体的暴力	7.1
経済的暴力	9.5

（出典）IPU（2018）, p. 5.

調査対象となった議会の女性スタッフが経験した精神的暴力、ハラスメント及びいじめの具体的内容に関して、詳しく見ると、次の結果となった（図表Ⅲ-4-1-10）。

図表Ⅲ-4-1-10 調査対象となった議会の女性スタッフが経験した精神的暴力、ハラスメント及びいじめの具体的内容

内容	割合（%）
性的又は性差別的な発言	50.0
精神的嫌がらせ/いじめ	19.5
失業の脅迫、又は専門性を発揮する場からの排除	9.5
ソーシャルネットワークに投稿された、非常に屈辱的で性的な意味合いの写真やコメント	2.4
殺人、強姦、殴打又は拉致の脅迫	2.5

(出典) IPU (2018) , p. 9.

上記のとおり、インタビューした議会の女性スタッフの 50.0%が性的又は性差別的な発言の被害を受けていた。これらの発言は、61.5%のケースにおいて男性議員によって行われ、34.6%のケースにおいて議会で働いている男性の同僚により行われた。

議会で働く女性へのセクシュアル・ハラスメントのほとんどが、国内外への出張中(55.6%)や、議会内で行われていた(33.3%)。セクシュアル・ハラスメントの主な例として挙げられているものは、次のとおりである。

- ・ 出張時において、男性議員が執拗に性的な要求をする
- ・ 出張時において、男性議員が電話をかけ、メッセージを送る
- ・ ホテルの部屋のドアをノックする
- ・ ホテルの部屋のドアの下に紙のメッセージを挟み込む

4.1.4.2.2 IPU 報告書 (2018) において示される制度的解決策等¹³

上記の報告書において示されている主な制度的解決策等に関しては、次のとおりである。

- ・ 議会における女性に対する暴力、性差別、嫌がらせと闘うために、適切な法律を持つこと
- ・ 新しいテクノロジーを介して行われた脅威等として、オンラインその他の形態のサイバー暴力に対応すること（ソーシャルネットワークプラットフォームが支援するための措置を講じるようにすること）
- ・ 警察に対して、オンライン虐待を含む事件について体系的な調査を求めること
- ・ 職場での嫌がらせや暴力について、効果的で機密性の高い苦情調査・処理のメカニズムの構築（スウェーデンの事例が掲載されているので、以下「参考事例」として紹介）
- ・ 議会の対応方針の強化：尊敬と平等に基づき、議会が最も効果的な解決策を見つけること
- ・ 議会の規則、行動規範、倫理規定又はガイドライン等において、不適切な行為（性暴力や虐待等）やハラスメントの防止等について明確な定義を持ち、議員及び議会スタッフに適用されることを明記
- ・ 苦情調査・処理システムに加えて、調停と内部でフォローアップ調査体制の構築
- ・ 議員の立場で状況を把握し、議員が経験した暴力や嫌がらせの事例に関する詳細情報の確保
- ・ 嫌がらせや暴力の被害者への援助及びカウンセリングサービスの提供
- ・ 連絡担当者又はホットライン（これらの問題への専用のフリーダイヤル）の設置
- ・ 機密性のある個別のアドバイス
- ・ 予防と意識啓発、職場での研修等の機会の提供。全てのスタッフに対して、セクシ

¹³IPU (2018) , pp.14-17.

アル・ハラスメントを防止することを目的としたトレーニングの提供。管理職向けの研修、意識向上プログラム等の実施

- ・ 議会で導入されたいかなる取組も定期的に監視し、その有効性について評価

4.1.4.2.3 参考事例：議会における苦情調査・処理システム—スウェーデンの例¹⁴

2017 年において、スウェーデン議会は虐待行動に対処するためのガイドラインを修正した。性差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けた当事者は人事担当部長に苦情を述べ、調査を行う。その事件で訴えられた人との接触や調査は完全に機密である。当事者や加害者に対して、個別に面接を実施する。面談内容は記録され、当事者には内部調査の進捗状況が通知された後、当該調査結果が伝えられる。

4.1.4.3 「ジェンダーに配慮したイギリス議会監査報告」(UK Gender Sensitive Parliament Audit 2018) (2018)

さらに、IPU は、2018 年に、イギリスの上院と下院の委員会に対して、ジェンダーに配慮した議会をめざした監査結果を取りまとめて、「ジェンダーに配慮したイギリス議会監査報告書」(UK Gender Sensitive Parliament Audit 2018) (2018) を公表している。

上記報告書では、議会での実態を踏まえて、いじめ、ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントといった最近の調査結果で強調されてきた議会の文化、業務の予測不可能性及び潜在的な長時間労働を含めて議会で働くことが家庭生活にもたらす課題、議員になることの経済的影響、オンライン上の脅威と物理的セキュリティに対する脅威、特に女性議員や女性候補者に対する性別に基づく脅迫、ハラスメント及び暴力といった問題が議会において残されていることが明らかにされ、議会におけるジェンダー平等のための監視の必要性等を唱えている。そして、報告書の最後では、全体の結論として、これらの障壁に対処する具体的な対策を含め、いじめとハラスメントに対処する新しい議会の文化、環境及び方針等の各章に関して 52 項目の結論と勧告を示している。

4.1.4.3.1 IPU 監査報告書 (2018) において示される主な制度的解決策等¹⁵

上記の報告書において示されている議会改革に関する主な制度的解決策等については、次のとおりである。

- ・ 委員会は午前 9 時 30 分までには開催するべきではない
- ・ 時間のより効率的な使用方法を検討する
- ・ 最初のステップとして、各院で事業遂行の効率性と改革のための見直しを実施する
- ・ 議会カレンダー（1 年前までの予定座席日数）の事前通知
- ・ 議会の休業日と学校の休日をより密接に調整することで、イギリス各地に居住している議員が家族と一緒に過ごす時間を増やすことにつながる

¹⁴IPU (2018), p.15.

¹⁵IPU (2018), pp.27-34.

- ・ 子どもと家族のための議会方針を策定する。幼児の授乳はどこでも許可されるべきである
- ・ 母乳を搾乳するためのより良い施設が提供されるべきである
- ・ ファミリールームを家族専用スペースとして維持するための改善が必要である
- ・ いじめや嫌がらせ、セクシュアル・ハラスメント等に関する問い合わせ窓口を設置し、調査し、議会は調査を行う
- ・ 議会当局は、IPU の報告書（2016）に記載されている、議会における良い慣習を採用する
- ・ 女性からの証言を検討し、平等委員会がセクハラを調査し、対応する
- ・ 内部告発者へのサポートを行う
- ・ 議会当局が、議員や全てのスタッフに対して、ソーシャル・メディアを介した悪用や脅威に対処するためのセキュリティサポートサービスを受けること、健康が保証された従業員支援プログラムを受けることなどの措置を講じること
- ・ 両院が議会を改善するためのイニシアチブをとること
- ・ 保育への取組が、キャリアの進歩の妨げにならないように検討する必要がある。特に女性が出産休暇から仕事に復帰するための支援が提供されるべきである

4.1.5 日本への示唆

IPU による取組事例として、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」（2012）、「議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」（2016）、「ヨーロッパの議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」（2018）、「ジェンダーに配慮したイギリス議会監査報告書」（2018）の各報告書及びヒアリング調査を踏まえて、女性議員を増やしていくための施策に関して、以下検討する。

・ 比例代表制における候補者名簿の活用

諸外国を見ると、例えば、ベルギーやメキシコでは 1990 年代以降、法律によるクオータ制を徐々に進めてきており¹⁶、党内や地方議会等から¹⁷国レベルの議会へと、国民が制度に慣れるような形で取り組むことにより、女性議員や女性党員の数を増やしてきた経緯がある。IPU の担当者によると、日本においても、突然クオータで 50% などの数字を出すのではなく、比例代表の上位に女性を置く方法等から少しずつ議論を進めるほうが日本に馴染む可能性があるとの指摘¹⁸があった。今後の日本において、女性議員を増やしていくうえで、

¹⁶朴（2009）、12 頁。

¹⁷1990 年～2000 年代以降、ベルギーでは共同体・地域圏議会及び市町村議会でクオータ制を導入し、またメキシコでは、制度的革命党（PRI）、民主革命党（PRD）、国民行動党（PAN）では党内クオータにより、党の地方レベルの機構から多くの女性が関わることを促進してきた。ベルギーについては、マイヤー（2016）、196-197 頁。メキシコについては、国連開発計画・全米民主国際研究所（2013）、87 頁。

¹⁸IPU へのヒアリング（実施日：2018（平成 30）年 12 月 3 日）より。

現在の日本の選挙制度における比例代表制において、一部の政党が実施しているように、その上位に女性の候補者を置くことにより、女性の議員を増やしていく取組を今後広げていくことや、公職選挙法を改正し、フランスのように性別交互名簿の導入することも考えられる。

・選挙活動中でのハラスメント・暴力への対策

IPUによる報告書(2016,2018)では、IPUの2016年の調査及び2018年の調査で共通している点は、回答した女性議員の80%以上が精神的暴力を、20%以上が性的暴力を受けたことがある点である。そして、精神的暴力を受けた者が経験した精神的暴力行為の具体的内容に関して、屈辱的な性的又は性差別的な発言が60%以上である点も共通している。これらは女性が議員として活動するうえで、いかに女性議員がハラスメントや暴力で精神的苦痛を受けているかを示した結果である。IPUによる上記の調査は世界規模での調査であるが、我が国においても女性が議員活動を行ううえで、ハラスメントや暴力等が発生している。2014年6月に、東京都議会の議場において女性議員(当時)へのセクシュアル・ハラスメントのヤジが向けられたことや、選挙活動中において、「1票の力」を振りかざした有権者によるハラスメント行為(いわゆる「票ハラスメント」)等も問題視されている。これから政治の道を志す女性にとって、これらはネガティブなイメージを与えるものであり、女性が政治の道を断念せざるを得ない要因となる可能性もある。IPUによる報告書(2018)では、ハラスメントや暴力等の被害は党派を超えて起きていることが明らかになっている。政党が基盤となり、政治分野において安定的に人材を政治に供給することも政党の使命であるとするれば、政党が中心となり、女性候補者及び女性議員へのハラスメントや暴力等への対策を講じるとともに、政治全体で対処することが求められる課題である。

・議会における議員活動と家庭の両立支援への対策—女性への暴力、ハラスメント、嫌がらせ等への事前防止と発生後の対応

IPUによる取組事例に関して、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」(2012)、「議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」(2016)、「ヨーロッパの議会における女性への性差別、ハラスメント、そして、暴力」(2018)、「ジェンダーに配慮したイギリス議会監査報告書」(2018)の各報告書では、議会におけるハラスメントや嫌がらせ、暴力等、女性にとって議員活動の阻害要因への対策や、議員活動と家庭との両立に向けた働きやすい議会の環境づくりの方策を議論している。それとともに、議会の儀礼、慣習、規則等においてジェンダーに配慮し、あらゆる側面において、暴力、ハラスメント、嫌がらせといった、議員や議会スタッフの基本的な人権を毀損する行為に対して未然に防止する環境を整備することはもとより、発生した場合でもあっても、厳正に対処することができる環境づくりが必要である。そして、暴力、ハラスメント、嫌がらせ等の行為が発生した場合であっても、コスタリカやカナダの取組事例が示すように、セクシュアル・ハラスメントに関する議会行動規範として、苦情調査・処理のプロセスが確立されていることは示唆に富む。議会において、被害者に対して、公平かつ中立な客観的な第三者

機関を設置して、権利利益の救済を図る仕組みを制度化することは、IPUの報告書において提言されており、実際に導入している海外の例がある取組である。

これらの諸外国の取組は、議会の行動規範を見直し、議会自体がハラスメントや暴力等の防止策を講じかつ被害が発生したときの救済の仕組みを整えること、それらとともに、政党においても党内での様々な活動で生じるハラスメントや暴力等に対する防止策及び被害の救済の仕組みを整えることの必要性を示している。

・議会における議員活動と家庭の両立支援への対策－女性の可処分時間を軽減し、議員活動と家事・育児を支援

女性議員が議員活動と家庭を両立し、継続して働きやすい議会に変えていくことも必要である。この議論において、必要不可欠な視点は、男女間における可処分時間の不平等の問題である¹⁹。このような可処分時間（自分の判断で自由に使うことのできる時間）の不平等について、女性議員が議員活動と家庭を両立するうえで解消すべき問題として挙げられる。そこで、女性の可処分時間を少しでも確保するという観点から、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」等において、可能な限り議会カレンダーの事前通知を行い、議会の休業日と学校の休日をより密接に調整することにより、議員が家族と一緒に過ごす時間を増やす、審議開始時刻を早める、遅い時間の議決を避ける、議員が選挙区に帰って家族と過ごせる時間を増やすといった配慮等が報告されている。

また、出産を経験した女性議員に対する配慮として、幼児の授乳は本人が希望する場所において許可する、母乳を搾乳するための施設を提供する、議院内に託児所やファミリールームを設け、家族専用スペースとして維持して開会中も議員が家族と過ごせるようにする、子どもが誕生した際には、男性議員も女性議員も育児休暇を取得できるようにする、長期育児休暇が取得できない場合に公務上の理由に加え、育児休暇を審議日程に欠席する正当な理由として認めるなどの代替案を検討する、授乳中の議員が審議に出席しなくてよい制度的仕組み（代理投票やペアリング制度が「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」において例として挙げられている）が提言されている。

¹⁹糠塚（2008）、103頁。

4.2 民主主義・選挙支援国際研究所 (International Institute for Democracy and Electoral Assistance, IDEA／スウェーデン)

4.2.1 組織概要

持続可能な民主主義を世界中に普及することを任務とし、1996年に設立された19の政府機関及び5つの国際NGOを中心に構成されている研究機関である。各国の知見の共有や、民主化に向けた改革の援助、そして、政治や政策へ影響を与えることで、持続可能な民主化を支援している。特に、紛争後の諸国の選挙制度設計支援や民主化の社会基盤整備支援を行っている。具体的には、ACE (Administration and Cost of Elections) プロジェクト、The Bridge プロジェクト等をはじめとする選挙運営行政支援を国連、カナダやオーストラリアの選挙関連機関や、International Federation for Election Systems (IFES) 等のNGO機関と連携して取り組んでいる。持続可能な選挙プロセス (Sustainable Election processes)、政治参加 (Political participation)、民主化と紛争管理 (Democracy and Conflict Management)、民主主義評価：国家アジェンダの作成と進展の捕捉 (Democracy assessment : National Agenda setting and progress tracking) を主要課題に挙げ、選挙計画立案及び運営に関するマニュアルを作成している。また、現地レベルにおける民主化推進に必要な支援のニーズ分析等にも力を入れている。

そして、アフリカ、アジア、欧州、ラテン・アメリカの4つの地域の重点国に対し、選挙改善、政治参加、紛争管理の分野で助言や協力を行っている。

4.2.2 クォータ・プロジェクト

IDEA、IPU、ストックホルム大学が共同で行うクォータに関する各国の情報を集めたプロジェクトとして、「クォータ・プロジェクト」がある。このプロジェクトでは、選挙制度の設計や、それが女性の議員選出に与える影響、またジェンダー平等のとれた議会を促進するために、100か国以上が用いている様々な制度的メカニズム(憲法上のもの、法律上のもの、自発的に政党内で設けられたもの)に関する情報を蓄積することにおいて、主導的位置を占めている。

クォータ・プロジェクトでは、「ジェンダークォータ・データベース」¹を設置して、政治分野におけるクォータの種類を分類の上、各国におけるクォータの導入状況を調査している。「ジェンダークォータ・データベース」では、世界地図に各国が導入するクォータの種類を書き入れた図を作成・公開している。

IDEAは、上記の「ジェンダークォータ・データベース」を運用している。これにより、どのくらい多くの国が実際にクォータを持っているのかを「見える化」したり、ローカルレベルのクォータしか持たない国を含めて情報を収集したりしている。

4.2.3 クォータ制その他のインセンティブの導入状況

「ジェンダークォータ・データベース」によると、2019(平成31)年2月15日現在、国政レベルにおけるクォータ制の導入状況は次の図表Ⅲ-4-2-1のとおりである(国別の導入状

¹IDEA ジェンダークォータ・データベース (<http://www.quotaproject.org/index.cfm>)

況は巻末の参考資料「2. 地域別・諸外国の国会議員に占める女性の割合とクオータ制の取組」を参照)。

図表Ⅲ-4-2-1 地域別に見た国政レベルでのクオータ制の導入状況

地域 (地域内国数)	クオータ制を導入 している合計国 (%)	クオータ制を導入している国のうち、憲法・ 法律によるクオータ制を導入している国 (%)		クオータ制を導入してい る国のうち、政党による自 発的クオータ制 (Voluntary Political Party Quotas) を導入している国 (%) 巻末資料における▲
		議席割当制 (Reserved Seats) 巻末資料における■	候補者クオータ制 (Legislated Candidate Quotas) 巻末資料における●	
アフリカ (54 か国)	37 (68.5%)	15 (27.8%)	12 (22.2%)	14 (25.9%)
アメリカ大陸 (35 か国)	21 (60.0%)	1 (2.9%)	17 (48.6%)	13 (37.1%)
大洋州 (15 か国)	4 (26.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)
アジア (41 か国)	16 (39.0%)	7 (17.1%)	6 (14.6%)	4 (9.8%)
欧州 (48 か国)	33 (68.8%)	0 (0.0%)	16 (33.3%)	23 (47.9%)
合計 (193 か国)	111 (57.5%)	24 (12.4%)	53 (27.5%)	55 (28.5%)

(備考)

割合 (%) の算出に当たっては、小数点以下第 2 位を四捨五入。

国によっては、議席割当によるクオータ制又は候補者クオータ制と政党による自発的クオータ制を並行して導入している国もあり、重複する国はそれぞれカウント。

(出典)

IDEA ジェンダークオータ・データベース (Gender Quotas Database)

Voluntary Political Party Quotas

<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/voluntary-overview>

(最終閲覧日：2019 (平成 31) 年 3 月 11 日)。

4.2.4 各国における公的な政治資金の調達・分配に関する仕組みの導入状況

IDEA は 2018 年に 30 か国の「女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度」の調

査報告書『女性議員を増やすことを目的とする政党のための政治資金調達—比較分析—』
 (Gender-targeted Political Funding for Political Parties—A comparative analysis—) を刊行した。
 この調査報告書によると、世界の3分に2の国が政党助成金制度を導入しており、それら
 の中で「女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度」を実施しているのは30か国
 ある²。女性議員を増やすことを目的とする政党助成金とは、政党助成金を配分する際に政
 党の女性比率に応じた配分が助成金の全体もしくは一部に対してなされるもの又は使途に
 関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されているものを指す。そして、女性議
 員を増やすことを目的とする政党助成金には、概ね次の3つの類型がある³。

- (1) 適格性に基づくタイプ: 事前に設定した女性比率を超えた場合に助成金の全額又は一
 部を受け取れるようにするもの
- (2) 配分に基づくタイプ: 女性候補者・議員比率に応じて配分額を増加させるか、あるい
 は数値目標との差に応じて配分額を増減させるもの
- (3) 使途制限をかけるタイプ: 使途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課
 されているもの

上記の「女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度」を実施している30か国に
 関して、この3つの類型により整理したものが、図表Ⅲ-4-2-2である。

図表Ⅲ-4-2-2 国別の「女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度」の導入状況

国名	政党助成金のタイプ	導入年
アルバニア	(2) 配分に基づくタイプ	2008
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(1) 適格性に基づくタイプ	2006
ブラジル	(3) 使途制限をかけるタイプ	2009
ブルキナファソ	(2) 配分に基づくタイプ	2009
カーボヴァルデ	(2) 配分に基づくタイプ	2010
チリ	(2) 配分に基づくタイプ (3) 使途制限をかけるタイプ	2015
コロンビア	(1) 適格性に基づくタイプ (3) 使途制限をかけるタイプ	2011
コスタリカ	(3) 使途制限をかけるタイプ	1990
クロアチア	(2) 配分に基づくタイプ	2001
エチオピア	(2) 配分に基づくタイプ	2009
フィンランド	(3) 使途制限をかけるタイプ	1975
フランス	(2) 配分に基づくタイプ	1998
ジョージア	(2) 配分に基づくタイプ	2012

²IDEA (2018), p.8.

³IDEA (2018), p.19.

ハイチ	(2) 配分に基づくタイプ	2008
ホンジュラス	(2) 配分に基づくタイプ (3) 用途制限をかけるタイプ	2004
アイルランド	(2) 配分に基づくタイプ (3) 用途制限をかけるタイプ	1997
イタリア	(2) 配分に基づくタイプ (3) 用途制限をかけるタイプ	1999
ケニア	(1) 適格性に基づくタイプ (3) 用途制限をかけるタイプ	2011
大韓民国	(2) 配分に基づくタイプ (3) 使用目的に基づくタイプ	2002
マリ	(1) 適格性に基づくタイプ	2005
メキシコ	(3) 用途制限をかけるタイプ	2008
モルドバ	(2) 配分に基づくタイプ	2017
ニジュール	(1) 適格性に基づくタイプ	2010
パナマ	(3) 用途制限をかけるタイプ	2002
パプアニューギニア	(2) 配分に基づくタイプ	2001
ポルトガル	(2) 配分に基づくタイプ	2006
ルーマニア	(3) 用途制限をかけるタイプ	2006
ソロモン諸島	(2) 配分に基づくタイプ	2014
トーゴ	(1) 適格性に基づくタイプ	2008
ウクライナ	(1) 適格性に基づくタイプ	2015

(出典) IDEA (2018)、pp.73-80.

4.2.5 日本への示唆

「クオータ・プロジェクト」による諸外国の取組状況及びヒアリング調査を踏まえて、政治分野において女性議員を増やしていくための施策として、公的な政治資金の調達・分配の問題に関して、以下、(1) 先行研究等の指摘、(2) 公的な政治資金（政党助成金）の活用、(3) 今後のモニタリングの在り方に分けて検討する。

(1) 先行研究等の指摘

IDEA (2014) は、女性議員が増えない要因として、女性が男性と比較して選挙活動や政治活動のための資金調達が困難であることを指摘している⁴。女性が直面している様々な障壁に加え、資金を持つネットワークが男性中心であることも多い。選挙活動費は高額となるため、女性にとって、資金調達は立候補のための大きなハードルとなるという点である。

我が国の公的な政治資金に関する制度として、政党助成法（1995（平成7）年1月1日施行）に基づき設置された政党助成制度⁵がある。この制度は、議会制民主政治における政党の機能の重要性に鑑み、選挙制度及び政治資金制度の改革と軌を一にして創設された、国が政党に対する助成を行うことにより、政党の政治活動の健全な発達を促進し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とした制度である。政党助成法に基づき、政党助成を行うにあたって必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金に関する手続のほか、政党交付金の使途の報告等について定められている。毎年の政党交付金の総額は、人口（直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数）に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めることとされており、2015（平成27）年国勢調査人口により算出すると、約318億円となる。ただ、政党助成金は国民一人当たり250円と総額が決まっており、目標値を設定し、それに応じて増減させる仕組みとの整合性が図りにくい。

我が国の政治分野における男女共同参画に関する先行研究として、内閣府（2018）⁶では、地方議会において女性議員の増加を阻む課題として、経済的負担の問題についても指摘している。具体的には、当該調査で実施したアンケート調査の結果、選挙費用における自己資金の割合が低いことと、地方議会に占める女性の割合が高いことに関連があるという結果が得られており、経済的負担が大きくなることで地方議会に占める女性の割合が低くなっている可能性が考えられることから、地方議会において女性議員の割合が少ない要因である可能性があるということである。そして、今後の方向性として、選挙での経済的負担を少

⁴IDEA (2014) “Funding of Political Parties and Election Campaigns : A Handbook on Political Finance”.日本語版としては、民主主義・選挙支援国際研究所（2016）「男女平等に向けた政治資金調達」笹川平和財団訳、4頁。

⁵総務省「政党助成制度のあらまし」2頁

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seitoujoseihou/pdf/seitoujoseiseido.pdf（最終閲覧日：2019（平成31）年3月6日）。

⁶内閣府「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」2018（平成30）年、57-59頁。

http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor_h29.pdf（最終閲覧日：2019（平成31）年2月22日）。

なくする方法について自己資金以外の資金を増やす、選挙費用の額を下げることなどを挙げている。我が国では、公的な政治資金の使用の状況について、集め方や使い方は政党ベースで行われているものの、候補者が選挙資金の準備や立候補する際に供託金（市議会議員選挙の場合は、都市によって 30 万円から 50 万円、都道府県議会議員選挙の場合は 60 万円、東京都知事等、都道府県知事選挙や衆議院・参議院の選挙区で立候補するには 300 万円の供託金が必要）が課せられる（公職選挙法第 92 条）など、候補者にとって資金集めが必要な構造がある。また、選挙結果によっては供託金が没収される可能性もあり、個人に負担とリスクがかかるといえる。

（２） 公的な政治資金（政党助成金）の活用

フランスでは、ジェンダー平等を推進するために、2000 年に制定された「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する 2000 年 6 月 6 日法律」（通称「パリテ法」）及びその関連法律がある。パリテ法が成立以降、政党が提出する名簿が男女交互となっていない場合には、選挙管理委員会には受理されない仕組みである。

Ⅲ.2 において示されているように、下院議員の選挙では、政党による男女交互式の名簿の提出を受けて、違反時には政党助成金を減額することにより、女性候補者の数を増やすよう誘導して、パリテ法を遵守する仕組みがある。小選挙区二回投票制で実施される下院議員選挙に適用され、下院議員選挙の候補者がパリテではなかった場合に、男女の候補者の開きの割合に応じて、政党助成金が減額するという罰金を課す仕組みである。これは、3 種類（「厳格なパリテを貫く強制型」、「強制型ではあるがより緩和されたパリテ」、「奨励型の緩やかなパリテ」）あるとされるパリテ法の適用方法における、「奨励型の緩やかなパリテ」と呼ばれるもので、政党や政治団体に対する公的助成金の配分を調整することで、政党に対して女性候補者擁立のインセンティブを与えるものである。政党に属する男女の候補者の開きが候補者全体数の 2% を超えると、政党に配分される公的助成金のうち、下院議員選挙で獲得された得票に対する配分について減額される（海外領土の場合は、各性の候補者の人数の開きが 1 名を超えたときに減額の対象となる）。減額率は、一方の性の候補者の比率と、他方の性の候補者の比率との差の 50%⁷である（図表Ⅲ-4-2-3）。

フランスにおける公的助成金の算出根拠は、二重（得票数と議席数）になっており、小規模の政党でも活用しやすくなっている。このように、フランスではパリテ法と公的助成金を上手く組み合わせ、政党が中心となって女性候補者を擁立することを促進する仕組みが整備されている。政党を中心として、政治分野に人材を供給しているといえる。

⁷政党助成金の減額率は 50% から 75%、そして 150% に段階的に変化している。法律の改正ごとに、減額率が高められ、罰則が強化されている。

図表Ⅲ-4-2-3 クォータ制の施行と公的な政治資金（政党交付金）の供与（一部抜粋）

国	クォータの内容	公的な政治資金の供与の詳細	改革年
フランス	どちらかのジェンダーが候補者の 51%を超えない	各ジェンダーの候補者の差が 2%を越えると、下院議員選挙で獲得された得票に対する配分が減額（減額率は法律の改正ごとに 50%→75%→150%に高められ、罰則が強化）	2014 2011 1998
大韓民国	比例代表選挙の名簿で女性候補者が 50%	女性候補者公認指名交付金は、獲得した国会議席率及び得票率に基づいて政党に分配 女性候補者の支援のための使途制限を設ける	2010
ブルキナファソ	候補者の 30%は女性	違反に対しては、政党交付金の 50%削減。30%の割当に到達又は超過する場合、追加の政党交付金を支給	2009

（出典）IDEA（2016）、41 頁等。

我が国にとって、政党から男女交互式の名簿の提出を受けて政党助成金で誘導するというフランスの仕組みや、選挙資金について政党を中心に政党助成金を傾斜配分して、インセンティブを付与することなどによって政党からの資金援助を受けやすくする仕組みは参考となる。

日本の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は、フランスのパリテ法のように法律によりクォータを担保するものではなく、男女の数の均等をめざすことを推進するものである。現行の推進法がパリテ法のように法的な強制力がない分、ジェンダー平等を目標とする政党助成金制度と組み合わせて設計することで、政党が男女均等を目指すインセンティブを高めることにつなげることができれば、法の趣旨にも適合するものと考えられる。このような観点から、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律をより効果的なものとなるよう、政党助成金と併せて検討することは有意であると考えられる。

（3） 今後のモニタリングの在り方

IDEA へのヒアリング調査⁸を踏まえると、女性議員を増やすことを目的とする政党助成金の在り方を検討していくうえで、重要な点としては、次の 2 点が挙げられる。

1 点目としては、党指導部における、ジェンダー平等に関する認識である。ジェンダー平等の価値を説得するために党役員、とりわけ党指導者と連携及び協力して、複数の女性役員のポストを創出して、女性議員を昇進させることを奨励することが重要である。

2 点目としては、公的な政治資金の効果的な監視（モニタリング）に関するシステムを持っていることである。公的資金を受け取るためには、要件が必要であり、政党が要件を満たすまで、公的資金の一定割合を失うことになる。フランスでは先述のとおり、男女／女男交互の名簿が義務付けられている市町村議会議員選挙や、ペア立候補制度が義務付けられている県議会議員選挙とは異なり、下院議員選挙には政党助成金の減額という罰則規定を用いたパリテ規定が適用されている。フランスにおいて、政党に向けた公的助成金は 2 部構成

⁸IDEA へのヒアリング（実施日：2018（平成 30）年 11 月 29 日）より。

になっている。第一部分は、下院選挙の結果に応じて各政党に配分され、これについてパリテ規定が適用されている。第二部分は、上下院の議員数に応じて配分される。下院選挙の場合は小選挙区制であることから名簿式選挙のパリテ規定が適用できないため、各政党の立候補者の総数がパリテに違反していた場合、政党助成金が減額される仕組みになっており、政党に対するペナルティとして機能している⁹。また、監視を行う機関は、公的資金の使途に関して、いかなる政党からも独立して監視を行う必要がある。公的な政治資金を監視するうえで、重要な要素は独立性である。政党による公的資金の使途を監視する機関の中には、我が国における選挙管理委員会よりも強い権限が与えられ、かつ高い独立性を持った選挙管理機関を有している国もある。例えば、メキシコでは、国立選挙管理協会 (Instituto Nacional Electoral) ¹⁰と呼ばれる機関がある。これは恒久的な機関であるが、選挙だけを監視するだけでなく、定期的に党の財務状況も取り扱う任務を担っている。金銭的なペナルティにとどまらず、政党運営にも影響を及ぼす権限がある。

政党の候補者選考プロセスに影響を与え、個々の女性候補者の能力を向上させることは、政治分野において女性進出を推進することにつながるという観点から、公的な政治資金調達の仕組みが女性議員の増加の原動力となるよう図っていくとともに、ジェンダー平等のために配分された公的な政治資金の遵守状況を効果的に監視することは重要であると考えられる。我が国の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律では、政治分野において、政党その他の政治団体等による自主的な取組の努力義務を規定するとともに、監視の仕組みは規定されていない。また、監視の機関についても、フランスでは HCE が監視を担っていたり、イギリスではメディアやフォーセット協会等の民間団体がその役割を果たしていたりするが、我が国においては、必ずしもその役割分担を明確化したものはない。そのため、フランスのように、パリテ法を監視する HCE があるわけではなく、またパリテに違反する政党に対しては、公的な政治資金（政党助成金）が減額される仕組みと必ずしも紐づいているわけでもない。日本においても現行の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の遵守状況を監視する存在が必要であると考えられる。この点、フランスにおける HCE のような組織立った組織を創設するというよりも、政治分野における男女共同参画の

⁹政党助成金のパリテ違反のペナルティ率について、例えば、政党の候補者が男性：70%、女性：30%であるとすると、男女の候補者割合の差は40ポイントになる。その数値を前提として、政党助成金の減額率が50%と定められていれば40ポイントの50%で20%の助成金減額、減額率が75%なら30%の助成金減額となる。150%の減額率になると、差の40ポイントの150%で60%の助成金減額となるので、財政上、党運営が厳しくなる可能性がある。

¹⁰国立選挙管理協会 (INE) とは、Enrique Peña Nieto 大統領による選挙改革の結果、2014年4月4日に、2014年に連邦選挙管理協会 (Instituto Federal Electoral : IFE) に取って代わった、連邦選挙を組織し、監督する独立した公共団体である。INEの前身であるIFEは、1990年10月11日に設立された。連邦政府の立法部門のスタッフ等で構成される。IFEの創設以来、IFEでは様々な改革を実践し、IFEのメンバーシップや機能に関して、行政府から完全に切り離し、その独立性を強化してきた。INEでは、政党の協会への登録、候補者名簿の管理、公的資金調達の監視・監督等も担当している。

INE ホームページ <https://www.ine.mx/>

推進することに関する国民的議論を喚起していくうえで、政治と国民をつなぐ効果的な仕組みとして、議連、政府、学者、メディア等が一体となった、緩やかなネットワーク型の仕組みづくりからまずは取り組むこと、それとともにより多くの女性候補を擁立していくよう、政党に金銭的なインセンティブを付与する仕組みに変えていくことで、制度設計を図っていくことが重要であると考えられる。

参考文献等

< IPU 関連 >

IPU (2012) 「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」衆議院事務局、参議院事務局
訳

IPU (2016) “Sexism, Harassment and Violence Against Women Parliamentarians”

<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2017-03/women-in-parliament-in-2016-year-in-review>

IPU (2017) “Parliaments and the Sustainable Development Goals – A self-assessment toolkit”

<https://www.ipu.org/resources/publications/handbooks/2017-01/parliaments-and-sustainable-development-goals-self-assessment-toolkit>

IPU (2018) “Sexism, harassment and violence against women in parliaments in Europe”

<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2018-10/sexism-harassment-and-violence-against-women-in-parliaments-in-europe>

IPU (2018) “Women in parliament in 2017 : The year in review”

<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2018-03/women-in-parliament-in-2017-year-in-review>

IPU HP (<https://www.ipu.org/>)

参議院 HP (参議院のあらまし 列国議会同盟[IPU])

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/ipu.html>

参議院 HP (国際関係 国際会議 IPU 会議[会議概要])

http://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/kaigi/kaigi.html

< IDEA 関連 >

IDEA (2014) “Funding of Political Parties and Election Campaigns : A Handbook on Political Finance”

この日本語版としては、民主主義・選挙支援国際研究所 (2016) 『男女平等に向けた政治資金調達』 笹川平和財団訳

https://www.spf.org/publication/upload/PF_web.pdf

IDEA (2017) “Regional Organizations, Gender Equality and the Political Empowerment of Women”

<https://www.idea.int/publications/catalogue/regional-organizations-gender-equality-and-political-empowerment-women?lang=en>

IDEA (2017) “Gender Equality and Women’s Empowerment: Constitutional Jurisprudence”

<https://www.idea.int/publications/catalogue/gender-equality-and-womens-empowerment-constitutional-jurisprudence?lang=en>

IDEA (2018) “Gender-targeted Public Funding for Political Parties: A comparative analysis”

<https://www.idea.int/publications/catalogue/gender-targeted-public-funding-political-parties-comparative-analysis?lang=en>

Quota Database

<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas>

<日本語文献>

総務省「政党助成制度のあらまし」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seitoujoseihou/pdf/seitoujoseiseido.pdf

内閣府男女共同参画局「第1-特-1表 地域別・諸外国の国会議員に占める女性の割合とクオータ制の取組」『平成23年版 男女共同参画白書』2012（平成24）年

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h23/zentai/pdf/h23_001.pdf

内閣府「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」2018（平成30）年

http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor_h29.pdf

糠塚康江「Ⅱ. フランスの取組の特徴と日本への示唆 法整備後にみえてきた課題」内閣府『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国—』2008（平成20）年、95-104頁

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h19shogaikoku/sec3.pdf>

朴仁京「女性の政治的代表とクオータ制」『国際女性』No.23、2009（平成21）年、9-16頁

https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/23/1/23_1_9/_pdf/-char/ja

ペトラ・マイヤー「ベルギーにおけるジェンダークオータ制の実現：法律の施行から得られる教訓」民主主義・選挙支援国際研究所『多様性のある政治リーダーシップ～男女平等な政治参画に向けて～』笹川平和財団訳、2016（平成28）年、191-204頁

https://www.spf.org/publication/upload/WP_web.pdf

UNDP・NDI（2012）“Empowering Women for Stronger Political Parties”

この日本語版としては、国連開発計画・全米民主国際研究所（2013）『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック』内閣府男女共同参画局訳、2013（平成25）年、メキシコについては85-89頁

http://www.jp.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publications/UNDP_Tok_GB5_20130904.pdf

<その他>

IPU へのヒアリング（実施日：2018（平成30）年12月3日）

IDEA へのヒアリング（実施日：2018（平成30）年11月29日）

IV. 総括

～日本において政治分野における男女共同参画を推し進めるための示唆～（三浦 まり）

日本への示唆

本書はイギリスとフランスの調査結果を報告し、また IDEA や IPU、OECD 訪問から得られた教訓や提言を紹介してきた。それぞれの国では実情に応じたユニークな制度を構築しており、それはその国の既存の制度や文化、社会的背景から編み出されたものである。好事例をそのまま日本に取り込んでもうまく機能するとは限らない。そこで第 IV 章では、日本の現状に即しながら、どのような制度改革や取組が日本でも可能であり、また効果があるかという観点から、主に政党と議会について、海外調査から引き出される示唆について述べていきたい。

示唆 1：党首が強いリーダーシップを発揮する

イギリスとフランスの女性議員比率が日本のそれを大きく引き離している最大の要因は、党首が強いリーダーシップを発揮し、女性候補者を積極的に擁立する姿勢を打ち出している点だ。重要なのは、党首自身がメッセージを発信すること、そして具体的な措置を講じることの 2 点である。

日本では、立憲民主党が 2019 年の参議院選挙の比例代表候補の 40% は女性にすると表明し、長妻昭選挙対策委員長は市民集会にて 2019 年を「パリテ元年にしたい」と表明した¹。このようなメッセージ発信は画期的である。しかしながら、本調査から言えることは、党首が自ら発信をすることの重要性である。そして、数値目標だけではなく、それを担保する具体的な措置を講じた上で、立候補の可能性がありそうな層にメッセージを届けることである。

イギリスもフランスも目標値は 50:50 であった。「政治分野における男女共同参画推進法」に謳われている男女の数の均等（パリテ）にちなみ、日本においても党首が「パリテ宣言」を打ち出すことが効果的である。

キャメロンとマクロンの取組

イギリス保守党のデーヴィッド・キャメロン党首は男女の候補者比率を 50:50 とすることを目標に掲げ、そのために女性候補者のリストを「優先リスト」として党本部に作成させた。選挙区の党組織が女性を擁立したいと考えた場合は、この「優先リスト」から適任者を探し出せる仕組みとなっている。

キャメロンの例は、党首がまさしく「パリテ宣言」を出し、それを実現するための具体的な措置も提示した点で、潜在的な女性候補者層に真摯なメッセージが伝わるものとなっている。

¹毎日新聞 2019 年 1 月 30 日

(<https://mainichi.jp/articles/20190129/mog/00m/010/023000c?pid=14516>)（最終閲覧日：2019 年 3 月 15 日）。

る。ちなみに労働党は1990年時点ですでに労働党女性議員比率を10年間で50%にするという目標を党大会で決定している。

フランスでは、共和国前進のエマニュエル・マクロン党首がパリテを掲げ、女性たちに候補者として立ち上がってくれるようビデオ・メッセージを発出した。このビデオが公開されるとともに、公募の女性比率が13%から29%に急増したことからも、いかに効果的なメッセージだったかが分かる。

このように、イギリス・フランスの両国において、政党を超えて党首のリーダーシップは重要であった。そして、キャメロン、マクロンともに、自らの姿勢をビデオ・メッセージで効果的に発信している。注意すべきは、党首が女性議員増加を心底願っている姿勢を見せる必要性である。選挙対策等の思惑から、女性を利用しているだけだと思われたら、むしろ逆効果であろう。日頃からの言動が伴わなければ説得力はないのではないだろうか。

また、新人女性議員がハラスメントに遭いやすい現状を踏まえると（詳しくは後述）、党首が責任を持ってハラスメント対策を実施している姿勢を打ち出すことも、女性候補者の発掘には効果的である。フランスの共和国前進の反ハラスメント規定は参考になるだろう（Ⅲ.2.2 参照）。

超党派の取組

政党が女性候補者を見つけられるようにするためには、政党が自ら門戸を開くとともに、実際に声をかえていくことも重要である。立候補の決意に至る際には、多くの場合は政治に近い職業経験の中から政党幹部に可能性を見出され、声をかけられる。女性は、政党幹部から声をかえられやすい職業—職業、官僚、地方議員、ジャーナリスト、団体職員等—にそもそも少ない。また、女性は男性と比べて、自発的に立候補する傾向が低いことが研究では分かっており、だからこそ政党が積極的に「声をかける」ことが求められる。しかしながら、実際には女性は政党からは遠い距離にいるため、男性よりも声をかけられる機会が少ない。

イギリスではフォーセット協会が女性は男性よりも圧倒的に声をかけられるチャンスが少ないことを調査によって可視化し²、この男女格差を埋める試みとして50:50 Parliamentが#AskHerToStandを展開している。これぞと思う女性がいたら、他薦することを呼びかけるキャンペーンであり、誰でもHPを通じて他薦ができる仕組みとなっている。#AskHerToStandは超党派の活動で、活動の一部には政府からの資金援助も出ている。

日本でも政党が単独で、あるいは超党派の取組として、他薦キャンペーンを呼びかけることが考えられてもよいだろう。

示唆2：政党内の候補者選定過程を透明化する

政党内の候補者選定過程を透明化することは、女性候補者を掘り起こすために決定的に重要である。特定のコネクションがなければ政治家になれないと思われる限り、よほど

²Leah Gulhane and Jemima Olchawski, *Strategies for Success : Women's Experiences on Selection and Election in UK Parliament*, the Fawcett Society, 2018 (<https://www.fawcettsociety.org.uk/Handlers/Download.ashx?IDMF=b8a66d72-32a4-4d9d-91e7-33ad1ef4a785>)（最終閲覧日：2019年3月15日）。

強い政治的野心を抱く人しか政治の世界に足を踏み入れようとはしないだろう。政治家というキャリアの見通しがよくなり、候補者選定過程が透明化すれば、女性に限らず多様な人材が議会に参入するようになるだろう。イギリス労働党が女性指定選挙区を導入したら多くの女性たちが手を挙げたように、政党が変わることによって女性候補者の「供給」も変化していく。

翻って、日本の政党は候補者選定過程が極めて不透明である。政党の都道府県本部（県連）が大きな影響力を持っていることが多く、個別の候補者擁立は基本的にはケース・バイ・ケースである（庄司 2012; 堤 2012, 2019）。公募制を導入する政党もあるが、公募が唯一のルートではなく、それはあくまで補完的なルートにしか過ぎない。また、地方組織ごとにバラバラのやり方をしていることもあり、政治の世界に無縁の者にとっては敷居が高い。現職がほぼ公認されるというやり方も、新人の参入機会を狭めている。

例えば、自民党の HP には、候補者公募のページに「現在、公募情報はございません」とある（2019 年 3 月 3 日時点）。県連組織が公募の実施に踏み切った際には、党の HP においても掲載される仕組みとなっていると思われるが、通年公募となっていないため、自民党から立候補したい人は候補者公募のページを頻繁にチェックする必要に迫られる。逆にいえば、公的情報源しか持ち得ない人は、そもそも自民党の候補者にはなりにくいことを示している。多用な人財開拓の観点からは候補者を取り逃がしているといえよう。

また、本調査による県連ヒアリングでは、政党地方組織の公募への評価が低いことも窺えた（II.2.2 参照）。イギリスやフランスの事例から学べることは、公募という方法に限界があるというよりも、望むような人財を集めるためには選定過程の透明性が欠かせないという点である。どのようなステップを踏めば候補者になれるのかを政党が示していくことが必要であろう。

イギリス保守党の取組

イギリス保守党の Women2Win は、国会議員になるためのステップを HP にて丁寧に紹介している（<https://www.women2win.com/being-mp>）。まずは HP に掲載された連絡先にメール又は電話で連絡を入れると、地元のしかるべき人物に紹介され、対面で相談することから始まる（ステップ 1）。その後、申請書を提出する（ステップ 2）。詳しい履歴書のほか、直近 5 年間の活動について詳しい人からの 3 通の推薦書も提出しなければならない。申請書が受理されると議会評価理事会（Parliamentary Assessment Board）の面接にまわる（ステップ 3）。審査員には国会議員やベテラン政党ボランティアが入り、審査料は 250 ポンドで、5 時間かけて適性を検査する。議会審査会の面接に進むためには選挙運動の活動歴が一定程度必要になる。この審査を通過すると承認リストに載り、選挙区の選定委員会とのマッチングが行われる（ステップ 4）。この時点で Women2Win からのトレーニングや支援を受けられるようになる。そして、補欠選挙やその他の政党イベントを手伝うことが期待される（ステップ 5）。最終的には立候補予定の選挙区の党組織の審査を受ける（ステップ 6）。ここでは面接のほか、戸別訪問や街頭演説などの実務テストが課されることもある。

このように、ステップ 3 と最終段階のステップ 6 の 2 段階において面接審査が課される。

また、選挙などの地元の政党活動に関与してきた党歴も重要になってくる。審査を通過するのに必要なスキルに関してもある程度の共通理解が存在しており、Women2WinのHPでは保守党が候補者に求めるスキルとして、プレゼンテーション・スキル、コミュニケーション・スキル、インタビューや演説のうまさ、テレビやラジオでの対応のうまさ、個人的なブランディング、選抜審査でのパフォーマンスを挙げている。

フランス共和国前進の取組

フランスの共和国前進は基本的に立候補を希望する人はオンラインで申し込む。HPに詳しい説明があるので、政治経験のない女性にとっても敷居が低い。2017年の国民議会選挙の際には、オンライン公募を通じて1.9万件の申請があったという。共和国前進が男女同数の候補者擁立に成功した背景には、大量の女性たちの応募があったことが分かる。最終的な応募者の男女比率は約7:3と男性の方が多かったが、マクロンのビデオ・メッセージによって女性からの応募が急増したように、明確なメッセージを打ち出すことが重要である。さらに2019年の欧州議会選挙の公募では、2分以内のスピーチビデオの提出を求めている。プレゼンテーション・スキルやスピーチ・スキルを重視した党の方針を表すものとなっている。

示唆3：政党が議員養成トレーニングを実施する

候補者選考過程を透明化するという事は、政治家になるにはどのような資質やスキルが必要であるかを、政党自身が示すことにつながる。求めている能力像がある程度示せるのであれば、能力開発の機会を提供することによって、より多くの人が政治の世界へと導かれるようになるだろう。

日本では政治家個人が主宰する政治塾は盛んであるが、政党が提供する女性向け政治スクールは活発ではない。内容は講義などの座学が中心で、期間も短かったり、単発的であったりすることが多い。政党がスクールを展開する際には、その党の候補者選抜方針とプロセスを明確にし、それと密接に関わるプログラムを提供する必要があるだろう。政党の腰を据えた取組は、女性議員の数の増加だけではなく、質の向上にも資するはずである。

重要なポイントは、(1) 政党の政策理念から選挙運動の実践まで、体系的なプログラムを組むこと、(2) 参加に際して選抜を行う場合は、選抜基準を示すこと、(3) 参加費用を低く設定し、開催時間を子育てと両立できるよう配慮すること、(4) 参加する女性たちのネットワークや連帯感が醸成できるよう工夫すること、である。

イギリスの取組

イギリスの労働党は現在、ジョー・コックス・リーダーシップ・プログラム (Jo Cox Leadership Programme) として、参加費は無料の5か月のトレーニングを実施している (<https://labour.org.uk/members/jo-cox-women-leadership/>)。対象は党活動を一定程度経験してきた女性である。2016年発足時は1,000人の応募から55人が選抜されているため、この段階で相当絞り込まれていることが分かる。トレーニングには合宿も組み込まれており、

女性同士のネットワークが構築されることを狙っている。HPには、「これは個人の自己啓発プログラムではなく、ガラスの天井を打ち破ろうとする女性たちのネットワークだ」という卒業生のメッセージが掲載されているが、当プログラムの趣旨を端的に物語っている。卒業生は党イベントの企画・運営に携わっており、同プログラムは候補者発掘・養成だけではなく、党活動全体の活性化にも繋がっている。

労働党はこれ以外にも、友好団体のフェビアン協会がフェビアン女性ネットワーク・メンター・プログラム (Fabian Women Network Mentoring Programme) を 2011 年より実施している。こちらは 10 か月のプログラムで現在第 7 期生を募集中である (<https://fabianwomen.org.uk/mentoring/>)。

保守党は保守党女性機構 (CWO) がトレーニングを実施しており、2 か月で 1 つのコースを提供している。スピーチやメディア対応などのテーマ別のコースを受講生は複数回受講することができる。1 回のコースは 15 人程度と、労働党と比べると規模は小さい。しかし厳選された者が参加しているため、保守党女性機構のトレーニング受講生の 85% がその後、議員として選出されている。

また、保守党から立候補する際のプロセスは前述の通り HP で明記されており、最終選考を通過するためには、トレーニングを受けてスキルを向上させる必要がある。審査では、あらゆる政策分野について自分の見解を述べなければならないが、それは当然党の方針と一致していなくてはならない。そうした政策に関する勉強や、模擬議員立法もトレーニングの一部となる。最終的には、有権者にとって魅力のある候補者でなければならないので、「政策問題を個人的なストーリーと関連させて議論する能力」を求めているという (Ⅲ.1.2 参照)。

一般的に日本で理解されるイギリスの政党は党議拘束が強く、落下傘候補も多く、当選は候補者個人の資質よりも所属政党の党勢に左右される傾向が強いとされているが、労働党、保守党とも、候補者の選抜や養成には力を入れていることがわかる。イギリスの両政党が実施する数か月に渡るトレーニングは、対象者のスキル向上やネットワーク形成に寄与するだけでなく、党としての候補者選抜においても、よりじっくりと適性を観察する機会をもたらしている。そして候補者の選抜も養成も、それぞれ地域における党活動と密接に連携している。体系立った候補者発掘・選抜・養成を政党が行うには、個人商店の集まりのような議員政党から脱却し、政党として組織を地域に根付かせる方針を打ち立てることが前提となろう。

示唆 4：党内組織の男女比率を均等にし、女性議員の声を反映しやすくする

党内の組織改革として必要なことは、政党幹部や委員会幹部職に男女のバランスを意識して任命することである。

女性の公認を増やすためには、候補者選定委員会に女性が 3 割以上入ることは極めて重要である。男性だけ、あるいは女性は 1 人しか入っていない委員会では、男性目線から女性候補者が選抜されることになり、必ずしも女性有権者にとって支援したい人物が選ばれるとは限らないからだ (Ⅲ.1.2 参照)。党首が女性候補擁立に向けて積極的な姿勢をアピー

ルするのであれば、候補者選定委員会の性別構成もその方針に沿って変革する必要があるだろう。また、候補者選定委員会の性別割合を可視化する試みは、「政治分野における男女共同参画推進法」が要請するところでもある³。

また、党内において女性議員の声が反映しやすくなるように、女性たちの「安全空間」を作ることも重要である。イギリス労働党の女性会議や保守党の Women2Win はそのような場として機能している。女性議員としての共通の経験を語り、障壁を特定化し、具体的な制度改革の提言が生み出せるような活動基盤は日本の政党には用意されていない。党改革に向けて女性議員が1人で動いても、大きな変革を生み出すことは難しい。女性議員同士が党内で連帯できるような活動基盤を整備することが重要である。

海外の取組

イギリス労働党は1990年代より党内役職におけるクオータを実施している。保守党は選挙区の党組織の審査パネルに女性を1人入れるようにという努力規定がある。

示唆5：議員の働き方改革を進める

議会運営に関しては、IPUの「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を参照し、議員のワーク・ライフ・バランス確保の観点から、議員の働き方改革を進める必要がある。

特に、育児等の家族責任と政治活動が両立できるよう議会慣行を見直す必要があるだろう。重要な論点は、議会開催日程、育児・介護休暇、欠席の取扱い、託児室整備・授乳への配慮である。

(1) 議会開催日程

地方議会は会期が決まっており、徹夜国会のような事態も発生しないため、家族責任との両立はしやすいといえるが、政局が絡む国会では審議日程の予見可能性は低い。しかしながら、国会の審議日程は家族責任を抱える議員だけでなく、国会審議の準備に関わる議会事務局、議員秘書、官僚にも影響が及ぶ。国会議員の働き方改革は公務員の働き方改革及び公務員における女性比率向上にも不可欠の要素である。

海外の取組

IPUは、会期を学事日程と整合させること、遅い時間帯の議決を避けることを提言している。また、イギリスの議会改革を先導した「議会における女性議員連盟」は、議会日程の予見可能性を高めることを提言している。イギリス議会が調査委託した『良き議会』の報告書でも、家族責任と両立できるような審議日程の提案が詳細になされている。さらに

³参議院内閣委員会における附帯決議において、「内閣府は、・・・政党における女性の割合、・・・政党における女性候補者の状況・・・に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと」と記された。政党における女性の割合は、候補者における女性割合だけでなく、党内組織における女性割合と解されるべきであろう。

は、IPUによる『イギリス議会監査報告書』（2018年）においても、政治日程の予見可能性の低さ及び長時間労働の問題を指摘している。

（2）育児・介護休暇と代理投票

育児・介護休暇に関しては、出産を欠席事由に含めることは国会及び標準地方議会規則ではすでに実現している。日本で論点になるのは、長期の育児休暇制度の構築と代理投票の是非である。

出産・育児が理由で議決に参加できないとなると、国民・住民の負託を受けた国会・地方議員は職責を果たせなくなる。出産を公表した女性議員に対して、「職務放棄だ」といった批判が有権者から出ているが⁴、職責を果たせるだけの環境が整備されていない中、論点をずらして妊娠・出産した女性議員を責めるのでは、男女均等の議会は実現できない。

代理投票に関しては、自民党の国会改革プロジェクト・チームが議論を先導している。憲法では国会議員は「全国民を代表」（43条）し、また、両院の議事は「出席議員の過半数」（56条）と規定しているため、代理投票の導入は困難とされ、プロジェクト・チームからは遠隔投票という案もでて⁵いる。

家族責任との両立は政治分野における男女共同参画推進法が要請することであり、出産・育児中の女性議員が排除されない仕組みを構築する必要がある。憲法上の規定を含めた研究促進も求められるだろう。

海外の取組

イギリスでもフランスでも国会議員のための育児休暇制度は制度化されていない。必要に応じて欠席することで育児との両立を図っているのが実態である。イギリスの『良き議会』の報告書によると、調査を実施した海外の10議会のなかで、デンマークとスウェーデンが例外的に議員の育児休暇制度を整備している。

フランスにおいては、出産・育児による欠席も病欠扱いとされる。しかしながら、議員の産休・育休への社会的理解があり、育児・介護費用の一部を弁済する制度もある。欠席事由に出産・育児・看護・介護を認めるか否かは問題となっていないといえよう。

議員の欠席が大きな政治問題となるのは、1票が議決を左右する状況においてである。イギリスではEU離脱をめぐる混迷した政治状況下で、女性議員が議決に参加するために帝王切開の予定を延期したことが契機となり、2019年の1月にそれまでのペアリング制度に代わり代理投票が1年間試験的に導入されることになった。ペアリングとは、ある政党の議員が欠席する場合、対抗する政党の議員も欠席させることにより、採決には影響を及

⁴2017年に鈴木貴子議員が妊娠を公表すると、「一旦辞職すべき」「職務放棄」などの声が寄せられたことを自身のブログで公表し、「国民の代表としての責任、公人としての立場もあります。しかしながら、女性が妊娠することがそれらを放棄している、という考えには、私は承服しかねます。」と反論した（<https://ameblo.jp/takakosuzuki/entry-12292450544.html>、最終閲覧日：2019年3月15日）。

⁵『読売新聞』2019年2月27日（<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20190226-OYT1T50382/>、最終閲覧日：2019年3月15日）。

ぼさないための慣行である。しかしながら、イギリス議会ではペアリングした議員が採決に参加したという疑惑が持ち上がり、結果的に代理投票が導入されることになった。国会議員が同僚の議員を指名する制度となっている。

フランスではすでに代理投票が広く用いられており、同僚議員に投票を委任できる。代理投票が整備されているために議会への出席者が少ないというのが、日本から見ればむしろフランス議会の不思議な側面といえるかもしれない。

なお、代理投票は IPU が推奨する措置の 1 つである。

(4) 託児室・授乳への配慮

最後に論点となるのは、託児室整備・授乳への配慮である。

日本の国会にはすでに保育所が設置され、個室の事務所が議員会館にある国会議員は授乳室の需要は低いと思われるが、地方議会では託児室の整備は遅れており、会派単位での事務所となっているため、授乳室の確保も課題である。

海外の取組

イギリスでも議場での授乳は論点となっている。『良き議会』によると、2002 年に授乳の許可を求める動議が女性議員から出されたが、下院議長は授乳を認めていない現行規則を変えないとの決定を下した。その後も現在に至るまで、女性議員たちは議場での授乳を求め続け、繰り返し争点となっている。『良き議会』及び IPU の『イギリス議会監査報告』書は授乳を認めるべきであるとの提言を出している。

なお、フランス議会においても、議場での授乳はまだ認められていない。

示唆 6：政治分野のハラスメント・暴力の撤廃に向けた具体的措置を講じる

日本でも近年になり女性候補者・議員へのハラスメント・暴力が認識されるようになってきた。ハラスメントの被害は深刻であり、被害者の政治参画の機会を奪い、さらには次世代の政治参画への意欲を減退させることにもつながる。政治分野におけるハラスメント・暴力は民主主義及び女性の政治参画の観点から、看過すべきでない重大な事態だと受け止めるべきである。実態調査を実施し、海外での取組を参考に適切な苦情処理機関を設置し、議会及び政党が被害者救済や加害者処罰、防止策に取り組む必要がある。

政治分野におけるハラスメントが注目を浴びるようになった契機は、2014 年 6 月に東京都議会で起きたセクハラ・ヤジであろう。それを受けて、同年夏に全国フェミニスト議員連盟、秋に新日本婦人の会がそれぞれ女性地方議員を対象とするアンケート調査を実施した。前者では、「性にもとづくいやがらせや不快な言動を受けた」のは 52%、後者では 22.3% が抱きつかれたり触られたりした経験、「抱かせてくれたら（票を）入れたらわ」などの性的言動をうけたと記述している（三浦 2016: 5-7）。都議会セクハラ・ヤジは大きく報道され世間の関心も高かったが、東京都議会は行動規範の策定や防止策を講じるには至らなかった。加害者も所属会派を 1 年間離籍しただけであり、政党としての処分は下されなかった。

近年では、「オンライン・ハラスメント」や「票ハラスメント」の被害が広がっているとの報道が相次いでいる⁶。女性候補者・政治家が対象となるハラスメント・暴力は、議会内だけではなく、政党組織内で先輩議員・政党職員から、また支援者から受けることもある。新人候補者はとりわけ弱い立場に置かれている。さらに立場の弱い選挙運動従事者（ウグイス嬢等）や議員秘書も被害を受けている。状況を把握し対策を講じるために、実態調査を実施する必要があるだろう⁷。

「政治分野における男女共同参画推進法」の参議院内閣委員会における附帯決議では、内閣府の役割に女性の政治参画の障壁に関する実態調査が明記された。ハラスメント・暴力は女性の政治参画を阻む大きな壁であるから、内閣府の役割として実態の解明が期待される。ただし、IPUは調査するにあたり、聞き取り自体が被害者の二次被害を引き起こさないよう、また匿名性が確保されるよう、相当慎重な態度で臨んだと本調査のインタビューで答えている。日本で同様の調査を実施する際には、ハラスメント・性暴力の専門家を含めて設計・実施することが必要である。

ハラスメント・性暴力への対策としては、イスタンブール条約にも盛り込まれている被害者救済、加害者処罰、防止措置の3つの原則が重要である。またIPUが提言するように、被害者救済に関しては機密性のある相談窓口の設置、防止措置としては議会の行動規範・倫理規程、研修が必要であろう。加害者処罰に関してはその国のハラスメント法制を整備する必要があり、政治活動が適用対象となるような法的基盤が求められる。

議会自体がハラスメント防止策や救済策を講じるとともに、政党もまた党内及びその活動の中で生じるハラスメントを防止し、被害者を救済する責務を果たすべきである。ハラスメントや性暴力の加害者であることが判明した議員への処罰も適切に行うことも求められる。党首が断固とした姿勢を示すことが重要である。

海外の取組

IPUは2016年に世界規模の実態調査を実施し、さらに2018年にヨーロッパの議会を対象に詳細な被害調査及び議会の取組状況調査を行った(III.4.1参照)。前者の調査によると、女性議員の約8割が精神的暴力を、約2割が性的暴力を受けたと回答している。精神的暴力の約65%が屈辱的な性的又は性差別的な発言、約44%が殺人・レイプ・殴打予告、約42%がSNSにおける極度に屈辱的又は性的な自身の画像の拡散であり、被害の深刻さが窺われる。

また、IPUのヨーロッパの議会を対象とした調査では、被害は党派を超えて起きていることもはっきりと分かっている。つまり、一般的に女性の権利を擁護する傾向の強い中道左派政党においてもセクハラは発生している。党員・サポーターを含む政党組織内でのセ

⁶AERAdot. 「女性議員を追い詰める「票ハラ」被害が深刻化 その背景は？」(2019年2月6日) (<https://dot.asahi.com/aera/2019020500042.html>、(最終閲覧日：2019年3月15日)。

⁷2019年3月には女性の人権全国ネットワークが「選挙運動・政治活動ハラスメント」実態アンケートをネットで開始した

(<https://creativesurvey.com/ng/answers/e05fe920c4bbc3903e08d033f46765/>、(最終閲覧日：2019年3月15日)。

クハラ・性暴力は表面化しにくい。党内で誰かに相談をしたとしても、問題化すること自体が政党の評判を落とすような行為であると沈黙を強いられることにもなりかねない。

イギリス議会では、2017年に独立苦情処理規則（Independent Complaints and Grievance Policy）に関するワーキング・チームを立ち上げた。超党派・両院の議員及び議会職員の組合・労働者代表からなる同チームの提言に基づき、イギリスでは議会におけるパワハラやセクハラに関する行動規範を作成し、苦情処理や研修を含む制度を構築している最中にある⁸。

示唆 7：IPU 監査を実施する

政治分野における男女共同参画を実現するためには、議員の働き方やハラスメント・暴力対策だけではなく、ジェンダー視点に立って議会規則・慣行を自己点検する必要がある。IPUの「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」の和訳は衆議院、参議院の事務局がともに行なっており、参議院はカラフルな小冊子も刊行し議員に配布している。しかしながら、IPUの行動計画が実際に参照され、議会改革につながるまでには至っていない。

ジェンダー視点に立って議会規則・慣行を総点検するためには、イギリス議会にならないIPU監査を実施することを検討すべきである。イギリス議会は先進国としては初めてIPU監査を招いたが、女性参政権100周年という区切りの年に実施した。日本では2020年に女性参政権75周年を迎える。女性議員比率が193か国中165位（IPU調べ、2019年1月現在）という事態から脱却するためにも、この機会を捉え現状を総点検することが有効ではないだろうか。

示唆 8：「政治分野における男女共同参画推進法」の施行状況を監視する機関を設置する

「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性を高めるためには、施行状況を監視（モニタリング）する制度を構築し、政党の応答責任（アカウンタビリティ）を確保する必要がある。

実施状況の把握に関しては、すでに内閣府が「女性の政治参画マップ」としてビジュアル的に把握しやすい方法で公表している。内閣府の実態把握はイギリスの政府平等省よりも進んでおり、フランスのHCEとも遜色のない内容となっている。参議院内閣委員会における附帯決議に具体的な内閣府の調査項目が明記されたことから、実態把握を実施する法的基盤は整っている。ここからさらに政党の応答責任を確保する場をどのように設置するかが課題である。

イギリスの取組を参照にするならば、議院運営委員会に設置するのが一つの案となる。ジェンダーに配慮した議会運営を趣旨とし、「政治分野における男女共同参画推進法」の施行状況を監視し、必要な環境整備、とりわけ議会規則や議事慣行を、ジェンダー

⁸<https://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/offices/bicameral/independent-complaints-grievance-policy/>（最終閲覧日：2019年3月15日）。

をはじめとする多様性の観点から見直す役割を持たせる必要がある。参議院の共生社会に関する調査会がかつて女性の政治参画についても調査・提言を行なったが、法の施行状況を定期的に監視し、場合によっては法改正の提言ができる機関が必要である。フランスの取組を参考にし、男女共同参画会議の専門調査会にそのような機能を持たせることも検討課題であろう。

海外の取組

フランスはパリテ法制定と同時にパリテ監視委員会を設置し、法の施行を高める制度構築を伴った点が優れている。パリテ監視委員会は 2013 年には機能と権限を強化した HCE に再編された。当初は抜け道のあったパリテ法が 2 度の改正を経て、罰金が強化され実効性を高めたのも、パリテ監視委員会及び HCE が機能していたことがある。

イギリスは女性と平等特別委員会が必要に応じて、調査や有識者・政党関係者のヒアリングを実施している。もっとも、イギリスは政党別の女性比率すら政府は調査発表をしていない。2010 年平等法 106 項は政党に対して候補者の多様性を公表することを要請しているが、実際には適用されていないため、法の施行を求める声が研究者からあがっている。IPU の『イギリス議会監査報告書』はイギリス議会に対して、女性と平等特別委員会及び両院合同人権特別委員会（Joint Committee on Human Rights）が共同で男女別統計を取り、毎年公表するよう求めている。

OECD はジェンダー主流化を実現するために道具箱（Toolkits for Mainstreaming and Implementing Gender Equality）を発表し、有効な監視手法を提言している⁹。議会内部で監視を行うのであれば、議会リーダーがきちんと関与する仕組みが重要であると OECD は指摘する。

示唆 9：エビデンスを収集した調査報告を定期刊行する

イギリス・フランス調査から引き出される教訓は、専門知識とエビデンスに裏打ちされた調査研究の必要性である。両国ともに、女性議員やパリテの状況に関する詳細な調査報告書を刊行しており、世論やメディアの理解を促すとともに、政党の変革へと繋げてきた。

女性の政治参画を阻む障壁は多岐にわたり、その解決方法も多様である。本書では政党や議会を中心に述べたが、有権者や広く社会の意識変革も重要である。また地域社会の壁も、地域差を踏まえた実態解明が不可欠である。そして、調査結果を社会で広く共有し議論を深めるためには、ビジュアル面でも工夫を凝らした効果的な広報・意識啓発も大切である。

海外の取組

フランスの HCE は年次報告書にてパリテの施行状況を公表するとともに、毎年テーマ

⁹<http://www.oecd.org/gender/governance/toolkit/parliament/mainstreaming-processes/monitoring/>（最終閲覧日：2019 年 3 月 15 日）。

を定めた調査結果を載せている。長さは短い時は 40 頁、長い時は 100 頁超である。日本の「男女共同参画白書」に相当するが、政治分野だけでこの分量であることと、政治分野のテーマに限定した特集を掲載している点で極めて充実した内容となっている。

イギリスは女性と平等特別委員会が発行する定期的レポートの内容が充実している。さらに特筆すべきはサラ・チャイルド教授に委嘱した『良き議会』であろう。チャイルド教授はジェンダーと政治分野で国際的に著名な学者であり、イギリス議会研究の専門家でもある。半年間にわたりつぶさに観察したイギリス議会の状況に基づき提言を取りまとめたのが『良き議会』である。国会議員をはじめとする関係者との度重なる議論の中から生み出されたこともあり、実現可能な具体的提言が盛り込まれている。このような現場と専門家の対話は、日本においてももっと奨励されるべきではないだろうか。審議会方式で専門知をつまみ食いするのではなく、委託研究という形で体系だった専門知を現場が吸い上げる仕組みを構築すべきであろう。

イギリスではフォーセット協会の調査レポートも有益である。代理投票や議会におけるハラスメントなど、実際の政策提言につながる調査報告を適宜実施している¹⁰。

示唆 10：候補者男女均等の実現に向けた政党助成金のあり方を検討する

「政治分野における男女共同参画推進法」を踏まえて、その施行を促す制度として政党助成金を設計する必要があるだろう。すでに男女均等という目標が設定されている以上、その目標と実際の女性比率の差に応じて、より目標に近い政党ほど助成金が増額される仕組みや、助成金の一部を女性候補者擁立のために用いるという手法は、法の趣旨に沿ったものといえる。

フランスのパリテ法のように男女均等から離れるほど減額する制度も考えられるが、努力義務である推進法の遵守が助成金の減額という罰則を伴うことへの抵抗は強いと考えられる。

なお、政党助成金は国民一人当たり 250 円と総額が決まっているため、目標値を設定し、それに応じて増減させる仕組みとの整合性が取りにくいという課題がある。総額より少なく配分すれば国庫に税金が残ることになり、多く配分するには原資がない。政党間の相対的な女性比率に応じて配分する仕組みであれば、全額を配分でき、かつ女性比率の高い政党ほど多くを受け取れることになる。このような制度は政党の競争を促すことができるかもしれないが、推進法との親和性は低い。

このように、「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨に鑑みれば、政党助成金を法の目的に資するよう、助成金の一部の配分や用途について新たな仕組みを設ける手法の検討が考えられる。

¹⁰例えば、イギリス議会ではハラスメント防止のための行動規範を作成中であることから、フォーセット協会是有権者がどのように議会のハラスメントを認識しているかに関する世論調査を行った

(<https://www.fawcettsociety.org.uk/Handlers/Download.ashx?IDMF=6d479f99-6eff-48c1-a28e-0b4bf408a954>, (最終閲覧日：2019年3月15日)。現在進行形の議論に係る調査を実施しエビデンスを提供することで、よりの確な政策形成に寄与している。

海外の取組

本調査団が IDEA を訪問した際に、政党助成金を改正し、女性議員が増えるようなインセンティブを付与すべきであるとの提言を受けた。

IDEA は 2003 年より政治資金データベースを立ち上げ、各国の政治資金の仕組みの紹介を行っている。政治腐敗を防ぎ公正な選挙を実施するには、政治資金の獲得方法や用途について公的な監視と規制が必要だからだ。近年では献金以外に政府からの助成金が投入されるケースも増えており、政党助成金のあり方は男女均等の議会を達成する手段としても注目を浴びるに至っている。IDEA は 2018 年に 30 か国の女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度の調査報告書「Gender-targeted Political Funding for Political Parties」を刊行した。日本への提言もこの報告書から引き出されたものである。

女性議員を増やすことを目的とする政党助成金とは、政党助成金を配分する際に政党の女性比率に応じた配分が助成金の全体あるいは一部に対してなされるもの、又は用途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されているものを指す。政党助成金だけで女性比率を向上させることは難しいが、クオータの導入と併せて設計した場合には、クオータの実効性をさらに高めることができると IDEA は指摘する。日本においては厳密な意味でのクオータではないものの、男女の数の均等を目指す推進法が施行されたことにより、政党助成金制度を通じて男女均等を目指すインセンティブを政党に与えることを IDEA は日本に対して推奨しているのである¹¹。

世界の 3 分に 2 の国が政党助成金制度を導入しているが、女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度を実施しているのは 30 か国である（巻末参考資料参照）。

女性比率に応じて助成額を変化させると、はたして政党行動は変わるのだろうか。第一に、女性候補者が多いほど多くの助成金を得られるようにすれば、政党はもっと女性を擁立する誘引を持つことになると考えられる。ただし、候補者比率だけでは勝算の低い選挙区に女性を集中的に擁立するかもしれないので、議席における女性比率に応じた配分も組み込むことが大事であると IDEA は指摘する。

第二に、女性候補者・議員が政党からの資金援助を得やすくなる効果が生まれる。女性比率に応じて増分されている以上、用途制限がなくとも政党は女性向けの財政援助をしやすくなる。もっとも、用途に関する監視が不十分であれば、政党が実際に何に使うかはわからないので、留意が必要である。

¹¹政党助成金とは別に、選挙資金を還付する制度も存在するが、立替払いが発生する制度はむしろ女性の政治参画を妨げるので推奨できないと IDEA は主張する。日本の供託金は還付制度に似ており、立候補者はポスターや葉書作成等の公費負担の恩恵を受ける一方で、事前に供託金を支払い、一定の得票数があれば還付される。IDEA の提言の趣旨からは、この制度も推奨されないことになるだろう。

おわりに

以上の 10 の示唆は本調査団による海外調査から得られた実際の教訓に基づくものである。「政治分野における男女共同参画推進法」を定着させるために必要な取組はこれらに限定されるものではない。ただし、イギリスとフランスの事例は、日本でも比較的簡単に実行できる取組が数多くあることを示している。法の施行状況を踏まえ、次なる取組の促進が求められている。

参考文献

- 庄司香（2012）「日本の二大政党と政党候補者公募制度：自民党宮城県連の経験が示す制度のエボリューション」『学習院大学法学会雑誌』48(1): 307-341.
- 堤英敬（2012）「候補者選定過程の開放と政党組織」『選挙研究』28(1) 5-20 頁
- （2019）「自民党における候補者公募制度の採用と政党地方組織」『選挙研究』35(1)掲載予定

図表目次

図表Ⅱ-1-1-1	衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移	7
図表Ⅱ-1-1-2	参議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移	8
図表Ⅱ-1-2-1	地方議会における女性議員の割合の推移	9
図表Ⅱ-1-2-2	都道府県議会議員に占める女性の割合	10
図表Ⅱ-1-2-3	市区議会議員に占める女性の割合（都道府県別）	11
図表Ⅱ-1-2-4	町村議会議員に占める女性の割合（都道府県別）	12
図表Ⅱ-1-2-5	各政党における政治分野における男女共同参画推進のための取組	13
図表Ⅲ-1-1-1	庶民院女性議員比率の推移	21
図表Ⅲ-1-1-2	保守党と労働党の女性議員数の推移	24
図表Ⅲ-1-1-3	庶民院選挙における女性指定選挙区選出候補者数と当選者数	30
図表Ⅲ-1-1-4	保守党の庶民院候補者選出プロセス	33
図表Ⅲ-1-1-5	Women2Win プロモーション・ビデオに出演するデーヴィッド・キャメロン首相（当時）	35
図表Ⅲ-1-1-6	Women2Win プロモーション・ビデオに出演するジェレミー・ハント現外相	35
図表Ⅲ-1-1-7	TIG の活動（1）	38
図表Ⅲ-1-1-8	TIG の活動（2）	38
図表Ⅲ-1-1-9	歴代の女性（と平等）大臣と兼務職	43
図表Ⅲ-1-2-1	聞き取りのスケジュール	50
図表Ⅲ-1-2-2	各政党の党员数（庶民院図書室による2018年8月の報告）	52
図表Ⅲ-2-1-1	1958～2018年 日仏の下院女性議員率の推移（%）	73
図表Ⅲ-2-1-2	1993～2017年 フランス国民議会議員選挙 各党女性候補者の割合（%）	74
図表Ⅲ-2-1-3	2012年大統領選挙投票用紙	78
図表Ⅲ-2-1-4	1,000人未満の市町村議会議員選挙の混合連記制を用いる名簿	78
図表Ⅲ-2-1-5	フランス極左・エコロジスト連合のノール＝パ・ド・カレー2015年地域圏議会議員選挙	78
図表Ⅲ-2-1-6	1986年～2015年地域圏議会に占める女性の割合（%）	82
図表Ⅲ-2-1-7	Au pouvoir, citoyennes! Liberté, Égalité, Parité	82
図表Ⅲ-2-1-8	厳格なパリテを貫く強制型	84
図表Ⅲ-2-1-9	強制型ではあるが、より緩和されたパリテ	84
図表Ⅲ-2-1-10	奨励型の緩やかなパリテ	84
図表Ⅲ-2-1-11	パリテ法（2018年の規定）	87
図表Ⅲ-2-1-12	2014年市町村議会議員選挙サン＝モール＝デ＝フォッセ選挙名簿	89
図表Ⅲ-2-1-13	1958年以降の県議会に占める女性の割合	90
図表Ⅲ-2-1-14	セヌ＝サン＝ドニ県のサン＝トゥアンの県議会議員選挙の投票用紙	

.....	91
図表Ⅲ-2-1-15 ボルドー第二選挙区の県議会議員選挙ポスター.....	91
図表Ⅲ-2-1-16 改正前後の県議会議員制度	91
図表Ⅲ-2-1-17 2018年の政党助成金（第一部分）の上位5党の抜粋.....	93
図表Ⅲ-2-1-18 国民議会議員選挙の立候補者と当選者に占める女性の割合（2012年、 2017年）	94
図表Ⅲ-2-1-19 女男平等高等評議会（HCE）組織図	97
図表Ⅲ-2-2-1 マルレーヌ・シアッパ写真	105
図表Ⅲ-2-2-2 マクロン氏が配信した立候補呼びかけのビデオ.....	108
図表Ⅲ-2-2-3 共和国前進・2019年欧州議会議員選挙の立候補呼びかけのビデオ....	109
図表Ⅲ-2-2-4 女性候補者の政治キャリアパス	112
図表Ⅲ-2-2-5 首相付き女男平等局の5か年計画の例	117
図表Ⅲ-2-2-6 各省大臣が取組を説明するビデオメッセージ.....	117
図表Ⅲ-2-2-7 「真の男女平等に向けて」の表紙	119
図表Ⅲ-2-2-8 各分野の男女平等のビジュアル化	119
図表Ⅲ-3-1-1 女性議員比率の5か国比較（1970-2018）	133
図表Ⅲ-4-1-1 回答者の年齢層とその比率	147
図表Ⅲ-4-1-2 女性議員に対する様々な形態の暴力の実態.....	147
図表Ⅲ-4-1-3 精神的暴力を受けた者が経験した精神的暴力行為の具体的内容.....	148
図表Ⅲ-4-1-4 回答者（女性議員）の年齢層とその比率.....	150
図表Ⅲ-4-1-5 暴力の範囲及び性質（調査した女性議員が経験した暴力の形態）	150
図表Ⅲ-4-1-6 調査対象となった全ての女性議員及び40歳未満の女性議員が経験した 精神的暴力の具体的内容	151
図表Ⅲ-4-1-7 調査対象となった全ての女性議員及び40歳未満の女性議員が経験した 性的暴力の具体的内容	151
図表Ⅲ-4-1-8 回答者（議会で働く女性スタッフ）の年齢層とその比率.....	152
図表Ⅲ-4-1-9 暴力の範囲及び性質（調査した議会で働く女性スタッフが経験した暴力 の形態）	152
図表Ⅲ-4-1-10 調査対象となった議会の女性スタッフが経験した精神的暴力、ハラス メント及びいじめの具体的内容	152
図表Ⅲ-4-2-1 地域別に見た国政レベルでのクオータ制の導入状況.....	159
図表Ⅲ-4-2-2 国別の「女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度」の導入状 況.....	160
図表Ⅲ-4-2-3 クオータ制の施行と公的な政治資金（政党交付金）の供与（一部抜粋）	164

参考資料

1. 海外ヒアリング結果概要

①議員・政党系

国 : イギリス

日時 : 2018 (平成 30) 年 11 月 26 日 (月) 10:00~11:00

場所 : 保守党本部

Conservative Campaign Headquarters

(4 Matthew Parker Street, London SW 1 H 9 HQ)

出席者 :

先方 保守党 保守党における女性組織 女性の参画主担当 トリ・ペック氏
Ms. Tori Peck, Head of Women's Engagement, Conservative Women's Organisation,
Conservative Campaign Headquarters

当方 三浦教授、武田教授、濱崎晃 (有限責任監査法人トーマツ 職員)

主なトピックス :

- ・保守党における女性組織の概要について
- ・保守党内における女性候補者育成のトレーニングについて
- ・女性議員・女性候補者への支援 (出産・育児休暇、資金調達等) について

国 : イギリス

日時 : 2018 (平成 30) 年 11 月 26 日 (月) 14:00~15:00

場所 : 労働党

Labour Party

(Southside, 105 Victoria Street, London, SW 1 E 6 QT)

出席者 :

先方 労働党 スタッフ マリヤム・アリ氏

Ms. Maryam Ali, Labour Party Staff

労働党 スタッフ ジョー氏

Ms. Jo, Labour Party Staff

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス :

イギリス労働党における女性候補者支援の概要について

- ・女性候補者育成のトレーニング
- ・女性候補者育成の研修プログラム
- ・ワークショップやイベント等の開催

国 : イギリス

日時 : 2018 (平成 30) 年 11 月 27 日 (火) 16:00~17:00

場所 : エンジェル・ステーション付近の施設

Angel Station (Islington High St, London, N1 8 XX) 付近の施設

出席者 :

先方 ハックニー選挙区労働党 女性役員 クリッシー・ティラー氏

Ms. Chrissie Tiller, Labour Member, Women's officer, Hackney South Shoreditch CLP

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

イギリス労働党における女性の政治的活動への支援の概要について

- ・女性フォーラム、イベント、キャンペーン等の開催
- ・トレーニング（プレゼンテーション、コミュニケーション等）
- ・その他 党内の女性役員のための指針等

国：イギリス

日時：2018（平成30）年11月28日（水） 11:00～12:00

場所：ポートカルス・ハウス

Portcullis House

(House of Commons, London, SW 1 A 0 AA)

出席者：

先方 貴族院議員 アン・ジェンキン氏

Ann Jenkins MP, House of Lords

ウィメン^{トウ}2 ウィン ヴァージニア・クロスビー氏

Ms. Virginia Crosbie, Director, Women2Win

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

- ・Women2Win の活動の概要について
- ・イギリスの政党による女性候補者へのトレーニングについて
- ・イギリスにおける政党及び民間団体（フォーセット協会、ジョー・コックス財団）等との連携について

国：イギリス

日時：2018（平成30）年11月28日（水） 13:00～14:00

場所：ポートカルス・ハウス

Portcullis House

(House of Commons, London, SW 1 A 0 AA)

出席者：

先方 下院議員 ヘレン・グッドマン氏

Helen Goodman MP, House of Commons

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

- ・ヘレン・グッドマン氏の経歴及び政治活動の概要について
- ・イギリスの議会における女性議員への産休・育児休暇について
- ・イギリス労働党内における資金調達について

国：イギリス

日時：2018（平成30）年11月28日（水） 14:00～15:00

場所：ポートカルス・ハウス

Portcullis House

(House of Commons, London, SW 1 A 0 1 AA)

出席者：

先方 下院議員 ヴィッキー・フォード氏
Vicky Ford MP, House of Commons
ヴィッキー・フォード事務所 スタッフ トモス氏
Mr. Tomos, Staff

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

- ・ヴィッキー・フォード氏の経歴及び政治活動の概要について
- ・議員（MP）の政策スタッフ（女性を含む）の活動の概要について
- ・欧州議会における研修等について

国：イギリス

日時：2018（平成30）年11月27日（火） 14:00～15:30

場所：チーフ・ウィップ・オフィス

Chief Whip Office

(Cabinet Office, 70 Whitehall, London, SW 1 A 2 AS)

出席者：

先方 下院議員 ガイ・オPPERマン氏
Guy Opperman MP, House of Commons
チーフ・ウィップ・オフィス付き補佐官 ケイト・ウィルソン氏
Ms. Kate Wilson, Private Secretary to the Government Chief Whip

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

- ・チーフ・ウィップ・オフィスの活動の概要について
- ・ガイ・オPPERマン氏の政治活動の経緯について
- ・イギリスの政党による女性候補者へのトレーニングについて

国：フランス

日時：2018（平成30）年12月4日（火） 14:00～15:00

場所：国民議会

Assemblée nationale

(126 Rue de l'Université, Paris 7^{ème})

出席者：

先方 共和国前進所属下院議員、女性の権利及び男女の機会の平等に関する下院調査団
代表 マリー＝ピエール・リクサン氏
Mme Marie-Pierre Rixain, députée, présidente de la Délégation aux droits des femmes et à
l'égalité des chances entre les hommes et les femmes de l'Assemblée nationale
女性の権利と男女の機会の平等に関する下院調査団付補佐官 クレマン・デュロ
ラ＝パルマー氏
M. Clément Deloras-Palmer, administrateur responsable du secrétariat de la Délégation

当方 村上研究員、内閣府 藤井係長、濱崎

主なトピックス：

- ・共和国前進の方針及び活動の経緯について
- ・マリー＝ピエール・リクサン氏のコミッションとデレガションにおける活動等について
- ・マリー＝ピエール・リクサン氏の議員になるまでとなった後の活動の経緯について

②議会事務局系

国 : イギリス

日時 : 2018 (平成 30) 年 11 月 28 日 (水) 16:00~17:00

場所 : テルフォード・ハウス

Telford House

(14 Tothill Street, Telford House, Westminster, SW 1 H 9 NB)

出席者 :

先方 女性と平等特別委員会 調査担当マネージャー アクセル・カウボ氏
Mr. Axell Kaubo, Inquiry Manager, Women and Equality Select Committee

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス :

- ・イギリス政府における女性と平等委員会の概要について
- ・イギリス政府における各種の委員会の機能及び役割について
- ・イギリス議会の各種委員会における人的資源管理 (大学等の研究者を含む) について

③行政府系 (国及び地方等)

国 : イギリス

日時 : 2018 (平成 30) 年 11 月 27 日 (火) 10:00~11:00

場所 : 政府平等省

Government Equalities Office

(Sanctuary Buildings, Great Smith Street, London, SW 1 P 3 BT)

出席者 :

先方 政府平等省 女性議員担当チーム ヘレン・アンダーソン氏

Ms. Helen Anderson, Women's Political Representation Team, Government Equalities Office

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス :

- ・イギリスの政府平等局におけるヘレン・アンダーソン氏の活動の概要について
- ・イギリスにおけるジェンダー平等の法整備の経緯について
- ・イギリス政府によるジェンダー平等の施策について

国 : フランス

日時 : 2018 (平成 30) 年 12 月 5 日 (水) 14:30~16:00

場所 : 全国地方公務員センター

Centre national de la fonction publique territoriale Centre national de la fonction publique territoriale (CNFPT)

(80 rue de Reuilly, Paris 12^{ème})

出席者 :

先方 全国地方公務員センター評議員 フランソワーズ・デカン＝クローニエ氏
Mme Françoise Descamps Crosnier, Conseillère au Centre national de la fonction
publique territoriale

当方 村上研究員、濱崎

主なトピックス：

- ・フランソワーズ・デカン＝クローニエ氏の政治活動等の経緯について
- ・フランスにおけるジェンダー平等に向けた活動の経緯について
- ・フランスにおける家庭生活と社会生活の両立に向けた女性への支援について

国：フランス

日時：2018（平成30）年12月6日（木） 16:00～17:00

場所：ヨーロッパ及び外務省

Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères

(bureau 512, entrée située au 130 rue de l'Université, Paris 7^{ème})

出席者：

先方 ヨーロッパ及び外務省、アジア・オセアニア局副局長、アソシエーション「女性と
外交」代表 ポーリーヌ・カールモナ氏

Mme Pauline Carmona, directrice adjointe d'Asie et d'Océanie du Ministère de l'Europe et
des Affaires étrangères, Présidente de l'association « Femmes et Diplomatie »

当方 村上研究員、内閣府 藤井係長、濱崎

主なトピックス：

- ・女性外交のアソシエーション（l'association Femmes et Diplomatie）の活動の概要について
- ・外務省の女性職員に対する家庭と仕事の両立支援に向けた働きかけ
- ・官民の垣根を超えた出会いの場の提供
- ・外務省の女性職員の研修等

国：フランス

日時：2018（平成30）年12月7日（金） 17:00～18:00

場所：ヨーロッパ及び外務省

Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères

(bureau 114, entrée située au 130 rue de l'Université, Paris 7^{ème})

出席者：

先方 欧州課長、男女平等担当シニアオフィサー フローランス・マンジャン氏

Mme Florence Mangin, directrice d'Europe continentale et haute-fonctionnaire à l'égalité
femmes-hommes au Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères

協力・開発・人権担当理事付特別アドバイザー リーズ・タルボ＝バレー氏

Mme Lise Talbot Barré, chargée de mission auprès du directeur d'Asie et d'Océanie

欧州課長付アシスタント ジェローム・ケール氏

M. Jérôme Kelle, chargé de mission auprès de la directrice de l'Europe continentale

当方 村上研究員、内閣府 藤井係長、濱崎

主なトピックス：

- ・省内における女性の幹部登用等を推進する取組について

- ・外交分野におけるジェンダー平等を推進する取組について
- ・省庁を横断したジェンダー平等に関する取組について

国 : フランス

日時 : 2018 (平成 30) 年 12 月 10 日 (月) 10:05~11:30

場所 : 首相付女男平等局

Bureau de l'animation et de la veille, bureau de l'égalité professionnelle
(10-18 place des cinq martyrs du lycée Buffon, Paris 14^{ème})

出席者 :

先方 首相付き女男平等局 監視・推進局局长 カロル・スパダ氏

Mme Carole Spada, cheffe du bureau de l'animation et de la veille

職業平等局局长 アナイック・モルヴァン氏

Mme Annaïck Morvan, cheffe du bureau de l'égalité professionnelle du Secrétariat
d'Etat chargé de l'Egalité entre les femmes et les hommes

当方 村上研究員

主なトピックス :

- ・職業上の平等概念について
- ・フランスにおける政治分野の男女平等の推進施策の概要について
- ・フランスのジェンダー平等推進政策全般について
- ・フランスのジェンダー平等推進機関の連携について

国 : フランス

日時 : 2018 (平成 30) 年 12 月 11 日 (火) 15:00~16:15

場所 : ヴァルドワーズ県議会

Conseil départemental du Val d'Oise
(2 avenue du Parc, 95000 Cergy)

出席者 :

先方 モンモランシー市長 ヴァルドワーズ県議会副議長(児童、家族、男女平等担当)、
女男平等高等評議会パリテ部門メンバー ミシェール・ベルティ氏

Mme Michèle Berthy, Maire de Montmorency et vice-présidente du Conseil départemental du
Val d'Oise, déléguée à l'Enfance, la Famille et à l'Egalité femmes-hommes

当方 村上研究員

主なトピックス :

- ・共和党の予備選挙の選考プロセスと党による研修や支援等について
- ・ミシェール・ベルティ氏の議員になるまでとなった後の活動の経緯について
- ・HCEにおけるミシェール・ベルティ氏の活動の概要について

④政府の諮問機関係

国 : フランス

日時 : 2018 (平成 30) 年 12 月 13 日 (木) 16:05~17:10

場所 : 女男平等高等評議会

Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes(HCE)
(55 rue Saint-Dominique, Paris 7^{ème})

出席者：

先方 女男平等高等評議会 欧州・国際関係担当委員 クレア・ル＝カルドゥール氏
Mme Cléa Le Cardeur, commissaire aux affaires internationales et européennes, Haut Conseil
à l'Égalité entre les femmes et les hommes
女男平等高等評議会健康部門メンバー、アソシアシオン「女性議会」代表 ジュヌヴ
ィエーヴ・クーロー氏
Mme Geneviève Couraud, Présidente de l'association « L'Assemblée des Femmes »,
Ancienne Présidente de l'Observatoire des droits des femmes des Bouches-du-Rhône

当方 村上研究員

主なトピックス：

- ・社会党のパリテ推進施策について
- ・社会党の女性立候補支援策について
- ・HCEの“avis”や“recommandations”(見解や提言)等について

⑤国際機関係

国：スウェーデン

日時：2018(平成30)年11月29日(木) 15:00～16:00

場所：民主主義・選挙支援国際研究所

International IDEA

(Strömsborg SE-103 34 Stockholm)

出席者：

先方 国際関係 シニア・アドバイザー ペトラ・アウエル・ヒンバーグ氏
Ms. Petra Auer-Himberg, Senior Adviser Member States & External Relations
シニア・プログラム・オフィサー 浜田 幸彦 氏
Dr. Mr. Yukihiko Hamada, Senior Programme Officer
スタッフ リン・シモンズ氏
Ms. Lynn Simmonds, Staff
スタッフ アンナ・マリー氏
Ms. Anna Marie, Staff
スタッフ ソフィア氏
Ms. Sophie, Staff
ほかスタッフ1名

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

- ・ジェンダークオータ・データベースの概要について
- ・ジェンダー平等を推進する公的資金調達システムについて
- ・公的資金に関する監視について

国：スイス

日時：2018(平成30)年12月3日(月) 14:00～15:00

場所：IPU

Inter-Parliamentary Union

(Chemin du Pommier 5, Case Postale 330 1218 Le Grand-Saconnex Geneva)

出席者：

先方 ジェンダー・パートナーシップ・プログラム プログラム・オフィサー マリアーナ・デュローテ・ミュッテンベルグ氏

Ms. Mariana Duarte Mützenberg, Gender Partnership Programme, Programme Officer
スタッフ ブリジット・フィロン氏

Ms. Brigitte Filion, Staff

当方 村上研究員、内閣府 藤井係長、濱崎

主なトピックス：

- ・議会における女性への暴力の問題について
- ・比例代表制を活用した女性議員の拡大に向けて
- ・政党助成金を活用した女性議員の拡大に向けて

国：フランス

日時：2018（平成30）年12月6日（木） 10:30～11:15

場所：経済協力開発機構

Organisation for Economic Co-operation and Development Headquarters (OECD)

(2, rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16 France)

出席者：

先方 パブリック・ガバナンス局 ジェンダー包括ユニット ポリシー・アナリスト
パイナール・ガヴェン氏

Ms. Pinar Guven, Policy Analyst, Gender and Inclusiveness Unit, Public Governance
Directorate

当方 村上研究員、内閣府 藤井係長、濱崎

主なトピックス：

- ・OECDの調査研究活動の概要について
- ・ジェンダー平等に関する先進事例（カナダ、メキシコの取組等）について
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する先進事例（オーストラリアの取組等）について

⑥研究機関係

国：イギリス

日時：2018（平成30）年11月26日（月） 17:00～18:00

場所：下院付近の施設

House of Commons (House of Commons, London, SW 1A 0AA) 付近の施設

出席者：

先方 ロンドン大学教授 サラ・チャイルズ氏

Professor Ms. Sarah Childs, University of London

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス：

- ・イギリス議会におけるサラ・チャイルズ氏の公的な活動の概要について
- ・イギリスの政党による女性候補者支援について

- ・イギリスにおける政党、ジャーナリスト、民間団体等との連携について

国 : スウェーデン

日時 : 2018 (平成 30) 年 11 月 30 日 (金) 8:00~9:00

場所 : ストックホルム大学

Stockholm University

(Stockholm University, SE-106 91 Stockholm)

出席者 :

先方 ストックホルム大学教授 レニータ・フライデンヴァール氏

Professor Ms. Lenita Freidenvall, Stockholm University

当方 三浦教授、武田教授、濱崎

主なトピックス :

- ・スウェーデンにおける政治、行政、経済分野でのジェンダー平等に向けた活動の経緯について
- ・スウェーデンのアカデミズムにおけるジェンダー平等の現状と課題について
- ・スウェーデンの政党を中心とするジェンダー平等に向けた取組について

国 : フランス

日時 : 2018 (平成 30) 年 12 月 4 日 (火) 16:30~17:30

場所 : フランス国立科学研究センター

Le Centre de recherches politiques de Sciences Po (CEVIPOF)

(98 rue de l'Université, Paris 7^{ème})

出席者 :

先方 フランス国立科学研究センター (CNRS) 研究ディレクター、パリ政治学院附属

現代フランス政治研究所教授、女男平等高等評議会パリテ部門代表 レジャー

ヌ・セナック氏

Mme Réjane Sénac, directrice de recherche au CEVIPOV (CNRS) au Centre de

recherches politiques de Sciences Po Paris

当方 村上研究員、内閣府 藤井係長、濱崎

主なトピックス :

- ・HCE における活動 (パリテに関する憲法改正等をはじめとする法律改正の提言 (勧告) 及び特定課題 (性暴力等) についての提言)
- ・フランスにおけるジェンダー平等に向けた活動の経緯について
- ・フランスにおける政治職とその他の職業との兼職について

2. 地域別・諸外国の国会議員に占める女性の割合とクォータ制の取組

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クォータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
アフリカ（54カ国）					
中央アフリカ（10カ国）					
ブルンジ共和国	36.40	46.20	■		
カメルーン共和国	31.10	26.00	▲	2	
中央アフリカ共和国	8.60	—			
チャド共和国	15.30	—			
コンゴ共和国	11.30	19.70	●		
コンゴ民主共和国	8.90	4.60	●		
赤道ギニア共和国	20.00	15.30	▲	1	
ガボン	？	17.60			
ルワンダ	61.30	38.50	■		
サントメ・プリンシペ	14.50	—			
東アフリカ（9カ国）					
ジブチ	26.20	—	■		
エリトリア	22.00	—	■		
エチオピア	38.80	32.00	▲	1	○
ケニア	21.80	30.90	■▲	3	□△
ソマリア	24.40	24.10	■		
スーダン	30.50	35.20	■		
南スーダン			■		
ウガンダ	34.30	—	■		

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クォータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
タンザニア連合共和国	37.20	—	■▲	1	
北アフリカ（5カ国）					
アルジェリア	25.80	7.00	■		
エジプト	14.90	—			
リビア	16.00	—	●		
モロッコ	20.50	11.70	■		
チュニジア	31.30	—	●		
南アフリカ（14カ国）					
アンゴラ	30.50	—	●		
ボツワナ	9.50	—	▲	2	
コモロ	6.10	—			
レント	22.10	25.00	●		
マダガスカル	19.20	20.60			
マラウイ	16.70	—	▲	2	
モーリシャス	11.60	—			
モザンビーク	39.60	—	▲	1	
ナミビア	46.20	23.80	▲	1	
セーシェル	21.20	—			
南アフリカ	42.70	35.20	▲	1	
エスワティニ (旧国名： スワジランド)	7.20	23.30	■		

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クォータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
ザンビア	18.00	—			
ジンバブエ	31.50	43.80	■▲	2	
西アフリカ（16カ国）					
ベナン	7.20	—			
ブルキナファソ	11.10	—	●		○
カーボヴェルデ	23.60	—	●		○
コートジボワール	10.60	12.10	▲	1	
ガンビア	12.70	—			
ガーナ	21.90	—			
ギニア			●		
ギニアビサウ	13.70	—			
リベリア	12.30	10.00			
マリ	8.80	—	▲	1	□
モーリタニア	20.30	—	●		
ニジェール	17.00	—	■▲	1	□
ナイジェリア	5.60	6.50			
セネガル	41.80	—	●		
シエラレオネ	12.30	—			
トーゴ	17.60	—	●		□
アメリカ大陸（35カ国）					
カリブ諸国（13カ国）					
アンティグア・バーブーダ	11.10	52.90			
バハマ	12.80	43.80			

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クォータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
バルバドス	20.00	38.10			
キューバ	53.20	—			
ドミニカ	25.00	—			
ドミニカ共和国	26.80	9.40	●		
グレナダ	46.70	30.80			
ハイチ	2.50	3.60	■		○
ジャマイカ	17.50	23.80			
セントクリストファー・ネイビス	13.30	—			
セントルシア	16.70	27.30			
セントビンセント及びグレナディーン諸島	13.00	—			
トリニダード・トバゴ共和国	31.00	29.00			
中米（7カ国）					
ベリーズ	9.40	15.40			
コスタリカ	45.60	—	●▲	4	△
エルサルバドル	31.00	—	●▲	1	
グアテマラ	12.70	—	▲	2	
ホンジュラス	21.10	—	●		○△
ニカラグア	45.70	—	●▲	3	
パナマ	18.30	—	●		△

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クオータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
北米（3カ国）					
カナダ	26.90	46.70	▲	2	
メキシコ	48.20	49.20	●▲	1	△
アメリカ合衆国	23.50	24.00			
南米（12カ国）					
アルゼンチン	38.90	41.70	●▲	1	
ボリビア	53.10	47.20	●▲	1	
ブラジル	15.00	14.80	●▲		△
チリ	22.60	23.30	●▲	3	○△
コロンビア	18.10	20.40	●		□△
エクアドル	38.00	—	●		
ガイアナ	31.90	—	●		
パラグアイ	15.00	17.80	●▲	4	
ペルー	27.70	—	●		
スリナム	25.50	—			
ウルグアイ	20.20	29.00	●▲	1	
ベネズエラ	22.20	—	▲		
大洋州（15カ国）					
オーストラリア	28.70	40.80	▲	1	
ミクロネシア連邦	0.00	—			
フィジー	19.60	—			
キリバス	6.50	—			
マーシャル諸島	9.10	—			
ナウル	10.50	—			
ニュージーランド	38.30	—			
パラオ	12.50	15.40			

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クオータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
ニュージーランド	38.30	—			
パラオ	12.50	15.40			
バプアニューギニア	0.00	—			○
サモア	10.00	—	■		
ソロモン諸島	2.00	—	●		○
東ティモール	33.80	—	●		
トンガ	7.40	—			
ツバル	6.70	—			
バヌアツ	0.00	—			
アジア（41カ国）					
東アジア（5カ国）					
中国	24.90	—	■		
朝鮮民主主義人民共和国	16.30	—			
日本	10.10	20.70			
モンゴル	17.10	—	●		
韓国	17.00	—	●▲	1	○△
中央アジア（5カ国）					
カザフスタン	27.10	10.60			
キルギスタン	19.20	—	●		
タジキスタン	19.00	21.90			
トルクメニスタン	24.80	—			
ウズベキスタン	16.00	17.00	●		

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合 (%)	国会議員（上院）の女性割合 (%)	クオータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
中東（13カ国）					
バーレーン	15.00	22.50			
イラン	5.90	—			
イラク	25.20	—	■		
イスラエル	27.50	—	▲	5	
ヨルダン	15.40	15.40	■		
クウェート	3.10	—			
レバノン	4.70	—			
オマーン	1.20	16.50			
カタール	9.80	—			
サウジアラビア	19.90	—	■		
シリア・アラブ共和国	13.20	—			
アラブ首長国連邦	22.50	—			
イエメン	0.00	1.80			
南アジア（8カ国）					
アフガニスタン	?	26.50	■		
バングラデシュ	20.30	—	■		
ブータン	14.90	16.00			
インド	11.80	11.40			
モルディブ	5.90	—			
ネパール	32.70	37.80	●		
パキスタン	20.20	19.20	■		
スリランカ	5.80	—			
東南アジア（10カ国）					
ブルネイ	9.10	—			
カンボジア	20.00	17.70			

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合 (%)	国会議員（上院）の女性割合 (%)	クオータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
インドネシア	19.80	—	●		
ラオス人民民主共和国	27.50	—			
マレーシア	13.90	22.10			
ミャンマー	10.20	10.40			
フィリピン	29.50	25.00	▲	2	
シンガポール	23.00	—			
タイ	5.30	—	▲	1	
ベトナム	26.70	—			
欧州（48カ国）					
アルバニア	27.90	—	●		○
アンドラ	35.70	—			
アルメニア	18.10	—	●		
オーストリア	34.40	36.10	▲	3	
アゼルバイジャン	16.80	—			
ベラルーシ	34.50	30.40			
ベルギー	38.00	50.00	●		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.40	13.30	●		□
ブルガリア	18.50	—			
クロアチア	23.50	—	●▲	1	○
キプロス	17.90	—	▲	2	
チェコ共和国	22.00	16.00	▲	1	
デンマーク	37.40	—			
エストニア	26.70	—			

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クオータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
フィンランド	42.00	—			△
フランス	39.60	29.30	●▲	1	○
ジョージア（グルジア）	16.00	—			○
ドイツ	30.70	39.10	▲	4	
ギリシャ	18.70	—	●▲	1	
ハンガリー	12.60	—	▲	2	
アイスランド	38.10	—	▲	4	
アイルランド	22.20	30.00	●		○△
イタリア	35.70	35.30	●▲	1	○△
ラトビア	31.00	—			
リヒテンシュタイン	12.00	—			
リトアニア	21.30	—	▲	1	
ルクセンブルク	20.00	—	▲	4	
マルタ	11.90	—	▲	1	
モナコ	33.30	—			
モンテネグロ	23.50	—	●		
オランダ	36.00	34.70	▲	2	

国名	国会議員（下院又は一院制）の女性割合（%）	国会議員（上院）の女性割合（%）	クオータ制の種類	導入している政党の数	女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度
ノルウェー	41.40	—	▲	4	
ポーランド	28.00	14.00	●		
ポルトガル	34.80	—	●		○
モルドバ共和国	22.80	—	●		○
ルーマニア	20.70	14.00	▲	3	△
ロシア連邦	15.80	17.10			
サンマリノ	26.70	—			
セルビア	34.40	—	●		
スロバキア	20.00	—	▲	4	
スロベニア	24.40	10.00	●▲	2	
スペイン	39.10	38.00	●▲	7	
スウェーデン	46.10	—	▲	4	
スイス	32.50	15.20	▲	1	
マケドニア（旧国名：旧ユーゴスラビア共和国）	38.30	—			
トルコ	17.40	—	▲	1	
ウクライナ	12.30	—			□
英国	32.20	26.30	▲	2	

（備考）

「■」は憲法又は法律のいずれかによる議席割当制、「●」は憲法又は法律のいずれかによる候補者クオータ制、「▲」は政党による自発的なクオータ制として記載。議席割当制は、国会（下院又は一院制）に導入されている場合、候補者クオータ制は、国会議員（下院又は一院制）の選挙につき導入されている場合に記載。さらに、以下のジェンダークオータ・データベースの検索結果に基づき、「▲」の政党による自発的なクオータ制を導入している政党数について追記。

「女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度」について、「□」は「適格性に基づくタイプ」（事前に設定した女性比率を超えた場合に助成金の全額又は一部を受け取れるようにするもの）、「○」は「配分に基づくタイプ」（女性候補者・議員比率に応じて配分額を増加させるか、あるいは数値目標との差に応じて配分額を増減させるもの）、「△」は「使途制限をかけるタイプ」（使途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されているもの）として記載。

（出典）

IDEA ジェンダークォータ・データベース（Gender Quotas Database）

Voluntary Political Party Quotas

<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/voluntary-overview>

（最終閲覧日：2019（平成 31）年 3 月 14 日）。

また、IPU HP（Women in national parliaments World Classification）

<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif.htm>（最終閲覧日：2019（平成 31）年 2 月 27 日）により、2018（平成 30 年）12 月 1 日時点での各国の上院及び下院（又は一院制）の女性議員の割合を明記。